

II - 15 こども未来課

【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

1. 検証結果

(1) 平成 24 年度長崎県保育所職員研修委託事業について

① 概要

委託内容	平成 24 年度長崎県保育所職員研修委託事業		
契約方法	委任契約		
契約金額	3,586,000 円		
過年度の推移 (円)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	3,586,000	3,586,000	3,586,000

② 積算根拠の明確化について (意見)

当該契約は委任契約であり、積算金額が予定価格であり当初契約額となる。積算金額の根拠の不明な点があり (単価の算出根拠など)、過年度の実績に基づくもの、見積書徴取の結果など、疎明資料とともに整理し、伺いによる検証、承認を得るようにするべきである。

③ 実績確認の徹底について (意見)

委託先が作成した委託費の内訳のうち、その他事務費 290,025 円については、満額委託費として含めると契約額を超過するため、「内、161,930 円を委託費より支出」となっている。このため、県の実績確認においては、その他事務費の個々の取引について突合の証跡が確認できなかった。取引の実在性は検証するべきであって、それが確認できてはじめて、161,930 円を委託費より支出することが可能となるのであるから、検証は厳格に行うべきである。

II - 16 こども家庭課

【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

1. 検証結果

(1) 児童委員主任児童委員地域研修会児童虐待防止啓発映画上映業務について

① 概要

委託内容	児童委員主任児童委員地域研修会児童虐待防止啓発映画上映業務		
契約方法	一者随意契約（見積書による）		
契約金額	3,554,640 円		
過年度の推移（円）	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	—	—	3,250,590

② 設計金額の誤りについて（意見）

設計金額の算定で、県単価より参考見積の方が安価であるのに、県の単価を用いている例がある。例えば、スタッフ人件費（日額）を予算単価の筆耕事務員単価 5,900 円としているが、委託先からの参考見積では、これより安価である。また、旅費も県の規定を用いているが、参考見積の方が安価である。割高な積算金額となってしまうている。

また、平成 23 年度契約の設計金額の算定においては、参考見積において既に税込で記載されているにもかかわらず、県で算定を行う際、二重に消費税を加算している費目があった。これは明らかな誤りである。施行伺いの牽制が利いていない。

チラシ、ポスター製作費についても、委託先のみ参考見積ではなく、複数見積もりが可能なのであるから、比較により設計金額を算定するべきである。

③ 変更契約による契約額の増額理由について（意見）

平成 23 年度の契約変更による増額については、伺い文書にも増額理由が記載されていない。増額となった要因は、上映会場数の増加によるものであるが、なぜ、上映会場数を増やさなければならなかったか、理由が検討されていない。

単なる予算消化と受け止められないように、その理由を明示するべきである。

II - 17 産業振興課

【第一テーマ】平成 23 年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

No	1
区分	指摘
報告書頁	28
項目	【派遣人件費補助金等について】 財団法人長崎県産業振興財団
措置掲載文	以下の点を検証すると、大阪高裁において違法支出と判断された神戸市住民訴訟の対象となった補助金の形態と類似しており、法的リスクが高いと思われる。 ア 公務員派遣法に従って、派遣人件費相当額を含む財政援助（補助金）が派遣先団体に支給されているか イ 派遣先団体で財政援助資金が派遣職員の人件費として費消されているか ウ 派遣協定書の従事可能業務が公務員派遣法第 6 条第 2 項と文言上不一致か
報告書原文	なお、上記リストのうち、財団法人長崎県産業振興財団、社会福祉法人長崎県障害者福祉事業団については、今回の包括外部監査において当初、監査対象先団体として取り扱っていなかったが、公務員派遣法に関する問題の重要性に鑑みて、追加して補助金事務の関係書類及び派遣協定書（「派遣職員の取り扱いに関する取り決め書」）を徴求し、別途公務員派遣法に係る合規性の観点から検証したところ、職員派遣及び人件費相当額の補助金受給が見られる他の団体と同種の問題が見られたため、ここで取り上げることとした。 つまり、上述の判決文をもとに各々の派遣及び補助金について、次の「ア」から「ウ」を検討すると、いずれの補助金も判決の対象とした補助金の形態と類似し、法的リスクが高いと思われる（各論を参照のこと）。 ア 公務員派遣法に従って、派遣人件費相当額を含む財政援助（補助金）が派遣先団体に支給されているか イ 派遣先団体で財政援助資金が派遣職員の人件費として費消されているか ウ 派遣協定書の従事可能業務が、公務員派遣法第 6 条第 2 項と文言上不一致か
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	平成 23 年度から、職員派遣費補助金を廃止し、県の派遣条例第 4 条の規定により支給することができることとされている給料等を県が直接支給し、実績給については、事業費補助金への算定において、その業務に応じた補助金を支給するよう見直しを行っております。

	<p>なお、派遣協定書の従事可能業務については、平成 24 年 4 月から、同取決め書において、派遣職員の従事する業務が公務員派遣法第 6 条第 2 項に該当することを確認するよう改めました。</p>
所見	<p>特に問題はない。</p>

No	2
区分	指摘
報告書頁	73
項目	<p>【その他について】 長崎県陶磁器振興会負担金 301,000 円について</p>
措置掲載文	<p>長崎県陶磁器振興会から負担金の請求書が発行されているが、この振興会の会長は、現長崎県知事であり、委任状を発行することなく、会長名義により発行された請求書も県知事宛てに出されているため、民法第 108 条の双方代理となっている。当該請求の代理効果は県に帰属しないため、かかる請求によって支払った会費負担金については返還が必要である。振込口座の指示についても本来は委任状が必要と考える。</p>
報告書原文	<p>(3) その他について</p> <p>長崎県陶磁器振興会負担金 301,000 円について (指摘)</p> <p>長崎県陶磁器振興会から負担金の請求書が発行されているが、この振興会の会長は、現長崎県知事であり、委任状を発行することなく、会長名義により発行された請求書も県知事宛てに出されているため、民法第 108 条の双方代理となっている。当該請求の代理効果は県に帰属しないため、かかる請求によって支払った会費負担金については返還が必要である。</p> <p>本来は、陶磁器振興会側において委任状によって副会長等に請求を委任し、請求書も代理人名義で作成されなければならない (かかる事務については、以前通達された出納局の取扱い文書に従ったことが原因であるが、法律解釈については慎重におこなうべきである)。</p> <p>また通帳名義も、当該団体が任意団体 (人格なき社団) であり、会則は存在するが事務局を置く旨の定めもないため、「長崎県陶磁器振興会会長中村法道」名義でなければならないはずだが、「長崎県陶磁器振興会」であるため請求に対する振込口座名としては名義が相違している。振込口座の指示についても本来は委任状が必要と考える。</p>
要約判定 内容相違	<p>特に問題はない。</p>
講じた措置の内容等	<p>長崎県陶磁器振興会は、県からの負担金について双方代理となることがないように、平成 23 年 4 月から事務委任規程を制定のうえ、同規程に基づき適正に委任手続きを行っております。</p>

	なお、ご指摘のあった平成 22 年度の負担金については返還を求めるとともに、適正な手続きでの請求・支払いを行うこととしております。
所見	特に問題はない。

No	3																												
区分	意見																												
報告書頁	77																												
項目	【社団法人長崎県貿易協会について】 中国人顧問配置に係る補助金について																												
措置掲載文	長崎県上海事務所運営費補助金の内、中国人顧問配置に係る補助金に関しては、要綱では対象経費が「運営に要する経費」と規定されており具体的な内容が明示されておらず、弾力運用により当該補助金の本来の趣旨及び対象経費基準を逸脱して貿易協会が支出することがないよう、対象経費を明確化し、貿易協会にも周知する必要があると考える。																												
報告書原文	<p>④ 長崎県上海事務所運営費補助金について</p> <p>イ 中国人顧問配置に係る補助金について（意見）</p> <p>当該補助金の内、中国人顧問配置に係る補助金（以下、「顧問補助金」という）に関しては、要綱において個別に対象経費が明記されていないが、補助金の概要を記した内部調書においては次のような内容が明記されている。</p> <table border="1" data-bbox="470 1249 1326 1503"> <tr> <td>対象事業の内容</td> <td>県内の企業及び中国企業の実情を理解し、中国政府機関等とも通じている人物を、非常勤顧問として上海事務所配置し、中国の法制度、商習慣、企業情報等のアドバイスを得る。</td> </tr> <tr> <td>制度概要 (補助金等の算定方法など)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中国産業顧問(アドバイザー)報酬 月額 270 千円×12 月=3,240 千円 ・ 中国産業顧問(アドバイザー)旅費 月額 27 千円×12 月=324 千円 合計 3,564 千円 </td> </tr> </table> <p>当該顧問補助金について関係帳簿類等の確認を行ったところ、平成 22 年度における支出明細は次の通りである。</p> <table border="1" data-bbox="470 1693 1326 1989"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>H22 年度 顧問経費明細</th> <th>集計額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>顧問料(月：8,250 元)</td> <td>1,313,809 円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>顧問交通費</td> <td>100,519 円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>顧問通信費</td> <td>107,260 円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>現地スタッフパソコン他</td> <td>148,623 円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>中国国際投資貿易商談会フーズ代</td> <td>85,554 円</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>廈門出張(顧問以外)</td> <td>104,077 円</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>電話機購入</td> <td>12,208 円</td> </tr> </tbody> </table>	対象事業の内容	県内の企業及び中国企業の実情を理解し、中国政府機関等とも通じている人物を、非常勤顧問として上海事務所配置し、中国の法制度、商習慣、企業情報等のアドバイスを得る。	制度概要 (補助金等の算定方法など)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中国産業顧問(アドバイザー)報酬 月額 270 千円×12 月=3,240 千円 ・ 中国産業顧問(アドバイザー)旅費 月額 27 千円×12 月=324 千円 合計 3,564 千円 	No	H22 年度 顧問経費明細	集計額	1	顧問料(月：8,250 元)	1,313,809 円	2	顧問交通費	100,519 円	3	顧問通信費	107,260 円	4	現地スタッフパソコン他	148,623 円	5	中国国際投資貿易商談会フーズ代	85,554 円	6	廈門出張(顧問以外)	104,077 円	7	電話機購入	12,208 円
対象事業の内容	県内の企業及び中国企業の実情を理解し、中国政府機関等とも通じている人物を、非常勤顧問として上海事務所配置し、中国の法制度、商習慣、企業情報等のアドバイスを得る。																												
制度概要 (補助金等の算定方法など)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中国産業顧問(アドバイザー)報酬 月額 270 千円×12 月=3,240 千円 ・ 中国産業顧問(アドバイザー)旅費 月額 27 千円×12 月=324 千円 合計 3,564 千円 																												
No	H22 年度 顧問経費明細	集計額																											
1	顧問料(月：8,250 元)	1,313,809 円																											
2	顧問交通費	100,519 円																											
3	顧問通信費	107,260 円																											
4	現地スタッフパソコン他	148,623 円																											
5	中国国際投資貿易商談会フーズ代	85,554 円																											
6	廈門出張(顧問以外)	104,077 円																											
7	電話機購入	12,208 円																											

	8	現地スタッフ時間外手当	27,514 円	
	9	現地スタッフパソコンソフト	25,540 円	
	10	3G 通信カード	19,125 円	
	11	中国国際環境保護展	193,800 円	
	12	環境冊子	341,630 円	
	13	武漢キャンセル代	3,061 円	
	14	カラーコピートナー代	81,280 円	
			計	2,564,000 円
		<p>以上のように、内部調書に明記されている顧問の報酬及び旅費以外の経費についても補助対象経費として支出されている。</p> <p>当該内容に関して貿易協会及び県担当者へヒアリングを行ったところ、顧問の報酬及び旅費以外の活動費についても、支出の都度貿易協会担当者と確認を行い、支出を承諾しており、対象経費として認めているとのことであった。</p> <p>この件に関しては、要綱では対象経費が「運営に要する経費」と規定されており、当該要綱に基づき事務処理はなされているが、対象経費の具体的な内容が明示されておらず、弾力運用により、当該補助金の本来の趣旨及び対象経費基準を逸脱して貿易協会が支出することがないように対象経費を明確化し、貿易協会にも周知する必要があると考える。</p>		
要約判定 内容相違	特に問題はない。			
講じた措置の内容等	<p>平成 23 年度については、運用基準を策定し、補助対象経費の明確化を図りました。</p> <p>なお、平成 24 年度から中国人顧問配置に係る補助金については、上海事務所運営費補助金とは別に、中国ビジネス展開支援事業補助金として新たに要綱を策定し、対象経費についても明確化を図っております。</p>			
所見	措置ができていない。措置の検証の詳細については、別記 1 参照のこと。また、措置以外の問題については「2. 追加検討した事項」を参照のこと。			

別記 1

① 制定にかかる経緯等

平成 22 年度までは産業政策課、平成 23 年度はアジア・国際戦略課が長崎県上海事務所運営費補助金の一部として社団法人長崎県貿易協会へ中国産業アドバイザー（顧問）にかかる経費を助成（予算は産業振興課が各課へ再配当）。しかし、平成 23 年度包括外部監査において、中国産業顧問にかかる補助対象経費の具体的明示がなされていないため、今後は対象経費の明確化が必要との意見が述べられた。

この意見を受け、中国産業アドバイザーにかかる経費について、平成 24 年度からは別途補助金実施要綱を定め、産業振興課が直接社団法人長崎県貿易協会へ助成を行うものとした。平成 23 年 9 月 30 日付けで、「中国産業アドバイザー配置補助金の運用について」として中国産業アドバイザーの補助対象経費を規定している。

② 補助金対象経費の疎明資料の整備の不十分性について（意見）

平成 24 年度における当該補助金の支出内容は次のとおり。

平成24年度中国ビジネス展開支援事業費補助金 対象経費一覧表（単位：円）

月	報償費	使用料	広告宣伝費	業務連絡費	支出額 計	レート	備考	アドバイザー 同行の有無
4	107,415			52,887	160,302	13.02	長崎出張（上海長崎投資環境説明会）	同行
5	107,415			123,663	231,078	↓	長沙出張（中部博覧会）	同行
6	107,415		49,476		156,891	↓	ブース装飾（中部博覧会）	
7	107,415		358,050		465,465	↓	出展料（日中ものづくり商談会）	未同行
8	107,415	156,240			263,655	↓	出展料（中国国際投資貿易商談会）	未同行
9	104,032			58,920	162,952	12.61	廈門出張（中国国際投資貿易商談会）	
10	104,033		148,798		252,831	↓	ブース装飾（中国国際投資貿易商談会）	
11	104,032				104,032	↓		
12	108,653				108,653	13.17		
1	108,653				108,653	↓		
2	118,470				118,470	14.36		
3	119,130	352,336	423,092		894,558	14.44	出展料（上海梅龍鎮伊勢丹九州フェア） 製作費（環境エネルギー産業パンフ）	未同行
合計	1,304,078	508,576	979,416	235,470	3,027,540			

補助対象経費	3,027,540
補助金額	2,940,000

当該補助金については、平成 23 年度包括外部監査の指摘を受けて、対象経費の明確化を図り、対象経費とした（1）中国産業アドバイザーの配置経費（2）中国産業アドバイザーの活動に付随する業務に要する経費、であることを裏付ける資料として、支出経費に伴う領収書等はもちろんのこと、当該アドバイザーには定期的に業務報告書の提出を求めることとなっている。

平成 24 年度においては、当該報告書が「4～5 月分」「6～7 月分」「8～11 月分」「12～3 月分」と 4 回提出されている。

当該補助金の対象経費となる（2）中国産業アドバイザーの活動に付随する業務に要する経費、の制定趣旨を鑑みれば、当該活動を裏付ける業務報告書に記載された活動に付随して支出された経費が対象経費となると考えるのが通常であると言える。

平成 24 年度の対象経費一覧は上記のとおりであるが、一覧表にあるように、各地で開催された博覧会等において業務報告書には一切の活動記録がなく、担当者へのヒアリングにおいても当該アドバイザーは同行していないことが確認できた。

アドバイザーの活動の記録である業務報告書に記載がない事項については、当然にアドバイザーの活動に付随する業務とは言えず、結局、上記表の網掛け金額の経費については、付随する業務であることの疎明が十分ではない。今後は、先般からの監査指摘を踏まえ、対象経費であることを立証しうる資料の整備、県による検証の体制の整備が必要である。

No	4
----	---

区分	指摘
報告書頁	87
項目	【長崎県食料産業クラスター協議会について】 収支残高と通帳残高の不一致について
措置掲載文	当該団体の普通預金の残高が過年度の利息分だけ存在し、その額だけ収支決算と不一致である。今後「預金利息収入」で収入に計上し、収支決算（繰越金残高）と通帳残高を一致させるべきである。
報告書原文	(3) 長崎県食料産業クラスター協議会について ア 収支残高と通帳残高の不一致について（指摘） 当該団体の普通預金の残高が過年度の利息分だけ存在し、その額だけ収支決算と不一致である（上記決算では繰越金はゼロである）。今後「預金利息収入」で収入に計上し、収支決算（繰越金残高）と通帳残高を一致させるべきである。
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	平成 23 年度から預金利子を決算に計上し、通帳残高と一致するよう改めました。
所見	特に問題はない。

No	5
区分	指摘
報告書頁	87
項目	【長崎県食料産業クラスター協議会について】 県と団体との組織分離について
措置掲載文	当該協議会の担当事務職員は物産流通推進本部の県職員であるが、兼務しているにもかかわらず職務専念義務免除の手続きを行っておらず問題がある。 加えて物件の使用に関して、平成 22 年当時、当該協議会（物産流通推進本部）は民間ビルの借上不動産に入居しているが、物件所有者と県とのそもそもの賃借契約に転貸禁止条項があるため、所有者との間で転貸借承諾合意書が締結されている必要があったと考える。
報告書原文	イ 県と団体との組織分離について（指摘） 当該協議会の担当事務職員は物産流通推進本部の県職員であるが、兼務しているにもかかわらず職務専念義務免除の手続きを行っておらず、地方公務員法及び「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「同規則」において問題がある。 加えて物件の使用に関しての取扱いに問題が生じていた。平成 22 年当時、クラスター協議会（物産流通推進本部）は民間ビルの借上不動産に入居している。「借上不動産

	の取扱いについて」(昭和 39 年 7 月 17 日 39 管第 115 号総務部長通知)「二借上不動産の管理」2 において、借上不動産は公有財産の管理に準じた取扱いをすることが謳われており、さらに任意団体の使用許可については、行政財産目的外使用許可事務取扱要領第 18 条 (7) の使用許可の免除によって許可手続は不要となるが、物件所有者と県とのそもそもの賃借契約に転貸禁止条項があるため、この点所有者との間で転貸借承諾合意書が締結されている必要があったと考える。当時、このような対外的な処理は行われていなかった。
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	兼務の県職員については、平成 23 年度から、職務専念義務免除の承認手続きを取るよう改めております。 なお、借上不動産の問題については、平成 23 年度に当該協議会事務局が県本庁舎の産業振興課へ移転しており、現状では存在しておりませんが、今後同様の事例が生じた場合には十分注意してまいります。
所見	当該措置については特に問題はない。ただし、「2. 追加検討した事項」参照のこと。

No	6
区分	意見
報告書頁	87
項目	【長崎県食料産業クラスター協議会について】 経費の節減のための入札制度の導入について
措置掲載文	交流会開催費のうち、会場使用料としてホテルへの支払いを行っているが、このような金額の大きいものについては、少なくとも合い見積りを行うなどして経費の節減を行うべきである。県としても実績確認において、この旨指導するべきである。
報告書原文	ウ 経費の節減のための入札制度の導入について (意見) 交流会開催費のうち、会場使用料としてホテルへの支払いを行っているが、このような金額の大きいものについては、少なくとも合い見積りを行うなどして経費の節減を行うべきである。県としても実績確認において、この旨指導するべきである。
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	平成 23 年度から 3 万円以上のものについては、やむを得ないものを除き、複数見積りにより実施するよう改めました。
所見	特に問題はない。

2. 追加検討した事項

(1) 中国ビジネス展開支援事業費補助金について

① 補助金の概要

補助金の名称	中国ビジネス展開支援事業費補助金
補助金支出済額	2,940,000 円
補助対象事業費	3,027,540 円
補助率	10/10 以内
国庫単独の別	単独
対象団体	社団法人 長崎県貿易協会
交付の目的・内容など	中国の企業や行政の実情にも通じた中国産業アドバイザーを社団法人長崎県貿易協会上海事務所配置し、市場開拓等のアドバイスを提供することにより本件企業の中国におけるビジネス展開に対する支援を行う。
対象経費の内容	(1) 中国産業アドバイザーの配置経費 人件費（諸手数料を含む）、交通費、通信費及び旅費 (2) 中国産業アドバイザーの活動に付随する業務に要する経費 旅費（通訳業務に従事した職員等）、報告書等作成業務用品購入費（パソコンソフト等）、職員時間外手当及び展示会出展・PR 経費（パンフレット作成）等

② 補助金交付決定通知の交付の条件について（指摘）

補助金交付決定通知の交付の条件に、当該補助金が、県交付規則、部の交付要綱、当該補助金の要綱に従う旨、併記する必要がある。

③ 事前着手届の未徴取について（指摘）

平成 24 年 4 月 1 日が日曜日であったため、交付決定通知は翌 2 日付けとなっているが、対象経費には 4 月分人件費が含まれており、対象事業自体も 4 月 1 日から開始しているはずである。本来は事前着手届を徴取する必要があるが、それがなされていない。

④ 補助対象経費に係る請求書等の名義相違について（指摘）

補助対象経費となる請求書に「長崎県上海事務所」名義のものが見られた。存在もしない長崎県の地方機関を想起させる「長崎県上海事務所」名義の使用を禁じるべきである。

(2) 長崎県地場企業競争力強化重点支援事業費補助金について

① 補助金の概要

補助金の名称	長崎県地場企業競争力強化重点支援事業費補助金
補助金支出済額	10,756,000 円（6 社合計）

補助対象事業費	21,687,598 円 (6 社合計)
補助率	1/2 以内
国庫単独の別	単独
対象団体	N 社他 5 社
交付の目的・内容など	複数企業の連携活動を支援することにより、単独では解決が困難な中小企業者等の受注機会の拡大並びに収益性の向上を図る。
対象経費の内容	複数の中小製造業者等による企業グループへの営業等の連携活動費補助

② 実施要綱等に見られる制度設計・運用の問題点について（指摘）

「長崎県地場企業競争力強化重点支援事業費「補助金実施要領」第 2 条では、「補助対象者は、(中略)知事の事業認定を受けた企業グループの代表企業とする」としている。

当該実施要領では「補助対象者」と「補助事業者」という言葉の不統一があるため、「補助対象者」に関する要領の解釈や判断が下せない状態となっている。

また、実際の運用上は「補助対象者」＝「補助事業者」となっており、この第 2 条を根拠に、県の行う補助金の事務は全て代表企業を相手に行われている。当該補助事業の目的からすると、企業グループにより構成される任意団体を前提としているはずであるが、任意団体の法的な性格や補助金の目的を十分に考慮せず制度設計・運用がなされており、今後同種事業では制度設計を見直すべきと考える。

③ 県の実績確認について（意見）

現状行われている代表企業を相手とする事務の進め方では、構成企業に対する代表企業の立替金の精算行為が適切になされているか確認する必要があるが、県はそこまでの確認を行っていない。

対象経費の考え方とは別に、任意団体としての活動となっているかを検証するためにも、上記の観点からの検証は必要と考える。

④ 設備投資資金の補助への考慮について（意見）

当該制度で設備投資があった場合、その資産の管理責任は要領上「補助事業者」としている。②の通り、要領の解釈が明確には下せないが、本来は任意団体が所有権を持つと考えるべきであり、資産の所有権、管理責任、使用に係る受益の問題を根拠とともに整理・明示するべきである。

なお、任意団体に資産の購入補助を行う事業は、複雑な権利関係や事後的な問題（参考：水産振興課で過去補助された任意団体の機械装置が、年度を経て構成団体で目的外の委託事業に流用されていたという事案が検出された）を生むため、制度としては避けるべきではないかと考える。

⑤ N 社（佐世保もの作り連合体代表企業）向け 1,476,000 円について

ア 事前着手届の未徴取等について（指摘）

平成 24 年 4 月 1 日が日曜日であったため、交付決定通知は翌 2 日付けとなっているが、対象経費には 4 月分人件費が含まれており、対象事業自体も 4 月 1 日から開始している（当該業務専従開始日：平成 24 年

4月1日とある)。本来は事前着手届を徴取する必要があるが、それがなされていない。交付申請書も4月2日付けで徴取するのではなく、4月1日付けで提出させるべきと考える。事後申請となるためである。

(3) 長崎県新事業チャレンジ応援事業補助金について

① 補助金の概要

補助金の名称	長崎県新事業チャレンジ応援事業補助金
補助金支出済額	14,184,000円(8社合計)
補助対象事業費	28,205,360円(8社合計)
補助率	3/4以内
国庫単独の別	単独
対象団体	F社他7社
交付の目的・内容など	県内中小企業者等の研究及び商品開発の事業化を支援し、新産業の創出を図る。
対象経費の内容	県内中小企業者等が環境、新エネルギー、医療・福祉などの分野等において、新たな研究及び商品開発後に行う事業化に要する経費

② 事業終了間際に計上された消耗品について(意見)

A社向け3,000,000円の案件については、平成25年3月29日に事業完了したとの実績報告書が提出されているが、3月26、27日の終了間際に納品された、コピー用紙やカラートナーカートリッジが合計53,311円計上されている。当該消耗品は、事業関連性が低く、対象経費とする合理性も低い。

もともと、補助金額に影響する金額ではないので返還事案には至らないものの、含めるべきではない旨指導すべきであるし、実績確認時の検証の厳格化も必要である。

(4) 平成24年度長崎県ものづくり経営基盤強化支援事業費補助金について

① 補助金の概要

補助金の名称	平成24年度長崎県ものづくり経営基盤強化支援事業費補助金
補助金支出済額	26,065,000円(17社合計)
補助対象事業費	68,967,147円(17社合計)
補助率	1/2、1/3、10/10以内
国庫単独の別	単独
対象団体	D社他16社
交付の目的・内容など	県内中小製造業者の経営基盤強化の取組を支援し、持続的な発展と雇用の安定を図る。
対象経費の内容	(1) 国際ビジネス対策事業 (2) ものづくり技術高度化事業 (3) 生産性向上事業

	(4) 省エネ等対策事業 (5) 企業連携支援事業
--	------------------------------

② 実績報告時の検証について（意見）

M社向け 2,850,000 円については、補助対象事業として加工用機械の取得をしているが、かかる機械について財産取得管理台帳の作成を行っているか実績確認時に確認を行っていない。

③ 対象外経費の混入の可能性について（意見）

K社向け 2,857,000 円については、機械装置費 1,257,000 円が計上されているが、この中には、上記(2)ものづくり技術高度化事業の対象経費である「自社の生産・加工技術高度化のための技術開発に係る経費」になじまないものが含まれていると思われる。「工場のクレーン通路壁の雨止め工事」と「追加分コーキング工事」合計 727,000 円（税抜き）については、アルミ材の品質保持のための工事としているが、一方では「ゴム板で雨養生しているが、ゴムが劣化し破れそこから雨漏りし水たまりができる。対策としてゴムシートを外し、防水テントを二重加工し取り付けした」とあり、工場の修理に要した経費の可能性が多分にある。

1,257,000 円の 1/2 が補助金として支出されているから、727,000 円の半分の 363,500 円については対象外として取り扱う可能性もある。

技術開発に係る経費（対象経費）か、単なる修繕かの判断は難しいところであるが、そのような不明確な経費ははじめから対象外として取り扱うよう指導するべきと思われる。

(5) 平成 24 年度東アジアビジネス展開支援業費補助金（実証事業）について

① 補助金の概要

補助金の名称	平成 24 年度東アジアビジネス展開支援業費補助金（実証事業）
補助金支出済額	7,500,000 円
補助対象事業費	38,608,378 円
補助率	1/2 以内
国庫単独の別	単独
対象団体	M社
交付の目的・内容など	県内中小企業者等の東アジア地域への事業展開に対する支援を実施する。
対象経費の内容	県内中小企業者等の東アジア地域への事業展開に要する経費

② 対象外経費の混入について（指摘）

「長崎県東アジアビジネス展開支援業費補助金実施要綱」第 3 条に「実証事業」の定義が明記されている。

第 3 条
3 この要綱において、「実証事業」とは、県内の中小企業者等が東アジア地域への環境関連技術等の販

路開拓のために、現地のニーズに合わせて、自社が所有する技術・製品の設置又は詳細設計により効果の検証を行うことをいう。

※下線は、筆者による。

また、同要綱第4条第2項に定める対象経費は、別表2に明記されており、「(2) 実証事業」の経費は以下の通りである。

機械装置等費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業地域にて機械装置等の製作・設置に必要な土木・建築工事、ならびにこれらに付帯する電気工事に要する経費 ・ 助成事業の実施に必要な機械装置、その他備品の製作、購入、又は借用並びに詳細設計に要する経費(取得価格20万円以上、かつ耐用年数が1年以上のものが該当) ・ プラント及び機械装置の保守、改造、修理に必要な経費
人件費	助成事業に直接従事する者の人件費(ただし補助対象事業費の1/3以内)
旅費	助成事業を実施するために特に必要とする旅費、滞在費及び交通費
外注費	助成事業の実施に必要なデータ分析及ソフトウェア、設計等の請負外注に係る経費
消耗品費	助成事業の実施に直接必要な資材、部品、消耗品等の製作又は購入に要する経費
諸費	資料購入費、借料又は損料、その他知事が必要と認める経費

実績報告書上、「業務従事日誌」に補助対象経費となる人件費の基礎となる作業従事時間が記されているが、備考欄を見ると、「詳細設計」と記載されたもの以外に、「基本設計【機械】(計画・検討)」(416時間分)や「基本設計【電気】(計画・検討)」(266時間分)と記載された日誌が存在した。

上記定義によれば、「現地のニーズに合わせて、自社が所有する技術・製品の設置又は詳細設計により効果の検証を行う」事業に対する補助であるから、このような「基本設計」を含む当該事業の性格そのものが、補助事業の定義に当てはまるのかも疑問があるところであるが、いかに人件費の範囲が「助成事業に直接従事する者の人件費」としても、定義の趣旨からして「基本設計」部分の人件費を対象経費に含めるべきではない。

ただし、基本設計の時間を集計し、これに時間当たり単価を掛け、対象経費からこれを控除したとしても、補助金の交付確定額750万円に影響するものではないが、補助事業の採択や、実績報告時の確認において、実施要綱との整合性の検証は厳格であるべきであると考えられる。

③ 実施要領の見直しについて(意見)

当該補助金では、設備投資資金を対象経費に含めており、交付決定通知上も、交付の条件に取得財産管理台帳の整備を求めているが、実施要綱にその取り決めがなく、具体的な様式も定められていない。実施要綱の内容を再度見直すべきである。

(6) 長崎県地域産品商品力強化支援事業費補助金について

① 補助金の概要

補助金の名称	長崎県地域産品商品力強化支援事業費補助金
補助金支出済額	8,000,000 円
補助対象事業費	12,491,208 円
補助率	2/3、3/4 以内（離島の場合）
国庫単独の別	単独
対象団体	S 社他 3 件
交付の目的・内容など	県は、戦略策定段階から市場性の高い地域産品の開発や販路開拓に向けた事業展開を包括的にプロデュースする役割を果たす者（以下「地域産品プロデューサー」という。）を活用した、県内中小企業者による先進的取り組みを支援し、地域産業の振興を図るため、予算の定めるところにより長崎県地域産品商品力強化支援事業費補助金を交付する。
対象経費の内容	地域産品プロデューサーと一体となって取り組むブランディング戦略構築及びそれらに基づく商品開発・商品改良・販路拡大活動等に要する経費。

② 事業遂行状況報告書の提出時期誤りについて（指摘）

長崎県地域産品力強化支援事業費補助金に関して、長崎県地域産品力強化支援事業費補助金実施要綱第9条で、規則第11条第1項の補助事業等の遂行については、補助金の交付の決定に係る年度の11月30日現在において、事業遂行状況報告書（様式第4号）を作成し、12月15日までに知事に提出しなければならない。と定められている。

ここで、補助申請者であるM社に関して、まず交付申請書が平成24年7月1日に提出され、それに対する交付決定通知書が平成24年7月31日に通知されているが、事業遂行状況報告書に関しては提出日付が平成25年7月31日となっており、これを形式的に判断すると長崎県地域産品力強化支援事業費補助金実施要綱第9条に違反することになり、このような誤りを単に記載誤りで済ませる話ではない。

提出書類の日付に対する県側の意識の無さが露呈された一つのケースであり、このような事務処理の間違いを発見できない課全体としての相互牽制が働いていない事が問題であると言える。今後適正な事務の執行手続きを行えるような相互牽制の体制を構築していくべきである。

(7) 長崎県食品製造業経営基盤強化支援事業費補助金について

① 補助金の概要

補助金の名称	長崎県食品製造業経営基盤強化支援事業費補助金
補助金支出済額	10,025,000 円
補助対象事業費	31,395,673 円
補助率	1/2、1/3、2/3
国庫単独の別	単独
対象団体	NB 社他 12 件

<p>交付の目的・内容など</p>	<p>県は、食品製造業を営む県内中小企業者の付加価値向上、衛生管理体制の整備、生産効率化などの取り組みを支援し、食品製造業の経営基盤の強化を図るため、予算の定めるところにより、付加価値向上等の改善活動に取り組む中小食品製造業者に対して、長崎県食品製造業経営基盤強化支援事業補助金を交付する。</p>
<p>対象経費の内容</p>	<p>食品製造業を営む中小企業者が経営基盤強化のための取り組みであり、次の各号のいずれかに該当する事業。</p> <p>(1) 県産材料の利用拡大</p> <p>(2) 衛生管理・品質管理体制強化</p> <p>(3) 生産効率化</p>

② 補助事業の経済性の発揮の確保について（意見）

当該補助事業の共通事項として、実績報告書に記載された補助対象経費の確認に関して、領収書、請求書はあるが、納品書がないものが複数見受けられた。

この場合、実際の納品日が不明であるため、実際に補助対象期間中に確実な納品がなされたかどうかの確認が正確にはできない状況であるとも言える。履行確認の実効性を確保する観点からも納品書もできるだけ徴求し確認するほうが望ましいと考える。

③ 資産購入補助にかかる管理について（意見）

当補助金においては、有形固定資産の取得及びソフトウェアに関しても補助金の対象である。

ここで、当補助金に関して、「長崎県食品製造業経営基盤強化支援事業費補助金実施要綱」第 16 条に定めている取得財産等管理台帳に関しては県の方での確認が適正になされていない。要綱では徴求までは要求されていないが、第 16 条の実効性を確保するためにも、台帳の確認を行うべきである。

④ 実施要綱の見直しについて（意見）

状況報告に関して、「長崎県食品製造業経営基盤強化支援事業費補助金実施要綱」第 10 条 (3) に下記のように定められている。

補助事業者は、11 月 30 日現在の補助事業等の遂行状況に関し、12 月 15 日までに補助事業遂行状況報告書（様式第 7 号）を知事に提出しなければならない。

ここで、当補助事業に関して、2 次募集以降申請された補助対象事業の取扱いをどのように要綱と整合させるかが問題となるのではいかと思われる。

2 次募集以降（2 次募集の申請日付は平成 24 年 9 月 21 日から）の補助事業 10 件に関しては、補助事業遂行状況報告書（様式第 7 号）の提出はなされていないが、この場合要綱第 10 条 (3) に違反することになる。このような状況が生じる場合、この取扱いに関して何らかの取扱いの記載をすることも必要である

と思われる。

⑤ NB社に対しての補助金に関する事前着手について（指摘）

補助金の交付決定日付が平成24年8月16日であるが、納品日を確認したところ、もち水飴60個（税抜金額570,000円）の納品日は8月8日、またDM精糖 ST 上白糖20袋（税抜金額63,600円）の納品日は8月2日と、交付決定前のもが含まれており、事前着手届の徴取が漏れている。

またそもそも長崎県補助金等交付規則第14条において、知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を決定し、当該補助事業者等に通知するものとあり、このような誤りを発見できていないこと自体に問題がある。

このような事務処理の間違いが生じる事に関して、単なる一人の担当者の計算ミスということで済む話ではなく、決裁を行っている課全体としての相互牽制が働いていない事が問題であると言える。今後適正な事務の執行手続きを行えるような相互牽制の体制を構築していくべきである。

⑥ Y社に対しての補助金に関する変更承認申請手続きの遅延について（指摘）

平成25年3月19日に下記のような理由で「平成24年度長崎県食品製造業経営基盤強化支援事業費補助金に係る補助事業の内容（経費の配分）の変更承認申請書」が提出され、平成25年3月19日に「平成24年度長崎県食品製造業経営基盤強化支援事業費補助金の計画変更承認書及び長崎県食品製造業経営基盤強化支援事業費補助金交付決定通知書」が通知されている。

(変更の理由)
① 県産原材料の利用拡大：試作原料費の減によるため。
② 衛生管理・品質管理体制強化：当初予定より工事費用が安価になったため。
③ 生産効率化：コンサルタントによる有料での指導回数が減ったため。
(変更の内容)
① 県産原材料の利用拡大：諫早湾干拓人参生産者の出荷形態の変更（洗浄後出荷から泥つき出荷に変更）により一次加工（粉末加工）が出来なくなったため、人参生産業者が変更となり、試作のための人参粉末の種類が少なくなり、試作予定が大幅に減った。
② 衛生管理・品質管理体制強化：現状を再確認し長崎県版 HACCP の段階7の審査項目を再確認したところ、山一製麺所川村・吉田については汚染区域・非汚染区域の区分が十分にできており、前室工事が不要であると思われたため、県南保健所に確認したところ、HACCP の段階7の取得には支障をきたさないという事だったため、上記2製麺所の前室工事を中止する。
③ 生産効率化：指導を委託していた専門のコンサルタントが2012年12月より弊社社員になり、指導回数10回中4回について、謝金が不要となった。

ここで、特に「③生産効率化」での変更に関しては、12月には当初計画が確実に変更されている事は明らかであるにもかかわらず変更承認申請及び変更承認及び決定は平成25年3月19日と明らかに遅いと言わざるを得ない。また本来は変更申請を行い、それに対しての承認及び決定が行われて初めて変更が可能となるのであり、本来の手続きが行われていない。

⑦ H社に対しての補助金に係る変更承認手続きの瑕疵について（指摘）

平成 25 年 3 月 11 日に下記のような理由で「平成 24 年度長崎県食品製造業経営基盤強化支援事業費補助金に係る補助事業の内容（経費の配分）の変更承認申請書」が提出され、平成 25 年 3 月 11 日に「平成 24 年度長崎県食品製造業経営基盤強化支援事業費補助金の計画変更承認書及び長崎県食品製造業経営基盤強化支援事業費補助金交付決定通知書」が通知されている。

(変更の理由)	
①	サーバーを新設する予定であったが、既存のサーバーで対応が可能だったため、サーバー一式及びバックアップが不要になった。
②	ネットワーク機器を追加したのは、社外においてもネットワークを利用した顧客管理を行うためである。
③	(イ) 当初、各々作成する予定であった登録プログラム 5 本（アレルギーマスタ、業種マスタ、検体項目マスタ、支払方法マスタ、会社情報マスタ）を名称ファイルマスタ登録の 1 本に仕様を変更した。仕様変更理由：データの変動が少ないマスタを統合し、運用の簡便化を図った。 (ロ) 原材料登録、検体登録、画像登録の 3 本の登録プログラムを商品マスタ登録に統合するように仕様を変更した。仕様変更理由：商品登録時に商品に関わる全ての項目が登録できるようにした。 以上、(イ)、(ロ) 2 つの理由によりプログラム開発工数の減少があり、開発費の減少となった。
④	当初計画では、新システムの社員全員への研修を含めた指導料として 180,000 円を予定していたが、下記の理由により指導料は不要になった。 (イ) システム作成途中（2012 年 11 月第 2 版）より、当社プロジェクトチームもマスタ登録・エクセルデータの編集等に関わっており、システム内容を理解しながら作業を行った。 (ロ) 契約先の担当者が導入及び保守等で来社時に都度指導も受けている。契約先担当者は当社との保守契約の関係で毎月 2 回～3 回は来社。 (ハ) 指導は通常の保守契約のなかでの指導とすることにして指導料は不要となった。

(変更の内容)

旧事業費	金額：円	新事業費	金額：円
(ハードウェア)	1,000,000	(ハードウェア)	147,000
サーバー一式	877,000	ネットワーク機器	80,000
バックアップ	123,000	設定費用	60,000
(ソフトウェア)	3,000,000	消費税	7,000
システム設計	300,000	(ソフトウェア)	2,730,000
プログラム開発	2,100,000	システム設計	180,000
EXCEL データベース化	210,000	プログラム開発	2,000,000
システム導入費	210,000	EXCEL データベース化	210,000
指導料	180,000	システム導入費（指導料含む）	210,000
		消費税	130,000

上記のように大幅なシステム変更が行われているが、当システムに関しての I 社からの納品書、請求書の日付は平成 25 年 3 月 22 日と、変更承認申請及び変更承認及び決定の日より後日付で行われていることから、一見すると特段問題はないように思える。しかしシステムの開発・変更は即日終了するわけがなく、結局は変更承認申請及び変更承認及び決定が行われる前にシステムの変更が行われていると考えるのが普通である。

また納品書に関して上記納品書と同じく、納品書 No.198964 で日付が平成 25 年 3 月 5 日付けの納品書が

発見された。これでは納品書の信憑性すら確認できない状況であるし、上記納品書の真実の日付が3月5日であった場合は、形式上も承認前に納品がなされていることになり、手続上さらに問題である。

他にも、補助対象経費の総額が、当初4,000,000円であったが、変更により2,740,000円と2割を超えた範囲での減少であるという点についても、長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱第5条4項に基づき必ず変更申請を行い、それに対する承認及び決定が行われて初めて変更が可能となるのであり、本来の手続きが行われていないことが分かる。

(8) その他の補助金について

① 長崎県食料展示会出展事業費補助金について

ア 口座名義相違について（指摘）

当該補助金は、長崎県食料産業クラスター協議会向けに5,000,000円補助されたものであるが、任意団体であるため、本来は、補助金振込口座名義は、協議会名と代表者名義でなければならないが、代表者ではない人物の名前となっており、係る口座への事務委任もない。名義を適切に変更させるか、事務委任を県へ通知させるかが必要である。補助金の交付事務における県の検証を向上することと、任意団体への指導が今後必要である。

イ 組織引継ぎの事務について（意見）

長崎県食料産業クラスター協議会は、平成25年度から事務局の所在を、県中小企業団体中央会へ移転している。しかしながら、県から事務局が移管する際の、引継ぎの文書化がなされていない。通帳、印鑑、事業・会計等の文書類について、本来、引き渡しを証する文書の取り交わしが行われるべきと思われる。

なお、平成23年度の包括外部監査において任意団体を県が引き継ぐ場合に、このような文書のやり取りを厳格に行っている事例があった。一方で、昨年度の監査では、任意団体の事案ではなかったが、県が外部団体所管事務を引き継ぐ際、受取り内容の十分な確認をしていなかったために、契約書の紛失に気付かなかった事例もあった。重要物の受払には、慎重に対処するべきと思われる。

② 平成24年度長崎県生産基盤等確保緊急対策事業費補助金について

ア 資産として取り扱うべきファイナンスリースに係る補助金の取扱いについて（指摘）

M社向け2,104,000円については、補助対象がファイナンスリースのリース料の1/3を補助する事業であるが、ファイナンスリース契約であるので、資産計上すべき契約である。つまり、取得費補助となる案件である。実施要綱第16条では財産取得台帳で管理することとしているが、台帳の作成を行っているか確認していない。

(9) 東京産業支援センター管理運営費負担金について

① 負担金の概要

負担金の名称	東京産業支援センター管理運営費負担金
負担金支出済額	14,365,465円

補助率	定額
対象団体	(株) コンベンションリンクージ
負担金の根拠法令	長崎県東京産業支援センター条例

② いわゆる「設置管理条例」のバラつきについて（指摘）

地方自治法第244条の2第1項において「公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない」として、本県においても、各施設の指定管理に関する基本的事項を条例で規定している。いわゆる「設置管理条例」である。

しかしながら、当該「長崎県東京産業支援センター条例」と他の設置条例を比較するとき、条文の一部に相違がみられる。かかる不統一は早急に修正すべきである。

今回取り上げる条例のバラつきは、使用料の減免に関する条文であり、産業労働部所管の設置管理条例の間において以下の通りの相違が見られる。

条文に「知事の承認を得て」が入っていないもの。

○長崎県東京産業支援センター条例

第12条 指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

○長崎県技能会館条例

第12条 指定管理者は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

条文に「知事の承認を得て」が入っているもの。

○長崎県ビジネス支援プラザ条例

第13条 指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、知事の承認を得て、使用料を減額し、又は免除することができる。

○佐世保情報産業プラザ条例

第13条 指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、知事の承認を得て、使用料を減額し、又は免除することができる。

同じ設置条例にありながら、特段の理由もないまま条文に相違があることは是正されるべきである。

使用料の徴収に係る減免の権限の付与については、判例等がないとは言っても、処分性の強いものであるから、その規程のあり方及び運用については慎重であるべきである。また、この配慮から従前より「知事の承認を得て」が規定されている条例があると考えれば、上記「長崎県東京産業支援センター条例」と「長崎県技能会館条例」については、「知事の承認を得て」を挿入するよう条文を見直すことが必要と考え

る。

③ 利用料金制導入について（意見）

本県の設置管理条例においては、産業労働部所管の上記四施設以外は、施設の利用者が支払うのは「使用料」ではなく「利用料」であり、指定管理者の収入となる「利用料金制」を導入している。

利用料金制の導入によって、効率的な施設運営のインセンティブを与えることができ、同制度を導入すべきと思われる。また、利用料金制に切り替えることで、私債権の管理になるため、一定管理は容易になることも想定されるため、検討の余地はあると考える。

④ 減免基準について（意見）

施設の入居者から徴取している利用料の減免は、食堂の付帯施設である従業員休憩所や冷凍倉庫等において発生している。減免は東京産業センター条例第12条を根拠としているが、減免基準に問題がある。

下記減免基準は、県の説明では平成14年度時点（旧管理委託制度の下）で作成・運用されてきたものとのことであったが、そのまま指定管理制度に移行した現在においても運用されている。旧管理委託制度においては、使用許可権限は委託には含めることができず、県の行う行為であったので、当該減免基準は、県が定め、県が運用していたものである。

東京産業支援センター使用料減免基準

1 基本的な考え方

事務室については県で改装工事を行った箇所を使用許可しており、改装工事を行った事務室を事務室として使用する限り、長崎県東京産業支援センター管理規則第6条第1号及び第2号に該当する場合を除き、原則として使用料の減免は行わない。

倉庫的利用を行う場合及び改装工事を行っていない箇所を使用する場合の使用許可にあたっては、減額を行うこととする。

2 減免基準

- ① 倉庫的利用を行う場合は、事務室使用料を適用し、1/2を減額する。
- ② 未改修箇所を事務室として使用する場合は、事務室使用料を適用し、1/3を減額する。
- ③ 未改修箇所を倉庫的利用する場合は、事務室使用料を適用し、2/3を減額する。

この減免基準は、平成18年度の指定管理者制度への移行時点において、何等かの手続きを経て、正式に位置づけられているとの証跡は認められなかった（県の説明によれば、過去、口頭での引継ぎはあったとのことであったが、それを裏付けるものもない）。

施設の管理運営について管理委託制度はあくまで私法上の契約であり、さらにこの減免基準は県の運用基準であったのに対し、指定管理制度は、条例を根拠とした公法上の行為である「指定」という大きな相違がある上に、当該指定管理における減免は指定管理者の運用する基準であるから、本来は、新たに制定すべきであったと考える。

また、旧制度の減免基準をもって現在でも一部施設の使用料の減免を行っている点は、減免の効力について疑問が残る。つまり、旧管理委託制度を前提とし、位置づけも曖昧な状態での当該減免基準をもって、使用料金の減免及び徴収を行うことについては、厳に戒めるべきであるとする。

⑤ 入居時の連帯保証人について（指摘）

「公有財産の使用許可等に係る連帯保証人の取扱いについて（通知）」によれば、所管部局の長は、公有財産の使用許可等の申請に際しては、一部例外を除いて、債権の保全を確実にするため、申請人に連帯保証人を立てさせることとしている。産業振興課においては、当該通知が周知徹底されておらず、連帯保証人の可否について検証した経緯がない。

実質的には、入居者について審査会による審査によって財務内容が検証されているため、上記通知にある(2)④「使用料が未納になるおそれがない」には該当するものの、「おそれがないことを所管部局の長が認める場合」を具体的に立証する証拠がないため、上記通知文書を遵守しているとは言えない。

⑥ 関連企業による実質連続入居について（意見）

センターの入居については、下記の通り一定の条件、期限が定められている。

その理由は、センターが「公の施設」であり、使用の公平性を担保するためである。

長崎県東京産業支援センター条例

（使用期間）

第10条 第7条第1項の許可の期間は、3年を超えることができない。

2 前項に定める期間は、規則で定めるところにより、更新することができる。

長崎県東京産業支援センター条例施行規則

（期間の更新）

第4条 指定管理者は、条例第6条第1号に掲げる者については、特に必要があると認めるときは、2年を限度として使用期間を更新することができる。ただし、指定管理者が知事の承認を得たときは、2年を超えて使用期間を更新することができる。

2 指定管理者は、条例第6条第2号及び第3号に掲げる者については、適当であると認めるときは、使用期間を更新することができる。

しかしながら、過去の入居状況を検証すると、関連企業（社長が同一人物）が連続して入居している事例（A社、H社）が発見された。

関連企業の入居を安易に認めると、入居期限を定めた条例施行規則の潜脱を許すこととなり、公の施設に求められる利用の公平性をゆがめることとなる。県側の主張する入居率の維持の問題でもなければ、申し込みが殺到している状況にないため制限することの実効性に欠ける云々の問題でもない。仮に関連企業を排除した結果、空室が生じる場合の対応の努力は、まさに県並びに指定管理者に求められるべきである。

また転貸を禁じた本条例においても、関連企業の入居はその違反の事実を曖昧にしてしまうため、厳に排除するべきである。

当該検出事項は、現地検証を行わずして発見されたのであるから、氷山の一角に過ぎない可能性がある。

関連企業の連続入居を禁ずるように審査会の審査基準を見直すべきであり、指定管理者に対しても転貸の事実がないか管理徹底するよう指導するべきである。

⑦ 使用期間の更新について（指摘）

規則 4 条 2 項にいう、食堂運営（条例 6 条 2 項）に対する期間更新は、指定管理者が「適当であると認めるときは、使用期間を更新することができる」となっているが、具体的な運用基準がなく、適当と認められた証跡が残されていない。

食堂の運営企業は平成 14 年度以来、継続して入居しており、3 年更新時期に申請書が提出され、許可更新がなされているが、いかなる基準でどのような判断のもと許可されてきたのかは判然としないため、運用基準の整備、適当であると判断した証跡を残す必要がある。

今後は、審査基準の整備と許可に至る審査を審査会にゆだねるなど手続きの見直しが必要である。

(10) 県と長崎県産業振興財団との取引について

① 地場企業支援ファンドにおけるスキームの適正性について

ア 概要

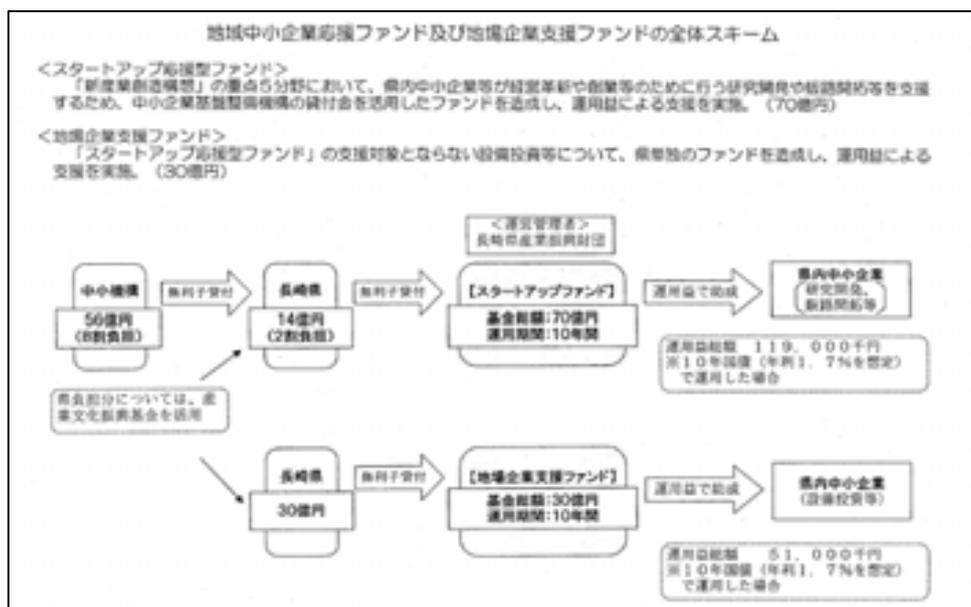
長崎県「新産業創造構想」では、今後成長が期待される「高度加工組立型」、「新エネルギー・環境」、「医療・福祉」、「情報電子」、「地域資源活用型」の 5 分野において、「1. 新エネルギー・環境産業の振興」、「2. 医工連携による研究開発産業の創出」、「3. 水工・農工連携の推進による農林水産業・食品産業の高度化」、「4. 産業界が真に求める人材の育成と供給」の 4 つの集中プロジェクトを中心に種々の施策に取り組んでいる。

その中で、当該重点 5 分野において、県内中小企業等が経営革新や創業等のために行う研究開発や販路開拓等を支援するため、「スタートアップ応援型ファンド」（以下、「スタートファンド」と言う。）及び「地場企業支援ファンド」（以下、「地場ファンド」と言う。）を造成し、運用益による支援を実施している。

スタートファンドは 70 億円をファンド造成額として、県が中小企業基盤整備機構から 70 億円の 8 割である 56 億円を無利子で借入れ、これに県の財源より 14 億円をプラスして、合計 70 億円を（財）長崎県産業振興財団（以下、「振興財団」と言う。）に無利子で貸付け、これを原資に振興財団にてファンドを造成している。

地場ファンドについては、30 億円をファンド造成額として、これは全て県の財源より振興財団へ無利子で貸付け、これを原資に振興財団にてファンドを造成している。

当該両ファンドの構想当初の全体スキーム図は次のとおり。



両ファンド事業は平成 19 年度より国の施策として開始されているが、この内地場ファンドは平成 20 年 5 月 30 日付けで県より振興財団へ 30 億円の無利子貸付けが行われ、ファンドが造成された。

ファンドについては、構想当初の全体スキーム図にもあるように、両ファンド合計 100 億円全てを 10 年国債にて運用する予定であった。

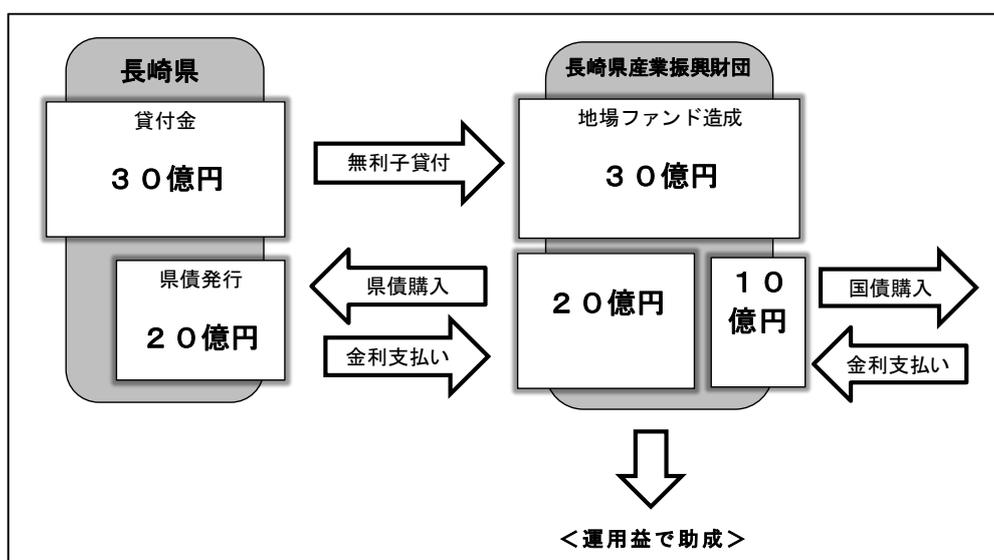
(平成 20 年 3 月 6 日議会経済労働委員会においてもそのように答弁が行われている。)

しかし、地場ファンドについては、振興財団による検討委員会にて検討した結果、最終的に 20 億円を県債、10 億円を国債購入に充てることとなった。

詳細は次のとおり。

	第 2 回地場ファンド資産検討委員会	第 3 回地場ファンド資産検討委員会
日時	平成 20 年 5 月 15 日	平成 20 年 6 月 16 日
銘柄	長崎県平成 19 年度第 1204 回公債	第 293 回利付国債
購入日	平成 20 年 5 月 15 日	平成 20 年 6 月 16 日
償還日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 30 年 6 月 20 日
利率	1.70%	1.80%
購入金額	1,990,000,000 円	995,700,000 円
額面金額	2,000,000,000 円	995,700,000 円
受渡日	平成 20 年 5 月 30 日	平成 20 年 6 月 20 日

地場ファンドの最終スキーム図は次のとおりである。



イ「県における財政の適正な運用」の視点から見た当該スキームの適正性について（意見）

当該地場ファンドの最終スキームを「県の財政」との視点から考察した場合、(30 億円の内の) 20 億円を振興財団へ無利子で貸付け財政的支出が起り、当該 20 億円が県債発行の引き受け資金として県に戻り財政的収入が発生することにより、結果的には、財政的に増減していないこととなるため、県債発行による資金調達機能を喪失していると考えられる。

また、この資金調達機能の喪失にある状況を、財政の運用面から考えると、無利子で貸付けた 20 億円については、当然に無利子であるので何ら果実が発生しないのに対し、県債引受資金として県に戻ってきた 20 億円に関しては年利 1.7%の金利支払いのみが発生していることとなり、結果、10 年間で合計 3 億 4 千万円の財政的支出を伴うのだが、財政運用の適正性からも問題があると思われる。

また、当該スキームについては、県より補助金を支出して、振興財団が当該補助金財源を原資に各企業へ助成を行っていると言って過言ではなく、いわゆる「裏補助金」と言える点についても無視できない。つまり、地場ファンドを組成するにあたり、無利子貸付という条件によって、県が財団に支援する以上は、地場ファンドの運用においては、県費以外の財源（例えば、国債購入であれば国費が財源になる）による運用益の獲得をする努力をするべきであって、現状のように地場ファンドで県債を購入し、県費によって運用益を賄えば、無利子による資金供給（調達）という支援に上乗せして、運用益まで県が支援していることとなり、不合理な状況を生んでいると考える。かかる二重の支援の不合理性こそが、本来県債発行が目的としたはずの事業資金の調達機能を喪失してしまった事と相まって、県債の金利支払いという調達コストとしての位置づけを、実質的に地場ファンドを経由した事業費補助金へと変質させ、結果的に県においても財政運用の適正性における問題を発生させてしまった原因ではないかと考える。

以上のように、種々の問題が生じていると考えられる地場ファンドのスキームであるが、県及び振興財団において、何かしらの検討がなされた経緯も全く見出すことができず、何の問題意識も持っていなかったと思われる。

なお、先の議会では全てを国債にて運用する答弁がなされていたにも関わらず、平成 20 年 7 月 22 日の

県議会経済労働委員会において当該スキームの説明が行われ、20億円を県債購入に充てた旨の答弁がなされたが、この場でも特段の議論はなされていない。

県担当者へのヒアリングにおいて、「スタートファンドのように、国が無利子で資金を貸付け、当該資金で国債を購入し、運用益で事業を行っている例が全国的に多く見られるが、県が類似の事業を行うことに何の問題があるのか？」との発言があった。

例えば、国の出先機関等の運営費を生み出すためにこのようなスキームが使われることも多々存在するが、このような状況は適正な目的に沿った国債発行とは言い難く、国の姿勢にも問題があると言わざるを得ない。

県は、国が行っていることは全てにおいて正であるとの思考から脱却し、県の財政は県において適正に運用・保全するとの意識を持って取り組むべきと考える。

【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

1. 検証結果

(1) 対中国ビジネスコンサルタント業務委託について

① 概要

委託内容	対中国ビジネスコンサルタント業務委託		
契約方法	委任契約		
契約金額	810,000円		
過年度の推移（円）	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	3,000,000	2,000,000	1,500,000

② 委託契約書の条項の不足（指摘）

委託契約書の約定に、委任契約の場合の支出証拠書類の5年書類保存義務の条項が記載されていない（「適正な契約事務の執行について（通知）」（22会第63号平成23年2月18日）「4 精算事務の統一的基準の策定」別添「委任契約の精算事務について」契約上の留意点3参照）。

(2) 長崎県地域産品テストマーケティング業務契約（加工食品等、工芸品等の2契約）について

① 概要

委託内容	長崎県地域産品テストマーケティング業務契約		
契約方法	一般競争入札（加工食品等の案件、工芸品等の案件）		
契約金額	5,460,000円（加工食品等） 5,617,500円（工芸品等）		
過年度の推移（円）	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	—	—	—

② 合議手続きの欠落について（指摘 2 件）

長崎県地域産品テストマーケティング業務契約の両案件とも、支出負担行為上の会計管理者等（出納局）の合議が必要であったが、契約締結前の手続きを失念し、締結後であったため、「合議応じず」として、合議手続きが欠落しており、正当な手続きにより事務を行う必要がある。また、担当課においては担当者任せにせず、組織としてかかる事態が生じないよう工程管理を確立するべきである。

(3) 長崎県中国ビジネスサポートデスク（華南）運營業務委託について

① 概要

委託内容	長崎県中国ビジネスサポートデスク（華南）運營業務委託		
契約方法	プロポーザル方式による随意契約・一者		
契約金額	基本契約：1,200,000 円 単価契約：15,000 円（商談先紹介：15,000 円/一回）		
過年度の推移（円）	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	—	—	1,120,000

② 事業の経済性・効率性について（意見）

当該契約は、上記の通り、基本契約と単価契約とからなっているが、単価契約が一年間で一件のみしか発生していない。単価契約は、県内企業のニーズへの対応によって発生するものであるが、仕様書において記載された利用回数の想定からはかい離がある。

基本契約に係る業務の履行はあるにせよ、ニーズとの相違があまりにも大きく、事業としての意義や経済性・効率性については問題があったと思われる。

なお、当事業は、平成 25 年度は行われていない。

II - 18 産業人材課

【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

1. 検証結果

(1) 高度人材養成事業に係る業務委託について

① 概要

委託内容	高度人材養成事業に係る業務委託		
契約方法	委任契約		
契約金額	6,516,503 円		
過年度の推移 (円)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	—	—	7,024,434

② 積算根拠の明確化について (意見)

当該契約は委任契約であり、積算金額が予定価格であり当初契約額となる。月額人件費単価 180,000 円、職員賃金日額 5,900 円については積算根拠を明示し、施行伺いで承認を得るようにすべきである。

なお、積算で示された月額単価 180,000 円については、非常勤職員単価をもとにしているとの説明を受けたが(出所は「非常勤職員に対する報酬の支給方法について (通知)」(22 人第 166 号 平成 22 年 12 月 17 日))、当該書面も、人事課の説明では、非常勤職員単価が 180,000 円でなければならないとする性格のものでないとの主張であり、180,000 円の根拠とするには一定の限界があるものとする。

(2) 地域ニーズ対応人材育成支援事業に係る業務委託について

① 概要

委託内容	地域ニーズ対応人材育成支援事業に係る業務委託		
契約方法	委任契約		
契約金額	6,298,660 円		
過年度の推移 (円)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	—	—	—

② 積算根拠の明確化について (意見)

当該契約は委任契約であり、積算金額が予定価格であり当初契約額となる。積算金額の根拠の不明な点があり(単価の算出根拠や間接経費を直接費の 10%以内とする根拠など)、過年度の実績に基づくもの、見積書徴取の結果など、疎明資料とともに整理し、伺いによる検証、承認を得るようにすべきである。

(3) 組込み制御技術者育成支援事業に係る業務委託について

① 概要

委託内容	組込み制御技術者育成支援事業に係る業務委託		
契約方法	委任契約		
契約金額	2,345,889 円		
過年度の推移（円）	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	—	—	—

② 積算根拠の明確化について（意見）

当該契約は委任契約であり、積算金額が予定価格であり当初契約額となる。月額人件費単価 180,000 円、職員賃金日額 5,900 円については積算根拠を明示し、施行伺いで承認を得るようにすべきである。

以下、「(1) 高度人材養成事業に係る業務委託について」②に同じ。

(4) 平成 24 年度高度人材養成事業に係る業務委託について

① 概要

委託内容	平成 24 年度高度人材養成事業に係る業務委託		
契約方法	委任契約		
契約金額	8,375,335 円		
過年度の推移（円）	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	—	—	15,109,652

② 積算根拠の明確化について（意見）

当該契約は委任契約であり、積算金額が予定価格であり当初契約額となる。積算金額の根拠の不明な点があり（単価の算出根拠、消耗品費の根拠、講師謝金の根拠など）、過年度の実績に基づくもの、見積書徴取の結果など、疎明資料とともに整理し、伺いによる検証、承認を得るようにすべきである。

③ 鋼材価格の経済性の発揮について（意見）

人件費以外の事業費で大きい割合を占める消耗品費の鋼材費であるが、委託先が購入にあたって見積書の徴取を行っていない。また実績確認においてもその点を検証していない。経済性が発揮されるよう、指導すべきと考える。

(5) 高校生資格取得講習会に係る業務委託について

① 概要

委託内容	高校生資格取得講習会に係る業務委託		
契約方法	委任契約		
契約金額	3,617,174 円		
過年度の推移（円）	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	—	—	3,620,000

② 積算根拠の明確化について（意見）

当該契約は委任契約であり、積算金額が予定価格であり当初契約額となる。積算金額の根拠の不明な点があり（単価や数量の算出根拠）、過年度の実績に基づくもの、見積書徴取の結果など、疎明資料とともに整理し、伺いによる検証、承認を得るようにするべきである。

③ 鋼材価格の経済性の発揮について（意見）

人件費以外の事業費で大きい割合を占める消耗品費の鋼材費であるが、委託先が購入にあたって見積書の徴取を行っていない。また実績確認においてもその点を検証していない。経済性が発揮されるよう、指導するべきと考える。

④ 委託契約書の条項の不足（指摘）

委託契約書の約定に、委任契約の場合の支出証拠書類の5年書類保存義務の条項が記載されていない（「適正な契約事務の執行について（通知）」（22会第63号平成23年2月18日）「4 精算事務の統一的基準の策定」別添「委任契約の精算事務について」契約上の留意点3参照）。

(6) 高度溶接技術者養成研修事業に係る業務委託について

① 概要

委託内容	高度溶接技術者養成研修事業に係る業務委託		
契約方法	委任契約		
契約金額	3,001,000 円		
過年度の推移（円）	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	—	—	—

② 積算根拠の明確化について（意見）

当該契約は委任契約であり、積算金額が予定価格であり当初契約額となる。積算金額の根拠の不明な点があり（単価や数量の算出根拠）、過年度の実績に基づくもの、見積書徴取の結果など、疎明資料とともに整理し、伺いによる検証、承認を得るようにするべきである。

③ 鋼材価格の経済性の発揮について（意見）

人件費以外の事業費で大きい割合を占める消耗品費の鋼材費であるが、委託先が購入にあたって見積書の徴取を行っていない。また実績確認においてもその点を検証していない。経済性が発揮されるよう、指導するべきと考える。

④ 委託契約書の条項の不足（指摘）

委託契約書の約定に、委任契約の場合の支出証拠書類の5年書類保存義務の条項が記載されていない

〔適正な契約事務の執行について（通知）〕（22 会第 63 号平成 23 年 2 月 18 日）「4 精算事務の統一的基準の策定」別添「委任契約の精算事務について」契約上の留意点 3 参照）。

(7) 大学生等、留学生及び広域インターンシップ推進事業業務委託について

① 概要

委託内容	大学生等、留学生及び広域インターンシップ推進事業業務委託		
契約方法	委任契約		
契約金額	5,797,273 円		
過年度の推移（円）	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	1,940,400	4,616,503	5,900,548

② 積算根拠の明確化について（意見）

当該契約は委任契約であり、積算金額が予定価格であり当初契約額となる。積算金額の根拠の不明な点があり（単価の算出根拠など）、過年度の実績に基づくもの、見積書徴取の結果など、疎明資料とともに整理し、伺いによる検証、承認を得るようにするべきである。

③ 請求書等の名義相違について（指摘）

任意団体である「長崎インターンシップ推進協議会」ではない宛名の請求書が見られた。事務局の名義であるが、本来名義の相違は、請求金額が任意団体に帰属しないこととなるので、県は十分に指導、検査するべきである。

(8) 長崎高等技術専門校訓練生寄宿舎管理業務委託契約及び佐世保高等技術専門校訓練生寄宿舎管理業務委託契約について

① 概要

委託内容	長崎高等技術専門校訓練生寄宿舎管理業務委託契約 佐世保高等技術専門校訓練生寄宿舎管理業務委託契約		
契約方法	委任契約		
契約金額	2,999,000 円（長崎） 2,561,000 円（佐世保）		
過年度の推移（円）	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	（長崎）2,991,000 （佐世保）2,570,000	（長崎）2,991,000 （佐世保）2,570,000	（長崎）3,009,000 （佐世保）2,552,000

② 仕様書の作成について（指摘）

高等技術専門校の寄宿舎における管理業務、寄宿舎入寮生への食事提供業務については、本来長崎県が行うべき業務を長崎、佐世保それぞれの高等技術専門校訓練支援協会が業務を受託し行っているものであ

る。このため、業務の内容については業務委託契約書もしくはその仕様書においてその業務内容が明確にされるべきである。

委託業務の内容については、長崎校、佐世保校ともに業務委託契約書第 1 条において「高等技術専門校寄宿舎における管理業務、寄宿舎入寮生への食事提供業務、及び訓練生から預託された入校経費の管理並びに経理業務を委託し・・・」とされているのみで詳細が明らかにされていない。

例えば、管理業務における日用品や修繕費の負担責任、食事提供業務の仕様の詳細、などについては、長崎県が委託先である長崎及び佐世保高等技術専門校訓練支援協会との間で締結する契約書及びその仕様書において明確にする必要がある。

また、長崎県は、仕様書に基づき業務が執行されているか否かについて確認、指導を行う必要がある。

③ 江迎公舎の取り扱い（指摘）

平成 22 年度から佐世保高等技術専門校の寄宿舎が定員 45 名では受け入れができないこととなったことに伴い、江迎町の旧職員公舎を食事の提供をしない寄宿舎として利用している。当施設の管理業務は、佐世保高等技術専門校支援協会が行っているものの、この管理業務について長崎県が佐世保高等技術専門校訓練支援協会に対して委託を行っているか否かについては必ずしも契約書では明確ではない。業務委託契約書では「高等技術専門校寄宿舎における管理業務」が挙げられていることから、平成 22 年度から新たに利用を始めた江迎地区の寄宿舎についても、利用を始めた時点で自動的に含まれたものと考えられる。実際に、平成 24 年度についても江迎宿舎の管理業務に関する経費についても協会の決算には含まれている。

江迎宿舎の管理業務についても委託業務の内容に含むということについて委託契約書もしくは仕様書において明確化する必要がある。

II - 19 資源管理課、漁業取締室、総務文書課

【第一テーマ】平成 23 年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

No	1
区分	意見
報告書頁	121
項目	【するめいか漁獲可能量地域管理対策事業費補助金について】 申請段階での事業計画の内容検討について
措置掲載文	一隻当たりの委託料単価については見直しの必要性の有無について県側の検討はなされていない。また、平成 21 年度（若しくは過年度）の予算実績の変動について十分な検討がなされておらず、県側の検証が不十分と考える。本来は、平成 21 年度の実績を踏まえた収支予算を指導するべきである。
報告書原文	ア 申請段階での事業計画の内容検討について（意見） 収支予算書上、事業費の 55%（税抜で算定）を占める漁獲データ連絡委託費において、各漁協へ支払う委託料は、隻数割と基本割（定額）とで構成されている。このうち隻数割の算定根拠となっている一隻当たりの委託料単価については見直しの必要性の有無について県側の検討はなされていない。 また、平成 21 年度（若しくは過年度）の予算実績の変動について十分な検討がなされていないために、TAC 管理計画作成費中の資料印刷費や指導費中の通信運搬費の見積もり単価の設定が、平成 21 年度と同様の見積もり単価のまま申請されている。これが後段述べる実績報告時の調整弁として機能する基礎となっており、この点県側の検証が不十分と考える。本来は、平成 21 年度の実績を踏まえた収支予算を指導するべきである。
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	県費補助は平成 22 年度をもって廃止しましたが、今後、類似する事業の遂行にあたっては、委託費の積算方法等に関する見直しを図ります。また、事業主体が過去の実績等を勘案した収支予算としているか否か等について交付申請の段階で精査します。
所見	特に問題はない。

No	2
区分	意見
報告書頁	121

項目	<p>【するめいか漁獲可能量地域管理対策事業費補助金について】 実績報告時の検証について</p>																																																
措置掲載文	<p>委託料の各漁協への支払について関係証憑を確認したという証跡がつづられていない。</p> <p>また、実績報告の積算において、各月の経費の支払いのうちおおよその請求金額を「合理的な仮定」をもって補助事業の事業費として申請するやり方をとっているが、計画時の仮定を何の説明もなく実績報告時に変化させてしまうとその手法は単なる「調整弁」でしかなくなる。さらに、前年度実績によって崩れたはずの仮定が、再び平成 22 年度の収支予算書作成時にも用いられており、同じように仮定の変更が続けられている。補助金申請時の検証において、このような経年比較が行われていない点は是正すべきである。</p> <p>定額補助金を採用する上での一定のリスクを認識し、実績報告時の内容の疑義については、その信ぴょう性や妥当性に関する検討を厳密に行うべきと考える。</p>																																																
報告書原文	<p>イ 実績報告時の検証について（意見）</p> <p>上記委託料の各漁協への支払について関係証憑を確認したという証跡がつづられていない。本来は金融機関の振込依頼票や通帳の写しを添付し、精算事務の完了を確認したことの証跡を示すべきであり、かかるエビデンスの不提示は当該確認作業を実施したことの立証を困難にさせるものとする。</p> <p>さらに、実績報告において精算内容に以下の疑義がある。</p> <p>【事業費の計画時と実績時の報告内容の比較】</p> <p>(i) TAC 管理計画作成費</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="459 1317 1362 1704"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>計画</th> <th>実績</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旅費</td> <td>480,000</td> <td>486,296</td> <td>実額による精算</td> </tr> <tr> <td>通信運搬費</td> <td>240,000</td> <td>89,582</td> <td>実額による精算</td> </tr> <tr> <td>会議費</td> <td>24,000</td> <td>0</td> <td>実額による精算</td> </tr> <tr> <td>資料印刷費</td> <td>30,000</td> <td>48,000</td> <td>10 円×1,000 枚×3 回としていた仮定を、実績では 10 円×1,500 枚×3 回+コピー用紙代 1,000×3 回と仮定を変化させている。</td> </tr> <tr> <td>消耗品費</td> <td>30,000</td> <td>70,006</td> <td>実績による精算</td> </tr> <tr> <td>委託費</td> <td>5,623,000</td> <td>5,632,857</td> <td>実績による精算</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>6,427,000</td> <td>6,326,741</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(ii) 指導費</p> <table border="1" data-bbox="459 1798 1362 1989"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>計画：円</th> <th>実績</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旅費</td> <td>600,000</td> <td>672,553</td> <td>実額による精算</td> </tr> <tr> <td>通信運搬費</td> <td>48,000</td> <td>60,000</td> <td>4,000 円×12 か月としていた仮定を、実績では 5,000 円×12 か月と仮定を変化させている。</td> </tr> <tr> <td>会議費</td> <td>648,000</td> <td>732,553</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	計画	実績		旅費	480,000	486,296	実額による精算	通信運搬費	240,000	89,582	実額による精算	会議費	24,000	0	実額による精算	資料印刷費	30,000	48,000	10 円×1,000 枚×3 回としていた仮定を、実績では 10 円×1,500 枚×3 回+コピー用紙代 1,000×3 回と仮定を変化させている。	消耗品費	30,000	70,006	実績による精算	委託費	5,623,000	5,632,857	実績による精算	計	6,427,000	6,326,741		項目	計画：円	実績		旅費	600,000	672,553	実額による精算	通信運搬費	48,000	60,000	4,000 円×12 か月としていた仮定を、実績では 5,000 円×12 か月と仮定を変化させている。	会議費	648,000	732,553	
項目	計画	実績																																															
旅費	480,000	486,296	実額による精算																																														
通信運搬費	240,000	89,582	実額による精算																																														
会議費	24,000	0	実額による精算																																														
資料印刷費	30,000	48,000	10 円×1,000 枚×3 回としていた仮定を、実績では 10 円×1,500 枚×3 回+コピー用紙代 1,000×3 回と仮定を変化させている。																																														
消耗品費	30,000	70,006	実績による精算																																														
委託費	5,623,000	5,632,857	実績による精算																																														
計	6,427,000	6,326,741																																															
項目	計画：円	実績																																															
旅費	600,000	672,553	実額による精算																																														
通信運搬費	48,000	60,000	4,000 円×12 か月としていた仮定を、実績では 5,000 円×12 か月と仮定を変化させている。																																														
会議費	648,000	732,553																																															

この TAC 管理計画作成費の資料印刷費（コピー代）も指導費の通信運搬費も、補助金支給先の長崎県漁業協同組合連合会での各月の経費の支払金額のうち、「うち 15,000 円」と手書きして、補助事業の事業費として申告する形で実績金額とするやり方をとっている。つまり、自分たちの事業のなかから、いちいち補助事業分を仕分けする不効率性を排除し、手間を省くため、おおよその請求金額を「合理的な仮定」を持って処理する方法を採用している。

しかしながら、上記のようにその「合理的な仮定」を放棄し、何の説明もなく仮定を変化させてしまうとその手法は単なる「調整弁」でしかなくなる。提示された実績報告書類には、県漁連からの理由の説明も、県側の行うべき合理性を検証した証跡も見当たらなかった。

念のため、平成 21 年度も同様の問題点が見られるか検証してみたところ以下のものであった。

(i) TAC 管理計画作成費

(単位：円)

項目	計画	実績	
旅費	600,000	649,943	実績による精算
通信運搬費	240,000	78,974	実績による精算
会議費	24,000	0	実績による精算
資料印刷費	30,000	15,000	10 円×1,000 枚×3 回としていた仮定を、実績では 10 円×600 枚×2 回+コピー用紙代 2,000×1 回+1,000 円と仮定を変化させている。
消耗品費	30,000	28,500	実績による精算
委託費	5,623,000	5,632,857	実績による精算
計	6,547,000	6,405,274	

(ii) 指導費

項目	計画	実績	
旅費	460,000	636,380	実績による精算
通信運搬費	48,000	55,000	4,000 円×12 か月としていた仮定を、実績では 5,000 円×11 か月と仮定を変化させている。
計	508,000	691,380	

平成 21 年度も同様の項目で同じような仮定の変化を伴う実績報告がなされており、理由の説明も、理由の説明の検証もなされた証跡はない。

そして前年度実績によって崩れたはずの仮定が、再び平成 22 年度の収支予算書作成時にも用いられており、同じように仮定の変更が続けられている。補助金申請時の検証において、このような経年比較が行われていない点は是正すべきである。

以上から、定額補助金を採用する上での一定のリスクを認識し、実績報告時の内容の疑義については、その信ぴょう性や妥当性に関する検討を厳密に行うべきと考える。

要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	県費補助は平成 22 年度をもって廃止しましたが、今後、類似する補助事業の遂行にあたっては、証跡写（監査人注：証跡となる写真）を添付させるようにします。また、事業主体が、交付申請の段階で過去の実績を勘案しているか否か精査するとともに、実績報告時点においてもその内容を十分に精査します。
所見	特に問題はない。

No	3
区分	指摘
報告書頁	123
項目	【長崎県水産振興奨励事業（新世紀水産業育成事業）費補助金について】 島原市からの補助金申請書の瑕疵と県の検証不備について
措置掲載文	補助要綱等に基づき、島原市から提出された補助金交付申請書であるが、その一部を構成する「新世紀水産業育成事業設計書」が島原漁協から提出されている。しかしながら、肝心の漁協の印鑑の押印がなされていない。実施主体の意思が十分に確認されないまま、交付決定をしてしまっている。
報告書原文	ア 島原市からの補助金申請書の瑕疵と県の検証不備について（指摘） 補助要綱等に基づき、島原市から提出された補助金交付申請書であるが、その一部を構成する「新世紀水産業育成事業設計書」が島原漁協から提出されている。しかしながら、肝心の漁協の印鑑の押印がなされていない。本来は、当該補助事業の計画遂行に係る根幹である漁協からの計画について、漁協の意思であることを当該書面で確認できるよう押印は必要であると思われる。県はこの点を確認していない。実施主体の意思が十分に確認されないまま、交付決定をしてしまっている。
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	補助事業の実施主体である漁協に事業計画書への押印について指導のうえ対応済みです。当該補助事業は平成 22 年度で終了していますが、今後、類似する補助事業の遂行にあたっては、確認を徹底します。
所見	措置内容に反する類似の検出事項の存在と今後の対応について（意見） 当該案件のその後の状況について課より「受検後、島原市、島原漁協に行って口頭指導を行いました。また、類似する補助事業の遂行の際は、地元自治体及び事業実施者への手続きの確認及び不備が生じないよう指導を行っています。」との説明を受けた。 しかしながら、今回監査で、追加検討した事項の「新生水産県ながさき総合支援事業」

	(補助事業)で類似の検出事項があり、相互牽制が機能するよう体制の整備が必要と考える。
--	--

No	4
区分	指摘
報告書頁	123
項目	【長崎県水産振興奨励事業（新世紀水産産業育成事業）費補助金について】提出された事業着手報告書及び添付書類の瑕疵と検証不備について
措置掲載文	<p>事業着手時点で島原市から漁協と産廃業者との間で締結された委託契約書の写しが提出されているが、原本証明、押印がなされていない。</p> <p>また、島原市からは「事業着手報告書」が提出されているが、あくまで事業の実施主体は島原漁協であるにも関わらず、事業施行者が産廃業者、事業施行方法を請負としており、島原漁協の存在を無視して、島原漁協が委託している産廃業者だけが記載されており、一連の事業の流れが表現されていない。かかる書面の構造的な問題を、県は指摘することなく事業実施を看過している。</p>
報告書原文	<p>イ 提出された事業着手報告書及び添付書類の瑕疵と検証不備について（指摘）</p> <p>その後、事業着手時点で島原市から漁協と産廃業者との間で締結された委託契約書の写しが提出されているが、これにも問題がある。</p> <p>まず、委託契約書であるが、通常なら「正本と相違ないことを証する」旨と代表者の押印が漁協印とともに記されているが、そこまでの徹底はなされていない（他の補助金では同じ島原漁協から当該記載が確認されるが、事務の統一性がないのは担当者の指導の相違であろうか）。</p> <p>また、島原市からは「事業着手報告書」が提出され、事業着手の報告と内容が記載されている。しかしながら、事業施行者が産廃業者、事業施行方法を請負としており、島原漁協の存在を無視して、島原漁協が委託している産廃業者だけが記載されており、一連の事業の流れが表現されていない。あくまで事業の実施主体は島原漁協であって、事業実施の管理責任も漁協にあるはずである。委託先を記載するのは、あくまで付随的に記載するべきである。かかる書面の構造的な問題を、県は指摘することなく事業実施を看過している。</p>
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	関係者（市町、漁協等）に原本証明・押印について指導のうえ対応済みです。当該補助事業は平成 22 年度で終了していますが、今後、類似する補助事業の遂行にあたっては確認を徹底します。また、間接補助事業者に対し不備が生じないよう指導し、再発防止に努めます。

所見	No3 に同じ。
----	----------

No	5
区分	指摘
報告書頁	124
項目	【長崎県水産振興奨励事業（新世紀水産業育成事業）費補助金について】実績報告と実績報告確認の不備について
措置掲載文	<p>上記同様の瑕疵がある。実績報告書の一部を構成する島原漁協からの「新世紀水産業育成事業精算書」についても漁協の押印がない。島原市からの事業完成報告書についても事業実施者が産廃業者となっている。実績報告確認についても県は検証を怠っている。</p> <p>申請段階から実績報告確認に至る間書面の不備が繰り返されており、県は間接補助金という意識を改め、適正な事務に努める必要がある。</p>
報告書原文	<p>ウ 実績報告と実績報告確認の不備について（指摘）</p> <p>これも上記、「ア」、「イ」と同様の瑕疵がある。実績報告書の一部を構成する島原漁協からの「新世紀水産業育成事業精算書」についても漁協の押印がない。島原市からの事業完成報告書についても事業実施者が産廃業者となっている。実績報告確認についても県は検証を怠っている。</p> <p>以上、申請段階から実績報告確認に至る間、書面の不備が繰り返されており、県は間接補助金という意識を改め、適正な事務に努める必要がある。</p>
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	<p>精算書に押印がなかったことについては漁協に指導のうえ対応済みです。</p> <p>当該補助事業は平成 22 年度で終了していますが、今後、類似する補助事業の遂行にあたっては、間接補助事業者に対し不備が生じないよう指導し、再発防止に努めます。また、押印漏れ、記載内容の誤りがないように、実績報告の確認を徹底します。</p>
所見	No3 に同じ。

No	6
区分	意見
報告書頁	124
項目	【長崎県水産振興奨励事業（新世紀水産業育成事業）費補助金について】作業員人件費と船の借上料の領収確認の不備
措置掲載文	当該資金について、請求書はあるが本人に渡っているという領収書が確認されていな

	い。事業完了としては資金の精算までであるから、実績確認時の確認手続が必要である。 (領収印が台帳に押印されているのを確認できたので授受については問題ないとの心証を得ている。)
報告書原文	ア 作業員人件費と船の借上料の領収確認の不備 (意見) 当該事業の事業費である表記の資金について、請求書はあるが本人に渡っているという領収書が確認されていない。事業完了としては資金の精算までであるから、実績確認時の確認手続が必要である。なお当方の監査時、改めて確認したが、この点領収印が台帳に押印されているのを確認できたので授受については問題ないとの心証を得ている。
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	受検当日に、作業員本人の受領印が押印された確認書類を入手し、包括外部監査人に手交のうえ領収確認を行っています。
所見	上記「講じた措置の内容等」の記述では、その場での対応について述べているだけであるから、今後の改善策をどうするのが表明されていない。措置状況は県民に対しての説明であるから、その趣旨を踏まえた回答が望まれる。ただし、その後の状況については、「類似する補助事業の遂行の際は、同様の不備がないよう確認しています。」との回答を得ている。 (以上は今回監査の検出事項とはしていない)

No	7	
区分	指摘	
報告書頁	124	
項目	【長崎県水産振興奨励事業（新世紀水産業育成事業）費補助金について】計画変更・事業終了の取扱いと証拠書類の信頼性について	
措置掲載文	当該事業は途中で計画終了し、計画変更、実績報告を経て交付決定となっているが、中途の計画変更の手続の遅延が生じ、交付要綱の定めに適合するように一連の書面の改竄が行われている。かかる処理は県の事務事業全体の信頼性を喪失させるものであり適切な処理を厳守されたい。	
報告書原文	イ 計画変更・事業終了の取扱いと証拠書類の信頼性について (指摘) 当該事業は途中で計画終了し、計画変更、実績報告を経て交付決定となっているが、中途の計画変更の手続の遅延が生じ、交付要綱の定めに適合するように一連の書面の改竄が行われている。かかる処理は県の事務事業全体の信頼性を喪失させるものであり適切な処理を厳守されたい。 実際の文書は以下の通りである。 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="text-align: right;">平成 23 年 1 月 6 日</td> </tr> </table>	平成 23 年 1 月 6 日
平成 23 年 1 月 6 日		

総務文書課長 様

資源管理課漁場環境班
担当者名

変更計画交付決定の遅れについて

このことについて、平成 23 年 1 月 4 日時点において、10 月 20 日付で諫早市長から提出された計画変更承認申請書に対する変更計画承認及び交付決定通知書を 10 月 20 日付で決裁しようとしていましたが、これは、別添の諫早市からの理由のとおり、事業主体の小長井町漁協や諫早市の工期変更の認識が甘く手続きを行っていたために、県への申請が 12 月中旬となり、時間的な差異が生じたためです。

なお、諫早市に対して、相談を受けた時点での計画変更承認申請書の提出について協議を行いました。実施主体である小長井町漁協からは、9 月末に業務を完了し、継続して事業を実施する意思はないとの回答があり、事業完了が確定すれば水産部関係補助金等交付要綱第 6 条第 2 項に基づき 30 日以内に実績報告書を提出しなければならないこととなるため、やむを得ず 10 月 20 日での提出を了解したものです。

今後は、事業主体や市に対して事業進捗状況をこまめに確認し、このようなことがないように指導していきたいと考えています。

資源管理課では、今回の問題について実績報告の提出遅延（完了から 30 日以内）を問題視しているようであるが、計画変更承認の事前承認も行われておらず、この点でも手続上の瑕疵がある。

県の補助金等交付規則の定め

第 11 条 補助事業者等は、別に定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、知事に報告しなければならない。

2 補助事業者等は、次の各号の一に該当する場合には、あらかじめ知事に報告してその承認又は指示を受けなければならない。

(1) 事業計画書、収支予算書その他第 4 条の規定により知事に提出した書類の内容を変更（別に定める軽微な変更を除く。）しようとするとき。

(2) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。

(3) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったとき。

したがって、平成 23 年 10 月 20 日で諫早市より提出された変更承認申請書（10/20 付）、これに添付された小長井町漁協からの変更実施計画書（「平成 22 年 10 月」まではゴム印、日は空欄）、変更に係る県の交付決定通知書（10/22 付）、諫早市からの実績報告（11/25 付）、これに添付された小長井町漁協からの事業実施精算書（11/25 付）、県の交付確定通知書（12/1）は、どれも平成 23 年 1 月 4 日以後に作成されたものである（いわゆるバックデート）。

無論、事業は 9 月末までに完了している（詳細は後段で触れる）のであるから、水産部関係補助金要綱第 6 条第 2 項に照らすと、県の確定通知が 12 月 1 日付であるから 30 日を超過していることに違いはない。

さらに問題は、「いつ事業完了したのか」である。

上記の県の文書、「変更計画交付決定の遅れについて」によれば、「実施主体である小長井町漁協からは、9 月末に業務を完了し、」とある。またこれを意識して変更承認申請

	<p>を10/20日としていることが文面から読み取れる。ところが、実績報告確認書類を査閲したところ、放流作業として報告された一連の写真の日付（写真そのものには日付は確認できず、写真の台紙に10/6と記載）があり、こちらでの完了は10月6日となっている。どちらが本当なのか疑問であったため、漁協担当者から回答を得たが、完了は10/6ということであった。</p> <p>書面での検証しかできないため、どちらが真実であるかは定かではないが、実績報告の信頼性が失われていることは確かであって、今後このような事態が生じないように、間接補助金とはいえ責任の自覚をもって、事業の適正な運営に当たられたい。</p>
要約判定 内容相違	<p>内容の相違とまではいかないが、改竄の内容については今後の改善や抑止につながるよう、詳細に開示するべきであったと思われる。</p>
講じた措置の内容等	<p>当該事業は平成22年度で終了していますが、今後、類似する補助事業の遂行にあたっては、計画変更等の事態が生じた場合、速やかに所定の手続きを執るよう事業実施主体に対し指導を徹底するとともに、県や地元自治体が連携して事業進捗に留意し、再発防止に努めます。</p>
所見	<p>措置内容の不足（内部管理体制改善への言及がない）について（意見）</p> <p>措置内容については、対外的な働きかけだけで、県の責任について触れていない。書面の改竄を許した内部管理体制の措置も記載するべきである。</p> <p>なお、その後の状況については「受検後、諫早市、小長井漁協に行って口頭指導を行いました。また、類似する補助事業の遂行の際は、地元自治体及び事業実施者への手続きの確認及び不備が生じないよう指導を行っています。」との回答を得ている。これについても内部的な改善は触れられていない。</p>

No	8
区分	意見
報告書頁	126
項目	<p>【その他の補助金・負担金について】</p> <p>密漁取締連携強化事業費補助金について</p>
措置掲載文	<p>壱岐海域漁場監視連絡協議会について支出された補助金は協議会の専用通帳で管理されているのだが、各漁協への資金精算が7月20日と非常に遅い。本来は精算完了をもって事業完了と考えるべきであるが、精算払いとして県から支払われるタイミングも5月中旬以降と遅いため精算完了を早めるように事務を見直す必要があると考える。</p> <p>また、交付決定通知書の交付の条件に「密漁取締連携強化事業費補助金事務取扱要領」の記載がないため、改める必要がある。</p>
報告書原文	<p>ア 密漁取締連携強化事業費補助金について（意見）</p> <p>壱岐海域漁場監視連絡協議会について支出された補助金は協議会の専用通帳で管理</p>

	<p>されているのだが、各漁協への資金精算が7月20日と非常に遅い。本来は精算完了をもって事業完了と考えるべきであるが、精算払いとして県から支払われるタイミングも5月中旬以降と遅いため精算完了を早めるように事務を見直す必要があると考える。</p> <p>また、交付決定通知書の交付の条件に「密漁取締連携強化事業費補助金事務取扱要領」の記載がないため、改める必要がある（上記総務部長通知「第2補助金等の交付の申請及び決定に関する事項」6項なお書き参照）。</p>
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	<p>13海域の漁場監視連絡協議会に対し、県からの補助金交付後は速やかに清算を行うこと、事業完了後は速やかに事業報告書等の作成、提出を行うよう指導しました。</p> <p>また、平成24年度から、交付決定通知書において、県の補助金等交付規則、部局別要綱及び各補助金の個別実施要綱等の規定の適用がある旨を明記するよう改めております。</p>
所見	特に問題はない。

No	9
区分	意見
報告書頁	126
項目	<p>【その他の補助金・負担金について】</p> <p>その他の会費負担金等の見直しについて</p>
措置掲載文	<p>全国海区漁業調整委員会連合会の会費180,000円、全国遊漁船業協会会費100,000円が年会費として支出されている。後者の団体は団体として解散の方向であるが、どちらも余剰金を抱えており、本来は総会等で会費の見直しを提言するなど随時見直しを進め、不要な支出を検討するべきと考える。</p>
報告書原文	<p>イ その他の会費負担金等の見直しについて（意見）</p> <p>全国海区漁業調整委員会連合会の会費180,000円、全国遊漁船業協会会費100,000円が年会費として支出されている。後者の団体は団体として解散の方向であるが、どちらも余剰金を抱えており、本来は総会等で会費の見直しを提言するなど随時見直しを進め、不要な支出を検討するべきと考える。</p>
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	<p>全国海区漁業調整委員会連合会は、会員県の指摘を受け、平成22年総会で会費を180,000円から160,000円に減額しています。今後も全国組織としての活動に見合った適切な負担金額と運営を求めてまいります。</p> <p>なお、全国遊漁船業協会は、平成24年5月30日開催の平成24年度総会の議決並び</p>

	に平成 24 年 6 月 7 日付け農林水産大臣の解散認可をもって解散しています。
所見	特に問題はない。

No	10
区分	指摘
報告書頁	128
項目	【株式会社長崎県漁業公社について】 公有財産の使用許可及び使用料について
措置掲載文	公社は県の施設である栽培漁業センターの施設管理とここで行う県の種苗生産の委託事業を営んでいる。また、センターの各種施設を使用しつつ、自主事業としての種苗生産養成事業などを行っているが、施設の使用について公有財産の使用許可はとっておらず、また使用料の減免措置も検討されていない。公有財産の使用等の適切な処理について早急に対応する必要がある。
報告書原文	③ 公有財産の使用許可及び使用料について（指摘） 公社は県の施設である栽培漁業センターの施設管理とここで行う県の種苗生産の委託事業を営んでいる。また公社はそれだけでなく、センターの各種施設を使用しつつ、自主事業としての種苗生産養成事業などを行っているが、施設の使用について公有財産の使用許可はとっておらず、また使用料の減免措置も検討されていない。適切に処理しているのは、センター内にある公社の従業員休憩所と漁具の倉庫兼作業場に係る底地の使用許可のみである。 センターの受託は昭和 53 年から始まっているが（全面委託は昭和 62 年から）、公有財産の使用等の適切な処理について早急に対応する必要がある。
要約判定 内容相違	要約誤りが措置の不十分性を招いている。以下は検出案件として取り扱う。 掲載文の要約誤りにより誘発された措置の不十分性について（指摘） 報告書原文と要約文を比較すると肝心な一節が省略されている。 後段述べるように、公有財産の目的外使用に係る使用許可の漏れの問題と、使用料の徴収漏れという問題、そして、それが過去から続いている点について問題解決を図らなければならない。つまり、使用許可は公法上の行為、使用料は公法上の債権、公有財産の目的外使用に係る過去の使用料徴収漏れはすなわち損害賠償請求権または不当利得返還請求権につながるという論点である。 このため、最後の一文「 <u>センターの受託は昭和 53 年から始まっているが（全面委託は昭和 62 年から）、公有財産の使用等の適切な処理について早急に対応する必要がある。</u> 」が重要となる。 最後の一節のうち、過去を問うた部分が省略されているため、現担当者へ正確な意図

	<p>が伝達されず、結果的に措置が不十分になった可能性は否定できない。</p> <p>実際、監査当初からヒアリングを重ねたが、過年度分の公債権の取扱いについて、全く認識がない状態であった。本来は、過去の判例等を照会し、しかるべき論理展開や結論が導き出されていなければならないが、そういった検討が行われていない。</p> <p>更に、上記報告書は、当初、「センターの受託は昭和 53 年から始まっているが（全面委託は昭和 62 年から）、無断使用・使用料の不払い（県側では未徴収）が相当期間継続していると思われる。早急に対応する必要がある。」であった。</p> <p>これを、資源管理課は、</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>センターの受託は昭和 53 年から始まっているが（全面委託は昭和 62 年から）、無断使用・使用料の不払い（県側では未徴収）が相当期間継続していると思われる。今後も種苗生産業務の円滑な推進のため、公有財産の使用等の適切な処理について早急に対応する必要がある。</p> <p>※筆者注：訂正線は、「書くな」という意味である。訂正線以降は、「こう書け」という意味である。ゴシック強調のみ筆者（包括外部監査人）の加工である。</p> </div> <p>に修正するように申し出ており、その経緯は十分認識していたはずである。更に修正を一部受け入れた際も、県に適切な対応をするように念押しした経緯もある。</p> <p>これらが十分に引き継がれず現担当者の認識と相違しているのは、過年度分の使用料の徴収にかかる問題を忌避し、引継ぎを行わなかった可能性も高い。つまり、引継ぎが適切に行われるか否かは、現状個人の判断や認識に依存しており、引継ぎ内容の適切性を第三者が検証し牽制をかけるという制度的な仕組みもない。措置が不十分になる背景のひとつといえる。</p> <p>結果、過年度分の使用料に係る措置を曖昧にした県の責任は重い。</p>
講じた措置の内容等	<p>公社の自主事業によるセンター施設の使用については、平成 24 年度中に使用許可の</p> <p>手続をとったうえで、その公益性も勘案し、減免等の検討を行い適切に処理します。</p>
所見	<p>別記 1 を参照のこと。</p>

別記 1

当該措置の問題点については、以下の 3 点があげられる。

- ① 過去の公有財産の無断使用に係る使用料の徴収漏れと、損害賠償請求権または不当利得返還請求権の行使について（指摘）

上述の通り、センターの委託は昭和 53 年から始まっており（全面委託は昭和 62 年から）、その間、公社の自主事業のために種苗センター施設の無断使用が継続していた。県側の見解としては「県・公社ともに目的外使用の認識がなかった」ということであったのだが、意図的か否かに関わらず、公有財産の目的外使用に係る使用料が公債権である以上、徴収する責務が県にはあり（自治法第 240 条、自治法施行令第 171

条から第 171 条の 7、自治法第 238 条の 4 第 7 項、同法第 225 条)、それが正式な許可手続きなく第三者によって使用收受されているのであるから使用料相当額の損害賠償請求権または不当利得返還請求権を県は持っており行使する必要があると考える。

同種の問題についての過去の判例は、「はみ出し自動販売機住民訴訟最高裁判決平成 16 年 4 月 23 日」があり、判決文において「道路法 32 条 1 項は、道路に広告塔その他これに類する工作物等を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならないと定めている。そして、同法 39 条 1 項は、道路管理者は道路の占用につき占用料を徴収することができる旨を定めており、この規定に基づく占用料は、都道府県道に係るものにあつては道路管理者である都道府県の収入となる（道路法施行令 19 条の 4 第 1 項）。このように、道路管理者は道路の占用につき占用料を徴収して収入とすることができるのであるから、【要旨 1】道路が権原なく占有された場合には、道路管理者は、占有者に対し、占用料相当額の損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を取得するものというべきである。」とある。

しかるに県は、平成 23 年度包括外部監査の指摘を受け、さらに類似の判例もあるにもかかわらず、過去の損害賠償請求権または不当利得返還請求権について措置を行っていない。

過去に遡り、公社に対し公有財産の使用料の不払いにかかる損害賠償請求権または不当利得返還請求権を即時に行使する必要がある。

② 過去の債権の時効による消滅かかる責任について（指摘）

公債権に係る不当利得返還請求権の時効は 5 年であり、無断使用の時から 5 年を経過した過去の案件については、時効が成立して消滅する。

つまり、次の 3 点について、県の責任は非常に重い。

ア 県の公有財産の管理に関する懈怠によって生じた使用料の徴収漏れ

イ 不当利得返還請求権の行使漏れ（措置の遅延による発生も含む）

ウ 「ア」、「イ」について時効の成立により債権消滅が生じたことによる損害

近年、債権管理の懈怠に対する住民訴訟判決も多見される状況にあり、適切な財産管理、債権管理が必要である。判決例としては、平成 12 年 04 月 24 日浦和地方裁判所判決、平成 17 年 05 月 16 日徳島地方裁判所判決、大阪高裁判例平成 18 年 03 月 31 日などがある。

「平成 23 年度の指摘後公社との協議の結果、平成 25 年度から使用許可を行い、使用料を徴収することとしたもの。なお、当該許可処分により使用料を初めて可能となるため、許可する以前にさかのぼって徴収するとの概念はありません」と県側はコメントしているが、認識を改めるべきである。

③ 平成 25 年度の措置において徴収した使用料の算定誤りと徴収漏れについて（指摘）

県は、使用料の算定を行うにあたり、「受け」と「払い」の二つの要素を相殺して算定している。つまり、(A) 公社の自主事業で使用している公有財産の使用料（県の受取り）と、もうひとつは、(B) 逆に県が、

公社の施設を借りて委託事業を行っている部分の賃借料（県の支払）とを差し引いて、使用料としている。なお金額は（A）84万（B）47万であり、差引37万としている。つまりは公社の負担を軽減するための方策である。

しかし、これは明らかな誤りである。

（A）は、公債権、（B）は私債権であり、当該処理は公法上の行為と私契約を混同している。

しかも、（B）は私債権である以上、契約によるべきであるから、後述の「長崎県栽培漁業センター種苗生産及び施設管理等業務委託契約」の積算金額に賃借料として（つまり承認書を公社から受ける際の条件）含まれていて初めて成立する支払である。

県は、公法上の行為並びに公債権と、私契約による私債権の区分を明確にするべきであり、使用料47万円については、徴収漏れがあってはならない。この点は既に平成25年11月に担当者へ口頭伝達しているので、徴収漏れが生じた際は明確な任務懈怠となる。

なお、栽培漁業センターの施設の改修工事が平成25年度中に進行しており、工事に係る使用中断期間の存在、施設後進に係る資産価値の増加により使用料の算定根拠が変化していることを我々は把握している。毎年度、使用料について適切な算定を行うよう付記しておく。

④ 措置の引継ぎと問題点の対処のありかたについて（意見）

上述の「掲載文の要約誤りにより誘発された措置の不十分性について」でも触れたが、県の措置のあり方には複合的な問題があると思われる。

措置に係る現在の状況について、本年度監査の予備調査において県は「平成25年度から（株）長崎県漁業公社に対して施設の使用許可を行っています。公有財産使用料も納付済みです。」としていたが、その後詳しくヒアリングし資料提出を求めたところ、様々な問題が露呈した。

「なお、当該許可処分により使用料を初めて可能となるため、許可する以前にさかのぼって徴収するとの概念はありません」という回答についても、その根拠を求めても、何の根拠もなく、問題の本質から目をそらしただけの対応であった。

公社との予定調和的な措置に過ぎないが、このような措置の生じる原因は、担当者の交代などにより、監査上の問題点が正確かつ十分に引き継がれず、措置の焦点がずれてしまうことが原因の一つである。しかも、総務文書課から示された要約文が原文と相違してしまうと、なおさら要約文に示された内容が「正」となり、措置の責任が曖昧になってしまうのではないかとと思われる。

報告書提出までの経緯も併せ、問題の本質を理解し、それを引き継ぎの際に正確かつ適切に伝達し、第三者が引継ぎ内容を検証するシステムの構築が必要と思われる。

また、公債権、私債権の区別、判例によって示された司法上の判断など、担当課や担当者任せにできない問題については、平成23年度監査でも提言したように、本部管理部署の適切なフォローが必要ではなかろうか。公務員派遣法の司法判断についての対処は、一例に過ぎないのであって、法的なテクニカルな問題については、県の組織の一体的な対応が必要であると考えられる。

No	11																																																
区分	意見																																																
報告書頁	129																																																
項目	【株式会社長崎県漁業公社について】 長崎県栽培漁業センター種苗生産及び施設管理等業務委託契約について																																																
措置掲載文	<p>当該委託の内容は、県の施設である栽培漁業センターの施設管理とその施設を使用しての県の放流事業等に使用する種苗の生産業務であるが、当初の計画通りの生産ができたとしても、県漁連を通じて各漁協から県に種苗の引き合いがなければ、最終的な在庫の引き受け手は公社しかなく、現状、公社が計画差の在庫を売りさばいている。現状では財政負担は表面化していないが、さらなる過剰な引受負担が生じ公社が売りさばけない事態が生じると、在庫リスクを抱え、公社の財務内容はさらに悪化するであろう。かかる状態の回避のため、生産計画の見直しが必要であると思われる。ただしこれには、基礎となる県全体の栽培漁業の戦略や方向性が必要となる。</p>																																																
報告書原文	<p>当該委託の内容は、県の施設である栽培漁業センターの施設管理とその施設を使用しての県の放流事業等に使用する種苗の生産業務である。委託に先立ってあらかじめ事業計画が作成され、主として昨年の需要実績をベースに、どの魚介類をどういうサイズで、どれだけ生産するかが決められ、この生産計画を基礎に委託に要する経費を算定し、委託料が決められる（委任）。</p> <p>しかしながら、当初の計画通りの生産ができたとしても、県漁連を通じて各漁協から県に種苗の引き合いがなければ、最終的な在庫の引き受け手は公社しかなく、現状、公社が計画差の在庫を売りさばいている。</p> <p>次の表は、過去5年間の①委託料、②公社で実際生じた受託費用、③計画相違で公社が引受けた（買取った）種苗の卸値（卸値は県との単価契約による）、④県の種苗売却収入、⑤は①と④の差、の推移である。</p> <p style="text-align: center;">（単位：円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>①受託収入</th> <th>②受託費用</th> <th>③公社引受額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H22</td> <td>210,200,000</td> <td>189,465,829</td> <td>33,783,708</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>210,200,000</td> <td>184,575,810</td> <td>11,443,005</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>210,200,000</td> <td>193,052,690</td> <td>4,160,362</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>220,000,000</td> <td>207,628,249</td> <td>3,310,571</td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>220,100,000</td> <td>202,412,293</td> <td>10,597,634</td> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>④県収入</th> <th>⑤県収支</th> <td></td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>140,349,258</td> <td>△ 69,850,742</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>140,378,427</td> <td>△ 69,821,573</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>140,385,031</td> <td>△ 69,814,969</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>146,417,977</td> <td>△ 73,582,023</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>146,186,118</td> <td>△ 73,913,882</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>ここには、公社の抱えるビジネスリスクの一つが潜んでいる。 もともと漁業公社は県出資 59%のいわゆる第三セクターであり、公益的企業の位置づ</p>	年度	①受託収入	②受託費用	③公社引受額	H22	210,200,000	189,465,829	33,783,708	H21	210,200,000	184,575,810	11,443,005	H20	210,200,000	193,052,690	4,160,362	H19	220,000,000	207,628,249	3,310,571	H18	220,100,000	202,412,293	10,597,634	年度	④県収入	⑤県収支		H22	140,349,258	△ 69,850,742		H21	140,378,427	△ 69,821,573		H20	140,385,031	△ 69,814,969		H19	146,417,977	△ 73,582,023		H18	146,186,118	△ 73,913,882	
年度	①受託収入	②受託費用	③公社引受額																																														
H22	210,200,000	189,465,829	33,783,708																																														
H21	210,200,000	184,575,810	11,443,005																																														
H20	210,200,000	193,052,690	4,160,362																																														
H19	220,000,000	207,628,249	3,310,571																																														
H18	220,100,000	202,412,293	10,597,634																																														
年度	④県収入	⑤県収支																																															
H22	140,349,258	△ 69,850,742																																															
H21	140,378,427	△ 69,821,573																																															
H20	140,385,031	△ 69,814,969																																															
H19	146,417,977	△ 73,582,023																																															
H18	146,186,118	△ 73,913,882																																															

	<p>けである。一方では県の栽培センターの業務委託を随意契約で長年の間受託し、収益の45%を占める受託事業なしには経費を吸収できない財務構造となっているが、一方では、種苗生産という、自然や天候に左右されやすく、複数年の育成期間がかかり、しかも自動化の難しさがあるといった、リスクの生じやすい事業を担っている。近年、債務超過に陥った原因のひとつには、生産失敗と在庫リスクの顕在化があったことも見逃せない。さらに県内の漁業従事者の高齢化と担い手の減少によって、種苗の需要も先行きが不透明になっており、公社も採算性の確保にも限界がある。</p> <p>上記の③の公社引受欄の推移に着目すると、公社の種苗の引受負担の増加も年々増加傾向にあり、公益的企業の立場上やむを得ないとはいえ、県の収入予算の確保を優先させる結果、生産計画と実績の相違の責任を、県は公社に転嫁している状況にある。</p> <p>現状では引き受けた在庫は、公社が売りさばけており、財政負担は表面化していない。しかし、さらなる過剰な引受負担が生じ公社が売りさばけない事態が生じると、在庫リスクを抱え、公社の財務内容はさらに悪化するであろう。</p> <p>かかる状態の回避のため、生産計画の見直しが必要であると思われる。ただしこれには、基礎となる県全体の栽培漁業の戦略や方向性が必要となる。最終的には消費者の動向ということになるが、これまでのように前年実績をもとにした生産計画ではなく、県内の漁業者の声や県内外の栽培漁業センター以外の施設からの供給の分析といった要素も織り込みつつ、生産計画のブレが生じないようにする必要がある（その上で、生産計画の縮小が生じ、委託料が減額するならば、公社の財務内容の悪化に結びつくのであるから公社は、マーケットの縮小に耐えられるだけの体力を早急に確立する必要があるであろう）。</p>
<p>要約判定 内容相違</p>	<p>特に問題はない。</p>
<p>講じた措置の内容等</p>	<p>漁業公社の経営改善については引き続き指導を行うとともに、総合水産試験場、水産総合研究センター等の協力のもと、生産技術の向上による安定生産体制の確立を支援してまいります。</p> <p>県水産業振興基本計画及び第6次栽培漁業基本計画に基づき、効率的かつ効果的な栽培漁業を推進するとともに、県内・近隣県の種苗生産施設との連携も検討しながら、県センターとしての種苗供給の役割分担を明確にし、安定的な生産計画と供給に取り組んでいます。</p>
<p>所見</p>	<p>特に問題はない。現在の状況については、以下の回答を得ている。</p> <p>「生産した種苗の販売については、漁業公社とともに、市町、漁協、栽培推進協議会等に対し、引き続き種苗の販売促進を行っております。なお、漁業公社の経営改善については引き続き指導するとともに、今年度において今後5カ年を見越した経営改善計画を策定することとしており、これに併せ、安定的な種苗の確保のため栽培漁業センターの運営についても検討を行う予定であります。」</p>

	なお、当該契約の再監査については後段を参照のこと。
--	---------------------------

No	12
区分	指摘
報告書頁	130
項目	【株式会社長崎県漁業公社について】 取締役会の開催頻度について
措置掲載文	取締役会が3か月に一回の頻度で開催されていないため開催頻度を順守する必要がある。
報告書原文	(i) 取締役会の開催頻度について (指摘) 取締役会が3か月に一回の頻度で開催されていないため開催頻度を順守する必要がある。
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	法令遵守の指導を行い、平成23年度は、年に4回取締役会を開催しました。
所見	開催頻度の遵守について (意見) 現在の状況については、以下のような回答を得ており、法令を遵守するべきである。 「平成24年度も年に4回取締役会を開催しています。(6/27、10/24、12/18、3/25) なお、2回目の取締役会は、役員の日程の調整がつかなかったことから1回目から3か月以上経過しています。」

No	13
区分	指摘
報告書頁	130
項目	【株式会社長崎県漁業公社について】 議事録について
措置掲載文	平成22年6月から平成23年6月に開催された取締役議事録、株主総会議事録を閲覧したところ、議事録全てに関して、押印がなされていない。このような議事録は無効であり、早急に改善すべきである。
報告書原文	(ii) 議事録について (指摘) 平成22年6月から平成23年6月に開催された取締役議事録、株主総会議事録を閲覧したところ、議事録全てに関して、押印がなされていない。このような議事録は無効であり、早急に改善すべきである。
要約判定	特に問題はない。

内容相違	
講じた措置の内容等	議事録に記名押印し是正しました。
所見	特に問題はない。

No	14
区分	指摘
報告書頁	130
項目	【株式会社長崎県漁業公社について】 マハタ種苗生産研究会との取引について
措置掲載文	平成 21 年度及び平成 22 年度共に、県の補助金の受け皿である任意団体「マハタ種苗生産研究会」の代表に、公社の代表権をもつ役員が就任している。このマハタ研究会から公社へ委託契約が締結されているが、当該契約は会社法上、利益相反取引に該当するので、事前取締役会の承認を得なければならない。しかしながら、実際は事後報告のみで、事前取締役会の承認は行っていないため会社法が順守されていない。今後、同種の契約が生じる際には適切に対応するべきである。
報告書原文	(iii) マハタ種苗生産研究会との取引について (指摘) 平成 21 年度及び平成 22 年度共に、県の補助金の受け皿である任意団体「マハタ種苗生産研究会 (以下、マハタ研究会と呼称)」の代表に、公社の代表権をもつ役員が就任している。このマハタ研究会から公社へ委託契約が締結されているが、当該契約は会社法上、利益相反取引 (356 条 1 項 2 号、365 条) に該当するので、事前取締役会の承認を得なければならない。しかしながら、実際は事後報告のみで、事前取締役会の承認は行っていないため会社法が順守されていない。今後、同種の契約が生じる際には適切に対応するべきである。
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	同種の契約を行う場合には取締役会の事前承認を得よう指導を行い、平成 23 年度契約については適正な手続をとりました。
所見	討議論点については特に問題はない。当該事業 (任意団体を形成し、団体の代表者が利益相反取引をもたらすような形態) は平成 23 年度で終了している。

No	15
区分	意見
報告書頁	131
項目	【株式会社長崎県漁業公社について】

	マハタ種苗生産技術開発事業に関する会計処理について
措置掲載文	マハタ研究会との取引については、公社の平成 21 年度及び平成 22 年度における損益計算書上、自主事業の区分で、委託契約に基づく取引として科目表示されているが、決算書の表示と契約実態とのバランスを考えると、他にも分かりやすい処理方法があったと思われる。当該補助事業の要綱等の制度の建付けや県から事前の指導を十分におこなうべきであったと思われ、公社はアンバランスな処理を強いられている結果になっていると考える。
報告書原文	<p>(i) マハタ種苗生産技術開発事業に関する会計処理について (意見)</p> <p>マハタ研究会との取引については、公社の平成 21 年度及び平成 22 年度における損益計算書上、自主事業の区分 (県からの受託事業か否かの立て分け) で、委託契約に基づく取引として科目表示されており、平成 22 年度では売上高として「マハタ種苗生産技術開発事業収入 4,000,000 円」、売上原価として「マハタ種苗生産技術開発事業費 9,241,520 円」となっている。</p> <p>当該取引について、県と研究会と公社との関係や契約実態を踏まえると他にも処理方法があったと思われるが、例えばマハタ研究会を民法上の任意組合 (667 条) として位置付け、組合契約を構成員で契約することによってマハタ研究会での損益を構成員に帰属させ、公社では収入 4 百万円は受取補助金として特別利益で区分表示し、原価 9,241,520 円は販売費及び一般管理費の受託試験研究費と処理する方が決算書の表示と契約実態とのバランスを考えると、分かりやすいものになるのではないかとと思われる。</p> <p>結局、当該補助事業の要綱等の制度の建付けや県から事前の指導を十分におこなうべきであったと思われ、公社はアンバランスな処理を強いられている結果になっていると考える。</p>
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	平成 23 年度から実施している類似事業の会計処理は意見に準じて改正しました。
所見	特に問題はない。

No	16
区分	指摘
報告書頁	131
項目	【株式会社長崎県漁業公社について】 修繕費のなかに、本来有形固定資産として計上すべきものがある
措置掲載文	平成 22 年 5 月計上分、調餌用ベルトコンベアー467,250 円については、一個の独立した機器備品であり資産計上するべきものである。修繕費に含まれており経費の過大計上

	である。
報告書原文	(ii) 修繕費のなかに、本来有形固定資産として計上すべきものがある。(指摘) 平成 22 年 5 月計上分、調餌用ベルトコンベアー467,250 円については、一個の独立した機器備品であり資産計上するべきものである。修繕費に含まれており経費の過大計上である。
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	平成 22 年度決算の修正はできませんが、今後同様の事例が生じた場合には指摘のとおり資産計上について顧問税理士とも協議して処理するよう指導しました。
所見	下記の課からの回答の通り、前回監査の指摘内容と異なる対応を公社は行っているが、公社の責任の下、税務リスクを受容する判断を行ったものであり、今回の監査ではこれ以上の追及を行わないこととする。 「平成 24 年度の委員監査にて、「税理士と協議のうえ、パーツごとで考えると、本事例は修繕費とすることも可ではないか」と漁業公社は判断しています。」

No	17																					
区分	指摘																					
報告書頁	131																					
項目	【株式会社長崎県漁業公社について】 消費税・法人税について																					
措置掲載文	会費及び負担金に計上されている取引において、消費税法上非課税取引に該当するものが課税取引として申告されており、消費税が過小申告されている事になる。 また、電柱等土地使用料については非課税取引になるが課税取引として処理されており、消費税が過大申告されている事になる。さらに当該取引は 3 年間分の使用料であり、次年度以降の期間分は本来は前受収益として処理すべきであり、その分だけ法人税法上の所得が過大申告されている事になる。																					
報告書原文	(iii) 消費税・法人税について (指摘) 勘定科目のうち、会費及び負担金に計上されている取引で下記のもは消費税法上非課税取引に該当するものであるが、課税取引として申告されている。その分だけ消費税が過小申告されている事になる。 <table border="1" data-bbox="477 1713 1316 1980"> <thead> <tr> <th>日付</th> <th>金額</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月 25 日</td> <td>1,000 円</td> <td>A 平成 22 年度賛助会費</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>18,000 円</td> <td>B 平成 22 年度会費</td> </tr> <tr> <td>6 月 28 日</td> <td>8,000 円</td> <td>C 平成 22 年度会費</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>9,000 円</td> <td>D 2010 年度学会費</td> </tr> <tr> <td>6 月 29 日</td> <td>6,000 円</td> <td>E 平成 22 年度会費</td> </tr> <tr> <td>7 月 27 日</td> <td>13,000 円</td> <td>F 平成 22 年度協会費</td> </tr> </tbody> </table>	日付	金額	摘要	6 月 25 日	1,000 円	A 平成 22 年度賛助会費	〃	18,000 円	B 平成 22 年度会費	6 月 28 日	8,000 円	C 平成 22 年度会費	〃	9,000 円	D 2010 年度学会費	6 月 29 日	6,000 円	E 平成 22 年度会費	7 月 27 日	13,000 円	F 平成 22 年度協会費
日付	金額	摘要																				
6 月 25 日	1,000 円	A 平成 22 年度賛助会費																				
〃	18,000 円	B 平成 22 年度会費																				
6 月 28 日	8,000 円	C 平成 22 年度会費																				
〃	9,000 円	D 2010 年度学会費																				
6 月 29 日	6,000 円	E 平成 22 年度会費																				
7 月 27 日	13,000 円	F 平成 22 年度協会費																				

	7月28日	7,000円	G 平成22年度会費						
	〃	2,400円	H 平成22年度組会費						
	9月30日	5,000円	I 会費						
	10月26日	2,000円	J 平成22年度会費						
	2月23日	2,000円	K 平成22年度会費						
	〃	10,000円	L 年会費						
	<p>下記の取引は消費税法上、非課税取引になるが課税取引として処理されている。その分だけ消費税が過大申告されている事になる。</p> <p>また当該取引は3年間分の使用料であり、次年度以降の期間分は、本来は前受収益として処理すべきであり、その分だけ法人税法上の所得が過大申告されている事になる。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>日付</th> <th>金額</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11月15日</td> <td>13,500円</td> <td>電柱等土地使用料</td> </tr> </tbody> </table>				日付	金額	摘要	11月15日	13,500円
日付	金額	摘要							
11月15日	13,500円	電柱等土地使用料							
要約判定 内容相違	特に問題はない								
講じた措置の内容等	平成23年度決算から指摘のとおり是正するよう指導しました。								
所見	下記の回答を得ており、特に問題はない。 「消費税申告書により是正済みであることを確認済みです。」								

No	18
区分	指摘
報告書頁	132
項目	【長崎県地域環境・生態系保全活動支援協議会について】 相互牽制の問題について
措置掲載文	交付金の実績報告の作成者と県サイドでこれを検証する担当者が同一人物であるため内部牽制が効いていない。
報告書原文	相互牽制の問題について（指摘） 交付金の実績報告の作成者と県サイドでこれを検証する担当者が同一人物であるため内部牽制が効いていない。
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	協議会の県交付金の実績報告作成者とこれを検証する担当者は、別の担当者になりました。
所見	特に問題はない。

No	19
区分	意見
報告書頁	132
項目	【長崎県地域環境・生態系保全活動支援協議会について】 協議会の財産目録について
措置掲載文	会の決算書で財産目録の内容が、個々の財産の説明（例えば普通預金の開設支店名、口座番号などが明らかではない）が不足しており、財産目録としての機能を果たしていない。
報告書原文	協議会の財産目録について（意見） 会の決算書で財産目録の内容が、個々の財産の説明（例えば普通預金の開設支店名、口座番号などが明らかではない）が不足しており、財産目録としての機能を果たしていない。
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	平成23年度決算から、個々の財産の説明を記載した様式を整備しました。
所見	特に問題はない。

2. 追加検討した事項

(1) 資源管理計画推進支援事業補助金について

① 補助金の概要

補助金の名称	資源管理計画推進支援事業補助金
補助金支出済額	4,673,804円（上対馬町漁協） 6,322,600円（野母地先資源管理研究会）
補助対象事業費	7,010,718円（上対馬町漁協） 9,484,000円（野母地先資源管理研究会）
補助率	2/3以内
国庫単独の別	単独
対象団体	上対馬町漁業協同組合、野母地先資源管理研究会
交付の目的・内容など	漁業者による自主的な資源管理計画の作成と実践の推進を図る。
対象経費の内容	次に掲げる事業に要する経費 (1) 広域資源管理推進事業 (2) 漁具改良等推進事業

② 補助対象団体の誤りについて（指摘）

当該事業の補助対象者としては「漁協、漁協等が構成する団体」と水産部の要綱で定めている。

上記のうち、上対馬町漁協に対する補助事業は、補助事業に係る書面の全てが上対馬町漁協を補助団体として処理しているが、実態は、上対馬町漁協と上対馬南漁協の共同体であり、本来は二団体を構成団体とする任意団体を組織すべきである（若しくは二漁協それぞれの補助事業に分割すべきである）。

③ 任意団体の性格を踏まえた補助金事務について（指摘）

野母地先資源管理研究会は任意団体であるが、補助事業の関係書類の書面上、宛名や提出者が「野母地先資源管理研究会 代表 K 社 代表取締役 S」という表記になっているが、任意団体の特性からすれば、「野母地先資源管理研究会 代表 S」とするべきである。任意団体の構成団体に法人格がある団体があることを考慮する必要はない。

また、申請書等には K 社の代表取締役印が押印されているが、本来は任意団体の代表印が押印されるべきである。

(2) 新生水産県ながさき総合支援事業補助金について

① 補助金の概要

補助金の名称	新生水産県ながさき総合支援事業補助金
補助金支出済額	12,000,000 円（雲仙市分）
補助対象事業費	20,000,000 円（雲仙市分）
補助率	6/10 以内（雲仙市分）
国庫単独の別	単独
対象団体	雲仙市 他 1 団体
交付の目的・内容など	長崎県総合計画及び長崎県水産業振興基本計画に基づき、漁業経営体の収益性の改善を一層強化する取組等により、力強く豊かな水産業を育てる。
対象経費の内容	次に掲げる事業に要する経費 (1) 収益体質強化事業 (2) 漁場機能・生産力向上事業 (3) 人づくり・漁村活性化事業

② 申請時の収支計画の根拠資料の瑕疵について（意見）

交付申請書（平成 24 年 5 月、県提出）に添付された収支計算書の根拠資料である見積書が、平成 24 年 2 月と古く、有効期限 30 日を超過しており、適時に資料を徴取するべきである。

③ 市より提出された資料等の県側の検証の不備について（意見）

申請時提出された支援事業の実施計画書日付の空欄を県側で記入しており、県の審査概要欄も未記入である。また、実施精算書の日付も未記入で提出を受領しており、県側の検証に不備がある。さらに、実績

確認時において財産管理台帳の作成を確認するべきである。

今後は、相互牽制の体制を整備するべきと考える。

(3) ヒラメ資源回復共同放流推進事業費補助金

① 補助金の概要

補助金の名称	ヒラメ資源回復共同放流推進事業費補助金
補助金支出済額	2,450,000 円 (五島列島栽培漁業推進協議会分) 1,800,000 円 (橘湾栽培漁業推進協議会分)
補助対象事業費	3,675,000 円 (五島列島栽培漁業推進協議会分) 2,700,000 円 (橘湾栽培漁業推進協議会分)
補助率	2/3 以内
国庫単独の別	単独
対象団体	五島列島栽培漁業推進協議会、橘湾栽培漁業推進協議会 他 4 団体
交付の目的・内容など	ヒラメについて、効果的かつ効率的な栽培漁業を展開することにより、資源の回復を図る。
対象経費の内容	ヒラメの種苗の購入その他の必要な事業に要する経費

② 事業計画書の記載内容の不合理性について (指摘)

補助金申請時の事業計画書の段階でありながら、放流稚魚の購入先が既に特定されている記載が見られる。その後実施された見積合わせの実効性に疑念の生じる内容であり、適切な事業の執行を指導するべきである。

そもそも、五島列島栽培漁業推進協議会の提出した「見積てんまつ書」に記載された見積年月日が手書きであり、添付された見積書の日付も手書きである。橘湾栽培漁業推進協議会の提出した「見積結果」には見積年月日の記載もなく、見積合わせの存在自体に疑念が残る状態である。

県側としても事前に検証し、適切な契約事務を指導するべきであったと思われる。検証体制の見直しが必要である。

③ 交付決定通知書に入札方法を明示すべき点について (意見)

経済性を発揮するためにも、種苗の購入にあたっての入札方法を県に準拠する旨を決定通知書上、明示するべきと考える。

(4) 磯焼け回復支援事業補助金について

① 補助金の概要

補助金の名称	磯焼け回復支援事業補助金
補助金支出済額	2,000,000 円

補助対象事業費	4,091,850 円
補助率	1/2 以内
国庫単独の別	単独
対象団体	小値賀町
交付の目的・内容など	藻場を維持、回復並びに拡大することにより、沿岸漁場環境の保全と創造を図る。
対象経費の内容	次に掲げる事業に要する経費 (1) 着生基盤の整備 (2) 食害の防除 (3) 種苗の供給 (4) 藻場の管理、造成等に関する計画の策定 (5) 潮干帯の対策 (6) 食害動物有効利用促進事業

② 申請時の収支計画の根拠資料の瑕疵について（意見）

交付申請書（平成 24 年 7 月、県提出）に添付された収支計算書の根拠資料である見積書が、平成 23 年 12 月と古いもの、見積書に日付がなく有効期限平成 24 年 3 月 30 日を超過しているものが見られた。適時に資料を徴取するべきである。

③ 町より提出された資料等の県側の検証の不備について（意見）

実施設計書の「県の審査の概要」欄には記載が適切になされているが、実施精算書の「県の審査の概要」欄には記載がない。さらに、実績確認時において財産管理台帳の作成を確認するべきである。今後は、相互牽制の体制を整備するべきと考える。

(5) FRP 漁船廃船処理対策事業費補助金について

① 補助金の概要

補助金の名称	FRP 漁船廃船処理対策事業費補助金
補助金支出済額	平戸市水産振興協議会 1,250,000 円 南島原市 FRP 漁船廃船処理対策協議会 2,902,000 円
補助対象事業費	平戸市水産振興協議会 2,500,000 円 南島原市 FRP 漁船廃船処理対策協議会 5,804,000 円
補助率	1/2 以内
国庫単独の別	単独
対象団体	平戸市水産振興協議会 南島原市 FRP 漁船廃船処理対策協議会
交付の目的・内容など	FRP 廃船処理方法と運搬方法について、比較検証を行い経済的・効果的な廃船処理方法について漁業者に周知し、廃船処理を促進するとともに、将来の廃 FRP 漁船の大量排出に対応するための方法を確立する。また、本事業により廃船処理を実施することにより、漁港等施設の利用促進と安全性

	確保を図るものである。		
対象経費の内容	FRP 漁船の廃船処理の比較検証等に要する経費		
過年度の推移（円）	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	—	3,000,000	—

※平成 22 年度は長崎県水産振興奨励事業（新世紀水産業育成事業）費補助金として支出

② 検証結果のフィードバックについて（意見）

当該補助金は、漁港等に放置されたあるいは今後増加するであろう FRP 漁船廃船処理にかかる費用の削減を研究することを主眼として支出されている補助金である。平成 22 年度に名称は異なるものの同様の補助金が島原市を対象団体として支出されているが、平成 23 年度は予算計上されていない。長期間係留された廃船が現に存在することや、今後それらの廃船が増加することが予想されることを踏まえると、当該補助金が単なる廃船処理の助成金とならないために、提出された結果報告を分析し今後の廃船処理システム構築に役立てる必要がある。

(6) 長崎県資源を育む長崎の海づくり事業（ガザミ産卵支援事業）費補助金について

① 補助金の概要

補助金の名称	長崎県資源を育む長崎の海づくり事業（ガザミ産卵支援事業）費補助金
補助金支出済額	長崎市たちばな漁業協同組合 271,000 円 橋湾東部漁業協同組合 457,000 円 長崎市茂木漁業協同組合 80,000 円 橋湾中央漁業協同組合 68,000 円 島原漁業協同組合 952,000 円 西有家町漁業協同組合 587,000 円 有家町漁業協同組合 2,326,000 円
補助対象事業費	長崎市たちばな漁業協同組合 407,394 円 橋湾東部漁業協同組合 686,300 円 長崎市茂木漁業協同組合 127,170 円 橋湾中央漁業協同組合 102,044 円 島原漁業協同組合 1,428,001 円 西有家町漁業協同組合 881,000 円 有家町漁業協同組合 3,489,731 円
補助率	2/3 以内
国庫単独の別	単独
対象団体	長崎市たちばな漁業協同組合、橋湾東部漁業協同組合 長崎市茂木漁業協同組合、橋湾中央漁業協同組合

	島原漁業協同組合、西有家町漁業協同組合 有家町漁業協同組合、野母崎三和漁業協同組合
交付の目的・内容など	長崎県におけるガザミの資源回復を図るために、漁業協同組合等が行う産卵支援活動に要する経費に対して、予算の定めるところにより、長崎県資源を育む長崎の海づくり事業補助金を交付するもの。
対象経費の内容	有明海及び橘湾におけるガザミの資源回復を図るため、漁業協同組合等が抱卵カニの購入額と産卵後のカニの販売額の差額（損失）補填をするために要する経費

② 交付額確定通知書及び交付請求日の遅延について（指摘）

当該補助金に係る事業の事業者からの実績報告及び県の内容確認が終了しているにも関わらず交付額確定の事業者への通知書が遅延しているケースが2件存在する。一件は実績報告の内容確認が平成24年10月29日で交付額確定通知が平成25年3月7日、もう一件は、実績報告の内容確認が平成24年11月1日で交付額確定通知が平成24年12月21日となっている。

また、交付額確定通知書が送付されているにも関わらず事業者からの補助金交付請求書が遅延しているケースも2件存在する。一件は交付額確定通知が平成24年12月21日で補助金交付請求書が平成25年2月28日、もう一件は交付額確定通知が平成24年11月9日で補助金交付請求書が平成25年3月14日となっている。

手続きのスケジュール管理については、補助事業者への指導も含めて再度徹底する必要がある。

③ 抱卵カニの購入額と産卵後のカニの販売額について（指摘）

当該補助金は、有明海及び橘湾におけるガザミの資源回復を図るため、漁業協同組合等が抱卵カニの購入額と産卵後のカニの販売額の差額（損失）補填をするために要する経費を補助する補助金である。各事業主体である漁業協同組合等において採用している抱卵カニ購入単価及び産卵後のカニの販売単価設定が、各漁業協同組合等における市況あるいは当初の計画時の定額単価となっており統一がなされていない。実施要綱等にも明確に定められておらず各漁協協同組合等が採用する単価によって補助金の確定金額が異なってくることになる。適用すべき単価については、実施要綱等にて定めておくことが必要である。

【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

1. 検証結果

(1) 長崎県栽培漁業センター種苗生産及び施設管理等事業委託について

① 概要

委託内容	長崎県栽培漁業センター種苗生産及び施設管理等事業委託
契約方法	委任契約

契約金額	210,200,000 円		
過年度の推移 (円)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	210,200,000	210,200,000	210,200,000

② 契約書上の仕様（実施要領）との関連の明示について（指摘）

当該契約の仕様を定めた実施要領が存在するが、契約書の条文上、契約書と実施要領との直接的な関連を示すものが明示されていない。

③ 積算根拠の明確化について（意見）

当該契約は委任契約であり、積算金額が予定価格であり当初契約額となる。積算金額の根拠の不明な点があり（センター機器保守保安委託、修理費、種苗生産に係る経費の 8%程度のパーセンテージの根拠）、過年度の実績に基づくもの、見積書徴取の結果など、疎明資料とともに整理し、伺いによる検証、承認を得るようにするべきである。

④ 業務の性質と契約日が休日の場合の処理について（指摘）

当業務は、設備の保守、種苗の生命維持が伴うため、24 時間常時、委託業務の履行を求める必要がある。

しかし、平成 24 年度のように、4 月 1 日が休日のため、4 月 2 日付けで契約した契約については、契約の始期（履行義務の開始）は、あくまで 4 月 2 日からであって、前年度末の契約履行終期と年度当初の契約始期との間の委託業務の隙間を埋めることはできず、不履行責任を問うこともできない。結局、追認条項を設けても、それは委託先が行った業務に対する県からの追認でしかない。

入札・契約事務マニュアルにおいても 4 月 1 日が休日である場合の対応について、「実務上支障がなければ」という条件付きで「翌開庁日に契約を締結することもやむを得ないものと考えます」としているとおろ、「業務上支障がある」常時継続が必須の当該業務は、4 月 1 日に契約するか、債務負担行為により 3 月中に契約締結する必要がある（平成 24 年 3 月 1 日付け「平成 24 年度当初における財務会計事務処理について（23 会第 75 号）」においても同様の注意喚起があり「真にやむを得ない場合の特例」という位置づけで一連の説明が解説されているにすぎない）。

(2) 有明海漁業振興技術開発事業委託（ホシガレイ種苗量産技術開発委託）について

① 概要

委託内容	有明海漁業振興技術開発事業委託（ホシガレイ種苗量産技術開発委託）		
契約方法	委任契約		
契約金額	9,370,360 円		
過年度の推移 (円)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	—	—	—

② 積算根拠の明確化について（意見）

当該契約は委任契約であり、積算金額が予定価格であり当初契約額となる。積算金額の根拠の不明な点があり（個々の消耗品の単価、人件費単価）、過年度の実績に基づくもの、見積書徴取の結果など、疎明資料とともに整理し、伺いによる検証、承認を得るようにするべきである。

③ 人件費の妥当性とその検証について（意見）

昨年度の監査でも同様の事例を取り上げ、その危険性に警鐘を鳴らしたところであるが、人件費の裏付けなく委託料を支払っている可能性があり、このタイプの契約について県は、厳格に対応するべきである。

積算段階（県側）で人件費は、

技術員（326,550円（税込）×2名×3か月＝）1,959,300円と

作業員（173,250円（税込）×1名×3か月＝）519,750円の

計2,479,050円としており、

精算段階（公社側）で人件費を、

技術員3名の給与と社会保険料合計の3か月分の2,439,761円（税込修正後）と

作業員1名の給与と社会保険料合計の3か月分の508,872円（税込修正後）の

計2,948,633円（税込修正後）としているため、

積算に比べ469,583円増となっている。

また委託契約全体としては、当初契約が13,016,000円であったのに対し、精算減3,645,640円により、最終的に9,370,360円となっている。精算減の原因は、飼育資料や資材の金額が積算を下回ったためである。

要約すると、次の二点が問題と思われる。

ア スタートである人件費の積算が適正性を欠いている。

イ 精算時の確認で、公社の報告通りの人員が当該委託事業に関わっているか、業務日報等で確認しておらず、作業日報自体も作成されていない。

特に当該契約では、各作業の消耗品費が積算を下回っている状況にあつて、人件費の増額は逆相関であり、3名が従事したとの主張については合理性のある説明が得られるか、慎重に検討するべきであったと思われる。監査時、作業日報での再確認を依頼したが、公社では作成しておらず、裏付けとなるものは存在していない。常識で考えると、人件費を極力抑制している公社の財務状況にあつて、短期の委託事業に対応するため新たにマンパワーを調達するはずもなく、従前から雇用している職員を作業に宛てているはずであり、超過勤務部分は生じる可能性があるにせよ、基本的に固定費であるはずの人件費の大幅な増加はあり得ない。

当該契約が「委任契約」であり、委任した作業に係る経費を実費精算する性質の契約なのだから、完了確認時の人件費の検証は必須であったはずである。

(3) クエ栽培漁業推進事業にかかる種苗供給安定推進事業委託について

① 概要

委託内容	クエ栽培漁業推進事業にかかる種苗供給安定推進事業委託		
契約方法	委任契約		
契約金額	5,500,000 円		
過年度の推移 (円)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	—	—	—

② 積算根拠の明確化について (意見)

当該契約は委任契約であり、積算金額が予定価格であり当初契約額となる。積算金額の根拠の不明な点があり (個々の消耗品の単価、人件費単価)、過年度の実績に基づくもの、見積書徴取の結果など、疎明資料とともに整理し、伺いによる検証、承認を得るようにするべきである。

③ 実績報告時の県の検証の厳格化について (意見)

経費のうち、期末近辺の請求 (領収書が翌 4 月) となっている案件については、納品が年度末 (契約期間の終期) までに完了していることを確認するべきである。

(4) 漁場環境美化推進事業委託について

① 概要

委託内容	漁場環境美化推進事業委託		
契約方法	委任契約		
契約金額	4,150,000 円		
過年度の推移 (円)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	4,150,000 円	4,150,000 円	4,150,000 円

② 精算事務の錯誤について (意見)

当該事業の精算段階で、契約相手の県漁連に「平成 24 年度漁場環境美化推進事業委託料交付額確定通知書」なる書面が交付されている。

書面では、知事公印が押印され、「委託契約書第 7 条の規定により次のとおりその額を確定したので通知する。」として、契約額と、交付確定額が示されている。

様式もそうであるが、委託料の支払いは「交付」するものではなく、債務の履行である。

契約書の約定も標準的な内容に見直すべきである。

③ 再委託の承認手続きの未実施について (指摘)

県漁連が、再委託について、県へ承認手続きを経た上で、県漁連が各漁協との間で委託契約を結び、当該事業を行うべきであるが、当該手続きが行われていない。県も再委託について認識できておらず、指導がなされていない。

相互牽制の厳格化が必要である。

(5) 特産魚介類生息環境調査（貧酸素改善効果調査）業務委託について

① 概要

委託内容	アサリ漁場への高濃度酸素水供給機器の運転管理		
契約方法	随意契約・プロポーザル		
契約金額	89,985,000 円		
過年度の推移（円）	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	89,985,000	89,880,000	89,985,000

② 委託内容の詳細について

諫早湾における貧酸素対策の基礎資料となる水流等による躍層の抑制や底質環境の改善状況を把握するための調査を行う。具体的には、調査機器の調査実施場所への設置及び調査終了後の施設撤去、装置運転等の状況把握、漁業環境調査及びこれらの報告書作成である。

③ 競争性の導入について（意見）

平成 21 年度より毎年同一の受注者で予定額と同額での落札額及び最終契約金額となっている。随意契約にせざるを得ない明らかな理由がない場合には、一般競争入札へ移行できるか検討が必要である。

(6) 特産魚介類生息環境調査（アサリ生息密度）業務委託について

① 概要

委託内容	特産魚介類生息環境調査（アサリ生息密度）業務委託		
契約方法	委任契約		
契約金額	1,103,672 円		
過年度の推移（円）	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	1,088,850	1,277,850	1,116,355

② 委託内容の詳細について

国見漁協地先におけるアサリ資源の回復のための基礎資料とするため、漁場改善による稚貝の着底促進や成長状況を把握するための調査を行い、具体的なアサリ資源回復対策を検討する。

③ 委託契約書の条項の不足（指摘）

委託契約書の約定に、委任契約の場合の支出証拠書類の 5 年書類保存義務の条項が記載されていない（「適正な契約事務の執行について（通知）」（22 会第 63 号平成 23 年 2 月 18 日）「4 精算事務の統一的基準の策定」別添「委任契約の精算事務について」契約上の留意点 3 参照）。

④ 契約書と個人情報取扱特記事項の不一致について（指摘）

契約書上、第 15 条において再委託を全面禁止しているが、個人情報取扱特記事項では、再委託について県の承諾規定が含まれた文面になっており、一貫性がない。特記事項の標準フォーマットをカスタマイズしていないためである。

(7) 長崎県漁業取締船建造工事監督業務委託料について

① 概要

委託内容	長崎県漁業取締船建造工事監督業務委託		
契約方法	一者随意契約		
契約金額	6,447,000 円		
過年度の推移（円）	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	—	—	—

② 設計業務委託と分割発注を行う合理性について（意見）

長崎県漁業取締船建造工事監督業務委託に関しては（有）木原高速艇研究所との 1 者随意契約で行われているが、その理由は以下のとおりである。

「当該業務は、建造工事仕様書に基づいた建造工事の適確な施工と円滑な進捗を図ることを目的としており、関係法令及び設計内容に精通し、併せて船舶の建造に関し豊富な経験、実績を要する技術者でなければならない。なお、当該船舶の設計及び建造工事仕様書の作成は（有）木原高速艇研究所が行っていて、他に設計内容に精通した業者はいない。よって、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約とし、1 者見積もりとしたい。」

つまり（有）木原高速艇研究所は、平成 22 年度長崎県新高速漁業取締船設計業務委託をプロポーザル方式により落札し、業務委託を契約しているため、他に設計内容に精通した業者はいないという事でそのまま当工事監督業務委託を 1 者随意契約のもと締結する事になった経緯であるが、そもそも当初から設計業務を担当した業者が行うという前提があるのであれば、あえて設計業務委託と監督業務委託とに分けて契約をする必要性に疑念が生じる。そもそも設計と監督は表裏一体であること、他の業者との公平性、契約金額の観点（一つの契約にすることによる契約金額が下がる可能性が大きい）からも、このような契約に関しては考慮していく事が望ましいと考える。

(8) 大中型まき網以西底びき網漁業船員等確保事業業務委託について

① 概要

委託内容	大中型まき網以西底びき網漁業船員等確保事業業務委託		
契約方法	委任契約		
契約金額	4,468,000 円（MF 社）		
	2,252,000 円（MG 社）		
	9,814,000 円（TG 社）		

過年度の推移（円）	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	6,880,000 (MF 社)	5,073,000 (MF 社)	2,320,000 (MF 社)
	7,005,000 (MG 社)	7,456,000 (MG 社)	3,825,000 (MG 社)
	0 (TG 社)	2,416,000 (TG 社)	1,239,000 (TG 社)

② 委託料積算の誤りについて（指摘）

当該契約は委任契約であるから積算金額の誤りは、契約金額の適正性に直結する。

上記 3 件の契約に関して、当初契約時の委託料の積算において、人件費となる雇用保険料の負担割合を 9.5/1000 で行わなければならないところを 8.5/1000 で、また労災保険料の負担割合を 20/1000 で行わなければならないところを 50/1000 で、また船員保険料及び厚生年金保険料を、標準報酬月額を基礎に計算しなければいけないところ、基本給を基礎に算出し、後日、契約変更と併せて適正な算出方法により修正している。

このような違算が生じる事に関して、単なる一人の担当者の計算ミスということで済む話ではなく、決裁を行っている課全体としての相互牽制が働いていない事が問題であると言える。

(9) 底質分析及び底生生物同定業務委託について

① 概要

委託内容	底質分析及び底生生物同定業務委託		
契約方法	指名競争入札		
契約金額	1,092,000 円		
過年度の推移（円）	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	787,500	1,102,500	1,092,000

② 参考見積の日付について（意見）

底質分析及び底生生物同定業務委託に関して、委託料の積算の際に徴求した COD 測定、粒度組成測定、生物同定、検体容器に対しての見積書に関して、見積書の発行日付が記載されていないものがあった。これではこの見積書はいつの時点で発行されたのかが不明であり、見積単価の信頼性に疑念が生じかねないことから、見積書の発行日付は正確に記載するよう業者への周知を徹底するべきである。

(10) 指導用海岸局の無線業務委託について

① 概要

委託内容	指導用海岸局の無線業務委託		
契約方法	委任契約		
契約金額	6,000,000 円		
過年度の推移（円）	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	6,000,000	6,000,000	6,000,000

② 委託契約書の条項の不足（指摘）

委託契約書の約定に、委任契約の場合の支出証拠書類の5年書類保存義務の条項が記載されていない（「適正な契約事務の執行について（通知）」（22会第63号平成23年2月18日）「4精算事務の統一的基準の策定」別添「委任契約の精算事務について」契約上の留意点3参照）。

③ 委託契約書の見直しについて（意見）

委託契約において、第1条に、委託業務の内容として「無線業務に関する一切の業務」とされているが、一切の業務が何なのかが明示されていない。少なくとも仕様書や、実施要綱などにより、委託業務の範囲を明らかにして契約を交わすべきと思われる。

④ 積算の精緻化について（意見）

委託費精算書に記載されている、人件費、通信運搬費、通勤手当、福利厚生費、消耗品費、印刷製本費の計上金額を検証してみると、人件費に関しては7名中5名が正職員、1名嘱託、1名パートという体性の中、中堅の職員2人を選定し、それを2で割った数値、通信運搬費、通勤手当、福利厚生費、消耗品費、印刷製本費に関しては、無線に従事している職員が7名ということで、合計金額を7で割って算出している。

確かに指導用海岸局の無線業務委託契約に関しては、無線に従事している人を特定することは難しいこと、人件費以外の諸経費に関しても無線業務に直接的な費用を算出することは難しいことは理解できる。しかしながら上記のような大雑把な按分根拠では実態が伴っているとは言えないのも現実である。

人件費に関しては、職員それぞれの従事割合を算出し、その他の経費に関しては、直課できるものをまず集計し、それ以外の直課できないものをそれぞれの費目ごとに按分根拠を定め、より正確に数値を算定することが望まれる。

また、積算に当たっては、決算書から費目ごとの実績を集計しているが、消費税が二重に計算されていないか留意する必要がある。

⑤ 業務の性質と契約日が休日の場合の処理について（指摘）

当該契約は、24時間常時、委託業務の履行を求める必要がある。

しかし、平成24年度のように、4月1日が休日のため、4月2日付けで契約した契約については、契約の始期（履行義務の開始）は、あくまで4月2日からであって、前年度末の契約履行終期と年度当初の契約始期との間の委託業務の隙間を埋めることはできず、不履行責任を問うこともできない。結局、追認条項を設けても、それは委託先が行った業務に対する県からの追認でしかない。

入札・契約事務マニュアルにおいても4月1日が休日である場合の対応について、「実務上支障がなければ」という条件付きで「翌開庁日に契約を締結することもやむを得ないものと考えます」としているとおり（平成24年3月1日付け「平成24年度当初における財務会計事務処理について（23会第75号）」においても同様の注意喚起があり「真にやむを得ない場合の特例」という位置づけで一連の説明が解説されて

いるにすぎない)、「業務上支障がある」常時継続が必須の委託業務は、4月1日に契約するか、債務負担行為等の手続きを経て3月中に契約更新する必要がある。

(11) 磯焼け対策モデル事業大島試験業務委託について

① 概要

委託内容	磯焼け対策モデル事業大島試験業務委託		
契約方法	委任契約		
契約金額	5,925,150円		
過年度の推移(円)	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	—	—	5,268,200

② 委託契約書の条項の不足(指摘)

委託契約書の約定に、委任契約の場合の支出証拠書類の5年書類保存義務の条項が記載されていない(「適正な契約事務の執行について(通知)」(22会第63号平成23年2月18日)「4精算事務の統一的基準の策定」別添「委任契約の精算事務について」契約上の留意点3参照)。

(12) クルマエビのDNA抽出及びミトコンドリアDNA分析業務について

① 概要

委託内容	クルマエビのDNA抽出及びミトコンドリアDNA分析業務		
契約方法	一般競争入札		
契約金額	単価契約950円 6,894,255円		
過年度の推移 (単価:円)	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	2,047	1,680	800

② 印紙の貼付の誤りについて(指摘)

平成24年度のクルマエビのDNA抽出及びミトコンドリアDNA分析業務に関しての委託契約書に関して、収入印紙が200円貼付されている。

しかしながら当該契約に関しては、委託契約書第3条に、「1検体あたり金950円(消費税及び地方消費税は含まない)とする。」とのみ記載されていることから、記載金額の計算をすることが不可能であり、印紙税法上の第7号文書の単価契約に該当し、4,000円を貼付しなければならない。また仕様書で分析検体数がおおよそ2,620検体と定められていることから、950円×2,620検体=2,489,000円と記載金額の計算をすることが可能である契約と判断した場合には印紙税法上2号文書に該当し、この場合は1,000円の収入印紙を貼付しなければならない。

いずれにしても200円の印紙税の貼付は誤りである。

また平成23年度のクルマエビのDNA抽出及びミトコンドリアDNA分析業務に関しての委託契約書に関しては収入印紙そのものが貼付されていなかった。

さらに平成 24 年度のクルマエビの DNA 抽出及びミトコンドリア DNA 分析業務に関しての変更契約書に関しても印紙が貼付されていなかった。印紙税法に準拠して契約者に適正額の印紙を貼付してもらうよう指導しなければならない。

このような契約書の不備が生じる事に関して、印紙税に対する担当者の理解不足ということで済む話ではなく、決裁を行っている課全体としての印紙税に対する周知の徹底の不備及び相互牽制が働いていない証拠であると言える。

(13) クルマエビのマイクロサテライト DNA 分析業務について

① 概要

委託内容	クルマエビのマイクロサテライト DNA 分析業務		
契約方法	一般競争入札		
契約金額	単価契約 1,450 円 4,275,298 円		
過年度の推移	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
(単価：円)	840	667	500

② 印紙の貼付の誤りについて (指摘)

平成 24 年度のクルマエビのマイクロサテライト DNA 分析業務に関しての委託契約書に関して、収入印紙が 200 円貼付されている。

しかしながら当該契約に関しては、委託契約書第 3 条に、「1 検体あたり金 1,450 円 (消費税及び地方消費税は含まない) とする。」とのみ記載されていることから、記載金額の計算をすることが不可能であり、印紙税法上の第 7 号文書の単価契約に該当し、4,000 円を貼付しなければならない。また仕様書で分析検体数がおよそ 1,000 検体と定められていることから、1,450 円×1,000 検体=1,450,000 円と記載金額の計算をすることが可能である契約と判断した場合には印紙税法上 2 号文書に該当し、この場合は 400 円の収入印紙を貼付しなければならない。

いずれにしても 200 円の印紙税の貼付は誤りである。

また平成 23 年度のクルマエビのマイクロサテライト DNA 分析業務に関しての委託契約書に関しては収入印紙そのものが貼付されていなかった。

さらに平成 23 年度、平成 24 年度のクルマエビのマイクロサテライト DNA 分析業務に関しての変更契約書に関しても印紙が貼付されていなかった。印紙税法に準拠して契約者に適正額の印紙を貼付してもらうよう指導しなければならない。

このような契約書の不備が生じる事に関して、印紙税に対する担当者の理解不足ということで済む話ではなく、決裁を行っている課全体としての印紙税に対する周知の徹底の不備及び相互牽制が働いていない証拠であると言える。

(14) ガザミの DNA 抽出及びミトコンドリア DNA 分析業務について

① 概要

委託内容	ガザミの DNA 抽出及びミトコンドリア DNA 分析業務		
契約方法	一般競争入札		
契約金額	単価契約 1,100 円 2,236,080 円		
過年度の推移 (単価：円)	平成 21 年度 2,205	平成 22 年度 1,800	平成 23 年度 780

② 印紙の貼付の誤りについて（指摘）

平成 24 年度のガザミの DNA 抽出及びミトコンドリア DNA 分析業務に関する委託契約書に関して、収入印紙が 200 円貼付されている。

しかしながら当該契約に関しては、委託契約書第 3 条に、「1 検体あたり金 1,100 円（消費税及び地方消費税は含まない）とする。」とのみ記載されていることから、記載金額の計算をすることが不可能であり、印紙税法上の第 7 号文書の単価契約に該当し、4,000 円を貼付しなければならない。また仕様書で分析検体数がおおよそ 500 検体と定められていることから、1,100 円×500 検体＝550,000 円と記載金額の計算をすることが可能である契約と判断した場合には印紙税法上 2 号文書に該当し、この場合は 200 円の収入印紙を貼付しなければならないが、この場合 200 円の印紙税の貼付は結果的には正当である。また平成 24 年度のガザミの DNA 抽出及びミトコンドリア DNA 分析業務に関する変更契約書に関しては印紙が貼付されていない。印紙税法に準拠して契約者に適正額の印紙を貼付してもらうよう指導しなければならない。

このような契約書の不備が生じる事に関して、印紙税に対する担当者の理解不足ということで済む話ではなく、決裁を行っている課全体としての印紙税に対する周知の徹底の不備及び相互牽制が働いていない証拠であると言える。

(15) ガザミのマイクロサテライト DNA 分析業務について

① 概要

委託内容	ガザミのマイクロサテライト DNA 分析業務		
契約方法	一般競争入札		
契約金額	単価契約 2,500 円 2,814,000 円		
過年度の推移 (単価：円)	平成 21 年度 —	平成 22 年度 667	平成 23 年度 500

② 印紙の貼付の誤りについて（指摘）

平成 24 年度のガザミのマイクロサテライト DNA 分析業務に関する委託契約書に関して、収入印紙が 200 円貼付されている。

しかしながら当該契約に関しては、委託契約書第 3 条に、「1 検体あたり金 2,500 円（消費税及び地方消費税は含まない）とする。」とのみ記載されていることから、記載金額の計算をすることが不可能であり、印紙税法上の第 7 号文書の単価契約に該当し、4,000 円を貼付しなければならない。また仕様書で分析検体数がおおよそ 200 検体と定められていることから、2,500 円×200 検体＝500,000 円と記載金額の計算をす

ることが可能である契約と判断した場合には印紙税法上 2 号文書に該当し、この場合は 200 円の収入印紙を貼付しなければならないが、この場合 200 円の印紙税の貼付は結果的には正当である。また平成 24 年度のガザミのマイクロサテライト DNA 分析業務に関しての変更契約書に関しては印紙が貼付されていなかった。印紙税法に準拠して契約者に適正額の印紙を貼付してもらうよう指導しなければならない。

このような契約書の不備が生じる事に関して、印紙税に対する担当者の理解不足ということで済む話ではなく、決裁を行っている課全体としての印紙税に対する周知の徹底の不備及び相互牽制が働いていない証拠であると言える。

II - 20 水産振興課

【第一テーマ】平成 23 年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

No	1
区分	指摘
報告書頁	134
項目	【養殖魚赤潮被害緊急対策事業費補助金について】 補助金の算出誤りについて
措置掲載文	要綱及び要領によれば、補助率は補助対象事業費の 2/3 以上を補助する市町に対し、県は補助対象事業費の 1/3 以内を補助するとしており、平成 23 年 3 月の請求段階では補助対象事業費 12,648,340 円、県補助金 3,053,000 円及び市補助金 3,053,000 円との実績報告がなされているが、実際の補助対象事業費は 7,269,340 円であり、県の補助金交付額は本来 2,423,113 円であるべきなので、約 630 千円の返還を要請する必要がある。
報告書原文	ア 補助金の算出誤りについて（指摘） この補助金は赤潮により予期せぬ大規模な損害が発生した場合に、その被害状況を勘案して緊急に補正の予算立てを行って交付されるものであるため、財源の有無により補助額が左右される性格を持つ。また、生きた魚を購入するため、購入の時期によって事業費が増減することも想定される。今回の補助事業において、平成 22 年 12 月の内示段階において補助対象事業費 9,159,000 円、補助金内示額 3,053,000 円と通知していたものの、平成 23 年 3 月の請求段階では補助対象事業費 12,648,340 円、県補助金 3,053,000 円及び市補助金 3,053,000 円との実績報告がなされた（監査時に計算し直したところ、実際の補助対象事業費は 7,269,340 円であり実績報告書の計算が誤っていたが、県は事業費をそのままの 12,648,340 円と確定している）。 しかし、要綱及び要領によれば、補助率は補助対象事業費の 2/3 以上を補助する市町に対し、県は補助対象事業費の 1/3 以内を補助するとしており、明らかにその要件を満たしていないにも関わらず補助金を交付している。したがって、県の補助金交付額は本来 2,423,113 円（補助対象事業費の 1/3 とした場合）であるべきなので、約 630 千円の返還を要請する必要がある。
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	市に対して返還命令手続きを行い、平成 24 年 3 月 16 日付けで 630 千円を受領しました。現在、同様のミスが再発しないよう、決裁過程でのチェック体制を強化しています。
所見	特に問題はない。なお、現在の状況として以下の回答を得ている。 「同様のミスが再発しないよう、決裁過程において事業費を複数人でチェックを行って

	いる。」
--	------

No	2
区分	指摘
報告書頁	139
項目	【養殖業経営安定化緊急対策事業費補助金について】 委託契約について
措置掲載文	平成 22 年度については、2 社分について委託契約が未締結の状態となっていた。このため、長崎県からマハタ種苗生産研究会が受け入れた平成 22 年度分の補助金についても研究会側でプールされており、各事業実施主体へ委託料としての支払いがなされていない状況となっていた。この委託契約に基づく委託費は、県の補助金の対象経費となるものでもあり、早急に対応を検討する必要がある。
報告書原文	ア 委託契約について（指摘） 平成 21 年度及び平成 22 年度のマハタ種苗生産研究会の事業費は、マハタ種苗生産研究会の構成メンバーである種苗事業実施団体への委託費及び海水殺菌装置の導入に関する費用となっていた。この委託費の支出については、平成 21 年度及び平成 22 年度それぞれについて、当研究会においてマハタ種苗生産技術開発事業委託事業実施要領が作成されている。この要領によると、委託業務は対象者との委託契約により実施することが定められている。平成 21 年度は、この要領に基づきマハタ種苗生産研究会と事業実施者との間で委託契約が締結されていたが、平成 22 年度については、平成 23 年 9 月 26 日の段階で全 3 社のうち 1 社は委託契約が締結されていたものの、2 社分については、委託契約書の案が準備されている段階であり、委託契約が未締結の状態となっていた。つまり、平成 22 年度分については委託契約がない状態で、研究会を構成する団体が事業を実施し、事業を終了した状況となっている。このため、長崎県からマハタ種苗生産研究会が受け入れた平成 22 年度分の補助金についても研究会側で平成 23 年 9 月 26 日の時点でプールされており、各事業実施主体へ委託料としての支払いがなされていない状況となっていた。 また、この委託契約に基づく委託費は、県の補助金の対象経費となるものでもあり、早急に対応を検討する必要がある。
要約判定 内容相違	要約では問題点の把握が困難と思われる。ただし、措置に影響を及ぼすものではないので、検出事項としては取り扱わない。
講じた措置の内容等	マハタ種苗生産研究会事務局に指導を行った結果、事業主体であるマハタ種苗研究会と種苗生産機関 2 社と未締結であった委託契約書は締結され、県から同研究会が受け入れた補助金は、平成 23 年 10 月 25 日、11 月 14 日・30 日に 3 事業実施機関へ委託料として支払われました。

所見	現在の状況について、以下の回答を得ているが、別途の問題があるため、「2. 追加検討した事項」を参照のこと。 「平成 24 年度以降、新魚種の種苗生産技術の開発にあたっては、県からの委託業務として「長崎県内において種苗生産業を営む民間業者」を入札参加者とする一般競争入札により契約を行っており、複数の種苗生産業者により組織される団体への補助は行っていない。」
----	---

No	3
区分	意見
報告書頁	140
項目	【養殖業経営安定化緊急対策事業費補助金について】 決算書等の作成およびその監査について
措置掲載文	マハタ種苗生産研究会規約において、監査役は事業会計の監査を行うとされているが、平成 22 年分については、上記のように委託契約が締結されていないことなどもあり、正式な決算書が作成されておらず、当全員監査役による事業会計の監査も行われていないこととなっている。
報告書原文	イ 決算書等の作成およびその監査について（意見） マハタ種苗生産研究会は、任意団体でありその規約においては会計に関する定めはなされていない。ただし、会の規約第 4 条の「代表および監査役」において監査役は、事業会計の監査を行うとされている。しかし、平成 22 年分については、上記のように委託契約が締結されていないことなどもあり、正式な決算書は作成されていない状況となっていた。このため、当全員監査役による事業会計の監査も行われていないこととなっている。
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	マハタ種苗生産研究会事務局に指導を行った結果、決算書を作成のうえ、平成 24 年 5 月 17 日に監査役による監査が行われました。
所見	当該案件については問題ない。

No	4
区分	指摘
報告書頁	140
項目	【長崎県かん水魚類養殖協議会事業活動推進補助金について】 交付決定通知の「交付の条件」の不備について
措置掲載文	交付決定通知の交付の条件において、「長崎県かん水魚類養殖協議会事業活動推進補

	助金等実施要項」に従う旨の記載が漏れており、記載するべきである。
報告書原文	① 交付決定通知の「交付の条件」の不備について（指摘） 交付決定通知の交付の条件において、「長崎県かん水魚類養殖協議会事業活動推進補助金等実施要項」に従う旨の記載が漏れており、記載するべきである（「長崎県補助金等交付規則の施行について」（昭和40年3月30日40財第77号総務部長通知）「第2補助金等の交付の申請及び決定に関する事項」6項なお書き参照）。
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	平成24年度から、交付決定通知書において、県の補助金等交付規則、部局別要綱及び各補助金の個別実施要綱等の規定の適用がある旨を明記するよう改めております。
所見	特に問題はない。

2. 追加検討した事項

(1) 産地水産業施設整備支援事業費補助金について

① 補助金の概要

補助金の名称	産地水産業施設整備支援事業費補助金
補助金支出済額	24,897,000円（五島市他5件）
補助対象事業費	248,994,000円（五島市他5件）
補助率	(1) 所得の向上 補助対象事業費全体の10分の1以内から15分の2以内 (2) 地先資源の増大 補助対象事業費全体の10分の1以内 (3) 6次産業化 補助対象事業費全体の10分の1以内から15分の2以内 (4) 漁村の魅力向上 補助対象事業費全体の10分の1以内から15分の2以内
国庫単独の別	単独
対象団体	五島市他3市町
交付の目的・内容など	産地における所得の向上、地先資源の増大、漁業の6次産業化及び漁村の魅力向上のための共同利用施設等の整備により効率的かつ安定的な漁業経営の育成を推進する。
対象経費の内容	次に掲げる事業に要する経費 (1) 所得の向上 (2) 地先資源の増大 (3) 6次産業化 (4) 漁村の魅力向上

② 補助金交付決定通知の交付の条件について（指摘）

当該補助金交付決定通知の交付の条件に、当該補助金が、県交付規則、部の交付要綱、当該補助金の要綱に従う旨、併記する必要がある。

また、決定通知上「(1) 補助事業者たる市長等（以下「補助事業者」という。）は、関係法令等及びこの実施要綱にしたがわなければならない。」とあるが、「この実施要綱」が示されていない（実施要綱をそのまま転記したことが原因と思われる）など、記載上の誤りが存在するので内容の精査が必要である。

③ 間接補助事業における補助金交付決定通知の交付の条件について（意見）

市町にとっては、県費補助金を財源とする間接補助金であるため、市町の発行する決定通知の交付の条件に、市町の交付の取り決めに従う他、県交付規則、部の交付要綱、当該補助金の要綱に従う旨、併記するよう、県は指導する必要がある。現状、対応がまちまちになっており、国庫補助事業でありながら、補助金適正化法等関連法令の記述の見られない例もある。

④ 事業実施主体から提出される事業設計書等の不備について（指摘）

申請段階、変更段階、精算段階で事業実施主体から提出される事業設計書が提出されているが、実施主体の押印がないもの、「都道府県の審査の概要」欄が空欄のものが散見された。

(2) 21 世紀の漁業担い手確保推進事業（技術習得支援事業）費補助金について

① 補助金の概要

補助金の名称	21 世紀の漁業担い手確保推進事業（技術習得支援事業）費補助金
補助金支出済額	18,521,000 円（長崎市他 30 件）
補助対象事業費	37,043,000 円（長崎市他 30 件）
補助率	1/2 以内。ただし 1 年に 92 万 5 千円を限度とする。
国庫単独の別	単独
対象団体	長崎市他 11 市町
交付の目的・内容など	漁業就業者の確保と各地域の実情に沿った漁業への新規就業者の定着促進を図る。
対象経費の内容	次に掲げる事業に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。 (1) 技術習得支援事業 漁業への新規就業の意欲と能力があると認められた者が受講する技術研修に要する経費 (2) 以下略

② 研修者状況報告書提出状況一覧の未提出・遅延について（意見）

技術習得支援事業実施要領では、以下のように定められている。

(研修費の支給条件)

第4条 市町長は、研修費の交付決定に際し、次の条件を付すものとする。

条件

研修期間中及び研修期間終了後に次の事由が生じた場合には、研修生は原則として既に支給を受けた研修費を市町へ返還しなければならない。

(1) 研修期間中に研修を中止したとき

(2) 研修終了後、原則として1年以内に研修を受けた地域の漁業に従事しないとき

(3) 研修終了後、研修を受けた地域の漁業への従事期間が原則として継続して3年間に満たないとき

2 市町長は、研修生に第1項の条件に該当する事由が生じた場合、地域協議会の意見を聴いて、やむを得ない理由があると認めるときには、研修費の返還請求をしないことができる。

(研修状況の報告等)

第5条 市町長は、研修を開始したときには、研修開始報告書(様式第5号)により、普及センターを経由して知事に報告するものとする。

2 市町長は、研修が終了した翌年度から3年度までの間、毎年度末日までに、地域協議会の意見を付した研修者状況報告書(様式第6号)を、普及センターを経由して知事へ提出するものとする。

第5条第2項に定める研修者状況報告書の提出がなされていない例、遅延している例がある。制度の適切な履行が必要である。

(3) 過年度に県費補助金で購入された機械装置の目的外使用について(指摘)

上記、「1. 措置状況と検証結果」No2で述べた「養殖業経営安定化緊急対策事業費補助金について」に付随する論点として、当該補助金で購入された機械装置の目的外使用が検出された。

マハタ種苗生産研究会へ支給された補助金については、養殖業経営安定化緊急対策事業費補助金実施要綱において、その補助の対象経費及び補助率が定められている。

要綱では補助金の対象経費として海水殺菌装置等の導入に要する費用が挙げられており、平成21年及び平成22年にそれぞれ1台ずつマハタ種苗生産研究会として海水殺菌装置を購入している。

これらの機械は、平成21年度分がN社へ(紫外線流水殺菌装置3,381,000円)、平成22年分がS社(紫外線流水殺菌装置945,000円)へそれぞれ設置されている。そして、これらの機械については、それぞれマハタ種苗生産研究会とN社及びS社の間で管理委託契約が結ばれている。契約書第4条には委託期間の自動更新規定があり、処分制限期間後(税法耐用年数5年)はN社、S社へ無償譲渡となっている。

N社では、当該紫外線流水殺菌装置は、仔魚飼育棟Iに設置され、現在、この施設は長崎市の委託事業に用いられており、補助金の目的外使用の状態になっている。

補助金により購入した資産の取り扱い及びその処分については、長崎県補助金等交付規則第20条において以下のように定められている。

(財産の処分の制限)

第20条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、補助金

等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。ただし、補助事業者等が交付を受けた補助金等の全部に相当する金額を県に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 機械及び重要な器具で別に定めるもの
- (3) その他知事が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて別に定めるもの

補助金等交付規則第 20 条によると、補助事業者が補助事業により取得した資産を補助金等の交付目的に反して使用しようとするときは知事の承認が必要とされている。例外として、交付を受けた補助金等の全部に相当する金額を県に納付した場合と一定の期間を経過した場合が挙げられている。そして、この知事の承認を受けようとする場合については、養殖業経営安定化緊急対策事業費補助金実施要綱第 9 条において「目的外使用承認申請書を正副 2 部提出すること」が定められている。

また、養殖業経営安定化緊急対策事業費補助金実施要綱第 4 条においては、補助の条件として以下のよう定められている。

第 4 条 (2) 補助事業者は、当該補助事業により取得した財産については、補助事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、あらかじめ知事の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

ここでは、補助事業者が補助事業完了後においても交付の目的に従って使用することが補助の条件としてあげられ、処分を行った場合には、処分による収入の全部又は一部を県に納付させることがある旨定められている。

したがって、現在の使用状況が、目的外使用である以上、養殖業経営安定化緊急対策事業費補助金実施要綱第 4 条に定める補助の条件に違反することとなり、補助金の返還または補助金等交付規則第 20 条及び養殖業経営安定化緊急対策事業費補助金実施要綱第 9 条の定めに基づき目的外使用の承認をとる手続きが必要である。

県は目的外使用にあることを把握しておらず、任意団体への資産購入補助の管理の難しさが表面化した例であり、今後の制度設計、運用について十分な見直しが必要である。

(4) 平成 24 年度養殖魚赤潮被害緊急対策事業補助金について

① 補助金の概要

補助金の名称	平成 24 年度養殖魚赤潮被害緊急対策事業補助金
補助金支出済額	2,500,000 円
補助対象事業費	7,425,180 円
補助率	1/2 以内

国庫単独の別	単独
対象団体	平戸市長
交付の目的・内容など	赤潮により大規模な被害を受けた養殖業者の早期の経営再建を図る。
対象経費の内容	<p>漁業協同組合が「養殖魚赤潮被害緊急対策事業実施要領」にもとづき行う事業であり、当該事業における①～③の経費に市長が2/3以上を補助する場合の当該補助に要する経費。</p> <p>(1) 中間魚の購入費と購入時点での生産原価との差額</p> <p>(2) 中間魚の輸送にかかる経費</p> <p>(3) その他、事業の推進に必要な経費</p>

② 見積書の徴求について（意見）

市町村から提出された事業実施計画認定申請書の（４）魚種別購入計画及び補助対象事業費の購入予定魚の価格及び輸送料等の金額を裏付けるために見積書を徴収しているが、その見積書に関して発行日付が記載されていないものが見受けられた。

本来であれば見積書の発行がいつ行われたかを客観的にするためにも、業者に日付の入力を徹底するように指導しなければならない。また、見積書の有効期限の記載もなされていないことから、有効期限の記載に関しても指導するべきである。

（５）競争力のある養殖魚づくり推進事業補助金について

① 補助金の概要

補助金の名称	競争力のある養殖魚づくり推進事業補助金
補助金支出済額	480,000円
補助対象事業費	999,960円
補助率	1/2以内
国庫単独の別	単独
対象団体	長崎さば生産グループ
交付の目的・内容など	養殖魚の競争力の向上を図るため、養殖分野におけるコスト削減や付加価値向上の取組に対して、競争力のある養殖魚づくりの推進を図る。
対象経費の内容	補助対象者が行うコスト削減、付加価値向上等の取組で知事が適当と認める事業に要する経費。

② 任意団体と構成員の取引の真実性について（意見）

地産地消マッチングフェアへの出展の際のサンプル代として、任意団体から構成団体Aに対して174,800円の支払い、構成団体Bに対して87,400円の支払い、食の商談会出展の際のサンプル代として構成団体Cに対して169,200円の支払いが行われている。

当該取引の支出証拠書類として徴収された領収書のいずれも、上記金額が記載されているのみであり、

県の検証も実績報告の際、提出された経費明細書の内訳と一致するかを手書きで記載している状態であった。

しかし、この程度の検証では、検証したことにならない。

なぜならば、事業の実体の有無の確証が完全には得られないためである。

もちろん、サンプルに充てたこと自体を証する写真などもない。サンプル代に相当するサバや箱が本当に消費されている確証はどこで得られたのだろうか。もしかすると、報告されている数量のサンプル消費は行われておらず、構成団体の利得に消えたかもしれない。金額の妥当性も含め、如何様にも操作が可能であり、検証する立場からもその検証の十分制を立証することは困難である。

つまり、このような形態での事業は、補助金の流用がないことの確信が得づらく、事後検証も困難と考えられる。今後は、事業の実体の有無の検証、サンプル代等事業経費として計上された取引金額の妥当性を検証しうる支出証拠書類の徴取を厳格にする一方、証拠力の限界を勘案し、制度設計そのものの見直しも視野に入れることが必要と考える。

(6) 新生水産県ながさき総合支援事業費補助金について

① 補助金の概要

補助金の名称	新生水産県ながさき総合支援事業費補助金
補助金支出済額	2,117,000 円
補助対象事業費	4,234,670 円
補助率	1/2 以内
国庫単独の別	単独
対象団体	南島原市
交付の目的・内容など	長崎県総合計画及び長崎県水産産業振興基本計画に基づき、漁業経営体の収益性の改善を一層強化する取組等により、力強く豊かな水産産業を育てる。
対象経費の内容	人づくり・漁村活性化事業のうち、浜の生産・流通・経営基盤整備対策で、次に掲げる事業に要する経費 ・人づくり・漁村活性化事業（漁村を担う人材育成、漁村における生産流通基盤整備等の取組により漁村の活性化を図る事業）

② 事業計画変更の承認申請の遅延について（指摘）

事業着手の遅延による工期の変更及び詳細な見積り設計による事業費及び経費配分の変更があったため、南島原市長より新生水産県ながさき総合支援事業計画変更承認申請書が、平成 24 年 12 月 20 日に提出され、同日承認書が発行されている。

しかし、その変更内容を確認したところ、当初の施工期間が平成 24 年 10 月 1 日から平成 24 年 12 月 28 日、変更後は平成 25 年 1 月 7 日から平成 25 年 3 月 22 日となっており、明らかに申請書の提出が遅いと言える。

本来であれば長崎県補助金等交付規則第 11 条第 2 項第 1 号及び新生水産県ながさき総合支援事業実施要

綱第7条に基づき変更承認申請を速やかに行わなければならない。

③ 実施設計書の記載漏れについて（指摘）

平成24年6月22日に提出された実施設計書、変更実施設計書において、県の審査の概要に何の記載もなされていない。

本来であれば、審査した結果を記載しなければならず、このような事務処理に関して決裁を行っている課全体としての相互牽制が働いていない事が問題であると言える。

【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

1. 検証結果

(1) 「高付加価値養殖技術開発事業にかかるクエ種苗生産（30万粒）委託」及び「高付加価値養殖技術開発事業にかかるクエ種苗生産（50万粒）委託」について

① 概要

委託内容	高付加価値養殖技術開発事業にかかるクエ種苗生産（30万粒）委託		
契約方法	一般競争入札 一者応札 落札率 99.6%		
契約金額	2,415,000円		
委託先	N社		
過年度の推移（円）	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	—	—	(8,000,000)

委託内容	高付加価値養殖技術開発事業にかかるクエ種苗生産（50万粒）委託		
契約方法	一般競争入札 一者応札 落札率 96%		
契約金額	3,307,500円		
委託先	株式会社長崎県漁業公社		
過年度の推移（円）	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	—	—	(8,000,000)

② 請負契約について（指摘）

上記2契約は、平成23年度においては、「高付加価値養殖技術開発事業にかかるクエ種苗生産業務（70万粒）」として、「長崎県種苗生産研究会」という任意団体（N社と株式会社長崎県漁業公社（以下、公社）が構成団体）と委任契約によって、8,000,000円の契約額であった。

従前、委任契約としておこなった契約について、請負契約としての仕様の大幅な変更もなく、契約の種類を変更している点は是認できない。契約書の約定は請負契約の意味合いを持たせたとしても委託している業務内容に変化がないためである。

委任契約と請負契約の相違が曖昧であるとすれば、平成23年度に委任契約による積算金額＝契約金額と

なる事務の合理性までも説明できなくなる。

後段述べるように、競争性の発揮も難しく、実質は委任契約なのだから、請負契約を前提とした当該契約形態は不合理であると考え。契約事務の面においても、一般競争入札を行うための公告告示手続きや入札手続き等、煩雑な事務手続きや時間を投入することに効率性は感じられない。

③ 競争性の問題について（意見）

平成 24 年度は、契約を二つに分割し、一般競争入札によって契約事務を行っている。二年目ということもあり、上記ふたつの契約が、合計 5,722,500 円となって平成 23 年度と比較すると 230 万ほどの低減が見られることはよいが、80 万粒を二分割し、平成 23 年度の受注形態（N 社 20 万粒、公社 50 万粒の生産）に近似した、振り分けを行ったかのような結果には疑念が生じる。応札も一者であり、2～3 回の入札回数とはいえ落札率は高止まりしており、競争性は感じられない。

事前アンケートからも、受注可能との返答は、この 2 社以外からは得られていない。狭隘なマーケットに対し競争をもとめるような状態ではないことは、十分わかっていたはずである。

委任契約であっても、積算金額の見直しによって経済性の発揮は十分可能と考えられ、無理な一般競争入札の導入は必要ないとする。

仮に一般競争入札を継続するのであれば、一者応札の状態を解消するだけの条件整備が必要であろう。

④ 仕様書の「種苗生産業務委託に係る条件」の問題について（指摘）

仕様書には「6. 種苗生産業務委託に係る条件」があり、「種苗生産業務委託にあたっては、以下の（1）及び（2）を全て満たすこと。」とある。条件のうち、（2）は以下の通り。

（2）種苗生産業務については、長崎県総合水産試験場職員の指示のもとに実施すること。

この条件は、委託契約ではあってはならない条件であり、派遣契約の形態と受け取られる可能性が高く、労働者派遣法や職業安定法に抵触する恐れがある。

⑤ 委託料請求書の様式誤りについて（指摘）

高付加価値養殖技術開発事業に係る委託料請求書の様式誤りがあり、全ての案件で「精算払」扱いとなっている。請負契約において「精算払」という概念はない。従前の委任契約の名残と思われるが、修正が必要である。

（2）「高付加価値養殖技術開発事業にかかるクロマグロ種苗生産（30 万粒）委託」及び「高付加価値養殖技術開発事業にかかるクロマグロ種苗生産（50 万粒）委託について

① 概要

委託内容	高付加価値養殖技術開発事業にかかるクロマグロ種苗生産（30 万粒）委託
契約方法	入札不調による随意契約

契約金額	1,050,000 円		
過年度の推移 (円)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	—	—	(2,800,000)

委託内容	高付加価値養殖技術開発事業にかかるクロマグロ種苗生産 (50 万粒) 委託		
契約方法	一般競争入札 一者応札 落札率 88.4%		
契約金額	1,299,999 円		
過年度の推移 (円)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	—	—	(2,800,000)

② 請負契約について (指摘)

上記 2 契約は、平成 23 年度においては、「成 23 年度高付加価値養殖技術開発事業にかかるクロマグロ種苗生産業務」として、「長崎県種苗生産研究会」と委任契約によって、2,800,000 円の契約額であった。

従前、委任契約としておこなった契約について、請負契約としての仕様の大幅な変更もなく、契約の種類を変更している点は是認できない。契約書の約定は請負契約の意味合いを持たせたとしても委託している業務内容に変化がないためである。

委任契約と請負契約の相違が曖昧であるとすれば、平成 23 年度に委任契約による積算金額＝契約金額となる事務の合理性までも説明できなくなる。

後段述べるように、競争性の発揮も難しく、実質は委任契約なのだから、請負契約を前提とした当該契約形態は不合理であると考ええる。契約事務の面においても、一般競争入札を行うための公告告示手続きや入札手続き等、煩雑な事務手続きや時間を投入することに効率性は感じられない。

③ 競争性の問題について (意見)

平成 24 年度は、契約を二つに分割し、一般競争入札によって契約事務を行っている。二年目ということもあり、上記ふたつの契約が、合計 2,349,999 円となって平成 23 年度と比較すると 45 万ほどの低減が見られることはよいが、一般競争入札に移行する動機や、80 万粒を 50 万粒、30 万粒で二分割した根拠や合理性には疑問が残る (リスクを分散する趣旨で施設を分けるにせよ、50 万、30 万にする根拠には乏しい)。生産能力のアンケートを見ても、狭隘なマーケットに競争をもとめるような状態ではないことは、十分わかっていたはずである。

委任契約であっても、積算金額の見直しによって経済性の発揮は十分可能と考えられ、無理な一般競争入札の導入は必要ないとする。

仮に一般競争入札を継続するのであれば、一者応札の状態を解消するだけの条件整備が必要であろう。

④ 契約書・請求書の印影相違 (指摘)

高付加価値養殖技術開発事業にかかるクロマグロ種苗生産 (50 万粒) 委託において、契約書に押印された印影と請求書の印影は、一般競争入札の資格審査時に提出された印鑑届 (県と取引上使用する書類に、

全てこの印鑑を使用する、として届け出た印影)の印影と相違している(違う印鑑が使用されている)。

入札時の入札書等の印影相違は生じていないが、当該契約書・請求書の効力に瑕疵がある。

⑤ 仕様書の「種苗生産業務委託に係る条件」の問題について(指摘)

仕様書には「6. 種苗生産業務委託に係る条件」があり、「種苗生産業務委託にあたっては、以下の(1)及び(2)を全て満たすこと。」とある。条件のうち、(2)は以下の通り。

(2) 種苗生産業務については、長崎県総合水産試験場職員の指示のもとに実施すること。

この条件は、委託契約ではあってはならない条件であり、派遣契約の形態と受け取られる可能性が高く、労働者派遣法や職業安定法に抵触する恐れがある。

⑥ 設計金額の参考見積の精度について(意見)

県が提示した条件で、種苗供給が可能と回答した業者2社からの回答を単純平均して設計金額を求めており、設計金額としての精度に疑問が残る。そもそも、「県が提示した条件で、種苗供給が可能と回答した業者」を前提とすれば、得られるデータ数は限られるのであるから、少なくとも異常値を排除した3社平均を採用するよう努力するべきと考える。

(3) 高付加価値養殖技術開発事業にかかるクエ養殖試験業務委託について

① 概要

委託内容	高付加価値養殖技術開発事業にかかるクエ養殖試験業務委託(二年目)		
契約方法	委任契約		
契約金額	2,445,595円		
過年度の推移(円)	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	—	—	4,000,000

委託内容	高付加価値養殖技術開発事業にかかるクエ養殖試験業務委託(一年目)		
契約方法	一般競争入札不調による一者随意契約(見積)ただし応札は一者		
契約金額	2,100,000円		
過年度の推移(円)	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	—	—	—

② 請負契約について(指摘)

上記、二年目2,445,595円の契約は、平成23年度に委任契約で契約していたことから、平成24年度も一貫性を持たせて、委任契約の事務によって委任契約を締結している。

しかし、一年目2,100,000円の契約は請負契約として、一般競争入札(結果的には入札不調で一者随意

契約)を行っている。

両者の仕様は大幅には変わらない。いかに契約書の条項や仕様書が請負契約を意識した内容であっても、実態に変化がなければ不合理性は変わることはない。

- ③ 一年目 2,100,000 円の契約に係る仕様書の「種苗生産業務委託に係る条件」の問題について（指摘）
仕様書には「6. 種苗生産業務委託に係る条件」があり、「種苗生産業務委託にあたっては、以下の（1）及び（2）を全て満たすこと。」とある。条件のうち、（2）は以下の通り。

(2) 種苗生産業務については、長崎県総合水産試験場職員の指示のもとに実施すること。

この条件は、委託契約ではあってはならない条件であり、派遣契約の形態と受け取られる可能性が高く、労働者派遣法や職業安定法に抵触する恐れがある。

- ④ 一年目 2,100,000 円の契約に係る設計金額の参考見積の精度について（意見）

県が提示した条件で、種苗供給が可能と回答した業者 2 社からの回答を単純平均して設計金額を求めており、設計金額としての精度に疑問が残る。特に、設計金額の費目の中で、一社が消耗品費をゼロと回答している例があり、もう一社の提示した消耗品費 80,000 円の単純平均 40,000 円を採用している点などは、説得力が感じられない。少なくとも異常値を排除した 3 社平均を採用するよう努力するべきと考える。

- ⑤ 二年目 2,445,595 円の契約における、業務の性質と契約日が休日の場合の処理について（指摘）

当業務は、稚魚の生命維持が伴うため、24 時間常時、委託業務の履行を求める必要がある。

しかし、平成 24 年度のように、4 月 1 日が休日のため、4 月 2 日付けで契約した契約については、契約の始期（履行義務の開始）は、あくまで 4 月 2 日からであって、前年度末の契約履行終期と年度当初の契約始期との間の委託業務の隙間を埋めることはできず、不履行責任を問うこともできない。結局、追認条項を設けても、それは委託先が行った業務に対する県からの追認でしかない。

入札・契約事務マニュアルにおいても 4 月 1 日が休日である場合の対応について、「実務上支障がなければ」という条件付きで「翌開庁日に契約を締結することもやむを得ないものと考えます」としているとおろ、「業務上支障がある」常時継続が必須の当該業務は、4 月 1 日に契約するか、債務負担行為により 3 月中に契約締結する必要がある（平成 24 年 3 月 1 日付け「平成 24 年度当初における財務会計事務処理について（23 会第 75 号）」においても同様の注意喚起があり「真にやむを得ない場合の特例」という位置づけで一連の説明が解説されているにすぎない）。

(4) 高付加価値養殖技術開発事業にかかるクロマグロ中間育成（60mm）業務委託について

① 概要

委託内容	高付加価値養殖技術開発事業にかかるクロマグロ中間育成（60mm）業務委託
契約方法	一般競争入札 一者応札 落札率 78.1%

契約金額	2,625,000 円		
過年度の推移 (円)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	—	—	3,191,033

② 設計金額の参考見積の精度について (意見)

県が提示した条件で、種苗供給が可能と回答した業者 2 社からの回答を単純平均して設計金額を求めているが、かい離の大きい見積金額の平均では精度に疑問が残る。少なくとも異常値を排除した 3 社平均を採用するよう努力するべきと考える。

(5) 高付加価値養殖技術開発事業にかかるクロマグロ中間育成 (150mm) 業務委託について

① 概要

委託内容	高付加価値養殖技術開発事業にかかるクロマグロ中間育成 (150mm) 業務委託		
契約方法	一般競争入札 一者応札 落札率 98.6%		
契約金額	3,780,000 円		
過年度の推移 (円)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	—	—	3,500,000

② 契約書の印影相違 (指摘)

契約書に押印された印影は、一般競争入札の資格審査時に提出された印鑑届 (県と取引上使用する書類に、全てこの印鑑を使用する、として届け出た印影) の印影と相違している (違う印鑑が使用されている)。

入札時の入札書等の印影相違は生じていないが、当該契約書の効力に瑕疵がある。

③ 契約の集約の可能性について (意見)

上記 (2) で検討した「高付加価値養殖技術開発事業にかかるクロマグロ種苗生産 (50 万粒) 業務委託：契約期間 6 月 12 日から 8 月 31 日」と、当「クロマグロ中間育成 (150mm) 業務委託：契約期間 7 月 18 日から 3 月 29 日」とは、業者も同一であり、業務も連続しているのだから、契約を一本にまとめるべきではなかったか。事務の効率化の検討が必要と考える。

④ 設計金額の参考見積の精度について (意見)

県が提示した条件で、種苗供給が可能と回答した業者 2 社からの回答を単純平均して設計金額を求めているが、かい離の大きい見積金額の平均では精度に疑問が残る。少なくとも異常値を排除した 3 社平均を採用するよう努力するべきと考える。

(6) 沿岸漁業新規雇用促進事業委託について

① 概要

委託内容	沿岸漁業新規雇用促進事業委託
------	----------------

契約方法	委任契約		
契約金額	2,180,000円（上対馬町漁業） 3,250,000円（五島ふくえ漁協）他		
過年度の推移（円）	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	—	—	—

② 合議手続きの欠落について（指摘2件）

上記、両契約において、支出負担行為上の会計管理者等（出納局）の合議が必要なところ、契約締結後であったため、「合議応じず」として、合議手続きが欠落している。正当な手続きにより事務を行う必要がある。また、顛末書には原因を「担当者が気づかず」としているが、課として担当者任せにせず、組織としてかかる事態が生じないようお互いが牽制を利かせ、工程管理を確立するべきと考える。

③ 提出された研修計画の取扱いについて（意見）

委任契約であり、契約書第2条第2項の定めにより研修計画の報告を求めているだけとはいえ、契約締結後に詳細な事業内容が定まる以上、その研修計画が事業目的に適合するかは県側で検討する必要があると思われる。現在は、回覧のみで終わっているが、契約書の条項の見直しも含めて、伺いを経て相手側への承認という形で進めることが、委託契約の適切な履行にもつながるものと考えます。

Ⅱ - 21 水産加工・流通室

【第一テーマ】平成23年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

No	1
区分	意見
報告書頁	134
項目	【新世紀水産業育成事業費補助金について】 事業運営について
措置掲載文	佐世保魚市場もったいない水産物地産地消促進協議会については、運営体制や資金精算の状況からすれば佐世保魚市場(株)が単独で事業運営していると何ら変わらないと捉えられ、団体内での適正な牽制機能が働いている状況で事業が運営されているか否か疑問が残るところである。よって事業収支の実績確認においては証憑書類の現物確認等において細かな検証が必要である。
報告書原文	② 事業運営について（意見） 佐世保魚市場もったいない水産物地産地消促進協議会は、佐世保魚市場に水揚げされる水産物の販路開拓、拡大を図るために、低価格で取引されていた規格外の旬の魚介類や開発した加工品を展示販売する事によって魚価の底上げを図り、佐世保魚市場産水産物の販売促進に寄与することを目的としている。この協議会の会則によれば、佐世保魚市場(株)、社団法人佐世保魚市場協会、志々伎漁業協同組合、宇久・小値賀漁業協同組合、有川町漁業協同組合、新魚目町漁業協同組合で構成され、協議会の会長は佐世保魚市場(株)の社長が就任し、事務局は佐世保魚市場(株)に置かれ、協議会の進行についても佐世保魚市場(株)の実務担当者が行うとされている。 もったいない水産物普及事業の費用項目は、広報活動費、漁師料理紹介費、イベント費、会場設営費及び事務費に大別される。このうち漁師料理紹介費及びイベント費に含まれる調理材料費については佐世保魚市場(株)から調達され、他の費用項目についても佐世保魚市場(株)からの協議会へ一括して請求が行われ、その内容を証する請求書・領収証等も佐世保魚市場(株)の社内管理となっている。このような運営体制や資金精算の状況からすれば佐世保魚市場(株)が単独で事業運営していると何ら変わらないと捉えられ、団体内での適正な牽制機能が働いている状況で事業が運営されているか否か疑問が残るところである。よって事業収支の実績確認においては証憑書類の現物確認等において細かな検証が必要である。
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内	現在、証憑書類の現物確認と併せて、収入・支出の書面決裁（複数者の関与）及び通

容等	帳等の適正な管理（預金通帳と印鑑の別人保管、金庫等への保管）等の指導に加え、佐世保魚市場（株）以外の他の構成団体によるチェックなど、団体内の事業執行体制についても指導しています。
所見	特に問題はない。現在の状況として、以下の回答を得ている。 「証憑書類の現物確認と併せて、収入・支出の書面決裁、通帳等の適正な管理及び団体内の事業執行体制についても引き続き指導を行っています。」

No	2
区分	意見
報告書頁	135
項目	【新世紀水産業育成事業費補助金について】 予算策定について
措置掲載文	広報活動費や会場設営費などについては予算額と実績額との差が大きい支出項目が見受けられる。今後は精度を高めた予算書を作成するよう指導を徹底すべきである。
報告書原文	③ 予算策定について（意見） 佐世保魚市場もっていない水産物地産地消促進協議会の水産物普及事業は、平成 21 年度から行われ、同時に補助事業として県から補助金が交付されている。2 年目となる平成 22 年度以降においては、予算と実績の整合性についても精査が当然必要である。特段の事業計画の見直しがない限り、あらかじめ見積書等を取り寄せ、支出予定金額を確認しておけば、予算額と実績額に大きな乖離は生じないはずである。しかしながら、下記に示す通り、広報活動費や会場設営費などについては予算額と実績額との差が大きい支出項目が見受けられる。例えば、パンフレット作成費や固定費として一定であるはずの施設使用料などである。今後は精度を高めた予算書を作成するよう指導を徹底すべきである。
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	現在、パンフレット作成費や固定費として一定である施設使用料などについては、事業申請の時点で精査されているか確認・指導を行っています。
所見	特に問題はない。なお現在の状況について以下の回答を得ている。 「申請書の作成にあたっては、見積書を取るなどして、なおいっそう精度を高めた予算となるよう、引き続き確認・指導を行っています。」

No	3
区分	指摘
報告書頁	137
項目	【長崎俵物創出協議会活動強化事業補助金について】

	長崎俵物創出協議会活動協会支援事業補助金の支出内容について
措置掲載文	協議会補助金の支出内容に、完成した商品の PR も兼ねた試験的な発送のための包装紙作成費や商品説明用のしおり作成費等が含まれていた。このような内容の経費は、協議会補助金の対象経費ではなく「俵物商品開発・改良等支援事業」補助金として各事業者等が申請を行うべきものである。補助金別の交付対象及び対象経費を明確に理解し、適正に事務事業を行うべきである。
報告書原文	<p>③ 長崎俵物創出協議会活動協会支援事業補助金の支出内容について（指摘）</p> <p>もうかるブランド体制支援事業費補助金の内、長崎俵物創出協議会活動強化支援事業については、事業主体が平成「長崎俵物」創出協議会（以下、「協議会」という）となっている。当該協議会は、「俵物」の知名度向上対策と販売力の重点強化を図り商品の原料や生産状況等の在庫情報を一元的に管理するとともに消費者ニーズを把握するために、平成 16 年に設置され、社団法人長崎県水産加工振興協会（以下、「水産協会」という）を含め計 7 団体で構成されている。</p> <p>協議会の活動強化を支援する当該事業に対する補助金（以下、「協議会補助金」という）として平成 22 年度は 2,083,000 円が交付されている。要綱別表の 2 にあるが、協議会補助金は協議会の設置目的にもあるように、「俵物」商品力強化の企画等の検討としての原料の開拓等に要する経費に対して交付される。「俵物」商品自体の開発及び改良、販路開拓、PR 等に関しては、要綱別表の 1 の「俵物商品開発・改良等支援事業」補助金として協議会以外の各加工業者等が交付申請を行うことになる。</p> <p>今回、協議会補助金の支出内容について確認を行ったが、完成した商品の PR も兼ねた試験的な発送のための包装紙作成費や商品説明用のしおり作成費等が含まれていた。このような内容の経費は、協議会補助金の対象経費ではなく「俵物商品開発・改良等支援事業」補助金として各事業者等が申請を行うべきものである。補助金別の交付対象及び対象経費を明確に理解し、適正に事務事業を行うべきである。</p>
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	俵物認定業者の個別商品については、「俵物商品開発・改良等支援事業」において補助の対象となっており、「長崎俵物創出協議会活動強化支援事業」との区別を誤っていました。現在、事業種目に十分注意し、適正な事務に努めています。
所見	措置については言及するところはないが、別途検出事項がある。「2. 追加検討した事項」を参照のこと。

No	4
区分	指摘
報告書頁	137
項目	【平成「長崎俵物」品質基準管理業務委託について】

	問題点について																		
措置掲載文	支出の内、最も多額な役務費については、全て「俵物製品品質検査」を行う外部の事業者への外注検査費であった。委託契約書において、書面により県の承諾を得たときを除き再委託の禁止が明示されている。当該品質検査の全面外注は書面により県の承諾を得ておらず、内容として委託業務の再委託と言わなければならない。事業内容の実態に合わせて早急に契約方法の見直しを行うべきである。																		
報告書原文	<p>ア 契約方法の見直しについて</p> <p>当該委託事業は、次の事業内容となっている。</p> <p>(i) 俵物企画管理点検調査 (a) 俵物製造工場調査 (b) 俵物製品品質検査</p> <p>(ii) 俵物企画管理者研修会</p> <p>当該委託事業について、社団法人長崎県水産加工振興協会が県に提出した支出積算明細は次の通り。</p> <table border="1" data-bbox="475 891 1305 1214"> <thead> <tr> <th>費目</th> <th>積算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(俵物品質基準管理等指導委託)</td> </tr> <tr> <td>賃金</td> <td>118,000 円</td> </tr> <tr> <td>旅費</td> <td>231,200 円</td> </tr> <tr> <td>報償費</td> <td>7,000 円</td> </tr> <tr> <td>需用費</td> <td>16,400 円</td> </tr> <tr> <td>役務費</td> <td>617,400 円</td> </tr> <tr> <td>使用料</td> <td>10,000 円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,000,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>当該支出内容について確認を行ったところ、支出の内、最も多額な役務費については、全て「俵物製品品質検査」を行う外部の事業者への外注検査費であった。委託契約書第5条において「委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により県の承諾を得たときはこの限りでない」と再委託の禁止が明示されている。当該品質検査の全面外注は書面により県の承諾を得ておらず、内容として委託業務の再委託と言わなければならない。事業内容の実態に合わせて早急に契約方法の見直しを行うべきである。</p>	費目	積算額	(俵物品質基準管理等指導委託)		賃金	118,000 円	旅費	231,200 円	報償費	7,000 円	需用費	16,400 円	役務費	617,400 円	使用料	10,000 円	合計	1,000,000 円
費目	積算額																		
(俵物品質基準管理等指導委託)																			
賃金	118,000 円																		
旅費	231,200 円																		
報償費	7,000 円																		
需用費	16,400 円																		
役務費	617,400 円																		
使用料	10,000 円																		
合計	1,000,000 円																		
要約判定 内容相違	特に問題はない。																		
講じた措置の内容等	現在、俵物製品品質検査については、(社)長崎県水産加工振興協会が自ら実施する体制を整備したことから、外部事業者へは発注しない取扱に変更しています。																		
所見	措置については言及するところはないが、別途検出事項がある。【第二テーマ】1. (3)を参照のこと。																		

No	5
区分	意見

報告書頁	141
項目	【長崎県水産物海外普及協議会について】 予算の積算及び予算の執行について
措置掲載文	<p>輸出環境の変化等の事情があり国との協議も行われているとはいえ、協議会の事務手続の遅れにより事業への着手が遅れたものが多くなり、結果として予算の執行割合が低くなることにつながっている。</p> <p>また、予算の積算についても、平成 22 年度は詳細な積算がなされているわけではなく、このことも、予算と実績に大きな差が生じた原因となっているものといえる。適正かつ効率的な事業執行のためにも、事業計画の精度の向上及び迅速な事務手続が必要である。</p>
報告書原文	<p>イ 予算の積算及び予算の執行について（意見）</p> <p>長崎県水産物海外普及協議会の事業費の予算額は、平成 21 年度が 32,310,000 円、平成 22 年度が 31,000,000 円となっている。一方事業費の実績額は、平成 21 年度が 20,750,848 円、平成 22 年度が 18,188,066 円となっている。予算の執行割合は、平成 21 年度が 64.2%、平成 22 年度が 58.6%とそれぞれ低い数値にとどまっている。</p> <p>平成 22 年度の予算の内訳は、国庫補助金が 950 万円、県負担金が 950 万円、構成員負担金が 1,200 万円となっていた。予算のもととなる事業費の積算については、協議会本体及び各事業団体が行う事業それぞれの積算により算定している。この各団体の事業費の積算については、協議会全体の予算書が 4 月 28 日の段階で構成団体に了承されている。しかし、その後国への支給申請が 7 月 22 日にされ、交付決定通知は 8 月 6 日。そして、長崎県へは、負担金の請求を 8 月 27 日行い、長崎県側での支出負担行為決議がなされたのは 8 月 31 日、実際に協議会へ入金されたのは 9 月 9 日となっていた。輸出環境の変化等の事情があり国との協議も行われているとはいえ、協議会の事務手続の遅れにより事業への着手が遅れたものが多くなり、結果として予算の執行割合が低くなることにつながっている。</p> <p>また、予算の積算についても、平成 22 年度は詳細な積算がなされているわけではなく、一部については、予算の積算の提出はなく金額の聞き取りにとどまっていた。このことも、予算と実績に大きな差が生じた原因となっているものといえる。適正かつ効率的な事業執行のためにも、事業計画の精度の向上及び迅速な事務手続が必要である。</p>
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	現在、長崎県水産物海外普及協議会の各構成団体に対して、精度の高い事業費の積算を年度当初に依頼し、適正な予算の算出を行うとともに、事務手続の遅れによる事業着手の遅れが生じないように、適正な事業執行に努めています。
所見	当該案件については問題ないが、別途検出事項がある。詳細は「2. 追加検討した事項」を参照のこと。なお、当該案件については、現在の状況として、以下の回答を得ている。

	「包括外部監査による意見を踏まえ、平成 24 年度には適正な予算の算出と早期の事業着手を行った結果、予算の執行割合 100%を達成しました。」
--	---

2. 追加検討した事項

(1) 長崎県水産物海外普及協議会負担金について

① 負担金の概要

負担金の名称	長崎県水産物海外普及協議会負担金
負担金支出済額	13,500,000 円 5,675,000 円（雇用安定対策費分）
対象団体	長崎県水産物海外普及協議会
負担金の根拠法令等	<p>【規約第 4 条】 本会は、次の事項のうち長崎県水産物輸出戦略会議で決定される事業を行う。</p> <p>(1) 市場調査及び開拓 (2) 消費定着及び拡大 (3) 輸出コスト削減 (4) 広報 (5) 輸出拡大化に向けた取組 (6) 前 5 号に付帯する事業</p> <p>【規約第 8 条】 本会の事業又は運営に要する費用は、負担金、補助金等をもって支弁する。</p>

② 任意団体での経理のありかたについて（意見）

長崎県水産物海外普及協議会は、事務局を水産加工・流通室内に置く任意団体（組織内任意団体）である。県職員の兼務については、職務専念義務免除手続きではなく、職務命令型での兼務による。

構成団体は、長崎県その他、長崎市、佐世保市、松浦市、県漁連、長崎魚市、佐世保魚市、日本遠洋旋網漁協、西日本魚市によっている。

協議会の活動は、任意団体としての活動であり、経費も任意団体へ帰属するべきであるが、構成団体で自己の会計と任意団体の会計との分離がなされていないため、適切な名義となっていない。

つまり、任意団体の活動に伴う経費を、構成団体の行った取引として全額（自己負担部分+公費負担部分）立替払いし、後から公費負担部分を構成団体が協議会へ請求するという方式を採用している。

つまり、県→協議会→構成団体という流れで公費が移転しており、県にとっては、協議会への負担金が間接補助金となって補助事業者たる構成団体に交付している形となっている、もしくは、任意団体が構成団体へ委託していると見ることもできる。しかも構成団体の自己負担部分は、取引の法的関係を無視して、最終的な収支報告上、任意団体の活動経費として暗黙の裡に組み込まれている。

当然、間接補助と考えるにしても要綱の存在もなければ交付決定通知に相当する書面もなく、自己負担部分の任意団体への移転の説明ができない。委託と考えるにしても契約書もなく、自己負担部分の任意団体への移転の説明もできない。

本来は、任意団体としての活動なのであるから外部からの請求書の宛名は協議会名でなければならず、構成団体の会計とは分離するべきである。すまわち、構成団体から任意団体へ自己負担部分を支払い、任意団体で公費と合算して請求に対する精算をするべきである。この方法でなければ、自己負担部分の任意団体への帰属を説明できないばかりか、構成団体において取引当初から明確な会計分離ができておらず、後付けで任意団体の活動経費として経理されてしまう可能性もある。

今後は、内部規程の整備も含め、適正な事業活動を裏付ける経理組織も含めた管理体制の構築が必要と考える。

③ 双方代理（民法 108 条）の発生について（指摘）

任意団体の代表と構成団体の代表者との間で双方代理が発生している事案がある。双方代理では、代理の効果の帰属が認められなくなるため、どちらかで代理人を立て、委任状を発行して双方代理を回避する手続きが必要である。

④ 構成団体の相違及び農水省向け補助事業における承認内容の相違について（指摘）

農水省の平成 24 年度農山漁村第 6 次産業化対策事業補助金（輸出拡大サポート事業のうち輸出に取り組む事業者向け対策）を受けるための特任団体申請書が 7 月 25 日付で協議会から提出されているが、任意団体の構成団体として「長崎市」が組み込まれていることが記されている。これは、協議会規約に謳われる構成団体と整合するものである。

しかしながら、長崎市から協議会へ提出された請求書は存在せず、長崎市の任意団体「長崎輸出促進実行委員会」名義であった。振込口座名義も同実行委員会会長名義であった。

つまり、協議会の構成団体は、「長崎市」ではなく「長崎輸出促進実行委員会」である。

規約及び国庫補助の申請書に内容相違がある。

⑤ 協議会の会計担当者が県の財務手続を行っている点について（指摘）

協議会の経理・出納担当者が県の負担金事務に係る支出負担行為決議及び支出命令書の取扱者となり、相互牽制が利いていない。また、協議会においても経理担当と出納担当は分離するべきである。組織内任意団体での出納・経理の取扱いは、特に不正が生じやすく、県組織に与えるダメージも大きいため、高リスクである旨、平成 23 年度包括外部監査でも注意を促した事案である。

全庁的な再検証、牽制再構築を求めたい。

⑥ 構成団体相互間の取引の検証の徹底について（意見）

構成団体相互間の取引、若しくは構成団体の支配や影響力の及ぶ関連当事者との取引については、補助対象事業経費の生じた補助事業が、本当に行われた正当なものか、納品書や証拠写真、アンケート、詳細

なレポートなど十分な心証の得られるよう疎明資料を徴取するとともに、担当者が現地視察や立会を行うなど、一定の牽制をかけるべきである。また、金額の妥当性も十分に留意するべきである。構成団体等の取引では、架空取引・水増し取引が容易に行いうるためである。

ただし、上記のようには一定言えるとしても、検証の実現性はあまり高くなく、県側が検証の責任を負えないことも想定されるため、一方で事業のありかたそのものを見直すことも視野に入れる必要はあろう。

(2) 新生水産県ながさき総合支援事業費補助金（水産加工振興祭開催）について

① 概要

補助金の名称	新生水産県ながさき総合支援事業費補助金
補助金支出済額	5,000,000円
補助対象事業費	10,042,864円
補助率	1/2以内
国庫単独の別	単独
対象団体	社団法人長崎県水産加工振興協会
交付の目的・内容など	水産加工品の消費拡大と水産加工業の活性化を図るため、「長崎県水産加工振興祭」及び「長崎県水産加工まつりイン佐世保」の開催費（展示即売会の開催）を補助する。
対象経費の内容	漁村における生産・流通経営基盤の整備を図る取組に要する経費（会場設営および運営費、宣伝広告費、普及啓発費、企画管理費）

② 補助対象団体の誤り（指摘）

「長崎県水産加工振興祭」及び「長崎県水産加工まつりイン佐世保」は、それぞれ運営の円滑化のため実行委員会が組織され、「長崎県水産加工振興祭」については県とその実行委員会が主催し、「長崎県水産加工まつりイン佐世保」については実行委員会主催、県はその後援として実施されてきた。

これまで補助の対象団体とされてきた社団法人長崎県水産加工振興協会は、それら実行委員会の事務局機能を担ってきたにすぎず、事業実施主体はあくまで各実行委員会にあると考えられる。事業実態を適正に見極め、補助対象団体を是正すべきである。

③ 補助対象経費について（意見）

補助の対象とされる経費については、実施要綱において大まかにしか定められておらず、詳細については別途費目を設定し、対象経費の限定を行っている。

そのうち普及啓発費には来場者商品代やイベント開催費・商品代が含まれているが、これらの企画運営等には実行委員会（水産加工業者）の裁量が大きく働き、場合によっては華美になる可能性もある。来場者への金銭的な還元を行うような支出は補助対象の経費とするにふさわしくないため、今後さらに注意して精査すべきである。

(3) 社団法人長崎県水産加工振興協会による平成「長崎俵物」の商標登録について（意見）

平成「長崎俵物」は、県が平成10年から県単独の事業として創設された平成「長崎俵物」育成事業により、長崎県の魚介類の需要拡大と長崎で水揚げされた優良水産加工品の高付加価値化、ブランド化を目指して創られたブランド名である。平成11年に県が設置した平成長崎俵物制定委員会によって制定された認定基準を基に、社団法人長崎県水産加工振興協会が事務局となり設置された平成「長崎俵物」認定委員会が認定審査を行っている。認定審査は、事前審査、表示審査、本審査の3段階で行われ、本審査では専門家や消費者代表などが委員となって審査を行い、認定基準をクリアした製品のうち、項目ごとの審査や最終的な総合討議の上、認定の可否が決定される。この結果を受けて、社団法人長崎県水産加工振興協会の会長が平成「長崎俵物」として認定し、認定証を発行している。

しかしながら、この「長崎俵物」の商標は創設時の法制度上の制約等によるものなのか、平成12年に同協会により商標登録がなされ、現在に至っている。これは同協会が認定委員会の事務局をしていたため便宜上、商標登録を行ったものと考えられるが、創設時から現在に至るまで県主導でブランド化され、県独自が推奨する水産加工品としての取り扱いがなされており、実質的な点からいけば本来は県がその商標権を所有すべきものと考えられる。平成18年の法制度改正後、自治体でも独自の商品やキャラクターの商標登録を行っており、長崎県においても他の品目やマスコットキャラクターの図形の商標登録（出願）を行っている。これまでの過程を踏まえ、平成「長崎俵物」も県がその権利者として商標登録する等検討するべきと思われる。

これに対し、県から示された見解（当報告書初稿に対する平成26年1月26日受領分）は以下の通り。

平成「長崎俵物」の立ち上げは、そもそも民間主導で業界の意見をもとに創設したものである。
県は、平成「長崎俵物」立ち上げにあたり、業界では主導が難しい認定基準の制定の部分に関与し、また、これまで各種補助事業等を通し取り組みを支援している。
そういった背景があるため、平成「長崎俵物」の取り組みについては、現在商標登録をしている長崎県水産加工振興協会といった民間に事業を引き継ぐことを前提としているため、商標登録を県が登録する必要はない。

上記回答によれば、平成長崎俵物に係る県の関わりは、あくまで間接的なものであり、民間事業の支援となってくる。これまで、県は俵物事業を県の本来事業と位置づけてきたはずで、そこに俵物に係る委託事業が存在する根拠があると思われる。ゆえに、商標登録のあり方にも疑問を禁じ得ない。上記回答に示される考え方では、県の事業は水産加工品の振興のための補助事業しかありえないこととなり、後述する「長崎空港ブランドショップ運営業務委託」のような委託事業はありえないこととなる（なお、上記見解については、報告書第2稿に対する意見より、内容を一部変えて主張しているが、改変すること自体、事業の位置づけを恣意的に考えている証左であるため、あえて書換えに応じていないことを付記しておく）。

商標登録の問題もそうだが、県の俵物事業への関わり・位置づけについては、再検討・再整理が必要と考える。

(4) 新生水産県ながさき総合支援事業費補助金について

① 補助金の概要

補助金の名称	新生水産県ながさき総合支援事業費補助金
補助金支出済額	長崎市 10,000,000 円
補助対象事業費	長崎市 20,000,000 円
補助率	1/2 以内
国庫単独の別	単独
対象団体	長崎市
交付の目的・内容など	水産業の収益性改善を図る取組を強化すること、資源を守りながら現在の漁業生産を確保すること、並びに、意欲のある中核的な担い手を育成することを基本的な考え方とする各種施策の効果的な展開を図るため、国庫補助事業等と連携し、予算の定めるところにより、市町、漁業協同組合、漁業協同組合連合会等に対し補助金を交付する。
対象経費の内容	長崎市：加工用水原水槽・配水槽工事補助

② 交付決定通知書の遅延について（指摘）

当該補助金に係る県から補助事業者である市町への交付決定通知がなされているにも関わらず市町から間接補助事業者への交付決定通知書が遅延しているケースが存在する。県から市町への交付決定通知が平成 24 年 6 月 22 日、市町から間接補助事業者への交付決定通知が平成 24 年 8 月 20 日となっている。手続きのスケジュール管理については、補助事業者や間接補助事業者への指導も含めて再度徹底する必要がある。

(5) 「売り出せ！水産ながさき」販路拡大事業費補助金について

① 補助金の概要

補助金の名称	「売り出せ！水産ながさき」販路拡大事業費補助金
補助金支出済額	28,691,000 円（総額）
補助対象事業費	68,392,679 円（総額）
補助率	1/2 以内又は定額
国庫単独の別	単独
対象団体	T 社 他 17 件
交付の目的・内容など	本件水産業関係者等の所得向上を図るため、平成 23 年 6 月に策定した「長崎県水産物販売戦略」に基づき、生産者及び流通関係者並びに行政等が一体となった市場流通を通じた安定的な取引の拡大、産地と消費地のマッチングの推進、消費者ニーズに即した売れる商品づくり及び平成「長崎俵物」及び地域ブランド製品の育成強化など、生産から流通・販売対策までの水産物の総合的な取組を実施する。

対象経費の内容	<p>当補助金は以下の事業を行い、事業内容を実施するために直接必要な経費として定める販路開拓、機器整備などの経費を対象としている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 実践活動モデル支援事業 2. 俵物商品開発・改良等支援事業 3. 長崎俵物創出協議会活動強化支援事業 4. 地域ブランド育成・強化支援事業 5. 新技術活用加工品開発等支援事業 6. 高次加工品開発等支援事業 7. 養殖魚高鮮度加工等支援事業
---------	--

② 実践モデル支援事業について（ながさき加工協技会向け 4,823,000 円分）

上記「1. 実践モデル支援事業」は、「関東地方以北をターゲットとした長崎県産水産物の販路拡大」「産地と消費地の直接取引の推進」「水産加工業者の協業化の推進」のテーマに合致する事業を実施する一定の事業者に対して、事業を実施するための経費に対して 1/2 以内の補助を行うこととしている。

ア 「水産加工業者の協業化の推進」という事業目的整合性の欠如について（意見）

当補助事業により、各種商品の販売・提案が行われているが、商品によってはパッケージに「ながさき加工協技会」の名前が出ているものと出ていないものがある。

このため、ながさき加工協技会の名称がないもの、つまり各加工業者の名前で商品が販売されているものについては、各加工販売業者の商品の開発・販売に対する補助金という性格が強くなってしまっている。

当補助金は、長崎県内の加工業者の協業化の推進し、グループとしての取り組みを活発化し、大口需要に対応できる体制の構築を図ることなどを目的としている。当補助金の目的を達成するためにも、当補助金を利用し開発・販路開拓を行っている商品については、協業団体であるながさき加工協技会という名称をパッケージなどで明確にするなど、水産加工業者の協業化の推進という補助金の目的をより効果的に達成するための対策を検討すべきではないかと思われる。

イ 各補助事業者の売上との直接的に関連する費用の取り扱いについて（意見）

当補助金の対象経費は「売り出せ！水産ながさき」販路拡大事業費補助金等実施要綱では、「長崎県水産物販売戦略会議」が提案する実践モデル事業の実施に要する経費とし、その具体的な内容として「売り出せ！水産ながさき」販路拡大事業費補助金等実施要領において、「長崎県水産物販売戦略会議」が提案する実践モデル事業の実施に要する次の経費を対象としている。

①賃金、②報償費、③旅費、④需用費、⑤役員費、⑥委託料、⑦使用料及び賃借料

また、当補助金の公募要領では、長崎県水産物販売戦略会議において定められた「水産加工業者の協業化の推進」というテーマについては、以下の経費が補助対象経費として挙げられている。

①企画検討会議開催に要する経費、②商品開発・改良等に要する経費、③試験出荷の実施に要する経費、

④技術研修に要する経費、⑤販売促進活動等に要する経費、⑥その他事業推進に係る経費

当補助金の支出として、サンプル商品開発に関する経費として、ラベルなどの印刷代が含まれている。ラベル代については30,000枚以内ということで指導がなされているが、枚数から考えると、サンプルの枠を超え、販売に関する経費となっている部分が存在している可能性がある。また、材料代としても3,600円のサバ原料木箱15kg 35本を236個で892,080円、250円のサバすり身1kg 10本を3,340個で876,750円などが含まれている。材料代やサンプルの枚数から考えても、補助金の対象となっている材料代等により一定程度の売上につながるものが想定される。

公募要領では、試験出荷の実施に要する経費を対象経費としているため、当然売上が上がる商品に関する経費についても補助対象となりうるが、試験出荷がどのような範囲まで認められるのかについては必ずしも明確な取り決めはない。

あくまでも当補助金の目的は「水産加工業者の協業化の推進」であることから、当補助対象経費の内容については再度検討が必要であると考ええる。

③ 地域ブランド育成・強化支援事業（佐世保市水産物ブランド化推進協議会向け3,056,000円）について

当補助金では地域ブランドの水産物の商品開発及び改良、販路開拓、PR活動等に要する経費、地域ブランド水産物の安定生産又は品質及び衛生の向上対策に係る最小限の施設及び機器の整備に要する経費、その他知事が認める経費を対象としている。

ア 恵みアジ販促物の作成の複数見積について（意見）

地域ブランド育成・強化事業として佐世保市水産物ブランド化推進協議会では、販促物の作成費用が補助対象経費となっている。

当補助金の対象となっている支出の契約については、長崎県としても、原則として県の随意契約の定めにより複数見積をとるなどの指導を行っている。しかし、当事業については徴取された見積書の徴取元の2者は、代表者が同一の法人であり、複数見積の徴取が形式的なものにすぎなかった。

なお担当者からのヒアリングにより当事例については、すでに指導を行っているとのことである。

④ 高次加工品開発加工等支援事業（U社向け1,350,000円分）について

ア 補助金の対象経費の確認について（意見）

当補助金では、販路開拓・PR活動に関する展示商談会出展に関する補助対象経費として、自社からの骨まで食べるアジ及びブリ味噌に関するサンプル購入代金として1月22日に支出した25,000円及び2月15日に支出した114,000円が含まれている。

サンプルの作成については、サンプルの作成費用として材料費やレトルトの袋代、包装資材費などが補助金の対象経費として計上されている。例えば、アジについては12月13日に34,200円分、12月18日に48,600円分と11,115円分、1月15日に32,500円分が納品されており、ブリについては、12月29日に119,000

円分が支出されている。また、レトルトパウチ代として 32,004 円、調味料等として 20,000 円、パッケージ開発・改良費として 532,455 円が支出されている。

例えば骨まで食べるアジについては賞味期限が半年と設定されていることもあり、材料代やパウチ代で一度補助金の対象経費とし、再度サンプル購入代として補助の対象経費となってしまうっており、二重に補助を行っている可能性も否定できないため、慎重な確認が必要であると思われる。

⑤ 平成長崎俵物創出協議会活動強化支援事業補助金（平成長崎俵物創出協議会向け 777,000 円）について

当補助金は、当補助金は俵物商品力の強化を図る団体ということで、平成長崎俵物創出協議会（以下、創出協議会）に補助の対象が限定されている。創出協議会は、俵物に関連する各団体が集まり組織された団体となっている。補助金の対象経費は、俵物商品力強化の企画等の検討に要する経費、消費動向の把握又は売れる俵物商品づくりの活動に要する経費、俵物商品の生産状況等の管理に要する経費、その他知事が必要と認める経費としている。

ア 視察費の内容について（意見）

創出協議会の補助金の対象経費となっている消費者動向視察の報告として、創出協議会の所属団体の役員・社員である出張者がそれぞれ所属している会社等に対して提出した出張報告書が創出協議会の視察報告書として提出されている。しかし、当報告書は出張者それぞれが所属する会社等に対する出張の報告が目的であり、創出協議会の目的である消費者動向調査などの目的を十分に果たしているものとは言えない部分がある。

消費者の動向調査などの補助金の目的を十分に達成するためにも自社の出張報告書の添付とは別に、消費者動向調査の報告書の提出など、補助金の目的に合致する成果物の提出を求めるなどの対策を検討する必要がある。

イ 任意団体への補助事業としてのあり方について

当該補助事業は、任意団体である創出協議会が補助事業者であるが、以下の問題がある。

(i) 創出協議会から提出された書面の誤りについて（指摘）

創出協議会から県へ提出された書面が、社団法人長崎県水産加工振興協会（平成 25 年 4 月から一般社団法人。以下、振興協会）の代表理事名で記名、そして振興協会の代表理事印が押印されている。

本来は、任意団体の代表者、任意団体の代表者印が押印されてなければならない。

(ii) 構成団体が会計分離を行っていない点について

任意団体の事業であるはずが、構成団体が個々に行った事業を合算しており、以下の問題がある。

(α) 請求書の名義が構成団体である点について（意見）

資金の流れについて説明すると、代表団体である振興協会が県費補助金を一旦収受し、各構成団体の行

った事業のうち、県費で賄うべき部分について支払っている。

次に収支（経理面）としては、創出協議会の収支計算書を作成する段階で、各構成団体の収支（自己負担+県費補助）が合算される。

このため、各構成団体においては、自己の会計と創出協議会の会計とを会計分離していない。外部業者との取引（自身に対する取引すらある）においては、構成団体名義で請求書を受領している。

このような経理のため、名義の面からは任意団体に請求が帰属せず、しかも構成団体の活動を任意団体の活動として合算しているが、代表団体と他の構成団体との間で委託契約が存在しているわけでもなく、代表団体が構成団体に対して助成事業をやっているわけでもないため、「合算する」根拠がない。

本来は、創出協議会に負担金を拠出し、県費補助金と合わせて資金を創出協議会で分離すべきである。そして構成団体の経理と明確に会計分離しなければ、上記のような説明のつかない事務処理が生じ、構成団体の都合で構成団体の経費が任意団体の経費に組み込まれる可能性もある（逆もあり）。

以上、不明瞭な事務が行われているので是正すべきである。

（β）双方代理（民法第108条）の発生について（指摘）

構成団体相互の取引において、代表者が同一人物である事例があり、双方代理が発生している事案がある。双方代理では、代理の効果の帰属が認められなくなるため、どちらかで代理人を立て、委任状を発行して双方代理を回避する手続きが必要である。これも会計分離が意識されていないことが原因のひとつと思われる。

（iii）その他の問題について

（α）創出協議会の収支決算書が作成されていない点について（意見）

補助事業者たる任意団体は、公益事業を担うだけのガバナンスが働いていなければならない。ゆえに、規約や経理規程等の整備、決算書の承認、監査手続きが要求されるのである。しかし、創出協議会は、個々の県費補助金の実績報告のための収支計算書を作成はしているが、肝心の創出協議会自体の収支報告書を作成していない。今後は、経理規程を整備し、決算監査・報告・承認という手続きを行わなければならない。県も創出協議会に対して適切な指導が必要である。

（β）委託事業と補助事業の違いについて（意見）

水産加工・流通室の委託事業に「売り出せ！水産ながさき」販路拡大事業に係る長崎空港ブランドショップ運営業務委託（契約額7,000,000円）があるが、これも、創出協議会の構成団体である社団法人長崎県水産加工振興協会への委任契約であり、随契理由として、以下のように説明がある。

本業務は、平成「長崎俵物」のPRと販売促進を図るとともに、販売時における消費者ニーズを把握し、その情報を認定業者の商品開発や改良等に生かす「アンテナショップ」としての機能を果たすことが求められる。（社）長崎県水産加工振興協会は、認定商品に対する情報に精通し、県内統一組織として水産

加工業者に対する指導ができる公益的な性格を持つ法人であり、俵物認定事業など他の関係業務と一体的に取り組むことで、最も効果的かつ効率的な実施が可能である。

一方、当「売り出せ！水産ながさき」販路拡大事業費補助金の目的は次の通りである。

本件水産業関係者等の所得向上を図るため、平成 23 年 6 月に策定した「長崎県水産物販売戦略」に基づき、生産者及び流通関係者並びに行政等が一体となった市場流通を通じた安定的な取引の拡大、産地と消費地のマッチングの推進、消費者ニーズに即した売れる商品づくり及び平成「長崎俵物」及び地域ブランド製品の育成強化など、生産から流通・販売対策までの水産物の総合的な取組を実施する。

また、当該事業の対象経費においても以下のようになっている。

俵物商品力強化の企画等の検討に要する経費、消費動向の把握又は売れる俵物商品づくりの活動に要する経費、俵物商品の生産状況等の管理に要する経費、その他知事が必要と認める経費

どちらの事業も俵物の販売促進と PR 等を主な目的としているが、前者は県の直接事業を委託したもの、後者は県の直接事業ではないが公益性があると判断した補助事業である。

両者の区分に明確な違いが感じられない。

平成長崎俵物の販売促進と PR は、県にとって直接事業なのだろうか。それとも補助すべき公益事業なのだろうか。

このような平成俵物をめぐる不明確な事業の割り当ては、水産加工・流通室内でもさることながら、別掲のブランド推進課の補助事業でも見られるところであり、外部の人間からすると非常に分かりにくい。場合によって補助と委託を使い分けることには全く納得いくものではない。

「平成長崎俵物」というブランドの育成・推進には、これまで多額の県費が充てられ、今後も継続的に取り組むべき事業であると思われるが、これを県の直接事業とするか否か、再度全庁で検討するべきであると思われる。

(γ) 補助対象経費に含まれる「その他知事が必要と認める経費」について（意見）

「その他知事が必要と認める経費」は、裁量により対象経費の範囲が変化し、対象経費が不明確になる原因であるため、見直すべきである。

【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

1. 検証結果

(1) 第 50 回長崎県水産加工振興祭開催事業業務委託について

① 概要

委託内容	第 50 回長崎県水産加工振興祭開催事業業務委託
契約方法	委任契約

契約金額	2,440,000 円		
契約団体	社団法人長崎県水産加工振興協会		
過年度の推移（円）	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	2,500,000 円	2,440,000 円	2,440,000 円

② 委託される事業の内容について（指摘）

【第一テーマ】「2. 追加検討した事項」「(2) 新生水産県ながさき総合支援事業費補助金（水産加工振興祭開催）について」②のとおり、長崎県水産加工振興祭は、県と実行委員会とが主催者として実施されているが、その祭の期間中に水産製品品評会、表彰式及び講演会が一環事業として開催される。

この事業は主としてそれら品評会等の企画運営の事務を委託しているものであるが、その委託契約書において計画されている事業には、同振興祭での展示即売会開催の実施など補助事業とされている長崎県水産加工振興祭の実施内容と重複している部分があり、委託事業の内容と振興祭の開催内容との線引きが不明確である。事業内容を厳格に整理して事業委託を行うべきである。

③ 委託契約書の条項の不足（指摘）

委託契約書の約定に、委任契約の場合の支出証拠書類の 5 年書類保存義務の条項が記載されていない（「適正な契約事務の執行について（通知）」（22 会第 63 号平成 23 年 2 月 18 日）「4 精算事務の統一的基準の策定」別添「委任契約の精算事務について」契約上の留意点 3 参照）。

(2) 長崎空港ブランドショップ運營業務委託について

① 概要

委託内容	長崎空港ブランドショップ運營業務委託 平成「長崎俵物」の PR と販売促進を図るとともに、販売時における消費者ニーズを把握し、その情報を認定業者の商品開発や改良等に活かす「アンテナショップ」を運営する。		
契約方法	委任契約		
契約金額	9,300,000 円		
契約団体	社団法人長崎県水産加工振興協会		
過年度の推移（円）	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	7,600,000 円	7,000,333 円	7,000,000 円

② 委託事業の目的を満たす委託事業の報告内容がなされていない点について（意見）

委託実施計画書によれば、委託目的を果たすために調査結果を報告することが求められている。具体的には、(ア)商品毎に消費者ニーズを把握する。(イ)日別、商品別の売上状況 (ウ)各商品に対する具体的な意見を毎月県へ報告すること、とされている。しかし、(イ)の売上状況については毎月作成されているものの、(ア)及び(ウ)の項目については苦情処理の顛末書のような報告書が数枚作成されているだけで、販売時

における消費者の声を集め、商品開発に繋げることができるような報告書が作成されているとは言い難い。これは、随意契約で振興協会を選定する理由にも影響する。

本業務は、平成「長崎俵物」のPRと販売促進を図るとともに、販売時における消費者ニーズを把握し、その情報を認定業者の商品開発や改良等に生かす「アンテナショップ」としての機能を果たすことが求められる。(社)長崎県水産加工振興協会は、認定商品に対する情報に精通し、県内統一組織として水産加工業者に対する指導ができる公益的な性格を持つ法人であり、俵物認定事業など他の関係業務と一体的に取り組むことで、最も効果的かつ効率的な実施が可能である。

「機能を果たすことが求められる」のに、それができていないということは、委託先としては不適当ということになるためである。

選定理由に適合し、委託事業の目的に沿ったところの有効な成果物の作成を求めるべきである。

③ 委託契約書の条項の不足（指摘）

委託契約書の約定に、委任契約の場合の支出証拠書類の5年書類保存義務の条項が記載されていない（「適正な契約事務の執行について（通知）」（22会第63号平成23年2月18日）「4精算事務の統一的基準の策定」別添「委任契約の精算事務について」契約上の留意点3参照）。

④ 積算根拠の明確化について（意見）

当該契約は委任契約であり、積算金額が予定価格であり当初契約額となる。積算金額の根拠の不明な点があり（単価の算出根拠、旅費一式の根拠）、過年度の実績に基づくもの、見積書徴取の結果など、疎明資料とともに整理し、伺いによる検証、承認を得るようにすべきである。

(3) 平成「長崎俵物」品質基準管理業務委託について

① 概要

委託内容	平成「長崎俵物」品質基準管理業務委託		
契約方法	委任契約		
契約金額	2,440,000円		
契約団体	社団法人長崎県水産加工振興協会		
過年度の推移（円）	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	2,500,000円	2,440,000円	2,440,000円

② 俵物製品品質検査における検査結果証明書について（意見）

これまで外注していた検査業務を、当年度より振興協会内の審査室の職員が行うようになった。検査業務は専門的な知識が必要とされるため、大学の研究室の指導の下にその検査は行われている。検査結果が記載された証明書には、大学の教授名で発行される検査指導証明が添付される。しかしながら、添付され

る指導証明の全てにおいて証明した日が記入されておらず、証明としての体裁が整っていない。適正な証明書となるよう、証明の内容には注意を払うべきである。

③ 委託契約書の条項の不足（指摘）

委託契約書の約定に、委任契約の場合の支出証拠書類の5年書類保存義務の条項が記載されていない（「適正な契約事務の執行について（通知）」（22会第63号平成23年2月18日）「4 精算事務の統一的基準の策定」別添「委任契約の精算事務について」契約上の留意点3参照）。

II - 22 農政課、農山村対策室

【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

1. 検証結果

(1) 九州グリーン・ツーリズムシンポジウム 2012 in 長崎誘客促進業務委託について

① 概要

委託内容	九州グリーン・ツーリズムシンポジウム 2012 in 長崎誘客促進業務委託		
契約方法	委任契約		
契約金額	4,690,297 円		
過年度の推移 (円)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	—	—	—

② 委託料の支払について (指摘)

下記委託契約書第 7 条により、委託料は四半期毎に前金払いすることが可能である。当該委託に係る委託料についても前金払いしているが、四半期より短い期間での前金払いとなっている (一回目請求 11/28 支払 12/4、二回目請求 1/10 支払 1/22、三回目請求 3/1 支払 3/13)。

(委託料の支払い)

第 7 条 乙は、必要な経費については、四半期毎に前金払いを請求できるものとする。

2 甲は、第 3 条の委託料を乙が提出する適法な請求書を受領した日から 30 日以内に支払うものとする。

四半期とは一年を四等分した期間であるから、ひとつの四半期とは 3 か月間である。委託先及び県は、委託期間 (平成 24 年 9 月 18 日から平成 25 年 3 月 31 日まで) を四等分した期間ごとに請求・支払を行っており、2 か月分ごとの請求・支払いとなっている (第三四半期に一回の支払、第四四半期に一回の支払と県は解釈しており、第四四半期の事務のみ問題と思っているようであるが、このような整理については是認しない)。このため、四半期毎の支払いとはなっておらず、契約書と整合していない。

今後は、委託料の支払いについて、県は委託先を指導する必要があり、言うまでもなく県の責任として第 2 項の「適法な請求書」であるかを看過することなく、契約条項と実際の支払いが整合するよう適切な事務を行う必要がある。

③ 再委託の書面での承認について (指摘)

業務内容に「大会専用の Web サイトを作成し、その媒体を活用した大会及び関連情報の発信」があるが、Web サイトの作成については、専門業者に再委託している。しかし、再委託について、県は書面による承諾を行っていない。

契約書第 14 条に基づき、書面により再委託の承諾を行う必要がある。

(再委託の禁止)

第 14 条 乙は、委託業務の処理を他に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

④ 積算根拠の明確化について（意見）

当該契約は委任契約であり、積算金額が予定価格であり当初契約額となる。積算金額の根拠の不明な点があり（単価の算出根拠など）、過年度の実績に基づくもの、見積書徴取の結果など、疎明資料とともに整理し、伺いによる検証、承認を得るようにするべきである。

(2) 次世代農業実証事業現地推進業務委託について

① 概要

委託内容	次世代農業実証事業現地推進業務委託		
契約方法	委任契約		
契約金額	2,943,000 円		
過年度の推移（円）	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	—	1,366,500	2,894,400

② 積算根拠の明確化について（意見）

当該契約は委任契約であり、積算金額が予定価格であり当初契約額となる。積算金額の根拠の不明な点があり（単価の算出根拠など）、過年度の実績に基づくもの、見積書徴取の結果など、疎明資料とともに整理し、伺いによる検証、承認を得るようにするべきである。

③ 委託契約書の条項の不足（指摘）

委託契約書の約定に、委任契約の場合の支出証拠書類の 5 年書類保存義務の条項が記載されていない（「適正な契約事務の執行について（通知）」（22 会第 63 号平成 23 年 2 月 18 日）「4 精算事務の統一的基準の策定」別添「委任契約の精算事務について」契約上の留意点 3 参照）。

④ 双方代理について（指摘）

委託先である諫早湾干拓地新エネルギー利用促進協議会（以下、「協議会」という。）は、事務局を平成諫早湾干拓土地改良区（以下、「土地改良区」という。）に置いている。そのため、協議会が土地改良区に対して、土地改良区の施設及び事務機器の使用につき、使用料の覚書（平成諫早湾干拓土地改良区の施設・事務機器使用料に関する覚書）を締結している。

協議会の会長は土地改良区の理事長でもあるため、協議会と土地改良区が締結する覚書の締結者については、双方代理となるため代理人の選定が必要となる。しかし、代理人の選定がなされていない。

したがって、覚書を締結する際には、双方代理とならないよう代理人を選定する必要がある。

⑤ 計画的な支出に係る指導について（指摘）

県は、実績報告書について現地確認検査を実施している。現地確認検査では、支出証拠書類や通帳を確認し、処理の適正性を確認している。しかし、収支一覧を確認したところ、年度末に近い時期の支出のうち、年度内に消費することにつき合理性がない支出が、以下のとおり散見された。

県は、計画的に支出するよう指導する必要がある。

（平成 24 年度）

支出日	支出金額（円）	摘要
平成 25 年 3 月 25 日	3,140	乗用型草刈機メンテナンス用品（タイヤ用空気入れ他）

（平成 23 年度）

支出日	支出金額（円）	摘要
平成 24 年 3 月 28 日	1,524	事務用品（封筒、名刺用紙、ノート）
平成 24 年 3 月 29 日	1,948	施設メンテナンス用消耗品（雑巾、ほうき、フローリングウェット）
平成 24 年 3 月 29 日	1,566	電動機メンテナンス用消耗品（CRC、ワックス、ブラシ、ビニールテープ）

（平成 22 年度）

支出日	支出金額（円）	摘要
平成 23 年 3 月 25 日	22,537	農耕機及び機器清掃用エアークンプレッサーその他
平成 23 年 3 月 25 日	29,059	農耕機及び施設清掃用高圧洗浄機その他
平成 23 年 3 月 28 日	11,760	施設メンテナンス用消耗品・草刈り機替え刃
平成 23 年 3 月 28 日	13,960	農耕機メンテナンス用器具及び事務用品

Ⅱ - 23 農業経営課

【第一テーマ】平成 23 年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

No	1
区分	【長崎県新規就農者実践農場推進事業費補助金について】 研修状況等の確認について
報告書頁	意見
項目	142
措置掲載文	研修生は毎日の研修記録を県所定の様式に記帳し市町の確認を受ける旨定められている。しかし、実際作成されていた研修日誌は佐世保市が独自に定めた様式による研修日誌であり、県はその研修日誌の管理を市町任せにして、その保管も一切行っていなかった。県は事業の統括機能を十分認識するとともに、市町が窓口となっている補助事業に対しても牽制機能を適正に働かせなければならない。
報告書原文	ア 研修状況等の確認について（意見） 長崎県新規就農者実践農場推進事業実施要領第 4 によると、研修生は毎日の研修記録を県所定の様式に記帳し市町の確認を受ける旨定められている。この規程は県も研修生の研修状況等を把握し、補助事業の適正な履行を確認するために定められているものと考えられる。そして、様式を定めている以上、市町の確認を受けた後の研修記録は県も確認し、保管する義務がある。しかし、実際作成されていた研修日誌は佐世保市が独自に定めた様式による研修日誌であり、県はその研修日誌の管理を市町任せにして、その保管も一切行っていなかった。 県はこの事業の対象となっている研修生を受け入れる側のインストラクターとの間で、別途に委託契約（新規就農者実践農場管理指導業務委託）を結んでいるため、そのインストラクターの指導記録等を確認することにより研修生の研修状況等を把握していたようであるが、この新規就農者実践農場推進事業については、研修生への助成について市町が窓口となっていたとしても、そもそも一体的に県が取りまとめている事業であり、その状況確認は表裏一体で行うべきである。県は事業の統括機能を十分認識するとともに、市町が窓口となっている補助事業に対しても牽制機能を適正に働かせなければならない。
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	研修生が記録する研修記録を市町が確認した後、その写しを県へ提出するよう事業実施要領を平成 24 年 4 月 2 日付けで一部改正し、県も一体的に研修実績について確認の上、助成するよう改めました。また遡って平成 21 年度実施分から、事業を実施した市

	町へ研修日誌の提出を求めました。
所見	特に問題はない。平成 24 年度の事業内容についても言及するところはない。

No	2
区分	意見
報告書頁	143
項目	【長崎県新規就農者実践農場推進事業費補助金について】 研修時間と助成額について
措置掲載文	インストラクターの委託料限度額算定方法からすれば、1 年目における研修生の 1 日当たりの研修時間は 8 時間程度であると想定されるが、研修時間は研修期間を通しほぼ半日のみの実績しかなかった。一方、インストラクターの 1 日当たりの指導時間は県も把握していなかった。状況の確認を適切に行えるようチェック体制の再検討を行うべきである。
報告書原文	イ 研修時間と助成額について（意見） 研修生には助成制度があり、1 年目：月額 10 万円、2 年目：月額 5 万円が研修手当として支給される。これは主として研修期間中の生活費を支援するための制度であり、毎月 16 日以上を研修に従事するよう指導がなされていたとのことである。一方、インストラクターにも月額 10 万円の委託料が支払われ、県の予算単価表の技能者（経験年数 5 年以上）に準じた 1 日当たりの単価である 6,500 円に 16 日に乗じて算出された金額をもとにその委託料の限度額の算定を行っていた。これらのことからすれば、1 年目における研修生の 1 日当たりの研修時間は 8 時間程度であると想定されるが、先の研修日誌 1 名分をサンプルとして佐世保市から取り寄せたところ、研修時間は研修期間を通しほぼ半日のみの実績しかなかった。一方、インストラクターの指導記録等では、月次の指導日と週単位での指導内容しか記録されていないため、1 日当たりの指導時間は県も把握していなかった。研修時間の設定は従事する作業の内容等により難しい要素があるため、要領等において画一的に定めることができないこともあろうが、今回のような事例は、まさに状況の確認を適切に行っていなかったために起きたことと言える。チェック体制の再検討を行うべきである。
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	研修生が記録する研修記録を市町が確認した後、その写しを県へ提出するよう事業実施要領を平成 24 年 4 月 2 日付けで一部改正し、県も一体的に研修実績について確認の上、助成するよう改めました。
所見	特に問題はない。No 1 に同じ。

No	3
区分	意見
報告書頁	145
項目	【長崎県担い手育成強化支援事業費補助金について】 長崎市（長崎市地産地消振興公社）に対する補助について
措置掲載文	<p>(i) 研修生に対して支払われる研修手当が月8日の想定となっている。担い手育成にしては研修規模が小さい。</p> <p>(ii) 「直売所へ出荷」「自家消費」「研修断念」がほとんどであり、「担い手育成」に有効に機能しているとは考え難い。</p> <p>(iii) 12ヶ月研修を受けた者は13名中5名と非常に少なく、この点からの本来の趣旨に沿ったものとは言い難い。</p> <p>(iv) 本来の趣旨に沿って、担い手を目指す者に対して、必要な研修を行う場合に補助金を出すような仕組みにすべきである。</p>
報告書原文	<p>② 問題点について</p> <p>平成22年度において長崎市・五島市・小値賀町の3市町に対して補助金が支出されているが、以下の問題が見受けられる。</p> <p>ア 長崎市（長崎市地産地消振興公社）に対する補助について（意見）</p> <p>(i) 交付申請書に添付される「事業計画書」の添付書類である「研修生一覧表」によると、12名の研修生に対して支払われる研修手当が日額1,000円（月額8,000円、年額96,000円）と月8日の想定となっている。担い手育成にしては研修規模が小さい。また、平成23年度の計画概要によれば2週間に5日の研修となっている。（五島、小値賀は年間を通じて実施）</p> <p>(ii) 「担い手公社研修生・修了生の動向」の「現在の経営状況等」を見ても、「直売所へ出荷」「自家消費」「研修断念」がほとんどであり、その事業規模等は不明であるが、「担い手育成」に有効に機能しているとは考え難い。平成16年3月以降研修期間終了者77名中、「直売所へ出荷」43名「自家消費」15名「研修・就農断念」16名、「就農だが経営状況等空欄」3名となっている。</p> <p>(iii) 平成22年度の「実績報告書」の添付資料によれば、12ヶ月研修を受けた者は13名中5名と非常に少なく、この点からの本来の趣旨に沿ったものとは言い難い。</p> <p>(iv) 本来の趣旨に沿って、担い手を目指す者に対して、必要な研修を行う場合に補助金を出すような仕組みにすべきである。</p>
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	県は平成23年1月に策定した「ながさき農林業・農山村活性化計画」において、新規就農者の捉え方として、主業農家を確保するため、年間農業従事日数60日以上で15歳以上65歳未満の者としています。

	<p>長崎市が担い手として捉え育成する本事業についても、県と同じ担い手育成の考え方であるため、必要な研修への支援と判断しています。</p> <p>しかしながら、研修生年齢が高齢である者も含まれていることから研修生の募集や県が補助する対象者の見直しを行うこととしました。</p>
所見	<p>後段、「別記1」にあるように、措置については適切に行うべきである（後段を参照のこと）。</p> <p>なお、県からは、現在の状況として以下の説明があっている。</p> <p>「平成25年3月26日付けで補助金実施要綱を一部改正し、担い手を目指す者として、県が新規就農者として捉えている65歳未満の者を補助対象としました。今後も本事業の趣旨である新規就農者の確保・育成を図るべく長崎市と連携し、共通認識のもと、より良い研修の実施について支援を行っていきます。」</p>

別記1

(1) 長崎県担い手育成強化支援事業費補助金について

① 補助金の概要について

補助金の名称	長崎県担い手育成強化支援事業費補助金		
補助金支出済額	1,995,000円		
補助対象事業費	9,050,500円		
補助率	1/2以内（研修生1人につき30万円を限度）		
国庫単独の別	単独		
対象団体	長崎市、五島市、小値賀町		
交付の目的・内容など	次代を担う新規就農者の確保・育成及び担い手公社の経営基盤強化を図るため、市町に対し交付する。		
対象経費の内容	新規就農者受入研修に係る研修手当に要する経費 ※平成25年度から、就農予定時の年齢が65歳未満の研修生に限定		
過年度の推移（円）	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	2,756,000	2,100,000	2,984,000

② 長崎市（一般財団法人長崎市地産地消振興公社）に対する補助金について＜措置内容の検証＞（意見）

当該補助金は、長崎市、五島市、小値賀町に対して支出されているが、長崎市と五島市・小値賀町では、その内容に大きな違いがあり、同じように補助金を支出することに疑問がある。

（平成24年度募集要項より抜粋）

	長崎市	五島市	小値賀町
目的	認定農業者等の農業主業者の確保・育成を主としつつ、担い手不足の緩和措置とし	将来、五島市において農業を始めたいと希望される新規就農希望者等を対象に、	温暖な気候・風土、基盤整備された農地を活かした農業生産を行う担い手、農業

	て、新規就農者や退職者等の新規就農希望者に対し、必要最低限の農業技術や経営技術の研修を行い、本格的に農業に取り組みたい研修者には公社で中間保有している農地等を地主の承諾を得て斡旋する等農業への定着を推進して担い手の確保・育成につとめ地域農業の活性化に寄与する	社団法人氏も五島農林総合開発公社において2年間の実践的な農業研修を実施し、技術の習得を行うこの2年間を収納開始のための準備期間と位置づけ、農業に対する理解を深めるとともに、農業経営への意欲の向上を図り、円滑な就農を支援する	の魅力を再発掘する意欲ある若者を支援し、農業を通じて活力ある町づくりを推進するため、小値賀町農業施策の緊急かつ最重要課題のひとつとして取り組む
応募資格	満18歳以上で研修場所（宮崎町）まで通える者	年齢16歳から概ね45歳までの者で、研修終了後五島市において農業経営を行う者	年齢16歳から概ね45歳までの者で、研修終了後小値賀町において農業経営を行う者
募集人数	15人	4人	4人
研修期間	1年間	2年間	2年間
研修内容	具体的な記載なし	将来の農業経営に必要な農業簿記、栽培技術等の実践的な研修	将来の農業経営に必要な栽培技術等の実践的な研修、農業簿記、野菜、畜産、病虫害駆除、土壌肥料等の学科講習の受講、危険物取扱者、大特農耕車、大特けん引車農耕車等の資格受験
就農支援措置	具体的な記載なし	(1) 研修期間中 ①財政支援 ②住宅情報 ③就農準備経費助成 (2) 研修終了後 ①営農軽視祝い金 ②各種融資制度 ③農地の確保 ④農業機械、施設導入 ⑤農業経営相談・指導 ⑥農業体験等への協力	(1) 研修期間中 ①生活支援 ②住宅情報 (2) 研修終了後 ①就農準備経費助成 ②各種融資制度 ③農地の確保 ④農業機械、施設導入 ⑤認定農業者制度の活用

長崎市地産地消振興公社の農業研修生募集要項では、応募資格は「満 18 歳以上であること」と「研修場所まで通えること」のみである。

五島市及び小値賀町は、「年齢 16 歳以上から概ね 45 歳以下の者」で、「同市及び同町において農業経営を営むこと」を条件としており、対象者の考え方が大きく異なっている。

「長崎県担い手育成強化支援事業費補助金実施要綱」の第 1 条に「県は、次代を担う新規就農者の確保・育成及び担い手公社の経営基盤強化を図るため～」とあり、その趣旨から考えても、長崎市の応募資格は範囲が広すぎると考える。

また、上記の通り、募集人数、研修期間、研修内容、就農支援措置を比較しても、長崎市と五島市及び小値賀町の内容は大きく異なっている。

交付申請書に添付する事業計画書の添付書類である「研修生一覧表」によると、長崎市は 60 歳以上が 15 人中 9 人と多く含まれている。

また、平成 25 年 3 月 31 日現在での「担い手後継者研修生・修了生の動向」によると、平成 22 年度、23 年度に研修開始した研修生 26 人の状況は、「研修断念」が 6 人、「就農」が 20 人となっているものの、「就農」の「現在の経営状況等」は、「自家消費」が 11 人、「直売所へ出荷」9 人と、交付の目的である「次代を担う新規就農者」には程遠い内容となっていると言わざるを得ない。

また、24 年度の研修生について、平成 25 年 8 月 1 日現在の状況を確認してもらったところ、15 人中「研修断念」が 2 人、「就農」が 5 人、「自家消費」が 6 人、「研修中」が 2 人となっているが、「就農」の規模は県では把握しておらず、不明である。

県は「ながさき農林業・農山村活性化計画」において、「ながさき農林業を担う人材の確保」として、新規就農者数（計画に「新規就農者」の定義の明示はないが、「年間農業従事日数 60 日以上、65 歳未満の者」とのこと）を平成 27 年度に 151 人確保する計画を立てており、平成 25 年度より、「長崎県担い手育成強化支援事業費補助金実施要綱」において「就農予定時の年齢が 65 歳未満の研修生とする」と年齢制限が加わっているが、年齢だけの問題ではなく、研修対象者、研修内容、就農支援措置、研修後の実績などから、交付の目的に沿ったものであるかを、判断する必要があると考える。

No	4
区分	指摘
報告書頁	146
項目	【長崎県担い手育成強化支援事業費補助金について】 研修費について
措置掲載文	当初割当てた額が、実績に基づく限度額を上回らなかったため、補助金の変更が生じる「重要な変更」（実施要綱別表）に該当しないと判断して、そのまま決定しているが、要望額を同じ比率で一律カットしたのであれば、実績額で再度配分し直さないと不公平な結果となるのではないかと。交付先ごとで見ると限度額の変更が生じており、補助額も変更すべきと考える。

<p>報告書原文</p>	<p>イ 研修費について（指摘）</p> <p>平成 22 年度における要望額及び割当額は以下の通りである。</p> <table border="1" data-bbox="427 360 1362 524"> <thead> <tr> <th></th> <th>研修手当</th> <th>要望額</th> <th>割当額</th> <th>配分率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長崎市</td> <td>1,152,000 円</td> <td>576,000 円</td> <td>338,000 円</td> <td>58.68%</td> </tr> <tr> <td>五島市</td> <td>10,200,000 円</td> <td>1,800,000 円</td> <td>1,057,000 円</td> <td>58.72%</td> </tr> <tr> <td>小値賀町</td> <td>5,760,000 円</td> <td>1,200,000 円</td> <td>705,000 円</td> <td>58.75%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>—</td> <td>3,576,000 円</td> <td>2,100,000 円</td> <td>58.72%</td> </tr> </tbody> </table> <p>当初要望額に対して予算の制約があるため、一律 58.72%の配分率で割り当てている。 （平成 22 年度長崎県担い手育成強化支援事業費補助金 配分（案）より）</p> <p>これに対し、実績額及びそれに対する補助金の割合は次の通りとなっている。</p> <table border="1" data-bbox="427 714 1362 878"> <thead> <tr> <th></th> <th>研修手当</th> <th>限度額</th> <th>割当額</th> <th>割当/限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長崎市</td> <td>707,000 円</td> <td>353,000 円</td> <td>338,000 円</td> <td>95.75%</td> </tr> <tr> <td>五島市</td> <td>8,800,000 円</td> <td>1,500,000 円</td> <td>1,057,000 円</td> <td>70.46%</td> </tr> <tr> <td>小値賀町</td> <td>5,760,000 円</td> <td>1,200,000 円</td> <td>705,000 円</td> <td>58.75%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>—</td> <td>3,053,000 円</td> <td>2,100,000 円</td> <td>68.78%</td> </tr> </tbody> </table> <p>これは、当初割当てた額が、実績に基づく限度額（研修手当に要する経費の 1/2、1 人 30 万円を上限）を上回らなかったため、補助金の変更が生じる「重要な変更」（実施要綱別表）に該当しないと判断して、そのまま決定している。</p> <p>しかしながら、要望額を同じ比率で一律カットしたのであれば、実績額で再度配分し直さないと不公平な結果となるのではないかと。</p> <p>長崎市は、総事業費が当初 1,152,000 円（月 8,000 円×12 ヶ月×12 名）であったが、実績は 707,000 円と断念者が最も多いにも関わらず、当初の割当額がそのまま交付され、結果として限度額の 95.75%となり、断念者がゼロであった小値賀町が 58.75%と最も低くなっている。</p> <p>交付先ごとで見ると限度額の変更が生じており、補助額も変更すべきと考える。</p> <p>なお、予算 2,100,000 円を実績で配分した場合、次の通りとなる（千円未満四捨五入）。</p> <table border="1" data-bbox="427 1435 1362 1599"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績</th> <th>上限</th> <th>割当額</th> <th>配分率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長崎市</td> <td>707,000 円</td> <td>353,000 円</td> <td>243,000 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>五島市</td> <td>8,800,000 円</td> <td>1,500,000 円</td> <td>1,032,000 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小値賀町</td> <td>5,760,000 円</td> <td>1,200,000 円</td> <td>825,000 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>—</td> <td>3,053,000 円</td> <td>2,100,000 円</td> <td>68.78%</td> </tr> </tbody> </table>		研修手当	要望額	割当額	配分率	長崎市	1,152,000 円	576,000 円	338,000 円	58.68%	五島市	10,200,000 円	1,800,000 円	1,057,000 円	58.72%	小値賀町	5,760,000 円	1,200,000 円	705,000 円	58.75%	計	—	3,576,000 円	2,100,000 円	58.72%		研修手当	限度額	割当額	割当/限度額	長崎市	707,000 円	353,000 円	338,000 円	95.75%	五島市	8,800,000 円	1,500,000 円	1,057,000 円	70.46%	小値賀町	5,760,000 円	1,200,000 円	705,000 円	58.75%	計	—	3,053,000 円	2,100,000 円	68.78%		実績	上限	割当額	配分率	長崎市	707,000 円	353,000 円	243,000 円		五島市	8,800,000 円	1,500,000 円	1,032,000 円		小値賀町	5,760,000 円	1,200,000 円	825,000 円		計	—	3,053,000 円	2,100,000 円	68.78%
	研修手当	要望額	割当額	配分率																																																																								
長崎市	1,152,000 円	576,000 円	338,000 円	58.68%																																																																								
五島市	10,200,000 円	1,800,000 円	1,057,000 円	58.72%																																																																								
小値賀町	5,760,000 円	1,200,000 円	705,000 円	58.75%																																																																								
計	—	3,576,000 円	2,100,000 円	58.72%																																																																								
	研修手当	限度額	割当額	割当/限度額																																																																								
長崎市	707,000 円	353,000 円	338,000 円	95.75%																																																																								
五島市	8,800,000 円	1,500,000 円	1,057,000 円	70.46%																																																																								
小値賀町	5,760,000 円	1,200,000 円	705,000 円	58.75%																																																																								
計	—	3,053,000 円	2,100,000 円	68.78%																																																																								
	実績	上限	割当額	配分率																																																																								
長崎市	707,000 円	353,000 円	243,000 円																																																																									
五島市	8,800,000 円	1,500,000 円	1,032,000 円																																																																									
小値賀町	5,760,000 円	1,200,000 円	825,000 円																																																																									
計	—	3,053,000 円	2,100,000 円	68.78%																																																																								
<p>要約判定 内容相違</p>	<p>要約のやりすぎで、読み手は何が問題になっているのか判然としないと思われる。問題点と措置の内容との整合性が判読できなければ、措置が満足いくものであるかを判断できないと思われる。</p> <p>ただし、要約のあり方が措置内容に影響を及ぼしていると判断はしない。</p>																																																																											
<p>講じた措置の内容等</p>	<p>補助金交付要綱により重要な変更にはならないと考えられますが、当初計画の研修生が途中で断念したり、年度途中で新たな研修生が追加される者もいることから、今後当初割当てた額については概算払いを 2 回に分けて行うこととし、実態を把握しながら支</p>																																																																											

	払うよう改善いたします。
所見	<p>措置の遅延と不十分性について（指摘）</p> <p>平成 22 年度指摘事項である「要望額が割当額を上回った場合に、実績に基づく再配分を行っていない」という点については、「実態を把握しながら支払うように改善する」とのことであったが、今回の監査時点（平成 25 年度）においてもなお交付要領の改正がなされておらず、早急な対応が必要である。</p> <p>なお、県からは、「現在の状況」として以下の説明を受けている。</p> <p>「指摘の事態は、予算額以上の要望額となった場合に生じたものであり、今後、同様の事態となった場合、予算額の一定割合を当初割り当て、事業開始後適当な時期に状況報告を事業主体に提出させ、これにより事業執行状況を確認した後、未割り当ての予算残額を状況に応じて追加割り当てするよう見直しを行います。」</p>

No	5
区分	指摘
報告書頁	147
項目	<p>【長崎県経営体育成交付金について】</p> <p>融資主体型補助事業対象経営体調書の不備と確認の不十分さについて</p>
措置掲載文	<p>資金調達計画に記された融資金額と追加的信用供与事業の活用計画に記された融資金額が不一致である例、事業着工日より先に借入予定日が記載されている例、融資金額と助成金の大小関係が逆転している例、追加的信用供与事業の活用計画の借入予定日年度誤り、特定作物の集荷施設及び施設の中に設置する冷蔵庫を申請している事例等の不備が散見される。<u>リスクの高い申請事案については、十分な事前・事後の検証が必要である</u>と考える。</p> <p>そのほか、処分制限期間の誤りや記入漏れの事例もあった。今後適正な処理が望まれる。</p>
報告書原文	<p>ア 融資主体型補助事業対象経営体調書の不備と確認の不十分さについて（指摘）</p> <p>各々のメニューにおいて、各認定農業者から補助のための申請若しくは実績報告として提出される融資主体型補助事業対象経営体調書（以下調書）に不備が散見される。</p> <p>(i) 資金調達計画に記された融資金額と追加的信用供与事業の活用計画に記された融資金額が不一致である例（当初計画から変更計画を経る際に金額の更新が漏れている）</p> <p>(ii) 事業着工日より先に借入予定日が記載されている例（これも更新漏れ）</p> <p>(iii) 融資金額と助成金の大小関係が逆転しており、記載誤りとなっている例</p> <p>(iv) 追加的信用供与事業の活用計画の借入予定日が年度誤り（平成 22 年 3 月 31）</p> <p>(v) 特定作物の集荷施設及び施設の中に設置する冷蔵庫を申請している事例</p> <p>特に (v) については申請内容に疑問が生じる内容であり、今後施設の目的外使用も</p>

	<p>懸念される事案である。このような申請については採択する際の検討を十分にすべきだが、その証跡が見られない。例えば工事請負契約書に記載された工事場所住所も誤りであったことが当方の監査において判明しており、重要な契約書においてその真実性に疑念が生じたことは憂慮すべきことである。かかるリスクの高い申請事案については、十分な事前・事後の検証が必要であると考え。</p> <p>そのほか、単純な誤りであるが、財産管理台帳に記載された処分制限期間が同じフォークリフトであるにもかかわらず、一方で4年としながら（耐用年数省令による）、7年としている事例もあった。また処分制限期間の記入漏れの事例もあった。今後適正な処理が望まれる。</p>
要約判定 内容相違	<p>「リスクの高い」の内容が判然とせず、具体的に何のリスクなのかが伝わらない。上記の通り、申請内容が虚偽、もしくは目的外使用となる可能性が高いとの意味である。適切な要約を行うべきである。</p> <p>ただし要約内容が措置に影響するものではないと判断する。</p>
講じた措置の内容等	<p>当該事業は平成23年度から県を経由せず、国が直接、事業実施主体（市町または市町地域担い手育成総合支援協議会）に対して事務執行を行うこととなっておりますが、県としましては、平成24年6月に事業実施主体担当者に対して、外部監査結果及び指摘内容について説明を行い、今後、適正な事務執行に務めるように指導を行いました。</p>
所見	<p>特に問題はない。</p> <p>県からは以下の追加説明があっている。</p> <p>「当該事業は「経営体育成支援事業」として、平成25年度から再び、国から県を経由して事業実施主体（市町）に補助金が流れる仕組みになりました。県としましては、今後も事業実施主体に対し、外部監査結果及び指摘内容について事例を示した上で、適正な事務執行に務めるように指導を行います。」</p>

No	6
区分	指摘
報告書頁	147
項目	<p>【長崎県経営体育成交付金について】</p> <p>根拠資料の整備と実績確認の充実について</p>
措置掲載文	<p>当交付金は「当該整備事業に係る経費からプロジェクト融資の額を除いた自己負担分について助成を行う事業」であり、プロジェクト融資の額は客観的に確認できる資料を入手・保存すべきである。</p>
報告書原文	<p>イ 根拠資料の整備と実績確認の充実について（指摘）</p> <p>経営体育成交付金には、新規就農者補助事業、融資主体型補助事業、追加的信用供与補助事業、集落営農補助事業、共同利用施設補助事業がある。</p> <p>農業経営課で実施しているのは「新規就農者補助事業」「融資主体型補助事業」「追加</p>

	<p>的信用供与補助事業」の3つである。</p> <p>国の「経営体育成交付金実施要綱」別表によれば、「融資主体型補助事業」とは、「マスタープランに基づき、意欲ある経営体が農業主体の発展・改善を目的として、主として融資機関から行われる融資（以下「プロジェクト融資」という。）を活用し、整備事業を行う場合において、当該整備事業に係る経費からプロジェクト融資の額を除いた自己負担分について助成を行う事業とする。」であり、交付率は定額（事業費の3/10以内）とされている。</p> <p>県の「長崎県経営体育成交付金交付要領」別表においても同様の定義とされている。</p> <p>また、国の「経営体育成交付金実施要綱」第5（2）融資主体型補助事業 において、融資率が8割以上の場合の助成限度率20%と8割未満の場合の助成限度率30%が定められている。（助成限度率は「経営改善目標」を掲げることにより設定される「目標ポイント」によって決まる。</p> <p>今回、壱岐市のNo.14の事例について、「融資主体型補助事業対象経営体調書」を関係証憑（売買契約書、入札調書、竣工検査調書、請求書、日本政策金融公庫の貸付実行通知）と突合したところ、次の状況が判明した。</p> <p>事業費（トラクター代）5,418,000円</p> <p>融資額（日本政策金融公庫 農業経営基盤強化資金（スーパーL）5百万円</p> <p>※機械代3,790,000円 運転資金1,210,000円</p> <p>助成金（交付金）1,548,000円（事業費の30%課税事業者のため消費税控除）</p> <p>融資額5,000,000円のうち、運転資金が1,210,000円含まれているとのことであるが、その根拠を示す客観的資料はないとのことであった。金額も半端であり、事業費5,418,000円のうち助成限度額30%を除いた70%相当の3,790,000円を機械代とし、残額を運転資金とした可能性がある。</p> <p>※後日問題なしとのことで報告を受けている。</p> <p>前述の通り、当交付金は「当該整備事業に係る経費からプロジェクト融資の額を除いた自己負担分について助成を行う事業」であり、プロジェクト融資の額は客観的に確認できる資料を入手・保存すべきである。</p>
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	<p>当該事業は平成23年度から県を経由せず、国が直接、事業実施主体（市町または市町地域担い手育成総合支援協議会）に対して事務執行を行うこととなっておりますが、県としましては、平成24年6月に事業実施主体担当者に対して、外部監査結果及び指摘内容について説明を行い、今後、適正な事務執行に務めるように指導を行いました。</p>
所見	<p>特に問題はない。</p> <p>県からは以下の追加説明があつている。</p> <p>「当該事業は「経営体育成支援事業」として、平成25年度から再び、国から県を経由</p>

	して事業実施主体（市町）に補助金が流れる仕組みになりました。県としましては、今後も事業実施主体に対し、外部監査結果及び指摘内容について事例を示した上で、適正な事務執行に務めるように指導を行います。」
--	---

No	7
区分	意見
報告書頁	149
項目	【長崎県消費・安全対策交付金について】 問題点について
措置掲載文	当該補助金は、県から市町を通じて実施主体に資金が流れていくものであるが、事業の成果報告書によると、事前着工の状態となっている。事業費の大部分は会議の経費ではなく寒冷紗などの防虫農具であるから補助金返還というほどの重要性はないと思われるが、今後は事前着工とならないよう事業の管理を徹底するべきである。
報告書原文	② 問題点について（意見） 当該補助金は、県から市町を通じて実施主体に資金が流れていくもので、県の交付決定は7月21日、諫早市の交付決定は9月6日である。しかしながら、事業の成果報告書によると現地検討会が8月26日、推進検討会も7月22日、8月24日、8月26日と行われており、事前着工の状態となっている。 もともと、事業費の大部分は会議の経費ではなく寒冷紗などの防虫農具であるから補助金返還というほどの重要性はないと思われるが、今後は事前着工とならないよう事業の管理を徹底するべきである。
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	平成22年度の現地検討会等の活動は、作物の生育の関係から交付決定前に活動を開始していました。経費については、交付決定後の経費を補助対象経費とするように見直しを行いました。今後は、市との連絡を密にして事前着工とならないように指導してまいります。
所見	特に問題はない。 県からは以下の追加説明があっている。 「平成24年度の事業実施にあたって事業実施主体に対して交付決定後の経費を補助対象経費とするように指導をしました。（平成23年度は、事業の実施なし）」

No	8
区分	意見
報告書頁	149
項目	【その他の補助金等について】

	その他の補助金等について
措置掲載文	諫早湾周辺地域カバークロープ導入促進事業費補助金については、補助金支給先（市町、農協）から実施主体である農業者への資金の受け渡しの確認が十分になされていない。実績確認で、領収の確認まで証跡として残すべきである。
報告書原文	(6) その他の補助金等について（意見） 諫早湾周辺地域カバークロープ導入促進事業費補助金については、補助金支給先（市町、農協）から実施主体である農業者への資金の受け渡しの確認が十分になされていない。実績確認で、領収の確認まで証跡として残すべきである。
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	平成 23 年度については、事業主体から農業者への資金の受け渡しを確認できる書類（振込伝票の写し等）の提出をうけ内容確認を行いました。 平成 24 年度は、実績報告書等に関係書類の添付をするように指導してまいります。
所見	特に問題はない。 県からは以下の追加説明があっている。 「平成 24 年度は、実績報告書に事業主体から農業者への資金の受け渡しを確認できる書類（振込み伝票の写し等）を添付するようにしました。」

2. 追加検討した事項

(1) 平成 24 年度地域労力支援システム構築推進事業（地域雇用労力支援推進事業）補助金について

① 補助金の概要

補助金の名称	平成 24 年度地域労力支援システム構築推進事業（地域雇用労力支援推進事業）補助金
補助金支出済額	689,990 円（壱岐地域雇用労力支援協議会） 850,922 円（県北地域雇用労力支援協議会） 498,034 円（長崎西彼地域雇用労力支援協議会） 他 4 協議会計 1,401,200 円
補助対象事業費	3,440,146 円（7 協議会合計）
補助率	下記対象経費の内容の区分において (1) 予算の範囲内で知事が別に定める額 (2) 2 分の 1 以内
国庫単独の別	単独
対象団体	長崎西彼地域雇用労力支援協議会、他 6 協議会
交付の目的・内容など	強い経営力をもった経営体の育成に向け、農業者が規模拡大等に必要となる地域全体の労力調整を行う仕組みづくりを図る。

対象経費の内容	次に掲げる事業に要する経費 (1) 地域雇用労力支援協議会の設置、運営に係る経費 (2) 地域雇用労力支援システム実証活動に係る経費
---------	--

② 任意団体への補助事業のありかたについて（検出内容は後述）

当該事業の補助対象者は、自治体や各農協により構成される任意団体である地域雇用労力支援協議会である。

任意団体の性格上、補助事業において求められる事務処理が担保されていない。

ア 振込口座名義が、任意団体代表者ではなく会計責任者名義となっており、事務委任が行われていない（壱岐地域雇用労力支援協議会）（指摘）

任意団体の性格上、団体の代表者個人の行為として認識されるため、会計責任者や事務局名義の口座は、それが補助事業者の通帳であることについて何らかの関連が説明されなければならない。名義を団体代表者とするか、委任状を県へ提出させるべきである。

イ 補助金関連書類の提出者、宛名、押印された印鑑が不正確な事例が複数件ある（指摘）

- ・変更申請に係る補助金返納の書面の宛名が「支援協議会会長」で個人名がない（県北）
- ・実績報告書に会長印が押印されておりながら、副会長名義で提出されている（県北）
- ・実績報告書に記載された差出人が「支援協議会会長」で、個人名がない（長崎西彼・対馬）
- ・事業実施計画書の認定の宛名が「支援協議会会長」で個人名がない（長崎西彼）
- ・「長崎西彼地域労力支援協議会印」とした押印の書面が見られるが、正確な協議会名と不一致のまま、看過されている（長崎西彼）

県は文書の検証を十分に行うよう牽制の体制を整備し、必要な事項を任意団体へ指導するべきである。

(2) 長崎県担い手総合支援事業費補助金（長崎市他 16 市町向け）について

① 補助金の概要

補助金の名称	長崎県担い手総合支援事業費補助金
補助金支出済額	7,412,000 円
補助対象事業費	14,841,596 円
補助率	1/2 以内
国庫単独の別	単独
対象団体	長崎市他 16 市町
交付の目的・内容など	認定農業者及び集落営農組織など担い手の確保・育成を図るため、長崎県担い手育成総合支援協議会、市町、長崎県農業会議に対し、補助金を交付する。

対象経費の内容	<p>1 認定農業者等経営継承・育成強化支援事業</p> <p>後継者がいない認定農業者等の農業経営資産を就農希望者へ継承するための支援活動、先導的農業者の育成、認定志向者への支援、認定農業者・集落営農組織等の経営改善にかかる支援、集落営農の推進に要する経費</p> <p>2 市町連絡調整事業</p> <p>市町担い手育成総合支援協議会への連絡・連絡調整活動に要する経費</p>
---------	--

② 「認定農業者等経営継承・育成強化支援事業」と「市町連絡調整事業」の区分について（指摘）

当補助金の対象は、「長崎県担い手総合支援事業実施要領」の別表において、次のように定められている。

<p>1. 認定農業者等経営継承・育成強化支援事業</p> <p>(1) 経営継承事業</p> <p>後継者がいない認定農業者等の農業経営資産を就農希望者へ継承するための支援に要する経費</p> <p>(2) 認定農業者等育成強化支援事業</p> <p>以下に掲げる認定農業者等の経営改善計画達成への支援やさらなる所得向上を目指した経営改善計画策定への支援に要する経費</p> <p>① 専任マネージャーの設置</p> <p>② アクションプログラムの策定</p> <p>③ 農業経営改善計画作成支援</p> <p>④ 認定農業者のフォローアップ</p> <p>⑤ 経営改善・能力向上支援</p> <p>⑥ 農業経営の法人化支援</p> <p>⑦ 集落営農の法人化等支援</p> <p>⑧ 経営の多角化・高度化支援</p> <p>⑨ 担い手の交流・情報発信</p> <p>⑩ 利用集積促進等に係る活動</p> <p>2. 市町連絡調整事業</p> <p>市町担い手育成総合支援協議会への指導・連絡調整活動に要する経費</p>
--

上記の通り、当該補助金は、大きく「認定農業者経営継承・育成強化支援事業」と「市町連絡調整事業」に分けられる。

「長崎県担い手総合支援事業実施要領」によると、「市町連絡調整事業」は「市町は、担い手協議会が行う活動が円滑に行われるよう指導及び連絡調整を実施できるものとする」となっており、「長崎県担い手総合支援事業費補助金実施要綱」によると、補助対象経費は「市町担い手育成総合支援協議会への指導・連絡調整活動に要する経費」となっている。

しかしながら、実際の支出には、次のようなものが含まれていた。

佐世保市	島根県松江市、大田市への出張旅費	215,700円
諫早市	「認定農業者の経営改善計画の資料作成・保管・データ入力に係る事務補助」等を行う非常勤職員の賃金	522,750円
東彼杵町	「人・農地プランや認定農業者に係る状況整理事務」等を行う非常勤職員の賃金	216,000円

これらは、「市町連絡調整事業」ではなく、「認定農業者等経営継承・育成強化支援事業」に該当するも

のと考える。

また、平戸市においては、計画では、「認定農業者等経営継承・育成強化支援事業」として 700,000 円、「市町連絡調整事業」として 100,000 円を計上していたが、実績報告では「認定農業者等経営継承・育成強化支援事業」800,000 円となっているが、計画変更申請がなされていない。

計画変更申請書が不要である軽微な変更は、実施要綱第 6 条 2 項において「別表の事業ごとに県の補助額に変更を生じない範囲内において変更を行う場合」と定められており、計画変更申請が必要であったが行われておらず、県の担当者も気付いていなかった。

これも、区分が曖昧なため、チェックが不十分だったと考えられる。

③ 補助対象外経費の混入について

補助対象経費の範囲が広く、解釈次第ではほとんどの経費が対象となるため、対象となる事業との関係がはっきりしないものも多く、県のチェックも十分でないケースが見られた。

ア 事務用品代について（指摘）

事務商品代は多くの市町で見られたが、特に諫早市では年間を通じ多く見られた。

発議日	支出日	摘要	金額
H24. 8. 23	H24. 8. 24	チューブファイル	15,960 円
H24. 9. 24	H24. 9. 25	図面ファイル	29,820 円
H24. 9. 26	H24. 9. 27	テープのり詰替、乾電池、図面筒セット	28,948 円
H24. 10. 1	H24. 10. 3	IC レコーダー	11,980 円
H24. 10. 1	H24. 10. 3	ファイルワゴン、テレフォンアーム他	29,452 円
H24. 11. 12	H24. 11. 15	ファイルワゴン、蛍光ペン他	26,145 円
H24. 12. 12	H24. 12. 13	図面ファイル、ドッチファイル	21,588 円
H25. 1. 22	H25. 1. 23	USB メモリー、ジョーブインデックス他	20,574 円
H25. 3. 21	H25. 3. 25	ワンタッチ封筒、クリヤーホルダー他	21,600 円
H25. 3. 29	H25. 4. 11	キャンパスノート、クリヤーホルダー他	18,159 円
H25. 4. 11	H25. 4. 12	ラベルシール、チューブファイル他	183,030 円
H25. 4. 11	H25. 4. 12	トナーカートリッジ（大）	155,925 円

平成 25 年 4 月以降の支出が多く、当該支出を持って予算と同額となっているおり、予算消化のための支出の可能性が疑われる。

また、4 月 12 日支出分（計 338,955 円）については、発議及び納品書日付も 4 月となっており、事業年度終了後の購入となるため、補助対象とはならない。試算であるが、169,477 円の返還要請が必要である。

なお、この検出内容について、県からは以下の回答があった。

「事業主体である協議会は、諫早市が事務局となり運営しており、協議会に係る一部事務用品や事務機器

(コピー機)など市のものを使用していることから、年度末において協議会が使用した分の事務用品(消耗品等)を補充している状況です。事務用品については、今後、担い手協議会と市町の所有について区別を明確にするとともに、コピー機のトナーなどの補充については、補充量の根拠を明確にし、適切な時期に支出するよう指導を徹底します。」

適切な事務に見直すとの回答は歓迎するのだが、「ちょっと借りました。だから返します」と、横領を自認するかのような見解が示されたことは残念の極みである。言うまでもないが、自治体と組織内任意団体である「担い手育成総合支援協議会」はあくまで別団体である。公費で賄われた需用費の消耗品が私的に流用され、しかも年度を超えて外部団体で納品(調達)され、補填されるという、公私の区別も曖昧で、物品管理さえ杜撰であるとの見方がされてしまう。県の指導の範疇を超えるかもしれないが、組織内任意団体の危険性を各自治体へ呼びかける必要がある。

雲仙市においても事務用品への支出が多く見られるが、その他ノートパソコン7台リース(月額リース料16,779円、賃貸借期間平成24年9月14日から平成25年9月13日、覚書にて平成27年9月13日までの自動延長及び期間満了後に67,116円での所有権譲渡の特約あり)に対する支出があった。

パソコンの使用目的について質問したところ、「各総合支所及び農林水産課に各1台ずつ設置し、人・農地プラン作成業務における農業者の個別データの入力作業と、個人データの照会に活用している」との回答であった。

事務用品やパソコンは様々な業務に使用できるため、補助対象とするかどうかについては、慎重に判断すべきと考える。

イ 耕作放棄地事業の振込手数料について(指摘)

佐世保市、平戸市において耕作放棄地事業における振込手数料の支出があった。

耕作放棄地事業の振込手数料が補助対象となる根拠について質問したところ、「耕作放棄地事業そのものは当事業とは別事業であるが、耕作放棄地の有効利用の促進については当事業の実施要領第4の1(2)⑩において事業の対象と定めており、振込手数料についても、耕作放棄地解消の取組みにかかる経費として考えている」旨の回答であった。

しかしながら、実施要領では「耕作放棄地の有効利用を促進するため、担い手への農地集積に係る方針を策定し、集落説明会等現地指導推進に係る活動を行うものとする」となっており、振込手数料のみを当事業で補助する根拠とはならないと考える。

また、平戸市において、2月6日に支出されている10,000円のうち、実際に支出されたものは6,825円であることが発覚した。未支出分は、平成25年度に繰り越された耕作放棄地事業の手数料として支出できるものと判断し返納しなかったこと、また県も通帳から振替がなされたところまでしか確認していなかったとのことであった。

補助対象経費についての具体的なガイドラインを定め、補助対象事業のために適切に支出されたか否かをチェックできる体制を整えるべきである。

④ 専任マネージャーの活動日誌について（意見）

実施要領第 4 の 1 (2) ①において、「各担い手協議会は、活動日誌を備え、選任マネージャーの活動内容（日時・場所及び内容）を記録・保存するものとする。」とある。

専任マネージャーを設置しているのは、島原市、大村市、壱岐市、雲仙市であるが、日誌となっているのは島原市のみ（月日・時間・場所・内容の記載あり）であり、大村市と雲仙市は年間の活動記録を表にまとめたもの（月日、午前・午後・夜間、活動内容の記載あり）、壱岐市は認定農業者協議会等の議事録（専任マネージャーが出席）及び認定農業者支援チーム会議の復命書が活動日誌の代わりであるなど、各市によってまちまちであった。

要件を満たした活動日誌のひな形を定め、それに従って記録・保存させるなどの対策が必要と考える。

(3) 長崎県担い手総合支援事業費補助金（長崎県担い手育成総合支援協議会向け）について

① 補助金の概要

補助金の名称	長崎県担い手総合支援事業費補助金
補助金支出済額	6,940,000 円
補助対象事業費	6,940,000 円
補助率	100 以内
国庫単独の別	単独
対象団体	長崎県担い手育成総合支援協議会
交付の目的・内容など	農林業を継承できる経営体の増大をめざし、所得向上、経営体（先導的農業者）の育成や認定農業者経営改善計画の達成向上を目指す。そのために、県及び市町段階において、担い手の支援の拠点となる行政、農業委員会、農業協同組合等の関係機関・団体に構成される担い手育成総合支援協議会などを事業主体とし、認定農業者及び集落営農の育成強化のため、さらには、農業参入法人や諫早湾干拓地の入植・増反者などを支援する。
対象経費の内容	県担い手協議会の活動に要する経費

② 事前着手について（意見）

当該補助金は、県から事業主体である長崎県担い手育成総合支援協議会に資金が流れていくもので、県の割当内示は 24 年 5 月 14 日、交付決定は平成 24 年 5 月 18 日である。しかしながら、実績報告書及び総勘定元帳によると平成 24 年 4 月下旬に農業法人セミナーが実施されており事前着手の状態となっている。補助金返還というほどの重要性はないと思われるが、今後は事前着手とならないよう事業の管理を徹底するべきである。

(4) 長崎県青年就農給付金事業費補助金について

① 補助金の概要

補助金の名称	長崎県青年就農給付金事業費補助金
補助金支出済額	長崎市 3,000,000 円、諫早市 3,000,000 円、 大村市 2,250,000 円、西海市 3,000,000 円 東彼杵町 750,000 円、波佐見町 8,000,000 円 島原市 3,750,000 円、雲仙市 28,500,000 円 南島原市 33,000,000 円、佐世保市 10,500,000 円 平戸市 3,000,000 円、松浦市 3,000,000 円 小値賀町 7,500,000 円、五島市 11,625,000 円 壱岐市 12,000,000 円、対馬市 6,375,000 円 (財) 長崎県農林水産業担い手育成基金 58,392,669 円
補助対象事業費	長崎市 3,000,000 円、諫早市 3,000,000 円、 大村市 2,250,000 円、西海市 3,000,000 円 東彼杵町 750,000 円、波佐見町 8,000,000 円 島原市 3,750,000 円、雲仙市 28,500,000 円 南島原市 33,000,000 円、佐世保市 10,500,000 円 平戸市 3,000,000 円、松浦市 3,000,000 円 小値賀町 7,500,000 円、五島市 11,625,000 円 壱岐市 12,000,000 円、対馬市 6,375,000 円 (財) 長崎県農林水産業担い手育成基金 58,392,669 円
補助率	100 以内
国庫単独の別	国庫
対象団体	長崎市、諫早市、大村市、西海市、東彼杵町、波佐見町 島原市、南島原市、佐世保市、平戸市、松浦市、小値賀町 五島市、壱岐市、対馬市 (財) 長崎県農林水産業担い手育成基金
交付の目的・内容など	新規就農するにあたっては、技術の習得や所得の確保等が課題となっていることから、就農前後の青年新規就農者に対する給付金の給付、農業法人等の青年就農者の雇用における実践的な研修への助成、高度な経営力・地域リーダーとしての人間力等を養成する農業者経営教育機関等に対する支援、就農に関する相談体制の整備を行うことにより、青年の収納意欲の喚起と就農後の定着を図り、青年就農者の大幅な増大を図る。
対象経費の内容	農業技術習得のための研修に専念する就農希望者、農業経営を開始した新規就農者の経営が軌道に乗るまでの間に給付する給付金の補助

② 準備型における問題点について（指摘）

準備型受給者は、研修状況報告書を事業実施主体に半年ごとに、給付対象期間経過後 1 か月以内に行う

ことになっているが、提出確認がなされていないものがある。

③ 経営開始型における問題点について

ア 事務手続きの不統一について（意見）

事業実施主体である市町からの給付金給付通知については、市町独自で給付要綱を制定している場合や市町の補助金等交付規則に基づく場合があり、また、対象者への通知についても交付決定通知、給付決定通知あるいは経営開始計画承認であるなど、給付金給付に関する市町の手続きが統一されていない。瑕疵のないあるいは効率的な事業実施のためにも統一的な運用の検討が必要と考えられる。

イ 給付対象者の要件について（指摘）

要綱において給付対象者の要件が挙げられているのであるが、以下の点において要件を満たしているか疑問である。

(i) 人・農地プランに中心となる経営体として位置づけられているまたは位置づけられることが確実に見込まれていることが確認できないもの。

(ii) 夫婦で農業経営を開始し、主要な経営資産を夫婦で共に所有していることが確認できないもの。

(iii) 策定された経営開始計画において、4年目までの実績に比べ5年目に事業が急拡大する計画、4、5年目の計画において生産量は変わらないにもかかわらず労務費が急減少する計画、5年目において新規生産物の売上急拡大する計画等、計画達成の実現可能性に疑義が生じているもの。

(iv) 給付対象者の農産物の売上や経費支出などの経営収支を給付対象者名義の通帳で管理していることを確認するため預金通帳のコピーが取られているが、記帳が定期的になされていないため未記帳入金合計転記されており実質的には内容確認できないもの。

ウ 就農状況の確認について（指摘）

就農状況については、就農状況確認チェックリストを使用して確認を行うことになっているが、以下の点において確認が適切に行われているか疑問である。

(i) 作業日数が実績報告期間以上の日数となっているもの、給付者からの日報と整合していないもの、給付者にかかわらず市町で全て同じ作業日数のもの等、明らかに確認しているのか疑わしいものが散見される。

(ii) 受給者から提出されている日報が時間の記載等がなく様式と異なるものや夫婦申請の場合に配偶者の日報提出がなく作業日数の把握が困難なものがある。

(iii) 日報における就農実績が極端に少ない受給者に対する事業実施主体からの改善指導について確認ができていない。

(5) 長崎県消費安全対策交付金について

① 負担金の概要

負担金の名称	長崎県消費安全対策交付金
--------	--------------

負担金支出済額	1,000,000 円
対象団体	長崎県中央農業協同組合
負担金の根拠法令等	生産部会等が実践する農業生産工程管理（GAP）の推進に必要な協議会・研修会の開催等に関する助成（長崎県消費・安全対策交付金交付要綱）

② 交付決定通知書の交付の条件について（指摘）

当該事業は国庫補助事業であるため、交付決定通知書の交付の条件に、農水省の「消費・安全対策交付金交付要綱」第1に記されている関係法令（補助金適正化法、同施行令等）、及び消費・安全対策交付金交付要綱に従う旨、記載が必要である。

(6) 長崎県環境保全型農業直接支援対策交付金（県環境保全型農業直接支払交付金及び県環境保全型農業直接支払等推進交付金）について

① 負担金の概要

負担金の名称	長崎県環境保全型農業直接支援対策交付金（県環境保全型農業直接支払交付金及び県環境保全型農業直接支払等推進交付金）
負担金支出済額	1,240,000 円
対象団体	諫早市外9市町
負担金の根拠法令等	環境保全型農業直接支援対策の円滑な実施に資するための県内市町に対する助成（長崎県環境保全型農業直接支援対策交付金交付要領）

② 交付決定通知書の交付の条件について（指摘）

交付決定通知書の交付の条件に、長崎県環境保全型農業直接支援対策交付金交付要領第1条に記された関係法令に従う旨、記載が必要である。特に県環境保全型農業直接支払等推進交付金は国庫補助事業であるため詳細な記載が必要であったと思われる。

③ 市町の発行する交付決定通知書の交付の条件の指導について（意見）

間接補助事業であることから、市町の発行する交付決定通知書の交付の条件にも、市町の交付要領等の規定の遵守を求めるほか、①の条件も記載するよう指導すべきである。また、例えば対馬市の場合は、交付の条件に契約事務の取り決めに「長崎県建設工事執行規則」を挙げているが、長崎県財務規則が本則であって適切な記載内容とするよう指導が必要と思われる。

【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

1. 検証結果

(1) 農作業支援者技術習得支援事業委託について

① 概要

委託内容	農作業支援者技術習得支援業務委託		
契約方法	委任契約		
契約金額	5,763,576 円（対馬農業協同組合） 他 4 契約 5 契約合計 24,847,358 円		
過年度の推移（円）	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	—	—	—

② 積算根拠の明確化について（意見）

当該契約は委任契約であり、積算金額が予定価格であり当初契約額となる。月額人件費単価 160,000 円については積算根拠を明示し、施行伺いで承認を得るようにすべきである。

なお、積算で示された月額単価 160,000 円については、農業経営課より非常勤職員単価をもとにしているとの説明を受けたが、「非常勤職員に対する報酬の支給方法について（通知）」（22 人第 166 号 平成 22 年 12 月 17 日）では、従前月 160,000 円としていた報酬を、割増報酬を廃止したことにより月額 180,000 円としており、160,000 とする根拠に欠ける。また当該書面も、人事課の説明では、非常勤職員単価が 180,000 円でなければならないとする性格のものではないとの主張であり、160,000 円の根拠は不明であるといわざるを得ない。

② 緊急雇用創出事業の目的整合性に関する問題点について（意見）

作業日報を調査したところ、農作業支援者の技術習得を行っていることが明確に読み取れる（例えば、農作業支援者についてどういう研修を行い、その研修内容を確認する支援先の検印が押印されている）委託先もある一方で、対馬農業協同組合の作業日誌では「技術習得支援活動の内容」の欄に、「草刈り」「野菜収穫作業」の記述があるだけで、単に農家の補助作業員を雇用しただけではないかと思われる内容であった。

委任契約の履行確認も十分に行われていないが、契約の際に当該事業の目的や求められる効果の周知不足ではないかと思われる。また、作業日報のフォーマットも統一して契約履行の品質を担保する工夫も不足していたと思われる。

単発の事業として忘れ去るのではなく、今後の委託事業の留意点として活用されたい。

II - 24 農地利活用推進室

【第一テーマ】平成 23 年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

No	1
区分	指摘
報告書頁	144
項目	【長崎県耕作放棄地解消総合対策事業費補助金について】 長崎県担い手育成総合支援協議会の事業実績書について
措置掲載文	長崎県担い手育成総合支援協議会と長崎県農業会議とは、事務局機能が同一とはいえ組織的には別団体であるにもかかわらず、経理内容が混同されている。事業実績の報告は、実施団体の経理内容に即して、正確に報告されなければならない。
報告書原文	ア 長崎県担い手育成総合支援協議会の事業実績書について（指摘） 長崎県担い手育成総合支援協議会の事務所は長崎県農業会議内にあり、事務局機能も長崎県農業会議が代行している。長崎県担い手育成総合支援協議会は、補助事業である耕作放棄地解消総合対策事業を長崎県農業会議に補助金額と同額の 1,000,000 円で委託しているため、事業収支の精算書には収入として県からの補助金額 1,000,000 円、支出として事業費（委託費）1,000,000 円が計上されるはずである（長崎県農業会議の決算では受託収入 1,000,000 円及び受託事業費支出 1,007,020 円が計上されている）。 しかし、県への実績報告では、委託先である長崎県農業会議の事業実績をそのまま準用して、事業収入として県補助金 1,000,000 円及びその他自己資金 7,020 円、事業支出 1,007,020 円とし、その付随する支出金調書において長崎県農業会議における科目別の支出明細をそのまま準用し作成報告していた。長崎県担い手育成総合支援協議会と長崎県農業会議とは、事務局機能が同一とはいえ組織的には別団体であるにもかかわらず、経理内容が混同されている。事業実績の報告は、実施団体の経理内容に即して、正確に報告されなければならない。
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	平成 23 年度実績報告から、協議会と農業会議の経理を明確に分け、正確に報告するよう改善しました。
所見	特に問題はない。

No	2
区分	指摘

報告書頁	144
項目	【長崎県耕作放棄地解消総合対策事業費補助金について】 補助事業完了確認検査実地報告書について
措置掲載文	実施報告書における事業主体名及び確認立会者の欄について、長崎県担い手育成総合支援協議会と長崎県農業会議が入れ替わり間違っ記載されているにも関わらず、担当課内で回覧し職員がそのまま検印を押していた。今後このような誤りのないよう検証の徹底を求めたい。
報告書原文	イ 補助事業完了確認検査実地報告書について（指摘） 県は補助事業の適正な完了を検査するため、長崎県担い手育成総合支援協議会・長崎県農業会議がそれぞれ提出した実績報告書に基づき、検査職員が執行状況を検査し補助事業完了確認検査実地報告書を作成し確認を行っている。その実施報告書における事業主体名及び確認立会者の欄について、長崎県担い手育成総合支援協議会と長崎県農業会議が入れ替わり間違っ記載されているにも関わらず、担当課内で回覧し職員がそのまま検印を押していた。 県においても長崎県担い手育成総合支援協議会と長崎県農業会議とを間違っ処理しており、今後このような誤りのないよう検証の徹底を求めたい。
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	今後、報告書の記載内容に齟齬が生じないよう、決裁時のチェックを徹底してまいります。
所見	特に問題はない。

No	3
区分	指摘
報告書頁	151
項目	【長崎県耕作放棄地解消総合対策事業費補助金について】 対象経費の明確化について
措置掲載文	要綱において、業務費については具体的に補助対象経費の限定はなく、定額補助が行われている。事業費補助としての目的を明確にするため、支出内容の再確認を行い、補助対象経費を再検討すべきである。
報告書原文	③長崎県耕作放棄地解消総合対策事業費補助金について (i) 対象経費の明確化について（指摘） 要綱において、業務費については「(財)長崎県農業振興公社の推進活動に係る経費」とのみ規定しており、具体的に補助対象経費の限定はなく、定額補助が行われている。県の予算額の積算においては、費用別の積み上げがなされているものの、公社からの実

	<p>績報告に添付されている支出額調書での費用項目とは一致していない。特に旅費や印刷費については、公社の予算計上段階において乖離が生じている。この補助金については、過去の監査委員監査において、補助対象経費と実際の支出が相違しているなど内容の確認が不十分であり、実地検査を行うなど内容を精査すべき旨の指摘があっている。業務費補助額はこの指摘を踏まえながら、平成 22 年分から一定の見直しが行われ増額決定されているはずであるが、実態は資金使途について依然双方の認識の相違があると考えられ、支出内容が精査されているとは言い難い。事業費補助としての目的を明確にするため、支出内容の再確認を行い、補助対象経費を再検討すべきである。</p>
要約判定 内容相違	<p>措置掲載文では、何の話なのかが分からない。長崎県耕作放棄地解消総合対策事業費補助金について言及した内容であることを明示するべきである。なお、当該問題点が措置内容に影響は及ぼしていないと判断されるので、検出事項としては取り扱わない。</p>
講じた措置の内容等	<p>平成 22、23 年度については、要綱に基づいて支出内容を再確認し補助対象であることを確認しました。</p> <p>事業執行に係る補助対象経費については、平成 24 年度予算の作成・積算の予算の作成・積算の段階で公社と十分調整を行い乖離が生じないようにいたしました。さらに、平成 24 年 4 月 19 日付けで要綱を改正し補助対象経費を明確にいたしました。</p>
所見	<p>ここでは直接の検出事項とはしないが、依然として問題があるため「2. 追加検討した事項」を参照のこと。</p> <p>なお、その後の状況について、以下の説明がなされている。</p> <p>「事業執行に係る補助対象経費については、平成 24、25 年度予算の作成・積算の予算の作成・積算の段階で公社と十分調整を行い乖離が生じないようにいたしました。」</p>

No	4
区分	指摘
報告書頁	152
項目	<p>【財団法人長崎県農業振興公社について】</p> <p>収支計算書の決算額の誤りについて</p>
措置掲載文	<p>公社の平成 22 年度分決算書の耕作放棄地有効利用促進事業会計の収支計算書における「長崎県補助金等収入」の額と、県の補助金支出確定額とが一致していない。「事業費補助金収入」は同事業の主たる収入であり、事業報告の実績額との整合性が担保されるべき性格の科目である。会計処理時及び決算処理時のチェック体制の強化を求めるものである。</p>
報告書原文	<p>(a) 収支計算書の決算額の誤りについて（指摘）</p> <p>公社の平成 22 年度分決算書の耕作放棄地有効利用促進事業会計の収支計算書における「長崎県補助金等収入」の額と、県の補助金支出確定額とが一致していない。これは公社の「耕作放棄地有効利用促進事業補助金収入」のうち「事業費補助金収入」につい</p>

	て、年度内に事業不実施に伴う県への補助金返還が確定していたにも関わらず補助金収入額を減額せず、逆に、返還相当額を同事業の「事業費助成金支出」に加算して決算を確定させたことによるものである。同事業において「事業費補助金収入」と「事業費助成金支出」とは通常同額であり収支差額は生じないため公社の繰越収支差額等には影響を与えないが、事業実績額とは当然に相違している。「事業費補助金収入」は同事業の主たる収入であり、事業費支出と合わせ、事業報告の実績額との整合性が担保されるべき性格の科目である。会計処理時及び決算処理時のチェック体制の強化を求めるものである。下記⑤ア（i）に同種の指摘があるので参照されたい。
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	平成 23 年度決算においては、事業確定額に基づき決算資料を作成しました。また、会計処理時の元帳と伝票の突合確認作業についても今後徹底してまいります。
所見	特に問題はない。その後の状況について、以下の説明がなされた。 「平成 24 年度も確認作業の徹底を図り、事業補助金については「財務諸表に対する注記」に記載しました。なお、平成 20 年度公益法人会計基準に基づき、財務諸表は貸借対照表及び正味財産増減計算書とするため、収支計算書は平成 24 年度分から作成しておりません。」

No	5
区分	意見
報告書頁	153
項目	【財団法人長崎県農業振興公社について】 実績報告書の提出期限について
措置掲載文	平成 22 年度の実績報告においても提出期限後に実績報告書を提出していた農業委員会があった。また、一部の助成金請求書について、日付欄が空欄のものがあった。期限内提出についての更なる勧奨をし、期限内提出の徹底を行うとともに、提出資料のチェック体制の再検討を行うべきと考える。
報告書原文	(b) 実績報告書の提出期限について（意見） 公社は本助成金について耕作放棄地解消総合対策事業助成金交付要綱を定め、助成金交付手続、実績報告、農地の管理等については、関係市町農業委員会を経由することとし、交付対象者の窓口として対象農用地のある農業委員会が取りまとめを行い、事業完了後 15 日を経過した日までに実績報告等を公社に行うこととしている。 実績報告の提出期限については、平成 21 年度の監査委員監査により関係市町農業委員会からの実績報告の報告期限が守られていない旨の指摘があり、公社もその対応として関係市町農業委員会へ事前に連絡する等、期限までの報告を徹底させるとの方針を示していた。

	しかし、関係市町農業委員会に提出期限を記載した実績報告書の提出に関する通知を事前に送付したものの、平成 22 年度の実績報告においても提出期限後に実績報告書を提出していた農業委員会があった。また、一部の助成金請求書について、日付欄が空欄のものがあった。期限内提出についての更なる勧奨をし、期限内提出の徹底を行うとともに、提出資料のチェック体制の再検討を行うべきと考える。
要約判定 内容相違	措置掲載文では、何の話なのかが分からない。長崎県耕作放棄地解消総合対策事業費補助金について言及した内容であることを明示するべきである。なお、当該問題点が措置内容に影響は及ぼしていないと判断されるので、検出事項としては取り扱わない。
講じた措置の内容等	提出資料のチェックは複数で行うようにするとともに、平成 23 年度においては期限内提出を厳守させました。
所見	特に問題はない。

No	6																		
区分	指摘																		
報告書頁	153																		
項目	【長崎県農地保有合理化促進対策費補助金について】 対象経費外の経費の混入について																		
措置掲載文	現在、県公社においては、農地保有合理化事業としての農用地の売買実績がほとんどない状況であり、精算された経費のほとんどは当該事業の対象経費とは言えない状況である。目的が明確にされている補助金は、その対象経費に関しては厳格に適用を行うべきである。当該補助金の支出内容について再度検証し、正の対象経費額が判明し次第、適正に対応するべきである。																		
報告書原文	④ 長崎県農地保有合理化促進対策費補助金について ア 補助金の概要 <table border="1" data-bbox="454 1444 1332 1960"> <tr> <td>科目</td> <td>農林水産業費/農業費/農業振興費</td> </tr> <tr> <td>補助金の名称</td> <td>長崎県農地保有合理化促進対策費補助金</td> </tr> <tr> <td>補助金支出済額</td> <td>1,666,000 円</td> </tr> <tr> <td>補助対象事業費</td> <td>1,906,127 円</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>10/10 以内</td> </tr> <tr> <td>国庫単独の別</td> <td>国庫</td> </tr> <tr> <td>対象団体</td> <td>財団法人長崎県農業振興公社</td> </tr> <tr> <td>交付の目的・内容など</td> <td>農業経営基盤強化促進法第 4 条 2 項に規定する農地保有合理化事業の促進を図る。</td> </tr> <tr> <td>対象経費の内容</td> <td>次に掲げる経費 1. 農地保有合理化事業業務費 2. 農地保有合理化事業業務費 3. 農業推進体制整備費 4. 長崎県農地保有合理化事業業務費 5. 農地継承円滑化事業 6. 経営再生支援事業助成</td> </tr> </table>	科目	農林水産業費/農業費/農業振興費	補助金の名称	長崎県農地保有合理化促進対策費補助金	補助金支出済額	1,666,000 円	補助対象事業費	1,906,127 円	補助率	10/10 以内	国庫単独の別	国庫	対象団体	財団法人長崎県農業振興公社	交付の目的・内容など	農業経営基盤強化促進法第 4 条 2 項に規定する農地保有合理化事業の促進を図る。	対象経費の内容	次に掲げる経費 1. 農地保有合理化事業業務費 2. 農地保有合理化事業業務費 3. 農業推進体制整備費 4. 長崎県農地保有合理化事業業務費 5. 農地継承円滑化事業 6. 経営再生支援事業助成
科目	農林水産業費/農業費/農業振興費																		
補助金の名称	長崎県農地保有合理化促進対策費補助金																		
補助金支出済額	1,666,000 円																		
補助対象事業費	1,906,127 円																		
補助率	10/10 以内																		
国庫単独の別	国庫																		
対象団体	財団法人長崎県農業振興公社																		
交付の目的・内容など	農業経営基盤強化促進法第 4 条 2 項に規定する農地保有合理化事業の促進を図る。																		
対象経費の内容	次に掲げる経費 1. 農地保有合理化事業業務費 2. 農地保有合理化事業業務費 3. 農業推進体制整備費 4. 長崎県農地保有合理化事業業務費 5. 農地継承円滑化事業 6. 経営再生支援事業助成																		

イ 問題点について

(i) 対象経費外の経費の混入について（指摘）

当該補助金の平成 22 年度における精算状況は次の通り。（単位：円）

区分	県公社科目	業務費	体制整備費
賃金	臨時雇用賃金	356,371	232,846
旅費	旅費交通費	149,980	
需用費	会議費		
	消耗品費		108,008
	光熱水料費		30,011
	印刷製本費		78,750
	燃料費		51,176
役務費	新聞図書費		58,926
	通信運搬費	146,940	
使用料賃借料	支払手数料		8,131
	賃借料	425,553	243,173
その他	雑費		
合 計		1,075,844	811,021
内、補助金充当額		967,000	699,000

当該補助金の対象経費については、県要綱について別表に記載があるが、原始要綱である国の要綱別表において詳細に明示されている。

今回、補助対象となっている、「2. 農地保有合理化事業業務費」については、「農地保有合理化法人が合理化促進事業等として行う農用地等の売買・賃貸業務等に要する経費」とされている。また、「3. 事業推進体制整備費」については、「県公社と市町村段階の関係機関・団体等との連携体制の整備並びに県公社の事業推進体制整備の強化拡充等に要する経費」とされている。

現在、県公社においては、農地保有合理化事業としての農用地の売買実績がほとんどない状況（平成 21 年度以降実績なし）である。また、市町村段階の関係機関等との連携に関しても、毎年改訂される事業説明パンフレットを、約半月かけて説明に回る程度であり、精算された経費のほとんどは当該事業の対象経費とは言えない状況である。

目的が明確にされている補助金は、その対象経費に関しては厳格に適用を行うべきである。当該補助金の支出内容について再度検証し、正の対象経費額が判明し次第、適正に対応するべきである。

要約判定
内容相違

措置掲載文では、何の話なのかが分からない。長崎県農地保有合理化促進対策補助金について言及した内容であることを明示するべきである。なお、当該問題点が措置内容に影響は及ぼしていないと判断されるので、検出事項としては取り扱わない。

講じた措置の内容等

平成 22 年度実績報告における支出内容を精査した結果、「農地保有合理化事業業務費」の中に、県公社の事業推進体制整備の強化拡充等に要する「事業推進体制整備費」の対象とすべき経費が混在していたので、適正な事業科目への振替を行いました。

所見	この措置については、重大な問題があると認識している。 下記、別記1を参照のこと。
----	---

別記1

包括外部監査の措置について（指摘）

当該措置について、農業公社側は前回の包括外部監査の後、指摘内容を整理し、錯誤していた対象経費の修正報告を県へ申し出ている（平成24年4月20日付提出、同日農地利活用推進室受理）（資料1）。

一方、農地利活用推進室は当初より返還の必要性について認識がなく（資料2下線部）、包括外部監査の指摘を覆し、補助金の返還事務を行っていない。

更には、当該補助金は国庫補助事業であるので（要綱上の補助率は6/10以内）、国の定めた要綱に従うこととなるが（資料3）、要綱の定めを無視し、九州農政局と予定調和的な結論を出し、国へも返還を行っていない（資料4）。

そもそも、平成23年度包括外部監査で、国の要綱に違反していることは監査時点で既に確認済みであり、監査結果報告書の提出まで幾度も反論や意見交換の機会があったにもかかわらず、その客観的事実を無視して、措置の段階に至って監査指摘事項を覆した当該事例は、地方自治法に定める包括外部監査制度の根幹を揺るがす重大な問題であると認識している。断じて許すことはできない。

また、上記「講じた措置の内容等」では、

「平成22年度実績報告における支出内容を精査した結果、「農地保有合理化事業業務費」の中に、県公社の事業推進体制整備の強化拡充等に要する「事業推進体制整備費」の対象とすべき経費が混在していたので、適正な事業科目への振替を行いました。」

更に、その後の対応についても「平成22年度実績の修正内容について九州農政局に確認しました。平成23年度から農地保有合理化促進事業実施要領が改正され補助対象経費区分も改められており、新たな区分に適合した処理をしました。」との返答である。

返還の有無については全く明言しておらず、また農地利活用推進室が下した返還についての判断やその根拠・理由について、一切触れていない。反論があるのなら堂々と措置状況に記載するべきであり、監査結果に従わない旨、県民の判断に資するようディスクローズするのが制度趣旨である。県民への説明責任や包括外部監査制度を軽視しているといえる。

（資料1）

24長農公号外
平成24年4月20日
長崎県知事 中村 法道 様
財団法人長崎県農業振興公社
理事長 ○○ ○○○
平成22年度長崎県農地保有合理化促進対策費補助金

(農地保有合理化促進事業費分)の実績の修正報告について

このことについて、下記理由により修正報告します。

記

1 修正理由農地保有合理化作業推進体制整備費(合理化作業推進経費)の一部経費が農地保有合理化作業業務費として報告をしていたため。

なお、当該事案は平成23年9月に実施されました、包括外部監査において指摘されております。

2 修正報告 別紙のとおり

(平成24年4月20日農地利活用推進室受付印)

(資料1 別紙 - 表部分の一部を抜粋)

(資料2)

平成24年4月20日農地利活用推進室決裁文書

平成22年度農地保有合理化促進対策費補助金(農地保有合理化促進事業費分)の実績の修正報告について(伺)

このことについて、(財)長崎県農業振興公社から別添のとおり修正報告があり、内容審査の結果、やむを得ないと認められるので修正について受理してよろしいか伺います。

なお、要綱上における経費区分認識の甘さによる区分処理の誤りが原因と思慮され、補助金総額に変更がないため、補助金の額の確定は従前のままとしてよろしいか併せて伺います。

記

【要旨】

平成 23 年度に実施された包括外部監査において、平成 22 年度標記補助金について、補助対象経費外経費の混入があり、また、合理化事業活動内容が少ないとの指摘を受けたことによる検証の結果、対象の経費区分の修正が必要になったもの。

【公社の処理】

支出内容を精査し、市町・関係機関・団体との連携などに対象経費の修正。

【利活用推進室】

業務費と事業推進体制整備費との区分を明確にするよう指導を行った。

なお、平成 23 年度に国の要綱の見直しが行われ、連携強化活動費が業務の中に統合整理されたことから、今後の経費混入はなくなる。

今後とも、合理化事業活動について、実績を伴うよう合理化事業の推進活動の強化並びに、補助事業の適切な実施について指導を行う。

※下線部は包括外部監査人による。

(資料 3)

農地保有合理化推進対策費補助金要綱

第 3 次に掲げる流用してはならない。

(3) 別表の経費の欄に掲げる 1 の (1) の経費（ただし (1) のイの経費を除く。）、(2) の経費（以下略）

別表（第 2 関係）

1 農地保有合理化促進事業費

(1) 指導推進整備費

- ア 県指導費（略）
- イ 全国農地保有合理化協会費（略）
- ウ 事業推進体制整備費

県公社と市町村段階の関係機関・団体等との連携体制の整備並びに県公社の事業推進体制整備の強化拡充等に要する次の経費に対し、都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

- (ア) 事業推進組織整備費
- (イ) 農地保有合理化促進

(2) 業務費

農地保有合理化法人が合理化促進事業、緊急加速事業、中山間対策事業、緊急売買促進事業及び担い手支援事業として行う農用地等の売買・賃貸業務、農地売渡信託等事業として行う農用地等の信託引受・売渡等業務、農地貸付信託事業として行う農用地等の信託引受・貸付事業等業務、農業生産法人出資育成事業として行う農用地等の買入れ・出資等業務及び畜産環境リース事業として行う農業用機械・施設の管理業務等に要する次の経費に対し、都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費及び市町村が補助する場合における当該補助に要する経費につき都道府県が補助

する場合における当該補助に要する経費

- ア 契約書及び許可申請書作成費
- イ 契約書及び許可申請書等関係資料作成費
- ウ 登記申請書
- エ 登記関係証明書
- オ 諸税
- カ 金銭消費貸借契約費
- キ 対価賃借料徴収支払関係費
- ク 財産管理費
- ケ 測量費
- コ 通信費
- サ 旅費
- シ 年間計画立案費
- ス 推進協議会開催費
- セ 資金回収事務費
- ソ 信託・出資検討会議
- タ 農地管理業務費
- チ 委託契約印紙税

※本文中の下線、強調、矢印は包括外部監査人による。

(資料 4)

平成 24 年 8 月 24 日農地利活用推進室決裁文書

平成年度農地保有合理化促進対策事業について(協議結果)

このことについて、包括外部監査の指摘を踏まえて、補助対象経費並びに今後の対応について、九州農政局へ協議を行なった結果は下記のとおりでした。

記

1 協議対応者：九州農政局経営・事業支援部農地政策推進課

〇〇課長補佐、〇〇農地保有合理化事業係長

2 協議の結果（農政局の見解）：

- (1) 平成 22 年度の長崎県の場合、売買や貸借の実績が無い中で、業務費の額が妥当なのか疑問を持たれたのだろう。実績が無かったことは結果論であろうから、体制整備費として整理されていればアンダーライン部分は対象経費として差し支えないものである。(別紙参照)
- (2) 業務費として良いかということについては、例えば、新たな貸借が無くても貸借継続中の案件の農地調査であるとか、農地管理業務とか、通信とか、既借入農地の管理とかが想定されるので、当

該年に実績が無いからといって直ちに業務費が使えないものではない。

(3) しかしながら、貸借継続中の農地や既買入れ農地が無い場合は、業務費の使途は、具体的に契約に向けた案件など限定的にならざるを得ない。

(4) 平成 23 年度からは経費区分が一本化されたので、区分の間違いもなくなっている。

(5) 区分の見直しを行ない、正の対象経費を長崎県が確認したのであれば、県止めの処理で差し支えない。

(別紙)

平成 22 年度農地保有合理化事業補助金について

長崎県

【県公社が行なう事業】

「事業推進体制整備費」については、市町の「農地利用集積円滑化団体」との連携会議や、九州ブロックの担い手公社による連携会議、九州農政局や県主催の制度説明会や検討会などへの参加など、農地の流動化に必要な連携体制の構築に必要な旅費や資料作成費等に必要な経費。

「業務費」については、「農用地等の売買・貸借」等の業務を実施する際に必要な経費として、農地保有合理化事業を推進するために必要な啓発資料作成、掘り起こし活動、情報収集、農地の状況調査などに必要な経費等も含まれる。

上記のように取り扱いを行なっておりましたが、包括外部監査の指摘では、業務費は「農用地等の売買・賃貸業務等に要する経費」とされているので、22 年度は売買・賃貸実績が無いため正の対象経費とは言えない状況であるとの指摘を受けております。

1. アンダーライン部分は業務費の対象経費と認められないか。

※二重線のアンダーラインは包括外部監査人による。

以上の資料から分かるように、県・農政局ともに、体制整備費と業務費の相互流用ができることを前提に考えており、経費の帰属の単なる認識誤りで、総額としては問題ないと考えているが、国の交付要綱では、体制整備費と業務費両者の流用を認めておらず、しかも業務費の内容は限定列举されているのであるから、「体制整備費として整理されていればアンダーライン部分は対象経費として差し支えないものである」、「農地保有合理化事業を推進するために必要な啓発資料作成、掘り起こし活動、情報収集、農地の状況調査などに必要な経費等も含まれる。」などという結論は得られるはずもない。

もちろん、「単なる要綱の見落としで、意図的なものではない」で済む話でもない。

(2) 補助金の返還について（指摘）

業務費に係る活動実績がほとんどない状況にあつて、「資料 3」の要綱に限定列举された対象経費（つまり具体的な売買や賃貸契約の直接経費）が、「資料 1 別紙」で調査された業務費約 4 万円も対象経費に適合するかどうか疑問であるが、「資料 1 別紙」に掲げられた内容を、とりあえず正と見なすと、現状でも県は 929,630 円の返還を要請するべきであり、国へ返還するべきである。

	事業推進体制整備費	業務費	計
当初金額	811,021 円	1,075,844 円	1,886,865 円
調査後金額（資料 1 別紙より）	1,849,495 円	37,370 円	1,886,865 円
補助金額	699,000 円	967,000 円	1,666,000 円
返還額	流用が認められていないため 0 円	対象外経費のため 929,630 円	929,630 円

No	7
区分	指摘
報告書頁	154
項目	【財団法人長崎県農業振興公社について】 正味財産増減計算書における受取県費補助金の額の不一致
措置掲載文	期末に事業者から当該補助金制度に係る助成金の返還が生じ、同額を公社では決算上「預り金」として受け入れ、県に対して平成 23 年 5 月に同額を返還し補助金の交付確定額としている。しかしながら、決算において当該預り金に対応する額だけ受取補助金及び事業費の額を減額するべきところを減額していないため、県側での補助金の支出済額との不一致が生じている。作成責任は公社側にあるとはいえ、県の所管課でも総会前に県費補助金の一致を検証するべきではなかろうか。
報告書原文	ア 正味財産増減計算書における受取県費補助金の額の不一致（指摘） 受取耕作放棄地有効利用促進事業補助金が 21,641,000 円となっているが、実際はこのうち 778,500 円について、期末に事業者から当該補助金制度に係る助成金の返還が生じ、同額を公社では決算上「預り金」として受け入れ、県に対して平成 23 年 5 月に同額を返還し補助金の交付確定額としている。しかしながら、決算において当該預り金に対応する額だけ受取補助金及び事業費の額を減額するべきところを減額していないため、県側での補助金の支出済額とは 778,500 円の不一致が生じている。 作成責任は公社側にあるとはいえ、県の所管課でも総会前に県費補助金の一致を検証するべきではなかろうか。補助金の実績報告の県の検証において、補助金の収支報告だけが範囲ではなく、そのベースとなるのは補助団体の経理であるので、そこまでが検証範囲として意識されるべきと考える。③イ（ii）（a）にて同種の指摘があるので参照されたい。
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	平成 23 年度の決算においては、補助金の支出について、県へ実績明細を報告し確認を行いながら処理いたしました。 また、県としても決算額の不一致が生じないよう、事務処理について指導を行うとと

	もに決算処理についてもチェックを行ってまいります。
所見	特に問題はない。その後の状況について、以下の説明がなされた。 「平成 24 年度も確認作業の徹底を図り、事業補助金については「財務諸表に対する注記」に記載しました。」

No	8
区分	指摘
報告書頁	156
項目	【財団法人長崎県農業振興公社について】 公社での経理処理の誤りについて
措置掲載文	当然ながら据置期間に発生する利息の支払いは繰り延べるとする県と公社との合意に従う立場で考えるとしても、利息の未払計上は必須である。しかしながら平成 20 年度以来、公社ではこれが行われていない。仮に現在の利息未計上の状態が継続するなら、県への返済が開始する平成 46 年になって、累積した未払利息 475,080,774 円を一度に計上することになる。
報告書原文	<p>(iii) 公社での経理処理の誤りについて (指摘)</p> <p>当然ながら据置期間に発生する利息の支払いは繰り延べるとする県と公社との合意に従う立場で考えるとしても、利息の未払計上は必須である。しかしながら平成 20 年度以来、公社ではこれが行われていない。</p> <p>具体的には、</p> <p>平成 20 年度実行分 $32,000,000 \text{ 円} \times 1.75\% \times (1+1.0175) = 1,129,800 \text{ 円}$</p> <p>平成 21 年度実行分 $32,000,000 \text{ 円} \times 1.75\% = 560,000 \text{ 円}$</p> <p>さらに、平成 24 年 2 月支払分の未払利息として、単純に日割り計算したものを加算する</p> <p>$32,000,000 \text{ 円} \times 3 \times 1.75\% \times 35 \text{ 日} \div 365 \text{ 日} = 161,094 \text{ 円}$</p> <p>$(1,129,800 \text{ 円} + 560,000 \text{ 円}) \times 1.75\% \times 35 \text{ 日} \div 365 \text{ 日} = 2,835 \text{ 円}$</p> <p>以上の合計 1,853,729 円の未払利息が計上漏れである。</p> <p>仮に現在の利息未計上の状態が継続するなら、日本政策金融公庫借入と全国土地改良資金協会からの借入金の返済資金として県からの借入金への肩代わりを進めた結果、県への返済が開始する平成 46 年になって、累積した未払利息 (県では未収利息となる) 475,080,774 円 (公社作成の資金計画に従って複利計算で当方が算定したもので平成 46 年 4 月を基準に算定した金額。政策金融公庫分 74,427,130 円+月割り額 4,102,475 円×2/12+土地改良資金協会分 399,969,898 円) を一度に計上することになる。</p>
要約判定 内容相違	特に問題はない。

講じた措置の内容等	平成 24 年度以降、当該年度未払利息分を貸借対照表に未払計上するよう改めました。 なお、平成 23 年度及び過年度分については平成 23 年度決算で計上しました。
所見	特に問題はない。その後の状況について、以下の説明がなされた。 「平成 24 年度は未払利息分を貸借対照表に未払費用として計上しました。」

No	9
区分	指摘
報告書頁	157
項目	【財団法人長崎県農業振興公社について】 平成 20 年度決算における経理処理の誤り
措置掲載文	平成 20 年度の決算において、支払利息計上 12,015,981 円の漏れを訂正するため平成 21 年度決算における借入金残高を 12,015,981 円増額し、経常費用における支払利息を同額、並びに一般正味財産残高を同額減額しており、結果的には平成 22 年度では借入金や一般正味財産の残高は正しくなっている。しかしながら、瑕疵の程度を考えれば、過年度に遡及して訂正すべき性質の重大な誤りであり、平成 21 年度決算の承認に合わせて 20 年度訂正決算書の再承認を得るべきであったと考える。仮に 21 年度で訂正するにしても正味財産増減計算書上、別に「過年度修正損」として経常外費用の項目として表示すべきであろう。また収支計算書についても上記訂正による過年度分の歪みが生じている点について整合性があるよう適切に表示すべきである。
報告書原文	エ 平成 20 年度決算における経理処理の誤り（指摘） 平成 20 年度の決算において、日本政策金融公庫借入金の返済として支払利息を含んで経理しており、支払利息計上が 12,015,981 円漏れている。これを訂正するため平成 21 年度決算における借入金残高を 12,015,981 円増額し、経常費用における支払利息を同額、並びに一般正味財産残高を同額減額しており、結果的には平成 22 年度では借入金や一般正味財産の残高は正しくなっている。 しかしながら、瑕疵の程度を考えれば、過年度に遡及して訂正すべき性質の重大な誤りであり、平成 21 年度決算の承認に合わせて 20 年度訂正決算書の再承認を得るべきであったと考える。 仮に 21 年度で訂正するにしても正味財産増減計算書上、支払利息に平成 20 年度分を積み増して表示するのではなく、別に「過年度修正損」として経常外費用の項目として表示すべきであろう。また収支計算書についても上記訂正による過年度分の歪みが生じている点について整合性があるよう適切に表示すべきである。
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	平成 21 年度正味財産増減計算書の過年度修正を行い、平成 24 年 5 月 29 日の理事会において承認を得ております。

	なお、当該修正に合わせ、収支計算書についても適正に修正しました。
所見	特に問題はない。その後の状況について、以下の説明がなされた。 「平成 24 年度は適正に処理しました。なお、収支計算書は平成 24 年度分から作成しておりません。」

No	10
区分	指摘
報告書頁	158
項目	【財団法人長崎県農業振興公社について】 正味財産増減計算書上の事業費区分の混同
措置掲載文	本来、正味財産増減計算書上では、それぞれの区分で各々の事業費を区分表示しなければならないが、勘定科目設定が誤っているために混同した表示となってしまう。適切な区分表示が必要である。
報告書原文	オ 正味財産増減計算書上の事業費区分の混同（指摘） 公社では、実施している事業を会計上、「農地保有合理化事業会計」「耕作放棄地有効利用促進事業会計」「諫早湾干拓農地保有合理化促進事業会計」の 3 区分としている。本来、正味財産増減計算書上では、それぞれの区分で各々の事業費を区分表示しなければならないが、会計ソフトの勘定科目設定が誤っているために混同した表示となっている。 「耕作放棄地有効利用促進事業会計」の事業費は区分表示できているが、それ以外の事業費は「農地保有合理化事業会計」の事業費へ混ざりこんでしまっている。適切な区分表示が必要である。
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	平成 23 年度から、3 事業区分表示に従って計上するよう改めました。
所見	この事案に限っては特に問題はない。

No	11
区分	指摘
報告書頁	158
項目	【財団法人長崎県農業振興公社について】 農地保有合理化事業収益の区分誤り
措置掲載文	農地保有合理化事業収益 850,500 円が、雑益扱いで農地保有合理化事業会計の区分に誤って計上されている。当該事業は受託事業であり、本来区分である諫早湾干拓農地保

	有合理化促進事業会計の区分に計上しなければならない。
報告書原文	カ 農地保有合理化事業収益の区分誤り（指摘） 農地保有合理化事業収益 850,500 円が、雑益扱いで農地保有合理化事業会計の区分に誤って計上されている。当該事業は受託事業であり、本来区分である諫早湾干拓農地保有合理化促進事業会計の区分に計上しなければならない。
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	平成 23 年度から、諫早湾干拓農地保有合理化促進事業会計に計上し、受託事業として処理を行うよう改めました。
所見	特に問題はない。

No	12
区分	指摘
報告書頁	158
項目	【財団法人長崎県農業振興公社について】 長期借入金償還引当預金について
措置掲載文	<p>公社の貸借対照表の固定資産の特定資産に長期借入金償還引当預金が 51,624,000 円計上されているが、次のような問題点がある。</p> <p>(i) 借入金の支払利息の負担を考えると、当該資金を返済に充てず低金利で据え置くことに合理性が見いだせない。直ちに有利子負債の繰上償還に充当すべきである。</p> <p>(ii) 仮に構築物（暗渠排水管）の償却引当預金としてとらえるにしても、現状は「用地」勘定一本で資産計上されているため、償却引当預金たる説得力もない。また、暗渠排水管等の更新投資や、修繕資金（修繕引当金）の裏付けとなる明確な定期修繕計画の合理性も見いだせず、法定修繕が求められているわけでもないので、償却引当預金計上の説得力を見出すのは現状難しいと考える。</p>
報告書原文	<p>キ 長期借入金償還引当預金について（指摘）</p> <p>公社の貸借対照表の固定資産の特定資産に長期借入金償還引当預金が 51,624,000 円計上されている。公社からの説明によると、将来の借入金の返済に充当するための特定資産であり、諫早湾干拓地にある暗渠排水管等の修繕に備える用途でもあるとのことであった。</p> <p>当該特定預金の問題点は次のように考えられる。</p> <p>(i) 借入金の支払利息の負担を考えると、当該資金を返済に充てず低金利で据え置くことに合理性が見いだせない。直ちに有利子負債の繰上償還に充当すべきである。</p> <p>(ii) 仮に構築物（暗渠排水管）の償却引当預金としてとらえるにしても、現状は「用地」勘定一本で資産計上されているため、償却引当預金たる説得力もない。また、暗渠</p>

	排水管等の更新投資や、修繕資金（修繕引当金）の裏付けとなる明確な定期修繕計画の合理性も見いだせず、法定修繕が求められているわけでもないので、償却引当預金計上の説得力を見出すのは現状難しいと考える（ただし後述の、⑥イ（ii）を参照）。
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	長期借入金償還引当預金については、平成 24 年 6 月 22 日に日本政策金融公庫への有利子負債の繰上げ償還に充当しました。
所見	特に言及するところはない。

No	13
区分	意見
報告書頁	158
項目	【財団法人長崎県農業振興公社について】 特定資産に関して
措置掲載文	下記のような問題がある。 （i）貸借対照表と財産目録の科目で相違が生じている。本来は両者の科目区分は一致すべきであり、このような誤りは避けるべきである。 （ii）上記の強化基金引当資産に関しては寄付行為第 6 条において定められているが、他の資産に関しては、寄付行為の定めからすれば特定資産ではなく、単に運用財産に該当するものになる。つまり特定目的のための財産（特定資産）には該当しないことになる。 本来は寄付行為において、特定資産として扱う財産を定めておき、さらに運用益の使用制限、処分に関する規定を定めるべきである。
報告書原文	ク 特定資産に関して（意見） 公社の寄付行為において、資産に関して下記のように定められている。 （略） ここで下記のような問題がある。 （i）貸借対照表と財産目録の科目で相違が生じている。本来は両者の科目区分は一致すべきであり、このような誤りは避けるべきである。 （ii）上記の強化基金引当資産に関しては寄付行為第 6 条において定められているが、他の資産に関しては、寄付行為の定めからすれば特定資産ではなく、単に運用財産に該当するものになる。つまり特定目的のための財産（特定資産）には該当しないことになる。 本来は寄付行為において、特定資産として扱う財産を定めておき、さらに運用益の使用制限、処分に関する規定を定めるべきである。

要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	平成 23 年度決算において適正に処理致しました。 また、寄付行為第 6 条で運用資産に位置づけられる宅地や用地などについて、寄付行為の見直しを行い特定資産として扱うよう検討してまいります。
所見	特に問題はない。その後の状況について、以下の説明がなされた。「平成 24 年度も科目が一致するよう適正に処理しました。平成 24 年度は、宅地用地や用地について特定資産として処理しました。また、公益財団法人移行に伴い必要な規程（財産管理運用規程及び資金運用規程）も整備してまいります。」

No	14
区分	指摘
報告書頁	160
項目	【財団法人長崎県農業振興公社について】 その他有価証券の会計処理について
措置掲載文	公社で採用された「その他有価証券」の評価基準及び評価方法は時価評価である。このとき、評価損益の会計処理としては洗い替え方式により行われる。しかし公社においては時価で評価したまま翌期に繰越しているため、帳簿価額が取得価額へ戻されていない。当初の取得価額を期末の時価と比較するべきである。
報告書原文	ケ その他有価証券の会計処理について（指摘） 公社で採用された「その他有価証券」の評価基準及び評価方法は時価評価である。このとき、評価損益の会計処理としては洗い替え方式により行われる。しかし公社においては時価で評価したまま翌期に繰越しているため、帳簿価額が取得価額へ戻されていない。当初の取得価額を期末の時価と比較するべきである。
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	平成 23 年度期首に洗替えを行い、取得価格で帳簿処理を行いました。
所見	特に言及するところはない。その後の状況について、以下の説明がなされた。「新公益法人会計基準に基づき、評価後の処理として洗い替え方式と切り放し方式があるが、新公益法人会計基準としては、事業年度に発生した損益が直接反映される切り放し方式が適しているため、公益法人への移行に伴い、平成 24 年度は前期末の時価を帳簿価額とする処理をしました。」

No	15
区分	意見

報告書頁	160										
項目	【財団法人長崎県農業振興公社について】 事業費の配分方法について										
措置掲載文	平成 21 年度まで管理費に計上されていた費用、及び事業費に計上されている費用を各事業ごとに配賦する場合、合理的と思われる基準をもって費用配賦しなければならないが、公社において採用している事業費配分割合の算定の基礎となるものがなく、単に適当に決定したとの事であり問題である。特に補助金収入に対応する経費の算出に関しては、配賦基準によってはその分事業経費が過大に計上されることも否定出来ず、もしそのような場合には補助金の返還という問題も生じかねないのであり、許されるべきものではないと思われる。										
報告書原文	<p>コ 事業費の配分方法について（意見）</p> <p>公益認定等ガイドライン 17 において、損益計算書の事業費、管理費はそれぞれ</p> <p>(i) 事業費：当該法人の事業の目的のために要する費用</p> <p>(ii) 管理費：法人の事業を管理するため、毎年度経常的に要する費用と定義されている。</p> <p>内閣府が公表している「公益法人インフォ」問V-3-②においても、従来は事業管理費（間接事業費）を管理費に計上していた場合であっても、新制度への移行後は、事業との関連性に応じて事業費に配賦することが可能で、例えば以下に挙げているような費用は、適正な配賦基準のもとで事業費に算入することができるとされている。</p> <p>(事業費に含むことができる費用の例示)</p> <p>専務理事等の理事報酬、事業部門の管理者の人件費は、公益目的事業への従事割合に応じて公益目的事業費に配賦することができる。管理部門で発生する費用（職員の人件費、事務所の賃借料、光熱水費等）は、事業費に算入する可能性のある費用であり、法人の実態に応じて算入することができる。</p> <p>事業費と管理費に共通して発生する費用をどのように事業費と管理費に配賦するかについては、例えば以下のような配賦基準が考えられるが、これ以外に適当と判断した基準があればそれを採用することもできる。</p> <table border="1" data-bbox="486 1657 1305 1848"> <thead> <tr> <th>(配賦基準)</th> <th>(適用される共通経費)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物面積比</td> <td>地代、家賃、建物減価償却費、建物保険料等</td> </tr> <tr> <td>職員数比</td> <td>福利厚生費、事務用消耗品費等</td> </tr> <tr> <td>従事割合</td> <td>給料、賞与、賃金、退職金、理事報酬等</td> </tr> <tr> <td>使用割合</td> <td>備品減価償却費、コンピュータリース代等</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成 22 年度より、公社は平成 20 年基準、いわゆる新・新公益法人会計基準へ移行したが、その際、公社においては、農地保有合理化事業会計、耕作放棄地有効利用促進事</p>	(配賦基準)	(適用される共通経費)	建物面積比	地代、家賃、建物減価償却費、建物保険料等	職員数比	福利厚生費、事務用消耗品費等	従事割合	給料、賞与、賃金、退職金、理事報酬等	使用割合	備品減価償却費、コンピュータリース代等
(配賦基準)	(適用される共通経費)										
建物面積比	地代、家賃、建物減価償却費、建物保険料等										
職員数比	福利厚生費、事務用消耗品費等										
従事割合	給料、賞与、賃金、退職金、理事報酬等										
使用割合	備品減価償却費、コンピュータリース代等										

業会計、諫早湾干拓農地保有合理化促進事業会計の3つの事業に区分している。また、平成22年度まで管理費に計上していた費用のうち、理事会等に関連した費用のみを管理費に計上し、その他人件費等についても事業費に配賦を行っている。

ここで、平成21年度まで管理費に計上されていた費用、及び事業費に計上されている費用を各事業ごとに配賦する場合、上記のように合理的と思われる基準をもって費用配賦しなければならないが、公社においては下記のような事業費配分割合を採用して費用の各事業への配賦を実施しているが、そもそもこの配分割合の算定の基礎となるものがなく、単に適当に決定したとの事であり問題である。

特に補助金収入に対応する経費の算出に関しては、配賦基準によってはその分事業経費が過大に計上されることも否定出来ず、もしそのような場合には補助金の返還という問題も生じかねないのであり、許されるべきものではないと思われる。

区分	項目	合理化事業	耕作放棄地事業	諫早湾干拓事業
①	給料手当	45%	20%	35%
	福利厚生費			
②	臨時雇用賃金			
	通信運搬費			
	消耗什器備品費			
	消耗品費			
	修繕費			
	燃料費			
	光熱水料費			
	賃借料			
	新聞図書費			
③	旅費交通費			
	研修費			
	支払手数料			
④	印刷製本費	70%	30%	

要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	平成23年度決算から人件費については、従事割合としました。その他の費用については、その会計に属する費用は直接配賦し、3会計に共通する経費（光熱費等）を過去3年間実績に基づき使用割合として配賦する方式に改めました。
所見	措置が不十分である。詳細は、別記2を参照のこと。 その後の状況について、以下の説明がなされた。 「平成24年度決算においても同様に人件費については従事割合とし、その他の費用については、その会計に属する費用は直接配賦し、3会計に共通する経費（光熱費等）を

	過去3年間実績に基づき使用割合として配賦する方式としました。」
--	---------------------------------

No	16												
区分	意見												
報告書頁	162												
項目	【財団法人長崎県農業振興公社について】 注記事項について												
措置掲載文	<p>(i) 平成22年度より平成20年会計基準に変更している旨の記載があるが、事業費と管理との表示区分の変更による影響額の記載がない。金額の重要性から、本来は変更による影響額に関して記述が必要である。</p> <p>(ii) 3つの事業ごとに区分して作成しているが、平成20年基準においては、全体としての注記1つを記載すればいい。</p> <p>(iii) 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高の注記に関して、当期末残高が0(ゼロ)の項目に関しても貸借対照表上の記載区分が記載されているが、本来は記載する必要はない。</p>												
報告書原文	<p>サ 注記事項について (意見)</p> <p>(i) 財務諸表に対する注記に関して、平成22年度より平成20年会計基準に変更している旨の記載があるが、事業費と管理との表示区分の変更による影響額の記載がない。金額の重要性から、本来は変更による影響額に関して記述が必要である。</p> <table border="1" data-bbox="491 1245 1343 1364"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費</td> <td>62,822,985円</td> <td>54,503,599円</td> <td>8,319,386円</td> </tr> <tr> <td>管理費</td> <td>19,941,106円</td> <td>138,664円</td> <td>19,802,442円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ii) 財務諸表に対する注記に関して、農地保有合理化事業会計、耕作放棄地有効利用促進事業会計、諫早湾干拓農地保有合理化促進事業会計の3つの事業ごとに区分して作成しているが、平成20年基準においては、全体としての注記1つを記載すればいい。</p> <p>(iii) 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高の注記に関して、当期末残高が0(ゼロ)の項目に関しても貸借対照表上の記載区分が記載されている。本来は記載する必要はない。</p>	項目	平成21年度	平成22年度	増減	事業費	62,822,985円	54,503,599円	8,319,386円	管理費	19,941,106円	138,664円	19,802,442円
項目	平成21年度	平成22年度	増減										
事業費	62,822,985円	54,503,599円	8,319,386円										
管理費	19,941,106円	138,664円	19,802,442円										
要約判定 内容相違	特に問題はない。												
講じた措置の内容等	<p>今後、事業費と管理との表示区分の変更による影響がある際は指摘のとおり適正に処理いたします。</p> <p>また、平成23年度決算からは全体として1つの注記を記載するとともに、当期末残高が0の項目については貸借対照表上の記載区分記載しないよう改めております。</p>												

所見	特に問題はない。その後の状況について、以下の説明がなされた。 「公益法人への移行に併せて、平成 20 年度公益法人会計基準に沿う書類（様式）の作成に努めました。①影響額の記載については、「財務諸表の注記」において、会計方針の変更に伴う影響額を記載しました。②「財務諸表の注記」における表記は、全体として 1 つの注記としました。③補助金等について、当期末残高が 0 の項目については貸借対照表上の記載区分に記載しないようにしました。」
----	--

No	17
区分	指摘
報告書頁	162
項目	【財団法人長崎県農業振興公社について】 公社決算での未収利息の計上漏れについて
措置掲載文	現在経常費用に表示された支払利息 11,254,650 円は現金支払額の合計額（つまり現金主義での計上）であり、未払利息を計上していないため発生主義による支払利息計上がされていない。日本政策金融公庫借入金の平成 24 年 2 月 25 日返済分に係る利息 9,931,870 円の平成 22 年度該当分 34 日分を未払利息として計上すべきであり、925,160 円が計上漏れである。
報告書原文	シ 公社決算での未収利息の計上漏れについて（指摘） 前述「イ」の未払利息の計上漏れ以外に、現在経常費用に表示された支払利息 11,254,650 円は現金支払額の合計額（つまり現金主義での計上）であり、未払利息を計上していないため発生主義による支払利息計上がされていない。つまり日本政策金融公庫借入金の平成 24 年 2 月 25 日返済分に係る利息 9,931,870 円の平成 22 年度該当分 34 日分を未払利息として計上すべきであり、925,160 円が計上漏れである。
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	平成 23 年度決算で経過利息を計上しました。今後、適正に未払利息として計上いたします。
所見	特に問題はない。

No	18
区分	意見
報告書頁	162
項目	【財団法人長崎県農業振興公社について】 賞与引当金が未計上である
措置掲載文	およそ 50 万円ほどであるが報告年度に対応する必要額を計上するべきである。

報告書原文	ス その他の会計上の問題点 (i) 賞与引当金が未計上である (意見) およそ 50 万円ほどであるが報告年度に対応する必要額を計上すべきである。
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内 容等	平成 23 年度決算において計上しました。今後、適正に計上いたします。
所見	特に問題はない。

No	19
区分	指摘
報告書頁	162
項目	【財団法人長崎県農業振興公社について】 長期借入金の計上について
措置掲載文	短期借入金 2,734,000 円は県からの借入金であるが、その返済条件により長期借入金の区分とすべきである。
報告書原文	(ii) 長期借入金の計上について (指摘) 短期借入金 2,734,000 円は県からの借入金であるが、その返済条件により長期借入金の区分とすべきである。
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内 容等	平成 23 年度 2,734,000 円は返済済みです。今後は適正に計上いたします。
所見	特に問題はない。

No	20
区分	指摘
報告書頁	162
項目	【財団法人長崎県農業振興公社について】 財産目録の長期借入金残高合計の計算誤り
措置掲載文	長期借入金の返済管理表の作成誤りがあり、さらに借入の残高確認も実施していないため、残高の管理や検証が不十分である。
報告書原文	(iii) 財産目録の長期借入金残高合計の計算誤り (指摘) 長期借入金の返済管理表の作成誤りがあり、さらに借入の残高確認も実施していないため、残高の管理や検証が不十分である。

要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	長期借入金の返済管理表の修正を行い、金融機関等からの借入金については残高証明書により確認することとしました。
所見	特に問題はない。

No	21
区分	意見
報告書頁	162
項目	【財団法人長崎県農業振興公社について】 規程の整備について
措置掲載文	<p>正規職員に関する就業規則、給与規程が存在していない。長崎県の規程に準じて事務を執行しているとの事であるが、あくまで公社と長崎県とは別個の法人であり、例えば長崎県の規程に準ずるものであったとしても規程を作成し、その上で「長崎県の規程に準ずる」という文言を記載しなければならない。旅費についても同様。その他、例えば役員に関する規程、慶弔規程等公社運営に必要な規程の作成の可否を検討し、法人としてのガバナンス体制を確立していく必要がある。</p>
報告書原文	<p>セ 規程の整備について（意見）</p> <p>財団法人長崎県農業振興公社（以下、公社という。）において、嘱託職員に関しては、「財団法人長崎県農業振興公社嘱託職員（顧問）設置要領」、「財団法人長崎県農業振興公社食委託職員設置要領」、「財団法人長崎県農業振興公社嘱託職員（書記）設置要領」は存在しているが、正規職員に関する就業規則、給与規程が存在していない。</p> <p>事務局次長の説明によると、基本的に公社は長崎県の規程に準じて事務を執行しているとの事であるが、あくまで公社と長崎県とは別個の法人であり、例えば長崎県の規程に準ずるものであったとしても規程を作成し、その上で「長崎県の規程に準ずる」という文言を記載しなければならない。</p> <p>また、旅費の支給に関しても公社においては旅費規程が作成されていないが、長崎県の規程に準ずるといって支給されている。これについても同様に公社独自で規程を定めなければならない。</p> <p>その他、例えば役員に関する規程、慶弔規程等公社運営に必要な規程の作成の可否を検討し、法人としてのガバナンス体制を確立していく必要がある。</p>
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	常勤職員については、既存の勤務条件調書及び承諾書を平成 24 年 3 月 31 日まで準用し、平成 24 年 4 月 1 日から庶務規定を改正し、常勤職員設置要領を施行しました。ま

	た、旅費規程については、平成 23 年 10 月 1 日付けで施行しております。その他の各種規定についても、必要な規定の整備を進めてまいります。
所見	特に問題はない。その後の状況について、以下の説明がなされた。 「必要な諸規程の整備を行いました。今後とも整備に努めてまいります。 【制定済み】評議員会運用規則、理事会運営規則、監事監査規程、役員等の報酬規程、役員等の費用弁償規程、就業規則、旅費規程、会計処理規程、文書取扱規程 等 【今後制定予定】財産管理運用規程、資金管理運用規程」

No	22
区分	意見
報告書頁	170
項目	【財団法人長崎県農業振興公社について】 返済計画の前提条件の変化と対応について
措置掲載文	従前からの返済計画はいくつかの前提条件の上に成り立っているが、以下への対応が重要かつ急務であると思われる。 (i) 新公益法人制度に対する公社の対応について考慮していない。公社は平成 25 年 4 月の公益認定を目指し準備を進めているとのことであるが、認定における困難な条件のひとつに収支相償規定があると思われる。公社においては今後の借入金の返済原資を事業収支の黒字で賄うしかなく、根本的な矛盾が生じる懸念がある。新公益法人制度への対応如何によっては、課税関係の変化による収支計画の大幅な見直しもあり得ると考える。 (ii) 用地に埋設された暗渠排水管の定期的な修繕コストを十分に考慮していない。早急に修繕コストの全体像を把握する必要がある。
報告書原文	イ 返済計画の前提条件の変化と対応について（意見） 従前からの返済計画はいくつかの前提条件の上に成り立っている。ここでは重要性の高い次の二点を取りあげる。 (i) 新公益法人制度に対する公社の対応について考慮していない (ii) 用地に埋設された暗渠排水管の定期的な修繕コストを十分に考慮していない これらへの対応が重要かつ急務であると思われる。 (i) については、公社は平成 25 年 4 月の公益認定を目指し準備を進めているとのことであるが、認定における諸条件を満たす必要がある。各条件のクリアや認定後の条件維持の難しさもよく聞かれるところであるが、公社において困難な条件のひとつに収支相償規定があると思われる。これは公益目的事業が基本的に赤字であることを求める条件である。しかし、公社においては今後の借入金の返済原資を事業収支の黒字で賄うしかなく、根本的な矛盾が生じる懸念がある。仮に一般財団法人認可とするにしても、合理性のある公益目的支出計画の立案と実施が求められるところであり、これも相応の困

	<p>難が生じるのではないかと考える。</p> <p>新公益法人制度への対応如何によっては、課税関係の変化による収支計画の大幅な見直しもあり得ると考える。</p> <p>(ii) については、現状、修繕コストの金額や頻度、規模について具体的な見通しが明らかになっていない。頻繁で多額に生じる場合には、上記の収支相償規定にとってはバランスがとれる面もあるだろうが、借入金の返済原資が不足することとなるため計画の大幅な見直しが必要となる可能性もある。早急に修繕コストの全体像を把握する必要がある。</p>
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	<p>新公益法人制度への対応については、現在準備を進めているところです。</p> <p>暗渠排水管の更新については、耐用年数を考慮して将来の更新のために必要な引当について検討してまいります。</p>
所見	<p>公社の検討については、後段、別記2を参照のこと。</p> <p>なお、その後の状況について、以下の説明がなされた。</p> <p>「平成24年度は正味財産増減計算書に暗渠排水施設の減価償却を行うなど、収支相償の原則を踏まえた会計処理に努めることにより、公益法人としての運営に支障を来さないように努めてまいります。暗渠排水施設の更新については、耐用年数を考慮して将来の更新のために必要な引当のあり方について検討してまいります。」</p>

No	23
区分	意見
報告書頁	171
項目	<p>【財団法人長崎県農業振興公社について】</p> <p>干拓農地の貸付料の維持と今後の回収懸念について</p>
措置掲載文	<p>返済計画の前提には、上記のほか平成25年度からの貸付料収入の増加がある。これがないと、公社の資金が枯渇する懸念が生じる。しかし営農者の支払い能力が維持できなければ貸付料の回収が滞る事態も想定される。個々の営農者の財務内容を公社が情報収集するなどはしていないが、天候不良による収穫量の減少や、未収金の増加、延滞件数の増加があるようであれば、回収努力は当然として、値上げ前であれば値上げの可否や、契約更新時における業者の財務的な体力の検証など必要である。</p>
報告書原文	<p>ウ 干拓農地の貸付料の維持と今後の回収懸念について（意見）</p> <p>返済計画の前提には、上記「イ」の他に平成25年度からの貸付料収入の増加がある。これがないと、公社の資金が枯渇する懸念が生じる。しかし営農者の支払い能力が維持できなければ貸付料の回収が滞る事態も想定される。</p> <p>実際、平成23年度末において、一業者について平成22年度分の支払いが525万円、</p>

	<p>6 か月延滞している。この未収金については回収努力を続けているが、この業者への請求額の全体は 655 万円であるから、今後の支払いが持続できるかは要注意であるといわざるを得ない。</p> <p>また、公社は 11 月にその年度の貸付料を請求し、払込みは翌年 1 月としているが、23 年 3 月末時点で未収金が 11,462 千円（県の 243 は含まない。貸付料総額の 11.4% に相当する）残っており、回収が遅れれば、その分資金繰りにマイナス要素となることは言うまでもない。</p> <p>個々の営農者の財務内容を公社が情報収集するなどはしていないが、天候不良による収穫量の減少や、未収金の増加、延滞件数の増加があるようであれば、回収努力は当然として、値上げ前であれば値上げの可否や、契約更新時における業者の財務的な体力の検証など必要である。</p>
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	<p>今回、入植者のリース更新にあたっては、経営分析や経営計画の実現性について、専門家による審査の観点を加えるとともに、営農指導や経営指導の強化を行うよう検討しています。</p> <p>また、延滞が発生した場合については、「諫早湾干拓農地賃借料債権管理規程」に基づき債権回収のための手続きを適切に行ってまいります。</p> <p>今後とも不良債権化することがないように適切な対応を検討してまいります。</p>
所見	<p>公社の検討については、後段、別記 2 を参照のこと。</p> <p>なお、その後の状況について、以下の説明がなされた。</p> <p>「今回、入植者の利用権再設定にあたっては、審査のポイントを、経営分析や経営計画の実現性に置き、専門家（中小企業診断士、大学教員等）による厳格な審査を経て選考・審査を行いました。また、入植後においても、関係機関とも連携を図りながら、経営指導、営農支援に努めてまいります。</p> <p>また、リース料の延滞については、「諫早湾干拓農地賃借料債権管理規程」に基づき債権回収のための手続きを適切に行ってまいります。今後とも不良債権化することがないように適切な対応を検討してまいります。」</p>

No	24
区分	意見
報告書頁	171
項目	<p>【財団法人長崎県農業振興公社について】</p> <p>強化資金引当資産の返還と当該資産の運用益の喪失の影響</p>
措置掲載文	<p>公社の保有する強化資金引当資産の返還が平成 26 年度末に予定されている。現在、国と県から 150 百万円ずつの計 300 百万円が公社へ基金として拠出されていたが、平成</p>

	22年に会計検査院から農水省が指摘を受けたことにより国庫に返還する見通しとなった。このため公社では従来、運用益4,830千円を職員人件費に充てていたが、この原資が失われてしまう。今後の人件費の削減ができなければ、年間5百万円弱ではあるが資金繰りに与える影響は大きいと考える。
報告書原文	エ 強化資金引当資産の返還と当該資産の運用益の喪失の影響（意見） 公社の保有する強化資金引当資産の返還が平成26年度末に予定されている。現在、国と県から150百万円ずつの計300百万円が公社へ基金として拠出されていたが、平成22年に会計検査院から農水省が指摘を受けたことにより国庫に返還する見通しとなった。このため公社では従来、運用益4,830千円を職員人件費に充てていたが、この原資が失われてしまう。今後の人件費の削減ができなければ、年間5百万円弱ではあるが資金繰りに与える影響は大きいと考える。
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	経費のさらなる縮減に努め合理化事業に必要な財源の確保に努めてまいります。
所見	公社の検討については、後段、別記2を参照のこと。 なお、その後の状況について、以下の説明がなされた。 「職員数を見直すなど、経費の更なる縮減に努めるとともに、公益財団法人としての必要な財源確保に努めてまいります。」

No	25
区分	意見
報告書頁	171
項目	【財団法人長崎県農業振興公社について】 公社が県から調達した宅地購入資金の返済のめどが立たない場合、県にとっては不良債権化する可能性がある点について
措置掲載文	当該借入金は県から調達しており、宅地の売上金を返済原資としているが、売却は計画どおり進んでおらず、当該借入金の返済期限は平成25年であるがその見通しは立っていない。余剰資金によって契約通り返済する資金的余裕もない。公社にとっては無利息であるため、返済猶予期間が延長されればその期間の財務的な負担はほとんどないと言ってもよいが、県にとっては貸付金が不良債権化することとなる。公社での資金繰り計画の再構築や販売方針の見直しを行いつつ、県・公社共通の問題として不良債権化を回避する努力を求めたい。
報告書原文	オ 公社が県から調達した宅地購入資金の返済のめどが立たない場合、県にとっては不良債権化する可能性がある点について（意見） 当該借入金は、借入金一覧のNo4と5の借入金が原資である（合計208百万円）。当

	<p>該借入金は県から調達しており、宅地の売上金を返済原資としている。</p> <p>宅地とはいえ、法律によって営農者の営農のために使用されるための宅地であり、使用目的が限定されている。このため、現状営農者が希望しない限り売却先が見当たらない。</p> <p>売却対象総区画 73 に対し販売済みは 31 区画、売却対象総面積 70,000 m²に対し販売済みは 27,903 m² (39.8%) にとどまっているのが現状である。売却計画とのかい離も甚だしく、平成 21 年度計画 10 区画に対しゼロ、22 年度計画 10 区画に対し実績は 1 区画に過ぎない。</p> <p>当該借入金の返済期限は平成 25 年であるが、その見通しは立っていない。公社余剰資金によって契約通り返済する資金的余裕はない。公社にとっては、No4、5 ともに無利息であるため、返済猶予期間が延長されればその期間の財務的な負担はほとんどないと言ってもよいが、県にとっては貸付金が不良債権化することとなる。</p> <p>公社での資金繰り計画の再構築や販売方針の見直しを行いつつ、県・公社共通の問題として不良債権化を回避する努力を求めたい。</p>
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	営農状況の定着、安定化に伴い、入植者の営農に寄与する共同利用施設等も含め、新たな需要の発掘など、県と農業振興公社で一体となって取り組み、不良債権化することがないよう努めてまいります。
所見	<p>宅地購入資金の不良債権化の回避について（意見）</p> <p>規程の見直しは一部あっているものの、宅地売却・資金返済の目途についての目立った進捗は見られない。短期借入金 202 百万円の返済期限（3 月末）の一年延長の条件変更を検討しているとのことであるが、幾度も条件変更を行い続けることもできないため、早期の事態改善に向け更なる施策が必要であると考えている。</p> <p>なお、その後の状況について、以下の説明がなされた。</p> <p>「宅地等用地の売渡し促進のため、土地改良法の趣旨を踏まえながら、売渡し対象者の拡大等販売方針の見直しを行いました。今後とも県と公社で一体となって取り組み、不良債権化することがないよう努めてまいります。」</p>

No	26
区分	意見
報告書頁	172
項目	【財団法人長崎県農業振興公社について】 長崎県農業振興公社についてのまとめ
措置掲載文	公社は、多額の資金調達による用地の貸付事業を行っているが、従前のままの認識で事業継続できるかは懸念が生じる。事業計画が超長期であり不確実性が高く、新たな前

	<p>提条件の見直しが生じているにもかかわらず、計画の見直しはこれからである。また当初から返済スキームの作りこみが一部不明確であったり、将来予測が甘かったりと、出発点から綻びも見られるところである。加えて、公社での経理処理においても事業内容が十分に理解され管理できていない。</p> <p>県も財政的には全く余裕のあるところではない。したがって、リスクが顕在化する前に適時に適切な対応が求められる。将来の資金繰り計画の見直しが急務であることはもちろん、(未収や未払) 利息計上を適切に管理し、そして、営農者の状況を把握し、収益の確保を営農者一体として考えるシステムが必要であると考え。</p> <p>農地保有合理化事業に潜むリスクの適切かつ確実な伝承と継続的な管理を心から願うばかりである。</p>
報告書原文	<p>⑦ 長崎県農業振興公社についてのまとめ (意見)</p> <p>公社は、多額の資金調達による用地の貸付事業を行っているが、従前のままの認識で事業継続できるかは懸念が生じる。</p> <p>事業計画が超長期であり不確実性が高く、新たな前提条件の見直しが生じているにもかかわらず、計画の見直しはこれからである。また当初から返済スキームの作りこみが一部不明確であったり、将来予測が甘かったりと、出発点から綻びも見られるところである。加えて、公社での経理処理においても事業内容が十分に理解され管理できていない。</p> <p>ハイリスクな事業を行っているにもかかわらず、これらの脆弱性が見られるのは、いつかは県の支援があるとの意識の表れがそうさせるのであろうか。</p> <p>さらに長崎県耕作放棄地解消総合対策事業費補助金や長崎県農地保有合理化促進対策費補助金において対象経費が判然としていないなど、少しでも補助金によって公社経費を賄おうとする意図すら感じられるあいまいな処理が見られるのは県・公社共に現実を見据えようとしていないことと無関係ではあるまい。</p> <p>県も財政的には全く余裕のあるところではない。したがって、リスクが顕在化する前に適時に適切な対応が求められる。将来の資金繰り計画の見直しが急務であることはもちろん、(未収や未払) 利息計上を適切に管理し、そして、営農者の状況を把握し、収益の確保を営農者一体として考えるシステムが必要であると考え。</p> <p>公社は金融業を営んでいるのではないが、さりとて巨額なリスクの前では公益性という論理が通じない例は、これまで全国の第三セクターや地方三公社での破綻をみるに事欠かないのではないか。農地保有合理化事業に潜むリスクの適切かつ確実な伝承と継続的な管理を心から願うばかりである。</p>
要約判定 内容相違	特に問題はない。
講じた措置の内容等	公社の経営努力はもとより、入植者やリース更新時における経営状況の把握、リスク管理に努め事業の継続を図ってまいります。

所見	<p>公社の検討については、後段、別記 2 を参照のこと。</p> <p>なお、その後の状況について、以下の説明がなされた。</p> <p>「公社の経営努力はもとより、営農者のリース更新時における経営状況の把握や営農支援に努めるとともに、予想されるリスクについては適切な対策の検討・実現に努め、事業の継続・発展を図ってまいります。」</p>
----	--

別記 2 長崎県振興公社について

(1) 前回監査についての再検討について

長崎県農業振興公社（以下、公社）については、平成 23 年度の監査において、おおよそ以下の問題を提示したところである。

- ① 公益認定の条件である「収支相償」規定の充足について
- ② 暗渠排水管の更新資金の捻出の可能性について

① 公益認定の条件である「収支相償」規定の充足について（意見）

公社は、平成 25 年 4 月 1 日に公益財団法人に認定されている。

「収支相償」について、公社は、公益認定の申請書上、一定の条件をクリアすることを示しており、「平成 25 年度以後生じるであろう、事業に係る必要経費を控除した貸付料収入の余剰については、その全額を農地等の取得資金の返済に充て、運転資金に充てる見込みはない」として、収支相償を満たすとしている。結果、公益認定等委員会の審議を経て、公益認定に至ったものと思われる。

この収支相償のクリアの考え方は、公益法人協会で示された考え方をベースにしているとの説明を受けている。

【収支相償と借入金】

借入金返済をもって収支相償を充たすということは原則認めないが、病院などの場合、借入れを起こして設備投資を行うことがあり得る。そのような場合は、個別事情で判断せざるを得ない。

借入金の返済が認められる 3 つの要件は (1) 借入金によって資産を取得することが必要不可欠であり、かつ、当該資産が公益目的事業に正しく使われているか（他の事業のために転用可能なものではない）、(2) 借入金による以外資金調達方法はなかったか（リース契約等では対応できなかったのか）、(3) 余剰金が間違いなく返済に充てられるか（運転資金に回されたりすることはないか）。以上の 3 点を合理的に説明することができれば、個別事情判断の土俵に乗ってくる。

以上のように、「借入金返済をもって収支相償を充たすということは原則認めない」ことがまずは確認されており、その上で (1) から (3) の条件をクリアできるのであれば、公益認定の可能性は出てくるという見解である。

この「(3) 余剰金が間違いなく返済に充てられるか（運転資金に回されたりすることはないか）」が公社にとってのポイントであり、ゆえに申請書でも「平成 25 年度以後生じるであろう、事業に係る必要経費

を控除した貸付料収入の余剰については、その全額を農地等の取得資金の返済に充て、運転資金に充てる見込みはない」と説明している通り、収支相償の適合性の判断の分かれ目と位置づけているのである。

申請書添付の収支相償に関する計算表によって、今後の収支計画（見通し）が示され、収支相償に適合することが説明されている。以下は、その転載である。

<表1：申請書添付の収支相償の計算表>

公益目的事業会計3の収支相償に関する計算表										
■前提										
・構築物(暗渠排水工事)を20年で買換える。										
・用地貸付料収入は平成25年度以降増加										
・人件費が平成25年度以降増加(その他経常費用)										
A 経常収益										
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
用地貸付料	100,937,000	134,472,371	134,472,371	134,472,371	134,472,371	134,472,371	134,472,371	134,472,371	134,472,371	134,472,371
その他経常収益	1,447,000	1,447,000	1,447,000	1,447,000	1,447,000	1,447,000	1,447,000	1,447,000	1,447,000	1,447,000
経常収益計	102,384,000	135,919,371	135,919,371	135,919,371	135,919,371	135,919,371	135,919,371	135,919,371	135,919,371	135,919,371
B 経常費用										
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
減価償却費	88,262,000	88,262,000	88,262,000	88,262,000						
公庫利息1.85%	73,579									
公庫利息1.75%	7,456,019	5,668,296	4,287,882	2,883,311	1,454,163					
県用地160M	2,299,489	2,289,730	2,950,475	3,002,109	3,054,646	3,108,102	3,162,494	3,217,837	3,274,149	3,331,447
県用地2,384M								2,607,500	5,260,631	7,960,192
その他経常費用	17,151,708	18,051,708	18,051,708	18,051,708	18,051,708	18,051,708	18,051,708	18,051,708	18,051,708	18,051,708
経常費用計	115,242,795	114,271,734	113,552,065	112,199,128	22,560,517	21,159,810	21,214,202	23,877,045	26,586,488	29,343,347
C 経常増減額										
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
経常増減額(A-B)	△ 12,858,795	21,647,637	22,367,306	23,720,243	113,358,854	114,759,561	114,705,169	112,042,326	109,332,883	106,576,024
D 公益目的保有財産(構築物)取得のための積立										
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
積立額					32,000,000	19,000,000	18,500,000	16,000,000	14,000,000	11,000,000
E 借入金返済額(土地改良資金協会への返済については、平成29年度以降、県より毎月149,000千円借り入れ、差額の97,651千円を法人から支出)										
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
返済額	78,148,407	166,749,896	80,261,195	81,665,766	83,094,914	97,657,000	97,651,000	97,651,000	97,651,000	97,651,000
F 収支相償の判定(マイナスとなれば適合)										
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
	△ 91,007,202	△ 145,102,259	△ 57,893,889	△ 57,945,523	△ 1,736,060	△ 1,897,439	△ 1,445,831	△ 1,608,674	△ 2,318,117	△ 2,074,976
※(C-D-E)の額で判定										

※この計算表は申請時に添付されたものをそのまま転載しているが、平成24年度は借入金の一部繰上償還が行われたため、表のH24の返済額が「78,148,000」から「166,017,522」となり、H24の収支相償の欄は、「△91,007,202」から「△155,242,655」となる。また、H25の返済額が「166,749,896」から「78,880,781」となり、H25の収支相償の欄は、「△145,712,259」から「△57,843,144」となる。

上記<表1>のとおり、その後、平成25年度においては、契約更新により貸付料収入単価が、10ヘクタール当たり1.5万円だったものが2万円となったことから、年間では、貸付料収入総額は100,937千円だったものが134,472千円に増収となる見込みであり、新たに減価償却費を考慮しても、経常収支は21,037千円の余剰が生じることとなる。公社は、この余剰は全額借入金（農地取得資金）の返済に充てられると考えており、増収になっても収支相償の適合性は揺るがないと考えている。

しかしながら、以下の点において収支相償の適合性に問題が生じると考えている。

公社においては、平成24年度決算正味財産増減計算書内訳表（新公益法人会計基準適用後）の公益目的事業会計以外の法人会計において、経常損失が3,741千円計上されており、資金が流出している。すなわち、法人会計の管理費を賄える財源が現状ないため、当会計区分において恒常的な赤字が発生する構造となっている。

平成24年度決算の法人会計の主な収支内容は次の通り。

科目	金額（円）
基本財産運用益	
基本財産受取利息	261
経常収益計（A）	261
管理費	
人件費	1,552,059
支払手数料	1,579,200
会議費	359,479
その他	251,124
経常費用計（B）	3,741,862
当期一般正味財産増減額（A）－（B）	△ 3,741,601
一般正味財産期首残高	△ 1,393,001
一般正味財産期末残高	△ 5,134,602

この赤字、3,741 千円については、他会計借入金によって公益目的事業会計からの資金移動（公益目的事業会計側からは他会計貸付金となる）によって賄われており、法人会計の運転資金として資金流出が生じているということになる。

平成 24 年度は経常収支がそもそも赤字であるからよいのだが、平成 25 年度も、法人会計で赤字が継続するならば、上記「平成 25 年度以後生じるであろう、事業に係る必要経費を控除した貸付料収入の余剰については、その全額を農地等の取得資金の返済に充て、運転資金に充てる見込みはない」との内容と相容れないこととなり、収支相償は満たされないこととなる。

このため、法人会計の赤字縮小のための経費節減はもちろん、赤字解消の対策を早急に行う必要がある。

なお、赤字解消の対策として、「新たな公益法人制度への移行等に関するよくある質問（FAQ）の「問VI - 1 - ②（公益目的事業財産）法人の管理費の財源はどこに求めたらいいのでしょうか。またその経理方法はどうすればいいのでしょうか。」や「問VI - 1 - ③（公益目的事業財産）公益目的事業しか行わない法人は、管理費の捻出のためには収益事業を行わなければならないのでしょうか。」の回答にある、例えば「公益目的事業しか行わない法人の法人運営上必要な管理業務は、広い意味で公益目的事業を行うためと評価できるため、公益目的事業に関して得た財産から管理業務に充てるものは、合理的な範囲で公益目的事業財産に組み入れないことができます。例えば、寄附金（公益法人認定法第 18 条第 1 号）や公益目的事業の対価収入（同第 3 号）は、必要な範囲で管理費に割り振ることが可能です。」といった記述があり、公社の場合「法人運営上必要な管理業務は、広い意味で公益目的事業を行うため」という考え方にしたがって、公益目的事業の収益を振り分けることで法人会計の赤字は容易に解消可能である、という見解を県から受けた。

しかし、これらの FAQ は、はあくまで、借入金を収支相償の対象とするような異例な場合を前提とせず、原則的な場合での収支相償のあり方を基礎にして述べているのであって、上記でも述べたように「借入金

返済をもって収支相償を充たすということは原則認めない」ことがまずは出発点で、その上で(1)から(3)の条件をクリアできるのであれば、公益認定の可能性は出てくる、という見解にすぎている以上、原則・例外の順序をわきまえず、「原則論では収支相償が満たされないので、例外的に借入金の返済を赤字要素としたいのだが、法人会計に運転資金として流出しており、“余剰金が間違いなく返済に充てられるか(運転資金に回されたりすることはないか)”が条件を満たさず、借入金の返済を赤字要素に含めることができなくなる。なので、余剰金を返済のみに充てることができるよう、原則論から一部拝借して“法人運営上必要な管理業務は、広い意味で公益目的事業を行うため”なのだから公益目的事業の収入を法人会計へ振り分ければよいではないか”では、まさに「原則・例外のいいとこ取り」と言わなければならない。この論理がまかり通るのであれば、収支相償規定はないに等しい。

また適正な会計があるからこそ、公益認定の適正な判定が成立するのであって、県の主張する法人会計への収入の割り当ての論議と公益認定上の収支相償の考え方は別問題などというのは、結局、外郭団体の存続のため経理操作でどうにでもなるということをお自ら主導しているにも等しい。同意することはできない。

原則は、借入金の返済は収支相償の対象外である。

収支相償の適合性を判断するのは、言うまでもなく公益認定等委員会である。

適切な判断を仰げるよう、公社は今後の対応も含めて、適切に対処する必要があると考える。

② 暗渠排水管の更新投資資金の捻出の可能性について（意見）

平成23年度監査の際、農地取得資金借入金の返済計画に、暗渠排水管の修繕計画とコストが反映しているか疑問を呈していたところである。

監査後、県及び公社は、暗渠排水管（構築物勘定）の更新のあり方や資金捻出の予測について改めて検討を進めているところである（ただし、現状、具体的な計画の立案までは至っていない）。公益認定に当たって、暗渠排水管の取得原価の農業用地（営農地）からの切り離し及び過年度分の遡及計上も含めた減価償却費の計上を行ったことは、その表れでもある（監査の措置でもあることは言うまでもない）。

公社は、平成11年度から平成18年度にわたって敷設・埋設された暗渠排水管の工事費（合計704百万円）をもとに、今後要するであろう更新投資を約8億円と見積もっており、国庫補助を除いた自己負担分を、暗渠排水管の見積使用可能年数20年を基礎に、今後内部留保資金として毎年度計画的に積み立てていく必要があるとしている。

公社の今後の修繕計画の立案に必要な要素は何か、考察を試みる。公益認定申請書のデータを基礎に当方で作成した資金繰りをシミュレーションし、修繕コストの自己負担割合及び自己負担額を予測すると以下ようになる。

ただし、この予測は、次の前提を置いている。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・貸付料収入は該当期に満額回収する。・リース事業以外の公益事業の収支は毎期2百万円の赤字とする。・暗渠排水管の更新投資は、見積使用可能年数20年後で生じ、その取得原価は公社見積額に消費税率 |
|--|

増加分（5%）を上乗せした額が必要であるとする。

- ・シミュレーション最終年度に維持されるべき資金残高を 50 百万円とする。

(シミュレーション表 1)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	回収率
A 経常収益																	
土地賃料	100,937,000	134,472,371	134,472,371	134,472,371	134,472,371	134,472,371	134,472,371	134,472,371	134,472,371	134,472,371	134,472,371	134,472,371	134,472,371	134,472,371	134,472,371	134,472,371	100.0%
その他経常収益	1,447,000	1,447,000	1,447,000	1,447,000	1,447,000	1,447,000	1,447,000	1,447,000	1,447,000	1,447,000	1,447,000	1,447,000	1,447,000	1,447,000	1,447,000	1,447,000	
経常収益計	102,384,000	135,919,371	135,919,371	135,919,371	135,919,371	135,919,371	135,919,371	135,919,371	135,919,371	135,919,371	135,919,371	135,919,371	135,919,371	135,919,371	135,919,371	135,919,371	
B 経常費用																	
公租料1.85%	73,579																
公租料1.75%	7,456,019	5,668,298	4,287,882	2,883,311	1,454,163												
費用掛160M																	
費用掛384M	17,151,708	18,051,708	18,051,708	18,051,708	18,051,708	18,051,708	18,051,708	18,051,708	18,051,708	18,051,708	18,051,708	18,051,708	18,051,708	18,051,708	18,051,708	18,051,708	
その他経常費用	24,681,308	23,720,004	22,339,590	20,935,019	19,505,871	18,051,708	18,051,708	18,051,708	18,051,708	18,051,708	18,051,708	18,051,708	18,051,708	18,051,708	18,051,708	18,051,708	
経常費用計	24,681,308	23,720,004	22,339,590	20,935,019	19,505,871	18,051,708	18,051,708	18,051,708	18,051,708	18,051,708	18,051,708	18,051,708	18,051,708	18,051,708	18,051,708	18,051,708	
C 経常収支																	
経常増減額(A-B)	77,702,694	112,199,367	113,579,781	114,984,352	116,413,500	117,867,663	117,867,663	117,867,663	117,867,663	117,867,663	117,867,663	117,867,663	117,867,663	117,867,663	117,867,663	117,867,663	
D 借入金返済額																	
返済額	166,017,522	78,880,781	80,261,195	81,665,766	83,094,914	84,547,000	86,020,000	87,510,000	89,010,000	90,520,000	92,040,000	93,570,000	95,110,000	96,660,000	98,220,000	99,790,000	
E 借入返済水の更新投資費算出																	
更新投資総額(20年の更新時期に当時の工事原価が発生すると仮定)	42,581,645	93,900,231	125,218,817	156,537,403	187,855,989	206,066,652	224,283,315	242,499,978	260,716,641	278,933,304	297,150,000	315,366,663	333,583,326	351,799,989	370,016,652	388,233,315	
E-更新投資総額のうち、公社の支出負担可能額											193,320,720	92,436,720	4,744,440	299,181,200	111,154,920	105,709,920	
F その他公益事業の収支																	
他公益事業収支		△ 2,000,000	△ 2,000,000	△ 2,000,000	△ 2,000,000	△ 2,000,000	△ 2,000,000	△ 2,000,000	△ 2,000,000	△ 2,000,000	△ 2,000,000	△ 2,000,000	△ 2,000,000	△ 2,000,000	△ 2,000,000	△ 2,000,000	自己負担率 40.0%
G CF増減(C-D-E+F)																	
CF増減	△ 88,314,828	△ 31,318,586	△ 31,318,586	△ 31,318,586	△ 31,318,586	△ 18,216,663	△ 18,216,663	△ 18,216,663	△ 18,216,663	△ 18,216,663	△ 18,216,663	△ 18,216,663	△ 18,216,663	△ 18,216,663	△ 18,216,663	△ 18,216,663	
期末残高	93,900,231	125,218,817	156,537,403	187,855,989	206,066,652	224,283,315	242,499,978	260,716,641	278,933,304	297,150,000	315,366,663	333,583,326	351,799,989	370,016,652	388,233,315	50,000,000	

※当然ながら資金の増減を予測しているため、資金の移動を伴わない減価償却費は考慮しない。

シミュレーションの結果、公社負担可能総額は 338,233 千円、公社負担可能割合は 40%となる。

更に、上記条件のうち、貸付料収入を満額回収ではなく、うち 95%が回収可能と見積もるとする場合、自己負担割合と、自己負担額はどのようになるかを試算してみる。

(シミュレーション表 2)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	回収率
A 経常収益																	
土地賃料	100,937,000	134,472,371	134,472,371	134,472,371	134,472,371	134,472,371	134,472,371	134,472,371	134,472,371	134,472,371	134,472,371	134,472,371	134,472,371	134,472,371	134,472,371	134,472,371	95.0%
その他経常収益	1,447,000	1,447,000	1,447,000	1,447,000	1,447,000	1,447,000	1,447,000	1,447,000	1,447,000	1,447,000	1,447,000	1,447,000	1,447,000	1,447,000	1,447,000	1,447,000	
経常収益計	97,337,150	129,195,752	129,195,752	129,195,752	129,195,752	129,195,752	129,195,752	129,195,752	129,195,752	129,195,752	129,195,752	129,195,752	129,195,752	129,195,752	129,195,752	129,195,752	
B 経常費用																	
借入償却費	73,579																
公租料1.85%	7,456,019	5,668,298	4,287,882	2,883,311	1,454,163												
費用掛160M																	
費用掛384M	17,151,708	18,051,708	18,051,708	18,051,708	18,051,708	18,051,708	18,051,708	18,051,708	18,051,708	18,051,708	18,051,708	18,051,708	18,051,708	18,051,708	18,051,708	18,051,708	
その他経常費用	24,681,308	23,720,004	22,339,590	20,935,019	19,505,871	18,051,708	18,051,708	18,051,708	18,051,708	18,051,708	18,051,708	18,051,708	18,051,708	18,051,708	18,051,708	18,051,708	
経常費用計	24,681,308	23,720,004	22,339,590	20,935,019	19,505,871	18,051,708	18,051,708	18,051,708	18,051,708	18,051,708	18,051,708	18,051,708	18,051,708	18,051,708	18,051,708	18,051,708	
C 経常収支																	
経常増減額(A-B)	72,655,844	105,475,748	106,858,162	108,260,733	109,689,881	111,144,044	111,144,044	111,144,044	111,144,044	111,144,044	111,144,044	111,144,044	111,144,044	111,144,044	111,144,044	111,144,044	
D 借入金返済額																	
返済額	166,017,522	78,880,781	80,261,195	81,665,766	83,094,914	84,547,000	86,020,000	87,510,000	89,010,000	90,520,000	92,040,000	93,570,000	95,110,000	96,660,000	98,220,000	99,790,000	
E 借入返済水の更新投資費算出																	
更新投資総額(20年の更新時期に当時の工事原価が発生すると仮定)	42,581,645	93,900,231	125,218,817	156,537,403	187,855,989	206,066,652	224,283,315	242,499,978	260,716,641	278,933,304	297,150,000	315,366,663	333,583,326	351,799,989	370,016,652	388,233,315	
E-更新投資総額のうち、公社の支出負担可能額											56,898,553	27,206,166	1,398,393	88,049,742	32,153,345	31,112,762	自己負担率 0.28%
F その他公益事業の収支																	
他公益事業収支		△ 2,000,000	△ 2,000,000	△ 2,000,000	△ 2,000,000	△ 2,000,000	△ 2,000,000	△ 2,000,000	△ 2,000,000	△ 2,000,000	△ 2,000,000	△ 2,000,000	△ 2,000,000	△ 2,000,000	△ 2,000,000	△ 2,000,000	
G CF増減(C-D-E+F)																	
CF増減	△ 93,381,678	△ 24,594,967	△ 24,594,967	△ 24,594,967	△ 24,594,967	△ 11,483,044	△ 11,483,044	△ 11,483,044	△ 11,483,044	△ 11,483,044	△ 11,483,044	△ 11,483,044	△ 11,483,044	△ 11,483,044	△ 11,483,044	△ 11,483,044	
期末残高	62,581,645	87,176,612	111,771,580	136,366,547	160,961,515	172,448,559	183,941,604	195,434,648	206,927,693	218,420,737	229,913,781	241,406,825	252,900,869	264,393,913	275,886,957	287,380,001	

シミュレーションの結果、公社負担可能総額は 237,378 千円、公社負担可能割合は 28.1%となる。

回収率の 5%の相違が、1 億円の負担の相違となって表れることが予測される。

以上から、更新投資資金の捻出のためには、下記の条件がクリアされる必要である。

- ア 貸付料収入が、非常に高い水準で稼働し、かつ満額に近い収入が実現されること
- イ 更新投資見積額として 8 億円が適切なものであること

- ウ 更新投資の公社負担割合の抑制施策を県、公社の共通課題として取り組むこと
- エ 暗渠排水管の維持管理が適切に行われ、見積使用年数 20 年が確保されること
- オ 経費の節減努力

「ア」については、営農者の支払能力に依存していることは、前回監査で述べたとおりである。このため、ハード・ソフト両面の努力が求められる。また、あくまで仮定の話だが、経済環境の変化によっては、現在の貸付契約の条件の見直しが避けられない事態となるかもしれない。計画の見直しも含めて柔軟な対応が必要であろう。

「イ」については、例えば、公社の見積もりには消費税率の引き上げの影響は考慮されておらず、過去の工事費データの積み上げを基礎としているため、実際のコストとのかい離が懸念される（資材価格は上昇傾向にある）。この他にも、コストを増加させる要素がないかどうか慎重に考察する必要がある。また、計画的な工事推進も投資総額削減には不可欠と思われる。

「ウ」については、資金の適切なコントロールのもと、資金余力の可能な範囲での更新の実現のためには欠かせないことであり、早期から、また段階を追っての考察・検討が必要であろう。

「エ」については、日ごろからのメンテナンス等によって、暗渠排水管の長寿命化を図るべきである。そのための県から公社や営農者へのバックアップも視野に検討を求めたい。

「オ」については、公社の努力によるところであるが、費用対効果の見極めも必要である。特に法人会計部門の主要な赤字要因に公認会計士とのアドバイザー契約があるが、当該契約に 100 万もかけることは対価性に疑問が残る。仮に県の財政支援によって当該財源を捻出する場合を考えると、支援が 10 年ものの固定利付債によらずにすれば、利回りが 0.6%である場合、利息で 100 万円を賄おうとすると、債券の元本額は 1 億 6 千 7 百万円（ $100 \text{ 万} \div 0.6\%$ ）の公費投入となるが、県民はこれを納得するのであるだろうか。利息の財源も税金であるが、本当にそれでよいのだろうか。

平成 23 年度での見解と相違ないところであるが、超長期のプロジェクトを維持する立場にある公社においては、適時状況を把握し、確度の高い経営計画の立案と執行が不可欠である。堅実な事業執行と債務履行を果たされたい。

(2) 公社の財務上の問題点について

① 暗渠排水管の取得原価と減価償却の問題について

以下、ア、イについて、公社は会計処理のあり方を再考する必要があると思われる。

ア 取得原価について（意見）

公益法人会計基準（20 年基準）に準拠して、公社は平成 23 年度より暗渠排水管を構築物勘定に計上している。平成 24 年度に再度精査が行われているが、取得原価は、平成 11 年度から平成 18 年度にかけて行われた敷設時の工事費に基づき計上している（当時は国の事業である）。

年度ごとの工事費の内訳は以下の通りである。

年度	工事費
平成 11 年度	8,223,000 円
平成 12 年度	6,742,050 円
平成 14 年度	144,814,950 円
平成 15 年度	108,525,900 円
平成 17 年度	223,513,500 円
平成 18 年度	212,602,950 円
計	704,422,950 円

以上の工事費を公社は構築物の取得原価としており、構築物の取得日を一律に所有権移転及び干拓農地の貸付を開始した平成 20 年 4 月 1 日として設定し、償却開始日としている。

しかしながら、この考え方には賛同できない。

暗渠排水管は、埋設した瞬間から稼働しており、農地の排水を行っていると考えるのが妥当であると思われる。すなわち、排水管は農地に埋設した瞬間から減価（構築物としての経済的用役の発揮）及び劣化が始まっていると考えるべきである。

したがって、例えば最も初期に埋設された平成 11 年度分 8,223,000 円は、その工事費満額を帳簿価額とするのではなく、平成 12 年度から（月割償却をせず翌年度償却開始を前提とする）平成 19 年度までの 8 年分を減価償却した残価をもって平成 20 年 4 月 1 日付けの帳簿価額（償却基礎金額）と考えるのが妥当であると考え（支出名目が国への負担金であろうと、所有権を取得しているのだから購入とかわらない）。

なお、この考え方を採用すると、農地と暗渠排水管を一体として取得している関係上、農地の簿価と構築物の簿価との間に既減価償却費の累計額分だけ差額が生じるが、この差額は農地簿価に振り分けることとなると考える（当該差額分を償却費として一括計上するという考え方もあろうが、どれだけ減価していても工事費相当額を支払わねばならない法律上の制約が原因とはいえ、取得時に損失を即時認識するということには経済合理性の観点から問題があると言わなければならないであろう）。

イ 減価償却の耐用年数の見積もりについて（意見）

公社は、暗渠排水管の耐用年数（何年で償却計算をするのか）を、税法耐用年数を用いて「8 年（耐用年数省令別表第一の農林業用構築物、その他）」として定額法により償却費を計算している。

しかしながら、この考え方にも賛同できない。

減価償却の意義を踏まえると、償却対象金額を、規則的、合理的に費用として配分することにあるのだから、配分すべき期間は合理的な期間（物理的使用可能期間＝税法耐用年数ではなく、経済的使用可能予測期間に見合った期間）でなければならない。税法耐用年数の採用が許容されるのは、合理性がある場合に限り得ると考えるべきであって、経済的使用可能予測期間との乖離が大きい場合、税法耐用年数を採用しえないことは会計に携わる専門家のコンセンサスである。

上述の〈表 1：申請書添付の収支相償の計算表〉は、既に公益認定申請書類の一部として、公社の公の見解を示している書面であるが、その中に「■前提 ・構築物（暗渠排水工事）を 20 年で買換える」と明

示しており、公社の考える更新期間は 20 年であるという意思表示がなされている。つまり、「暗渠排水管は 20 年使用する」、すなわち「経済的使用可能予測期間は 20 年である」、という意味であって、税法耐用年数 8 年を償却期間として採用している考え方とは整合性がとれていない。

結果的に、償却期間が短く、公社は過大な償却費を計上していると思われる。

なお、更新期間 20 年の根拠としては、「土地改良施設の維持管理等において使用する耐用年数」の「新設施設標準耐用年数」で「暗渠排水 構造区分が明瞭でないもの 20 年」（土管暗渠は 30 年、簡易暗渠は 15 年と明示されているが、公社の農地に埋設されている暗渠排水管はコルゲート管：ポリエチレン製であるため 20 年を採用している）を根拠としている。この見積自体が実態に適合しているかは別問題としてあり今後の課題であるが、少なくとも償却期間を 8 年とする妥当性は見いだせないと思われる。

以上から、平成 20 年度期首の各年度の構築物の当初取得原価は次のように試算される。

	(A)	(B)	(C) = (A) ÷ 20	(D) = (C) × (B)	(E) = (A) - (D)
工事年度	工事費	経過年数	耐用年数 20 年の年間償却費	H20 年度期首償却累計額	H20 年度期首取得価額
11 年	8,223,600 円	8 年	411,180 円	3,289,440 円	4,934,160 円
12 年	6,742,050 円	7 年	337,103 円	2,359,721 円	4,382,329 円
14 年	144,814,950 円	5 年	7,240,748 円	36,203,740 円	108,611,210 円
15 年	108,525,900 円	4 年	5,426,295 円	21,705,180 円	86,820,720 円
17 年	223,513,500 円	2 年	11,175,675 円	22,351,350 円	201,162,150 円
18 年	212,602,950 円	1 年	10,630,148 円	10,630,148 円	201,972,802 円
計	704,422,950 円		35,221,149 円	★ 96,539,579 円	607,883,371 円

ここから更に平成 24 年度末の簿価を算定すると、

平成 20 年度期首取得価額 607,883,371 円 - 年間償却費 35,221,149 円 × 5 年経過
= 431,777,626 円となる。

したがって、試算の結果、平成 24 年度の公社貸借対照表の各残高との差異は次のようになるとと思われる。

	試算 (A)	公社貸借対照表 (B)	差額 (A) - (B)
構築物	431,777 千円	264,158 千円	167,619 千円
用地	◆ 4,127,823 千円	4,031,284 千円	★ 96,539 千円
一般正味財産	◆ 225,514 千円	△38,644 千円	264,158 千円

※ ★で一致する。また、貸借一致のため 167,619 + 96,539 = 264,158。◆は逆算による。

以上を踏まえ、公社は暗渠排水管に係る耐用年数の見積もりを再度見直すべきと考える。

② 事業区分ごとの経費の案分について

ア 共通経費の各公益目的事業会計及び法人会計への按分方法について（意見）

現在、共通会計に一旦経費計上された金額を各公益目的事業会計及び法人会計に按分する際には、当期

に実際に各公益目的事業会計及び法人会計で直接発生した経費の合計金額比率に基づいて計算している。しかし、経費には公益目的事業会計でしか生じない経費、各公益目的事業会計と法人会計で生じる経費、特定の公益目的事業会計と法人会計で生じる経費が存在し、その場合按分することで本来の計上額に歪みが生じる可能性があり、按分割合を一律に直接経費割合で計算するのではなく、それぞれの経費科目の金額的重要性に応じ、例えば従事割合、建物面積比、職員数比、使用割合等の適切な配賦基準で算出すべきである。

特に当期は、5年に1度の臨時的なコストが特定の公益目的事業会計で発生しており、経常発生するような経費を按分する際には、そのような臨時的な要因は排除した配賦基準で算出するべきである。

イ 各公益目的事業会計と法人会計の区分について（意見）

公益法人会計ソフト賃貸・保守料の12か月分452,088円が共通経費として、各公益目的事業会計及び法人会計に按分されているが、当該経費は各公益目的事業を実施するかしないかにかかわらず発生する経理業務で使用するものであり、管理部門である法人会計に計上するべきである。

③ 貸倒引当金の未計上について（意見）

平成24年度決算書を見ると、貸倒引当金の設定が見られない。理由は計上基準となる規程の整備が間に合わなかったということであるが、会計上はそういう問題は関係なく、適切な債権評価を行わなければならない。現に、リース料未収金の回収懸念が存在しているのは明らかであるから、回収不能見積額を引当金として計上しなければならなかったはずである。

2. 追加検討した事項

(1) 耕作放棄地解消総合対策事業費補助金について（彦根市他4市1町分）

① 補助金の概要

補助金の名称	耕作放棄地解消総合対策事業費補助金
補助金支出済額	23,560,000円
補助対象事業費	73,324,900円
補助率	3/10以内
国庫単独の別	単独
対象団体	彦根市他4市1町
交付の目的・内容など	市町が策定する耕作放棄地解消総合対策5カ年計画に基づき耕作放棄地の解消を計画的に実施するため、別表に掲げる事業を行う市町、財団法人長崎県農業振興公社、長崎県担い手育成総合支援協議会、長崎県農業会議に対し、補助金を交付する。
対象経費の内容	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金による以下の農地復旧にかかる基盤整備を実施する場合で、事業費の15%以上を市町が負担する場合、県が30%を補助。ただし、解消面積10aあたりの補助対象事業費の補助対象事業費の上限

	を1,250千円とする。 ①農業用排水施設 ②農道 ③暗きょ排水 ④客土 ⑤区画整理		
過年度の推移（円）	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	—	486,000	30,808,000

② 壱岐市に対する補助について（指摘）

「長崎県耕作放棄地解消総合対策事業費補助金実施要綱」の別表の「4 耕作放棄地解消基盤整備事業」において、「事業費の15%以上を市町が負担する場合、県が30%を補助。ただし、解消面積10a当たりの補助対象事業費の上限を1,250千円とする。」と定められている。

壱岐市に対する補助については、総事業費20,706,400円に対しての壱岐市の負担は3,105,000円であり、総事業費の15%である3,105,900円を下回っている。

壱岐市の負担は、千円未満を切り捨てた金額であり、単純ミスと考えられるが、要件を満たしていないことは明らかであるが、県の担当者も気付いていなかった。

県は、当該補助金の返還要請が必要であり、今後の再発防止のためのチェック体制の強化が望まれる。

また、地区別調書によると解消面積115aとなっている。総事業費は20,706,000円のため、解消面積10a当たり事業費は1,801千円となり、上限の1,250千円を上回っているが、総事業費の30%を補助している。

「耕作放棄地解消事業関係質問・回答一覧」において、「解消面積は復旧した耕作放棄地の面積であるが、耕作放棄地の立地条件によっては、周辺農地と一体的に区画整理を実施しなければ、復旧が困難なものもあり得る。このような場合については、一体として整備しなければならない理由を整理した上で、周辺農地を含め、解消面積としてカウントすることができる」とされており、周辺農地と一体的に区画整理する受益面積は166aとなっており、受益面積10a当たり事業費は1,247千円となり、上限の1,250千円以下になるとのことであった。

「長崎県耕作放棄地解消総合対策事業実施要領」によると、「第3 対象農地 2. 耕作放棄地解消基盤整備事業（以下、「基盤整備事業」という。）の受益地とすることができる農地は、基盤整備事業と同一年度に復旧が行われる国交付金実施要綱別紙1第2の2とする。ただし、暗きょ排水、客土、区画整理については、一体的に整備する周辺農地の面積が耕作放棄地復旧面積を超えないものまでを補助対象とする。」となっており、受益面積10a当たりで判断すること自体には、合理性があると考えられる。

ただし、「一体として整備しなければならない理由」は、事業計画書や地区別調書には、明示されておらず、事業採択の際に考慮されるポイント基準では、「単位当たり面積経費125万円以上」と解消面積で計算されており、整合しない。

「解消面積」でなく、「受益面積」で判断することの理由を明示するとともに、ポイント基準との整合性も検討すべきである。

また、「長崎県耕作放棄地解消総合対策事業実施要領」「長崎県耕作放棄地解消総合対策事業費補助金実施要綱」において、「解消面積10a当たりの補助対象事業費の上限を1,250千円とする」とされており、「受益面積」という文言は出てこない。受益面積で判断するケースがある以上、その旨も織り込み、実務との

整合性を整えるべきである。

【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

1. 検証結果

(1) 耕作放棄地復旧保全・景観向上促進事業について

① 概要

委託内容	耕作放棄地復旧保全・景観向上促進業務委託		
契約方法	委任契約		
契約金額	5,656,000円 (NPO法人 NPO ひらど遊学ねっと) 他6契約 7契約計 38,748,908円		
過年度の推移 (円)	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	41,271,836	44,239,512	47,923,421

② 積算根拠の明確化について (意見)

当該契約は委任契約であり、積算金額が予定価格であり当初契約額となる。月額人件費単価160,000円については積算根拠を明示し、施行伺いで承認を得るようにすべきである。

なお、積算で示された月額単価160,000円については、県より非常勤職員単価をもとにしているとの説明を受けたが、「非常勤職員に対する報酬の支給方法について(通知)」(22人第166号 平成22年12月17日)では、従前月160,000円としていた報酬を、割増報酬を廃止したことにより月額180,000円としており、160,000とする根拠に欠ける。また当該書面も、人事課の説明では、非常勤職員単価が180,000円でなければならないとする性格のものではないとの主張であり、160,000円の根拠は不明であるといわざるを得ない。

③ 委託費確定通知書及び返還命令書について (指摘)

当該事業において、指令文書の「委託費確定通知書及び返還命令書」が発行されているが、文書発行の根拠が長崎県補助金交付規則第14条に基づくとしており委託契約とは関係がない上、契約の精算に用いるべきではない。長崎県文書取扱規程でも「第8条(文書の種類)(7)指令 所属機関又は特定の個人若しくは団体の申請又は願い出に対する指示又は命令」となっている。

④ ひらど遊学ねっと向け5,656,000円契約における精算内容について (意見)

他団体との契約における精算内容と比較すると、当法人の場合、事務運営経費の占める割合が大きい。

	ひらど遊学ねっと		対馬農業振興公社		長崎更生会絆	
	金額(千円)	%	金額(千円)	%	金額(千円)	%
賃金	3,520	62	3,255	62	3,438	59
法定福利費等	560	10	533	10	563	10

復旧保全経費	874	15	1,373	26	1,207	21
種子・肥料代	10	0			242	4
事務運営経費	743	13	81	2	367	6
計	5,708	100	5,244	100	5,819	100

事務局運営費の内訳は、

事務所人件費 330,000 円（うち局長人件費 108,000 円）、交通費 131,661 円、消耗品費 101,524 円、現場管理費（局長人件費）180,000 円となっている。

構成割合が大きいことと、内容を見るに事業との関連性には疑問を禁じ得ない。当法人は平成 25 年 4 月に解散しており、精算内容について県は慎重に検証するべきであったと思われる。

⑤ 当制度における事後的な県の管理について（意見）

耕作放棄地復旧保全・景観向上促進事業実施要領第 9（6）において、「NPO 法人等は、市町・農業委員会の協力を得て、耕作放棄地の所有者から農地利用についての同意書により同意を締結する」こととなっており、この同意書（農地利用同意書）には、第 1 条で「甲（NPO 法人等）が、同意の締結から 3 年間は事業実施農地において、景観作物作付等の利用を継続するものとする。」とされ、第 2 条（現地確認）において「県は甲（NPO 法人等）が事業実施農地で行う景観作物作付等の利用が適切に実施されているか確認するため、現地調査を行い、必要に応じて、甲に対し、指導を行うものとする」とされている。

しかしながら、ヒアリングでは県のモニタリングは十分に機能していない。上述のように NPO 法人の解散事例も発生している中で、県は公費を投入した耕作放棄地の利用がどのような状況にあるのか、第 1 条の期間（3 年）は、過去契約した法人に対し、定期的な報告を要求するとともに、サンプリングで現地確認が必要と考える。

Ⅱ - 25 諫早湾干拓課

【第一テーマ】平成 23 年度包括外部監査の措置状況等の検証について

1. 措置状況と検証結果

No	1
区分	指摘
報告書頁	156
項目	【財団法人長崎県農業振興公社について】 貸付要綱と貸付契約書の不備について
措置掲載文	契約書で謳われる据置期間における据置の対象が、元金のみか、元利なのか明示されていない。また「償還期日ごとに支払う元利金の均等（年賦）払い」という表現のみでは、必ずしも利息の据置を意味するところとはならない。現状の要綱と契約書のままでは、据置期間の利息支払いは据え置かれていないということにもなるため、当初の返済スキームに適合するように契約の文言を修正すべきである。
報告書原文	<p>(ii) 貸付要綱と貸付契約書の不備について（指摘）（所管は、諫早湾干拓室）</p> <p>以上から、金利については年利 1.75%であり、利息を減免したり免除したりする定めは見られない。このため毎年借入元本に対し当然ながら利息が発生し、利息支払期日経過後の未払分には、これにも利息が発生する（金利の複利計算が生じる）。</p> <p>また利息の支払については、据置との関係が明確に表現されているとは言えない。つまり契約書で謳われる据置期間における据置の対象が、元金のみか、元利なのか明示されていない。また「償還期日ごとに支払う元利金の均等（年賦）払い」という表現のみでは、必ずしも利息の据置を意味するところとはならない。というのは、据置期間の据置は元本のみで利息は据え置かず支払い続けても、借入元本の返済据置期間後に発生する利息を元 利均等払いするという解釈は成立するからである。</p> <p>現状の要綱と契約書のままでは、据置期間の利息支払いは据え置かれていないということにもなるため、当初の返済スキームに適合するように契約の文言を修正すべきである。</p>
要約判定 相違内容	特に問題はない。
講じた措置の内容等	平成 23 年度貸付契約書（平成 24 年 2 月契約）において条文を修正し、利息を含めて据え置くことを明確に記載しました。また、過年度（平成 20～22 年度）契約分については、同内容を確認する旨の覚書を平成 24 年 5 月に取り交わしました。
所見	特に問題はない。なお、その後の状況について、以下の説明がなされた。 「平成 24 年度貸付契約書（平成 25 年 2 月契約）についても同様に修正条文により契約したところです。」

No	2
区分	意見
報告書頁	157
項目	【財団法人長崎県農業振興公社について】 債権管理簿（長崎県財務規則第 162 条）の内容に改善すべき点がある
措置掲載文	平成 21 年 2 月 24 日発生分として作成された債権管理簿上、「別紙のとおり」として、内容の詳細を別紙にゆだね、しかも平成 45 年貸付分までまとめて処理したことになる。このような処理は県の財務規則に反しているとまでは言えないが、これからの債権管理を考えると、一定の配慮が必要であろう。据置期間中において、毎年検証できる状態になっていない。債権管理の台帳としての機能を考慮して、契約の異なるごとに別段、もしくは年度ごとの作成が求められる。
報告書原文	ウ 県での債権管理について（所管は諫早湾干拓室） 一方、当該借入金（県側では貸付金となる）について、県においても適切に未収貸付利息が認識・管理されていない（具体的には、下記（i）と（ii）である）。所管は諫早湾干拓室であるが、過年度分も含め管理を適切に行う必要がある。 （i）債権管理簿（長崎県財務規則第 162 条）の内容に改善すべき点がある（意見） 規則 162 条において、債権管理簿は、債権の発生したとき作成することとなっているが、平成 21 年 2 月 24 日発生分として作成された債権管理簿上、「別紙のとおり」として、内容の詳細を別紙にゆだね、しかも平成 45 年貸付分までまとめて処理したことになる。 このような処理は県の財務規則に反しているとまでは言えないが、これからの債権管理を考えると、一定の配慮が必要であろう。現に別紙添付の返済予定表（利息計算）に誤りが存在することを確認するに至ったが、据置期間中において、毎年検証できる状態になっていない。債権管理の台帳としての機能を考慮して、契約の異なるごとに別段、もしくは年度ごとの作成が求められる。
要約判定 相違内容	特に問題はない。
講じた措置の内容等	契約ごとに債権管理簿を別葉で作成するよう改めました。また、据置期間中の管理については、平成 24 年度以降、毎年度の償還期日ごとに当該年度に発生した利息を各債権管理簿に追記して確認するよう改めました。
所見	特に問題はない。なお、その後の状況について、以下の説明がなされた。 「平成 24 年度に発生した利息について、各債権管理簿に追記し、課内決裁により確認を行いました。」

No	3
区分	指摘
報告書頁	157
項目	【財団法人長崎県農業振興公社について】 債権現在高報告書（同規則第 166 条）の内容に改善すべき点がある
措置掲載文	支払期日の据置は、調定を要しないため歳入として認識する必要はないが、債権の発生すら認識しないてよいという事ではないというところの認識がなかったため、未収利息の債権としての認識が漏れることとなったとおもわれる。庁内では特殊な事例ではあったろうが、当スキームの最も重要なポイントが整理できていなかったというのは憂慮すべき状態であるとする。債権現在高報告書の記述としては、同一年度の貸付元本と別段で、未収利息の発生額を記載し、他の同一年度の債権分と合計する行を設け、年額を表現すべきであろう。
原文	ウ 県での債権管理について（所管は諫早湾干拓室） 一方、当該借入金（県側では貸付金となる）について、県においても適切に未収貸付利息が認識・管理されていない（具体的には、下記（i）と（ii）である）。所管は諫早湾干拓室であるが、過年度分も含め管理を適切に行う必要がある。 （ii）債権現在高報告書（同規則第 166 条）の内容に改善すべき点がある（指摘） この問題の背景には、県職員の認識において、利息の発生と、支払期日の据置の関係への理解が不十分であったことがあげられる（このため上記（i）と違って指摘事項としている）。つまり、支払期日の据置は、調定を要しないため歳入として認識する必要はないが、債権の発生すら認識しないてよいという事ではないというところの認識がなかったため、未収利息の債権としての認識が漏れることとなったとおもわれる。無論、返済スキームの当初から利息の支払いまで据置きという例は庁内では特殊な事例ではあったろうが、当スキームの最も重要なポイントが整理できていなかったというのは憂慮すべき状態であるとする。債権現在高報告書の記述としては、同一年度の貸付元本と別段で、未収利息の発生額（当年度新規分と過年度分の未収利息から発生する複利部分とがあるが、発生年度ごとに別にする）を「発生額エ」と「エのうち未調定額キ」に記載し、他の同一年度の債権分と合計する行を設け、年額を表現すべきであろう（できるだけ約定ごとの発生源泉別に行を分けて詳細に記載する必要がある。その上で、全体像が分かるように借入・返済予定表が添付されるなど工夫すべきであろう）。
要約判定 相違内容	特に問題はない。
講じた措置の内容等	平成 23 年度分の債権現在高報告書（平成 24 年 6 月報告）から、据え置いている利息を債権として計上して報告するよう改めました。
所見	特に問題はない。

No	4
区分	指摘
報告書頁	169
項目	【財団法人長崎県農業振興公社について】 返済計画の正確性の検証と内容の分析について
措置掲載文	<p>当方で貸付要綱や契約書、ヒアリング等によって返済計画を分析したところ、県と公社とが作成した返済計画との相違が一部見られた。</p> <p>県の試算の方が、当方試算より据置期間の利息の計算期間が一年分多いため、据置期間後の元利均等返済のスタートとなる元利金の金額が約 55,946 千円多い。この分、元利均等返済額が一回あたり約 1,592 千円膨らんで計画されている。これは、利息の計算期間を厳密に考えていないための誤りと思われるが、そもそもの原因は、要綱と貸付契約書の条文の不備にあると考える。</p> <p>今後は、組織内でどういったロジックで、貸付農地の事業が成り立っているのか確認していただきたい。さらにどこに危険性が潜んでいるのか理解して、計画の修正の余地がないのかまで検討していただきたい。そして、担当者がどれだけ交代しようと、それが何世代であろうと、完済のその日まで、確実に安全に事業を継承してほしいものである。</p>
原文	<p>ア 返済計画の正確性の検証と内容の分析について（指摘）</p> <p>当方で貸付要綱や契約書、ヒアリング等によって返済計画を分析したところ、県と公社とが作成した返済計画との相違が一部見られた。</p> <p>（諫早湾干拓室への指摘）</p> <p><u>県の試算の方が、当方試算より据置期間の利息の計算期間が一年分多いため、据置期間後の元利均等返済のスタートとなる元利金の金額が約 55,946 千円多い。この分、元利均等返済額が一回あたり約 1,592 千円膨らんで計画されている。これは、利息の計算期間を厳密に考えていないための誤りと思われるが、そもそもの原因は、要綱と貸付契約書の条文の不備にあると考える。</u></p> <p>当該誤りについては、一県民として当方は憤りを感じている。多額で長期にわたるプロジェクトで、しかも潜在的なリスクも非常に高く、将来世代へ巨額な負担を強いるにもかかわらず、単純な計算誤りによって返済計画の正確性の確保に慎重さを欠いていたことに驚きを禁じ得ない。複利計算の返済など表計算ソフトを使って容易に答えが求められ、返済回数も指を折って数えれば間違はずもないものを、なぜ誤ってしまったのだろうか。そして、なぜこれまで誰も誤りに気付かなかっただろうか。一握り、若しくは一人の担当者が返済計画を作成し、そのロジックさえ組織内で共有することなく、計画が仕上がり、ある程度説明が済んだ後は、だれの目に触れることもないまま「封印」されていたのだろうか。今回の監査を機に、今後は、組織内でどういったロジックで、</p>

	貸付農地の事業が成り立っているのか確認していただきたい。さらにどこに危険性が潜んでいるのか理解して、計画の修正の余地がないのかまで検討していただきたい。そして、担当者がどれだけ交代しようと、それが何世代であろうと、完済の日まで、確実に安全に事業を継承してほしいものである。
要約判定 相違内容	特に問題はない。
講じた措置の内容等	<p>利息計算の誤りを正し、平成 24 年度以降の貸付金の償還計画を修正しました。また、別に指摘等がありました貸付契約書の条文について、所要の改正を行いました。</p> <p>さらに、毎度年債権管理簿を更新して決裁することにより継続的にチェックを行うなど、債務管理のあり方を見直しました。</p> <p>これらにより、平成 45 年までの据置期間及び平成 46 年度から平成 90 年度までの償還期間の債権管理を適正に実行してまいります。</p>
所見	特に問題はない。

2. 追加検討した事項

(1) 諫早湾水産振興特別対策事業費補助金について

① 補助金の概要

補助金の名称	諫早湾水産振興特別対策事業費補助金
補助金支出済額	<p>2,322,000 円（諫早市・小長井町漁協直売店カキ焼き小屋改修）</p> <p>5,454,000 円（諫早市・小長井町漁協アサリ漁場耕うん）</p> <p>23,985,000 円（諫早市・小長井町漁協種苗放流事業）</p> <p>6,957,000 円（雲仙市・国見漁協種苗放流事業）</p> <p>9,249,000 円（雲仙市・瑞穂漁協種苗放流事業）</p> <p>他 4 事業 9 事業合計 73,260,000 円</p>
補助対象事業費	<p>3,871,450 円（諫早市・小長井町漁協直売店カキ焼き小屋改修）</p> <p>9,090,750 円（諫早市・小長井町漁協アサリ漁場耕うん）</p> <p>39,975,000 円（諫早市・小長井町漁協種苗放流事業）</p> <p>11,595,000 円（雲仙市・国見漁協種苗放流事業）</p> <p>15,415,000 円（雲仙市・瑞穂漁協種苗放流事業）</p> <p>他 4 事業 9 事業合計 122,105,200 円</p>
補助率	6/10 以内
国庫単独の別	単独
対象団体	諫早市、雲仙市
交付の目的・内容など	諫早湾干拓事業の施行に伴い、諫早湾の残存海域の水産振興を図る。

対象経費の内容	漁業協同組合が次に掲げる事業を行う場合に補助対象者がその事業費の10分の7.5以上を補助する場合の当該補助に要する経費 (1) 漁場高度利用対策事業 (2) 魚価安定対策事業 (3) 漁村生産環境対策事業 (4) 漁村生活環境対策事業 (5) 漁港改修事業 (6) その他知事が特に必要と認める事業
---------	---

② 補助金等交付要綱にある対象経費の「(6) その他知事が特に必要と認める事業」について（意見）

補助金等交付要綱にある対象経費に「その他知事が特に必要と認める事業」が盛り込まれているが、この規定によって、認められる事業の幅は、裁量によって無制限となる恐れがある。

県HPの例規集で検索しても、部の補助要綱レベルで補助事業の対象経費に「その他知事が特に必要と認める事業」を持つ事業は限られており、他課ではレアケースまたは別途制約がかかっている。

都市計画課所管の「長崎県都市計画事業補助金」

「市町が国庫補助金等（略）により、国の援助を受けて行う次の各号に掲げる都市計画事業に要する経費 (1) 略 (2) その他知事が特に必要と認める事業
--

障害福祉課所管の「長崎県愛の福祉事業振興補助金」

次に掲げる事業に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は知事が別に定める。 (1) ～ (3) (略) (4) 福祉の振興のため知事が特に必要と認める事業

以上のように、運用上不明確な「知事が特に必要と認める事業」については、見直すべきであると考え

③ 補助金交付決定通知書と実施要領の不備について（指摘）

決定通知の交付の条件に「実施要領」の適用を受ける旨が欠けている。また、決定通知交付の条件(3)に「別紙様式の財産管理台帳」とあるが、実施要領には、当該別紙様式が存在せず、作成を求める条項もない。実施要領を整備する必要がある。

④ 交付決定通知書に入札方法を明示すべき点について（意見）

経済性を発揮するためにも、購入にあたっての入札方法を決定通知書上、明示するべきと考える。

⑤ 市に対する交付決定通知の交付の条件の整備の指導について（意見）

交付決定通知の交付の条件に、「県の交付規則」「部の交付要綱」「実施要領」が漏れなく記載され、適用を受ける旨明示するよう指導するべきである。

⑥ 補助対象事業の拡大解釈について（意見）

諫早市・小長井町漁協直売店カキ焼き小屋改修補助額 2,322,000 円

小長井町漁協への当該補助金は、直売店カキ焼き小屋改修工事にかかる補助であったが、これは補助金交付要綱の対象事業としては、「(2) 魚価安定対策事業 ア冷蔵庫、水揚荷捌施設等に係る鮮度保持、需給対応事業」に該当するとして承認されている。

魚価安定対策としての鮮度保持や需給対応事業と直売店カキ焼き小屋の関連性は薄いと云わざるを得ない。要綱が想定しているのは、あくまで漁港での水揚げ施設であって、漁協の小売のための施設を対象とするのは拡大解釈と思われる。

当初、直売店カキ焼き小屋の建築費の補助が、この項目を用いたことが原因のようだが、対象経費の判断は厳格に行うべきである。

⑦ 市より提出された資料等の県側の検証の不備について（意見）

諫早市・小長井町漁協直売店カキ焼き小屋改修補助額 2,322,000 円他

申請時提出された事業実施設計書、変更実施設計書等の「県の審査概要欄」が未記入である。また、実績確認時において財産管理台帳の作成を確認しておらず、県側の検証に不備がある。今後は、相互牽制の体制を整備するべきと考える。

⑧ 耕うん作業確認表の検証の厳格化について（意見）

諫早市・小長井町漁協アサリ漁場耕うん補助額 5,454,000 円

実績確認資料の耕うん作業確認表に記載された、組合員作業部分の作業面積、支払予定金額、確認印の説得力に比べ、小長井町漁協がまとめて耕うんしたとする 3 か所、

「金崎 49,813 m² 463,262 円」、「自-遠 47,500 m² 441,750 円」、「自-長 76,000 m² 706,800 円」については、真偽のほどが明らかではない。補助金申請金額と同額が確定額となっているが、実績報告内容については、十分精査する必要がある。

⑨ 種苗放流事業の随意契約の不整合について（意見）

諫早市・小長井町漁協種苗放流事業補助額 23,895,000 円、雲仙市・国見漁業種苗放流事業補助額 6,967,000 円、雲仙市・瑞穂漁協種苗放流事業補助額 9,249,000 円の 3 案件は、種苗（アサリ・カキ稚貝）購入に係る契約を一者随意契約によっており、それぞれが随契理由書で理由を付している。

しかし、横断的に見ると、小長井町漁協の場合は、福岡県や長崎県の小売業者から調達しているのに対し、雲仙市は県漁連一本である。それぞれが「その購入先でなければならない理由」を述べているだけで、一貫性がなく説得力に欠けてしまっている。随意契約理由のあり方について見直しが必要と思われる。

(2) 諫早湾水産振興緊急対策資金利子助成補助金について

① 交付決定通知書及び確定通知書の交付の条件の不備について（指摘）

通知書に記載すべき交付決定の内容の記載がなく、また交付の条件の記載もない。「長崎県補助金交付規則の施行について」の 5 以下を参照し、必要な記載を行う必要がある。特に、「県の交付規則」「部の交付要綱」「実施要領」の適用を受ける旨は記載すべきである。

II - 26 河川課、長崎振興局、県北振興局

【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

1. 検証結果

(1) 長崎県河川砂防情報システム保守点検業務委託等について（横断論点）

① 概要

ア 長崎県河川砂防情報システムについて

土木部作成のパンフレットによれば、以下のように概要が説明されている。

整備の目的

「長崎県河川砂防情報システム NAKSS(ナックス)」は、長崎県がこれまでに実施してきた河川整備や砂防えん堤等のハード施設整備と合わせて、河川水位や雨量等の防災情報をリアルタイムに収集・提供するシステムの整備を行い、水害や土砂災害に対する、より効果的な水防活動や自主的な警戒・避難活動の支援を行うことを目的としています。

整備の内容

平成8年度に『長崎県河川砂防情報システム NAKSS(ナックス)』の基本計画を策定し、平成9年度より県内主要河川の河川水位を観測する水位観測局や県内主要河川の流域、土砂災害危険箇所に降る雨量を観測する雨量観測局の整備及び観測された防災情報を収集・処理・提供するためのシステムの整備等を行い、平成15年度より防災情報の提供を開始しています。

今後は、水害や土砂災害の発生が予想される場合の早期避難が可能となるよう、気象庁と連携した土砂災害警戒情報の提供等を積極的に行っていきます。

観測局配置図

県内308箇所に配置した観測局において河川水位や雨量をリアルタイムに観測します。

『長崎県河川砂防情報システム NAKSS(ナックス)』により整備される水位観測局及び雨量観測局は次の考え方で整備しています。

(水位観測局)

長崎県が定めている水防警報指定河川、氾濫想定区域内の資産額が高い河川、県内を地形・降雨特性によってブロック割りした区域の中の代表河川を監視対象河川として整備。

(雨量観測局)

長崎県内を半径3.0kmの円(面積28.3km²)で概ね網羅するよう整備。

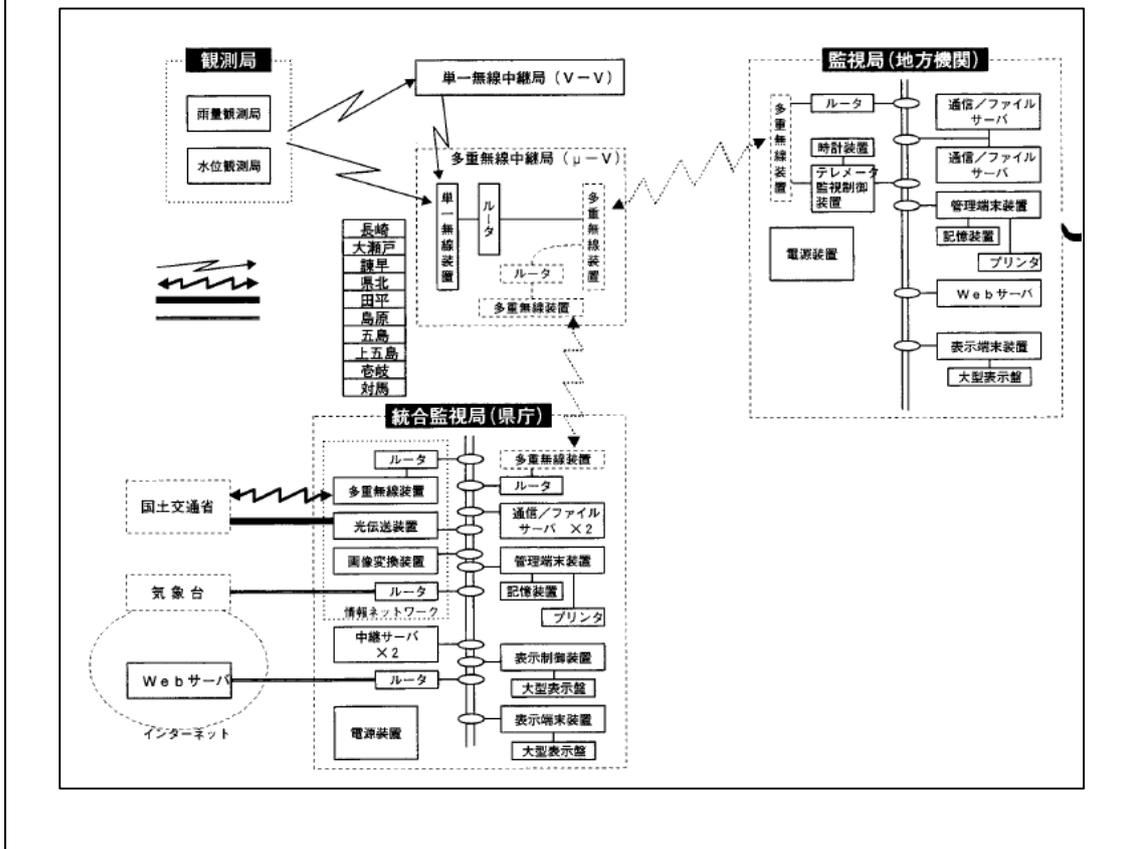
監視局及び統合監視局のシステム構成

(監視局(地方機関))

地方機関に設置する監視局は、雨量観測局及び水位観測局を制御するテレメータ監視制御装置、ネットワーク内のデータ交換のための通信/ファイルサーバ、地図・グラフ・帳票等に加工する Web サーバ、サーバの保守管理等を行う管理端末装置、災害時の監視を行う表示端末装置、データを表示する大型表示盤等から構成されています。

(統合監視局 (県庁))

県庁に設置する統合監視局は、国土交通省や気象台との情報の送受信を行う情報ネットワーク、ネットワーク内のデータ交換のための通信/ファイルサーバ、地図・グラフ・帳票等に加工する Web サーバ、サーバの保守管理等を行う管理端末装置、災害時の監視を行う表示端末装置、データを表示する大型表示盤等から構成されています。



イ 長崎県河川砂防情報システム保守点検業務委託等の契約状況について

以下の通りであり、システムが各地方局や離島単位で整備されてきた経緯もあって、各委託が、それぞれのエリアで契約されており、業者もまちまちである。

部署	契約名	支出済額：円	契約先	備考

河川課	23 債河情維第 3 号長崎県河川砂防情報システム運用管理業務委託	2,469,600	W 社	H23 債務負担 H24~26
河川課	24 債河情維第 2 号長崎県河川砂防情報システム保守点検業務委託	14,375,000	P 社	H24 債務負担 H24~26
長崎振興局	24 長砂情維 1 長崎地区河川砂防情報システム保守点検業務委託	10,434,900	P 社	
上五島支所	24 上河シ第 1 号 河川砂防情報システム (保守点検委託)	3,672,900	P 社	
対馬振興局	24 対河情第 1 号 対馬地区河川砂防情報システム維持管理業務 (12 ヶ月点検業務委託)	10,080,000	F 社	
五島振興局	24 五河情維第 1 号 河川砂防情報システム維持管理業務委託 (保守点検)	2,940,000	M 社	
壱岐振興局	24 壱河情維 1 壱岐地区河川砂防情報システム維持管理業務委託 (保守点検)	3,496,500	MC 社	
県北振興局	24 大河情維第 1 号 大瀬戸地区河川砂防情報システム保守点検委託	3,937,500	MC 社	
県北振興局	24 県北砂情第 3 号 河川砂防情報システム維持管理業務委託	6,940,500	E 社	

※業者名は伏せているが、略称が同じであれば、同じ業者である。

② 今後の契約事務のありかたについて (意見) 【河川課】

上述の通り、本庁、各出先機関でバラバラの契約である。県では新システムへの更新の準備を進めているところであるが、新システム導入に合わせて、契約のありかたを見直すべきである。事前調査を行い、どのようなエリア設定 (集約) や、契約条件であれば (例えば債務負担の設定など)、効率的で参入のしやすい契約事務となるのか検討を行うべきである。

③ 現行契約の問題点について (検出内容は後述)

ア 入札書の封緘 (ふうかん) がなされていない点について (指摘) 【河川課、長崎振興局】

上記委託契約に係る競争入札が行われた案件について、「原議 (一連の契約事務を綴ったもの)」に、入札書とともに入札時使用した封筒について、「封緘」の痕跡がない例が見られた。

財務規則第 99 条では「入札しようとする者は、入札書を作成し、封かんの上、自己の氏名を表記し、契約担当者の指定する書類及び入札保証金とともに指定の日時まで指定の場所に提出しなければならない」とあり、封緘が求められている。

通常は封筒の封が糊付けされ、開札時、封筒の端をハサミで切り落としているはずである。規則で求められた入札時の動作が遵守されていない。

「封緘は、現在は強制されていない」とのコメントも他課で聞かれたが、本県事務において封緘を強制しない根拠 (文書化されたもの) も存在せず、また財務規則に反していることに変わりはない。封緘が現実に適合しないのであれば、規則の改正が先であるとする。

今後は、財務規則で求められている動作の遵守を証明するために、封緘・使用済みの封筒を原議に綴りこむべきと考える。

イ 契約終期と、翌年度契約の始期との間の空白期間の存在について（意見）【河川課、長崎振興局、県北振興局】

当該事業は、河川砂防情報システム保守点検業務であるから、本来は常時継続的な委託業務の履行が働いているべきである。しかしながら、今回検証した河川課、長崎振興局、県北振興局のいずれも、前年度の契約終期と、翌年度契約の始期との間の空白期間が存在している。

履行義務が断絶しないよう、契約事務を工夫するべきと考える。

ウ 変更契約時に徴収した参考見積書について（意見）【県北振興局】

「24 県北砂情第 3 号 河川砂防情報システム維持管理業務委託」において、変更契約時の参考見積に徴収した見積書の日付、有効期限の記入がない。県の確認が漏れているため、検証を厳格に行うべきである。

エ 再委託の承認漏れ（指摘）【県北振興局】

ヒアリングしたところ、「24 大河情維第 1 号 大瀬戸地区河川砂防情報システム保守点検委託」の遂行上、下請け業者が存在しており、再委託の承認手続きを行っていないとのことであった。適切な契約の履行のためにも、再委託の承認を確実に行うべきである。

オ 契約の支出負担行為決議書における出納員の押印漏れ（指摘）【長崎振興局】

「24 長砂情維 1 長崎地区河川砂防情報システム保守点検業務委託」の支出負担行為決議書における出納員の押印漏れがある。出納員が兼務であり一方の役職で押印があるとはいっても、別の契約では兼務している出納員の押印と両方が揃っていることからして、事務の一貫性という点では説明がつかない。それぞれの役職で検証の観点も相違しているのであるから、押印漏れには相違ない。むしろ、なぜ押印漏れが生じ、それが看過されてしまったのか、という観点で改善に臨むべきである。

II - 27 砂防課、長崎振興局、県央振興局、県北振興局

【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

1. 検証結果

(1) 土砂災害防止法事前縦覧業務委託について（横断論点）

① 概要

ア 事前縦覧業務の根拠と、事務事業の概要について

土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）は、土砂災害に対し人命等を保護するため、土砂災害の恐れのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の開発行為の制限や建築物の構造規制などを行う法律である。当該土砂災害防止法事前縦覧業務は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則（長崎県規則第 62 号）第 2 条で定める基礎調査結果の縦覧において、縦覧に訪れた関係者に対して土砂災害警戒区域等の範囲の確認ならびに「土砂災害防止法」に関する説明を行い、その内容を取りまとめることを目的とする。

当該委託業務は平成 17 年度から平成 21 年度まで、特定非営利活動法人長崎県治水砂防ボランティア協会（以下、協会）が一者随意契約で受託していた。

平成 22 年度からは、一般競争入札を導入しているが、平成 24 年度までの間（平成 25 年度もであるが）、応札は協会一者のみで、一回目入札で落札している状態が続いている。

イ 業務内容の概要について

主な業務内容は、説明業務であり、事前縦覧の対象地区において、主に町内会単位（市役所支所、公民館、集会所、ふれあいセンターなど）に分けて実施し、訪問者へ土砂災害警戒区域等の範囲確認と「土砂災害防止法」に関する説明を行い、その内容や要望などを記録している。

縦覧地区は委託契約ごとに異なるが、契約で指示された各縦覧地区につき、1 班 3 名を町内会単位で配置し、市役所支所、公民館などで業務を行う。ひとつの縦覧地区につき約 2 週間で業務を行い、一日の一人当たり実労働時間は 6.2 時間であり、平日だけでなく、自治会との協議によるが休日も対応する機会が多い。

また業務には、現場での説明業務に付随して、事前の地元調整や、準備・後片付け、県への取りまとめ等が含まれている。

ウ 事前縦覧業務委託の近年の推移について

平成 21 年度から 24 年度までの契約状況は以下の通りである。

<表 1：県央振興局>

年度	支払内容	支払金額（円）	落札率
21	2 1 県央砂基第 6 号土砂災害防止法（事前縦覧）業務委託	1,575,000	98.1%

21	2 1 県央砂基第7号土砂災害防止法（事前縦覧）業務委託	1,575,000	98.1%
22	2 2 県央砂基第7号土砂災害防止法（事前縦覧）業務委託	1,732,500	97.5%
23	2 2 繰県央砂基第8号土砂災害防止法（事前縦覧）業務委託（その2）	1,627,500	95.8%
23	2 3 県央砂基第5号土砂災害防止法（事前縦覧）業務委託	1,627,500	95.8%
24	2 3 繰県央砂基第7号土砂災害防止法（事前縦覧）業務委託	1,627,500	97.9%
24	2 4 県央砂基第6号土砂災害防止法（事前縦覧）業務委託	1,627,500	97.9%

<表2: 県北振興局>

年度	支払内容	支払金額（円）	落札率
21	2 1 県北急基調第6号土砂災害防止法事前縦覧業務委託（中央地区）	1,890,000	90.1%
21	2 1 県北急基調第8号土砂災害防止法事前縦覧業務委託（北地区）	4,305,000	97.3%
22	2 2 県北砂基調第1号土砂災害防止法事前縦覧補助業務委託（中部地区、山澄地区）	5,775,000	94.7%
23	22 繰県北急基調第10号土砂災害防止法事前縦覧業務委託（柚木地区 日宇地区 三川内地区）	8,977,500	99.5%

<表3: 対馬振興局>

年度	支払内容	支払金額（円）	落札率
24	2 4 対急基第4号土砂災害防止法事前縦覧業務委託	1,995,000	96.8%

※今回、当該契約は、個別の検討対象とはしていない。

<表4: 長崎振興局>

年度	支払内容	支払金額（円）	落札率
21	2 1 長基第8号土砂災害防止法事前縦覧業務委託（手熊町他）	7,350,000	99.9%
22	2 2 長基第7号土砂災害防止法事前縦覧業務委託	10,689,000	97.6%
23	2 2 繰長基第10号土砂災害防止法事前縦覧業務委託	14,437,500	99.2%
24	2 4 長基第3号土砂災害防止法事前縦覧業務委託	11,235,000	97.8%

<表5: 年度契約額合計、閲覧者数、閲覧会場により求めた効率性の推移>

年度	19	20	21	22	23	24
合計金額：円	8,972,250	8,578,500	16,695,000	18,196,500	26,670,000	16,485,000
契約数	4件	4件	5件	3件	4件	4件
閲覧者数	726人	854人	630人	925人	1,780人	1,112人
合計/閲覧者	12,358円/人	10,045円/人	26,500円/人	19,671円/人	14,983円/人	14,824円/人

エ 設計金額について

契約ごとに事前縦覧地区の数や日数に違いがあるが、一つの地区の設計金額の構造は共通している。以

下の地区ひとつ分の設計金額が複数合計されて、契約事務における設計金額となる。

<表 6：設計金額の構造>

項目		単位	数量	単価	金額	
直接原価	直接費	地元調整	式	1	見積歩掛×基本単価	数量×単価
		準備・後片付け	式	1	見積歩掛×基本単価	〃
		説明・記録(平日)	日	場合による	見積歩掛×基本単価	〃
		説明・記録(休日)	日	場合による	見積歩掛×基本単価	〃
		取りまとめ	式	1	見積歩掛×基本単価	〃
		打合せ・協議	式	1	見積歩掛×基本単価	〃
	間接費	旅費交通費			積上単価	
		印刷製本費			積上単価	
諸経費	直接原価の 40% (40%は見積による)					
消費税	5%					
合計金額	(一地区の設計金額)					

この表における直接費単価は見積から採用した構成員と人数(時間)の歩掛に県が定めている労務単価を掛けた単価となっているが、これは、従前の一者随意契約から平成 22 年度に一般競争入札に移行した際、参考見積を当時 5 者から徴取した結果、最も安価であった長崎県治水砂防ボランティア協会の提示した見積歩掛によるものであり、諸経費率 40%についても比較して最も低かった。この歩掛りは、その後の年度(平成 24 年度も)も、継続して適用されている。

オ 競争入札における入札資格の条件について

平成 22 年度に一般競争入札を導入するにあたり、設定された入札資格の条件は以下の通りであるが、これは現在に至るまで見直されていない。

<表 7：入札資格>

① 大学・高専の土木または林学課程を卒業後、長崎県内における砂防・地すべり・急傾斜施設(以下砂防施設等という)に関する調査、建設、管理(以下調査等という)について 3 年以上の実務経験を有する者
② 高校の土木または林学課程を卒業後、長崎県内における砂防施設等に関する調査等について 5 年以上の実務経験を有する者
③ 大学・高専の電気、農業、衛生、都市、機械工学課程を卒業後、長崎県内における砂防施設等に関する調査等について 5 年以上の実務経験を有する者
④ 高校の電気、農業、衛生、都市、機械工学課程を卒業後、長崎県内における砂防施設等に関する

調査等について7年以上の実務経験を有する者 ⑤ 大学、高専、高校の土木、林学、電気、農業、衛生、都市、機械工学課程以外を卒業後、長崎県内における砂防施設等に関する調査等について、15年以上の実務経験を有する者 ⑥ 斜面判定士として認定。登録している者

上記⑥の「斜面判定士」とは、斜面判定士の認定機関である砂防ボランティア全国連絡協議会のHPによれば、「土砂災害の危険箇所を日常または災害時に巡視・点検するためには、一定の土砂災害に関する知識と経験を有することが重要です。一定の要件に該当する方々を斜面判定士として認定・登録しております。(中略)現在、斜面判定士は、全国で2,811名(平成22年5月現在)が登録されています。」とある。

具体的には、各都道府県の砂防ボランティア協会が、砂防関係5年以上の経験者を推薦し、ボランティア協会の講習を受講するか、既に同等の技術力を有すると判断される者について砂防ボランティア全国連絡協議会会長が認定し斜面判定士認定書を交付後、各都道府県のボランティア協会に登録するという、民間資格である。

カ 特定非営利活動法人長崎県治水砂防ボランティア協会について

県民協働課の「長崎県 NPO ボランティア情報ページ」で紹介されている内容は以下の通りである(抜粋)。

活動開始	平成8年に任意団体として活動、平成14年8月にNPO法人として設立
目的	洪水や土砂災害等の自然災害から県民の生命や財産を守るため、これらにかかわる活動を行い、県民の福祉に寄与すること
活動内容	安全なまちづくりについての啓発及び推進に関する事業 洪水や土砂災害等の自然災害に関する情報収集と提供に関する事業 洪水や土砂災害等の自然災害の被災者などへの支援に関する事業 洪水や土砂災害等の自然災害に対する技術力の向上に関する事業 河川・砂防・ダム等公共施設の巡視点検に関する事業
経緯と経過	任意団体として平成8年に長崎県砂防ボランティア協会として活動を開始した。当時は全国で土砂災害が頻発に起こり、長崎県内で危険な場所を市民に伝え、防災意識を高めるために活動をした。長崎県の支援、助言を得て特定非営利活動法人として法人化。現在に至る。
事業の概要	<u>県からの委託業務がほとんどで危険個所の調査、点検、ダムの維持管理などや地域住民の方々に対する説明を行っている。</u> <u>年間5～6千万円の収入で活動している。</u> 土砂災害防止月間では、街頭キャンペーンを行っている。

また、上記「砂防ボランティア全国連絡協議会」の会長挨拶によれば、各都道府県の砂防ボランティア協会の設立経緯が大要以下のように説明されている。

この（※包括外部監査人註記：阪神大震災後の二次防災対策の活動）経験を踏まえ、建設省砂防部では危機管理の視点から、砂防ボランティア活動に意欲のある OB 砂防技術者を組織化することとして全国に呼びかけました。その結果、平成 8 年 4 月に和歌山県砂防ボランティア協会が設立されたのを皮切りに、全国で砂防ボランティア協会が設立されました。また、直轄砂防関係の OB 技術者の組織化についても動きがあり、順次設立されました。

これらの組織の中には、震災後にできた NPO 法に基づき、NPO 法人化した組織が 17 団体にのぼります。

長崎振興局の HP でも、長崎県治水砂防ボランティア協会の活動について紹介が以下のように紹介されている。

土砂災害危険箇所点検

NPO 法人長崎県治水砂防ボランティア協会による土砂災害危険箇所点検が 6 月 14 日に行われました。これは毎年 6 月の土砂災害防止月間にあわせて県内の各振興局管内の土砂災害危険箇所を「斜面判定士」などの資格を持つ 県職員 OB でつくる砂防ボランティアが調査をおこなっているものです。今年度は時津町の大円寺（2）地区と長崎市の片淵 3 丁目地区を点検しました。現地では住民の方々と斜面の地形や地質などを確認するとともに、過去の崩壊の有無などの聞き取り調査を行いました。また、集まっていた住民の方に斜面の状況の説明や、土砂災害の前兆現象、大雨時の早めの避難、日ごろの心がけについて説明しました。自治会や関係者のみなさんご協力ありがとうございました。

つまり、長崎県治水砂防ボランティア協会は、県職員 OB（この他、市町 OB も在籍している）によって組織された団体である。

次に、協会が県からの委託事業の受託状況は以下の通りである。なお、下記金額は、公金支出情報公開システムより集計した金額である（別途県民協働課から公開されている協会の決算書から作成したものではない）。上記 NPO ボランティア情報 HP での説明の通り、県からの受託事業が収入のほとんどを占めることが分かる。

<表 8：県委託事業の受託状況>

年度	21	22	23	24
事前縦覧業務委託合計：円	16,695,000	18,196,500	26,670,000	16,485,000
ダム管理業務委託合計：円	22,418,329	35,444,910	48,888,000	45,210,900
受託金額合計：円	39,113,329	53,641,410	75,558,000	61,695,900

② 総括的所見について（指摘）

以下では、当該土砂災害防止法事前縦覧業務委託の問題点を順次述べていくが、総括的な指摘事項を先に明らかにする。なお、当該事項は、効率性・経済性が著しく低いため、不当事項として意見ではなく指摘として取り扱う。

土砂災害防止法事前縦覧業務委託は、委託金額が多額である一方、著しく効率性を欠いているため、今後廃止するべきである。

土砂災害防止法に係る事業推進に関しては、基本的に県職員により推進し、委託事業を一部取り入れるにしても、規模を縮小した上で、計画的で、効率性を発揮し、広く民間の参入を可能にし、競争性・経済性を発揮できる事業内容への転換が必要と考える。

なお、県から示された修正内容は、以下の通りであり、如何に委託事業を継続するかは発想がない。漫然と当該委託事業を継続する姿勢は、許しがたい。このようにして監査結果報告が歪められていくのであるが、指図する内容も「不当事項の意見として取り扱う」と、全く意味不明なものとなっている。

② 総括的所見について（指摘意見）

以下では、当該土砂災害防止法事前縦覧業務委託の問題点を順次述べていくが、総括的な指摘事項を先に明らかにする。なお、当該事項は、効率性・経済性が著しく低いため、不当事項としての意見ではなく指摘として取り扱う。

土砂災害防止法事前縦覧業務委託は、委託金額に対し、~~が多額である一方~~、著しく効率性を欠いているため、~~今後廃止する見直し~~を行うべきである。

土砂災害防止法に係る事業推進に関しては、~~基本的に県職員により推進し、委託事業を一部取り入れるにしても~~、~~規模を縮小したうえで~~、計画的で、効率性を発揮し、広く民間の参入を可能にし、競争性・経済性を発揮できる事業内容への~~転換~~見直しが必要と考える。

③ 当該委託事業の効率性について（意見）

試みに平成 24 年度の長崎振興局の「24 長基第 3 号土砂災害防止法事前縦覧業務委託」11,235,000 円について詳細に見てみると次のようになる。

	三川町	滑石1丁目	田中町	稲佐町	松崎町	平均
閲覧者数	187	306	167	234	57	
延べ日数	15	19	17	19	16	
一日当たり閲覧者数※1	12.5	16	9.8	12.3	3.6	11.1
一時間当たり閲覧者数※2	2.0	2.6	1.6	2.0	0.6	1.8
上記の職員対応者数※3	0.7	0.9	0.5	0.7	0.2	0.6

※1 閲覧者数÷延べ日数

※2 閲覧者数÷延べ日数÷6.2時間（仕様書による）

※3 閲覧者数÷延べ日数÷6.2時間÷3人（仕様書による）

長崎市内は、昭和57年の長崎大水害の教訓もあって、他市町に比べ住民の土砂災害に対する関心は高いとのことである。このため、長崎市内は閲覧者数も多い傾向にはあるが、一時間あたりの訪問者は0.6人から2人程度であり、これを3人で対応するため職員一人が一時間に対応する人数は1人を割っており、負荷は極めて小さい。

対応の内容は、縦覧者の土地または建物が土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域にあるかの確認と警戒区域内であれば土砂災害の危険性や前兆現象などとともに警戒避難に関する説明及び特別警戒区域に該当する場合は、個人建物の新築等や特定開発行為における法手続きなどの専門的な説明を行っている場合もあるが、土砂災害警戒区域等の範囲の確認がほとんどである。要望事項があっても、長崎振興局に連絡するよう連絡票を手渡しているにとどまっている事例がほとんどであった。意見書の投函（「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則（長崎県規則第62号）第2条第3号」に定められている意見書の投函）もあっているが、わずか4件である。

平成24年度の県央振興局の「24 県央砂基第6号土砂災害防止法（事前縦覧）業務委託」1,627,500円を見ても、諫早市高来町一か所のみであったが、以下のようになっている。

閲覧者数	85
延べ日数	10
一日当たり閲覧者数	8.5
一時間当たり閲覧者数	1.4
上記の職員対応者数	0.5

※意見書投函数はゼロである。

平成24年度の県央振興局「23 繰県央砂基第7号土砂災害防止法（事前縦覧）業務委託」1,627,500円では、諫早市小長井町一か所のみで、以下のようになっている。

閲覧者数	53
延べ日数	10
一日当たり閲覧者数	5.3
一時間当たり閲覧者数	0.85
上記の職員対応者数	0.3

※意見書投函数はゼロである。

平成23年度の県北振興局「22 繰県北急基調第10号土砂災害防止法事前縦覧業務委託（柚木地区 日宇地区 三川内地区）」8,977,500円は3地区あるが以下の通りである。

	日宇地区	三川内地区	柚木地区	平均
閲覧者数	200	145	124	
延べ日数	20	20	20	
一日当たり閲覧者数※1	10	7.3	6.2	7.8
一時間当たり閲覧者数※2	1.6	1.2	1.0	1.3
上記の職員対応者数※3	0.5	0.4	0.3	0.4

※意見書投函は1件である。

この状況に、協会からも毎回のように閲覧者数が少なく、周知方法等の見直しをすべき点など、県へ報告書内で言及している。

一方、本県のように事前縦覧という形で住民に周知し、その業務を委託している例があるか疑問であったので、県に依頼し、他の自治体における事業の状況を聞き取りで調査したところ、以下のようになった(29自治体から回答)。

事業方法	自治体数
説明会	27
説明会と縦覧(ただし基本的に説明会)	1
戸別訪問	1

以上のように、本県のように事前縦覧の業務委託を発注している例はなく、ほとんどが一か所に住民を集め、説明会のみ行って住民への周知・説明を行っている。

以上を総括すると、事前縦覧と言っても、来訪者は少なく周知も不十分であり、説明に充てられる人員も過剰で、後段述べるような高度な専門知識を要求されるような局面もなく、それがあつたとしても県職員が対応すれば十分であると思われる。

他県と比較しても、このような委託事業が採用されていないのは、本県の手法が特殊であるからと判断される。人命にかかわることとはいえ、効率性を顧みず事業継続するべきではない。

今後は、対象区域も都市部を中心としたこれまでの状況から、人口の少ない郊外地域や離島が増えてくるものと思われ、制度の見直しの時期にきていると思われる。

このため、実施回数等の手法も効果を考慮した上で、説明会を中心とした説明を行い、個別の問題については県職員で対応することを原則とし、事前の周知活動など市町との協力を仰ぎながら土砂災害法の求めるところに対応するべきと考える。投入する税金と事業の効果とのバランスを十分に考慮されたい。

なお、上述の「来訪者は少なく周知も不十分であり、説明に充てられる人員も過剰で、後段述べるような高度な専門知識を要求されるような局面もなく」については、次のような反論を県はしているのだが、

説得力は全くない。無駄な事業をやっているということの証明を自ら行っているようなものである。

○「周知も不十分」について

事前縦覧を実施するにあたり県HP・新聞掲載のほか、対象となる地区については、自治会の回覧板や前日、当日の行政無線などでの周知を図っている。なお、長崎市においては、指定区域内にある住宅へは、はがき送付により、通知し周知を行っている。

周知の向上として、広報車や市のケーブルTVなどの活用による周知も可能な地区では、取り入れてきた。

⇒ さまざま手を打っても来訪者が一向に増加せず、効果が出ていないのであるから、事業のやり方が違っているのであって、無駄に無駄を重ねているに過ぎない。これこそが、委託事業廃止の根拠たる所以である。

○「人員も過剰」について

説明者、記録者及び受付者（住民案内及び土砂災害の一般的な説明等）の3人構成で一定の来訪者があれば必要な人数であり過剰とは考えられない。

⇒ 一人でやれば済む話であるが、そもそも、当該事業を廃止し、原則として自治体職員が行えば済む話である。その他にも、〈表6：設計金額の構造〉にあるが、現場作業だけでなく、一地区あたりの準備・後片付けには約4万が支払われ、とりまとめ作業には、約28万もの支払いが設計金額で充てられている。実に冗長な事業と言わざるを得ない。

○「高度な専門知識を要求される局面もなく」について

縦覧者の土地又は建物が土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域にあるかの確認と警戒区域内であれば土砂災害の危険性や前兆現象などとともに警戒避難に関する説明及び特別警戒区域に該当する場合は、個人建物の新築等や特定開発行為における法手続きなどの専門的な説明を行っている。

⇒ これも、自治体職員が直接行えば済む話である。ニーズも少ないのに専門的な説明をわざわざ、外部に委託する必要はない。

④ 設計金額の見直しがなされていなかった点について

「エ 設計金額について」で記したが、平成22年度の一般競争入札導入において、設計金額を組み立てる際、県は5者から見積単価に用いる参考見積を徴取している。

その際、最も安価であった協会の提示した見積を基礎に見積歩掛を採用している。

問題点は次の二点である。

ア 参考見積（歩掛り）の徴取を平成23年度以後行っていない（意見）

県は参考見積（歩掛り）の徴取を平成23年度以後行っていない。毎年度、参考見積（歩掛り）の徴取方法や、見積書（歩掛り）を作成するにあたっての条件など、実績に基づきフィードバックして設計金額の精度を上げるべきであるのに、それを怠っている。後段述べるが、一般競争入札を採用しているにもかかわらず

ならず一者応札にある状況に甘んじ、競争性を向上させる努力が払われていない。

イ 設計書の内容について、見直をしていない点について（意見）

いかに当該契約が請負契約で、入札した結果により請負金額が決定し成果物の受領を重視する業務とはいえ、一者応札・落札が継続しており、経済性が発揮されていない状況にあるのは明確であったのだから、県は設計金額の適正化の努力を払うべきであった。

少なくとも県は、事業実績や、決算書を入手し、分析できる立場にあるのだから、その検討結果を設計金額（歩掛り）にフィードバックするべきではなかったか。

また、設計金額には「とりまとめ」として一地区あたり技師 4 日と技術員 8 日として、それぞれの労務単価が乗じられた金額が含まれているが（一地区あたり約 28 万円にもなる）、どういう根拠で、このような日数を要するのか調査するべきではなかったか。

さらに、班員の構成（3 名）や、閲覧日数も明らかに過剰であるにもかかわらず削減もしていない。住民への周知方法等の努力にも効果が認められない。単価、日数ともに現実と乖離しているが、設計金額（歩掛り）を適宜見直す体制を整備するべきである。

⑤ 入札資格要件と仕様の見直しがなかった点について（意見）

平成 22 年の一般競争入札移行後、協会の一者応札の状況が継続しているが、平成 22 年の長崎振興局「22 長基第 7 号土砂災害防止法事前縦覧業務委託」10,689,000 円では、資格審査の応募が、協会以外に 3 者存在したという経緯がある。

しかしながら、資格審査で協会以外の 3 者は全て不適格であった。

資格審査では、「オ<表 7：入札資格>」で記した条件に適合するか審査がなされていたが、某事業者においては、詳細かつ厳格に実務経験が条件に適合するか検討している経過が見られ、技術者の経歴書に記された砂防施設等の建設にかかる設計などの経歴が非該当として排除されており、結果 5 年の実務経験に満たないと判断されている。

以来、資格審査に応募する会社はない。

入札資格は見直しがなされておらず、必要以上に参入障壁となる要件がなかったか、一者応札の状況を踏まえて見直すべきであったと思われる。また「斜面判定士」の資格要件をわざわざ設けた点は、治水砂防ボランティア協会（員）を優先し県 OB を優遇しているにも等しく、納得いくものではない（そういう見方に対して謙虚であるべきと思うがどうだろうか）。

また、当該事前縦覧業務委託の仕様にも見直しの余地があり、これまでの仕様では委託期間のある時期に集中して 2 週間、業務に張り付くことを要求する内容であり、民間業者が対応しづらい可能性がある。また、年度ごとの発注であり、全体計画が示されてこなかったこともあって、次年度以降の見通しも参入

の妨げの一因であり、また区域割り（例えば振興局単位ではなく広域をまとめる）などの発注ロットにも工夫が必要でなかったか。

結果として、一般競争入札を採用しながら一者応札が継続し、落札率も軒並み 94.7%以上であり、競争入札の効果が全く見られることはない。実態として一者随意契約と変わらない状況が放置されており、県の OB 団体への優遇と言われても仕方のない状況である。

非常に不効率であり、公平性も担保されていない状況にあり、一般競争入札を採用しながら一者応札で終始する状況は意味がないということを、県は認識するべきと考える。

⑥ その他の問題点について（意見）

各振興局における委託契約書の約定の内容が、土木工事用の標準様式を用い加工して運用しているため、当該事務委託となじまない内容が見られる。必要に応じ適切な内容へ見直しを行うべきである。

II - 28 建築課

【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

1. 検証結果

(1) 宅地建物取引業免許事務等電算処理業務委託について

① 概要

委託内容	宅地建物取引業免許事務等電算処理業務委託		
契約方法	一者随意契約		
契約金額	1,244,000 円		
過年度の推移 (円)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	1,105,000	1,228,000	1,324,000

② 請負契約ではなく委任契約とすべき点について (意見)

当該契約について県は、請負契約と位置づけ、一者随意契約をはじめ、一連の契約事務を行っているが、委託業務内容は、システム開発業務が入ってはいるものの、ほとんどの業務はシステム保守・運用業務なのであるから、委任契約として整理すべき業務と考える。今後は委任契約として位置づけ直し、委任契約に基づく契約事務を行うことを検討するべきである (請負契約としている背景には、本県会計課の通知文書における例示があるが、通知文書が絶対ということではない。また他県の契約形態が請負であることに同調しなければならない必要もないと考える)。

③ システム保守業務の性質と契約日が休日の場合の処理について (指摘)

システムの保守・運用業務である以上は、24 時間常時、委託業務の履行を求める必要がある。

しかし、平成 24 年度のように、4 月 1 日が休日のため、4 月 2 日付けで契約した契約については、契約の始期 (履行義務の開始) は、あくまで 4 月 2 日からであって、前年度末の契約履行終期と年度当初の契約始期との間の委託業務の隙間を埋めることはできず、不履行責任を問うこともできない。結局、追認条項を設けても、それは委託先が行った業務に対する県からの追認でしかない。

入札・契約事務マニュアルにおいても 4 月 1 日が休日である場合の対応について、「実務上支障がなければ」という条件付きで「翌開庁日に契約を締結することもやむを得ないものと考えます」としているとおり (平成 24 年 3 月 1 日付け「平成 24 年度当初における財務会計事務処理について (23 会第 75 号)」においても同様の注意喚起があり「真にやむを得ない場合の特例」という位置づけで一連の説明が解説されているにすぎない)、「業務上支障がある」常時継続が必須の委託業務は、4 月 1 日に契約するか、債務負担行為等の手続きを経て 3 月中に契約更新する必要がある。

④ 仕様書への常時履行義務の明記について (意見)

仕様書にシステム監視業務の常時履行義務を明記するか、処理システムに関する取決書への参照規定を

置き、履行義務内容の明確化を図るべきである。

⑤ 再委託の禁止事項の抵触について（指摘）

契約書第4条の再委託禁止条項があるが、宅地建物取引業法主管者協議会の作成した「宅建システムの運営体制（概念図）」にも、不動産適正取引推進機構が、宅建システム管理を外部業者へ業務委託することが明示されており、常識的にもシステム保守に下請け企業が存在するのは十分に想定される場所である。再委託の事実があるにも関わらず、県の承認が漏れており、県も気づいていない。契約の履行を遵守させるべきである。

⑥ 委託契約の履行確認について（意見）

委託先の情報管理や、システムのセキュリティが満足いく水準であるか、全く県は検証していない。他自治体と連携して共同監査を行い、委託先のセキュリティの検証を行うべきである。

(2) 構造計算適合性判定業務（単価契約）について

① 概要

委託内容	構造計算適合性判定業務（単価契約）		
契約方法	一者随意契約		
契約金額	5,003,000円（K社分）		
過年度の推移（円）	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	2,842,000	5,725,000	5,167,000

② 承諾書の記載について（意見）

請負契約でありながら、契約に先立って契約意思の確認のため承諾書を徴取している。単価契約ではあるが、既に単価は法令で定められており、実質は見込発注量の承諾でしかないため、かかるイレギュラーな処理はやむを得ないとしても、あくまで請負契約なのであるから、委任契約のように承諾書上「予定額」を記載するべきではないと考える。

③ 再委託の条項について（指摘）

契約書第6条に定める「一括再委託の禁止」条項では、例外規定を置き、再委託が可能となる余地があるが、事業の性質上、再委託は全面禁止するべきである。

一方で、個人情報取扱特記事項の第7も見直すべきである。

(3) その他の問題点について

① 入札書の封緘（ふうかん）がなされていない点について（指摘）

建築課における委託契約に係る競争入札が行われた案件について、「原議（一連の契約事務文書を綴ったもの）」に、入札書とともに入札時使用した封筒について、「封緘」の痕跡がない例が見られた。ヒアリン

グにおいても封緘はしていないとのことであった。

財務規則第 99 条では「入札しようとする者は、入札書を作成し、封かんの上、自己の氏名を表記し、契約担当者の指定する書類及び入札保証金とともに指定の日時まで指定の場所に提出しなければならない」とあり、封緘が求められている。

通常は封筒の封が糊付けされ、開札時、封筒の端をハサミで切り落としているはずである。規則で求められた入札時の動作が遵守されていない。

「封緘は、現在は強制されていない」とのコメントも当課で聞かれたが、本県事務において封緘を強制しない根拠（文書化されたもの）も存在せず、また財務規則に反していることには変わりはない。封緘が現実には適合しないのであれば、規則の改正が先であるとする。

今後は、財務規則で求められている動作の遵守を証明するために、封緘・使用済みの封筒を原議に綴りこむべきと考える。

② スプレッドシートの管理について（意見）

建築課においては、指名業者の管理や選定作業、設計金額の算定作業（資料ともなる）について、EXCEL シートに依存している環境にある。

しかしながら、EXCEL に代表されるパソコン上のスプレッドシートは、システム管理上、様々な面で脆弱であり、管理を厳格に行わなければならない。

例えば、指名業者の選定において使用している EXCEL シートの計算式や、マクロの改竄も容易であり、現状、ロックもかかっていない。パラメータの入力もダブルチェックを行っておらず、入力の正確性や入力の適時性も十分に担保されていない。このため、正確な指名業者が選定されているか否かは、出力結果を課内の担当者で検証するしかなく、発見統制に依存しており、システム的な予防統制は脆弱な状態にある。

また、システムのアクセスについても、ID やパスワードによる管理意識も低く、ログ管理も十分ではないため、「だれが」、「いつ」データにアクセスしたかを遡及して検証し、関与者を特定することもできない状況にある。これでは不祥事が発生した際の説明も難しい。

土木技術情報システムの導入が必要と考えられる。また、EXCEL で作成した選定作業用ファイルの管理のあり方については考慮が必要だと考える。

③ 指名業者の選定におけるパラメータの正確性について（意見）

設計委託業務の指名競争入札において、指名業者の選定は、技術者の数、年間平均実績高（一般・公共）、自己資本額、営業年数、業務成績、設計競技の実績などを点数化し、ランク分けを行った上で、設計対象の規模、設計の難易度、設計の実績、業者の所在地域、指名回数などを考慮し、指名が行われている。ランク分けのための点数を決定するための各項目については、指名への参加を希望する業者へのアンケートにより確認を行っている。

当アンケート項目の中の自己資本額については、平成 25 年度より業者の記入した金額の確認のために、貸借対照表の添付を要求することとしているが、平成 24 年度までは、アンケートの記入によるのみであっ

た。

今回の監査において、平成 25 年 3 月に提出されたアンケートに添付された貸借対照表と平成 24 年度のアンケートによる自己資本額が合致するか否かについて確認を行ったが、実際の自己資本額（平成 25 年 3 月アンケート分）と異なるもの（平成 24 年度分）が複数見られた。結局、平成 24 年度のランク決定に用いられたパラメータとしては、誤ったものが用いられていたこととなる。当アンケートの結果は、業務委託先を決定するための指名競争入札のランク（発注基準）を決定するものとなるものであり、公正な入札を行うために重要な要素となる。

今後は、貸借対照表の提出を受けた上で確認を行うことにより、正確な自己資本額を把握できる可能性が高まることが期待できるが、提出された貸借対照表の正確性についても不明な点があれば提出業者にヒアリングをするなどの方法により内容を確認し、より適正な指名業者の選定が行われるよう注意が必要である（ただし当該事項は平成 25 年度においては対応がなされている）。

④ 業績が悪化している業者への委託について（意見）

業績が悪化している業者に対する委託については、「長崎県建設コンサルタント業務等の指名基準」において、経営状態が悪い業者に該当する場合には、指名しないこととしている。

ここに該当する項目として「長崎県建設コンサルタント業務等の指名基準」では、銀行取引の停止や破産手続き、会社更生手続きなどがその要件として挙げられている。つまり経営破綻が法的に明らかな事象が確認された場合であって、破綻に対する予防統制の面から言えば機能を向上させる必要があると思われる。

委託業務の確実な履行の側面から考えると、破綻の懸念が大きい事業者を識別することが大事であると思われる。例えば財政状態（バランスシート）が著しい債務超過にある場合など、自己資本の状態によって、ランク付けの際の配点（重み）を見直すなどの対応も検討すべきではないかと考える。

II - 29 競技力向上対策課

【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

1. 検証結果

(1) 平成 24 年度輝くスポーツ活性化事業業務委託について

① 概要

委託内容	平成 24 年度輝くスポーツ活性化事業業務委託		
契約方法	委任契約		
契約金額	18,942,047 円 (8 契約合計)		
過年度の推移 (円)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	—	—	40,677,205

② 積算根拠の明確化について (意見)

当該契約は委任契約であり、積算金額が予定価格であり当初契約額となる。当該契約では見積書の徴取で終わっており、これをもって積算価額の算定に代えてしまっている。本来、積算金額の算定過程における検討を行うことと、その過程を残すことが必須であるが、疎明資料とともに整理した上で、伺いによる検証、承認を得るようにするべきである。

③ 契約終期における消耗品の購入について (意見)

契約終期に消耗品を購入している例が多い。契約終期に購入してもその消費・効果を考えると、事業関連性が希薄になってしまうため、このような支出は避ける必要がある。消耗品費 (需用費) は、事業計画に沿ったもので、購入の理由が明確であるべきと考える。

④ 松浦市体育協会向け 2,389,497 円 (平成 24 年度) 及び同協会向け 4,086,887 円 (平成 23 年度) の資金管理について (意見)

平成 23 年度契約では、前金払いで委託料が支払われており (前金払いは平成 24 年 1 月 23 日まで行われており、契約額が満額支払われている)、最終的に平成 24 年 5 月 31 日に精算・返還 523,513 円がなされている。

協会の出納帳を見ると、この返還金 523,513 円が残高として存在しているが、平成 24 年 4 月 4 日から平成 24 年度契約分の支出が始まり、5 月 21 日までに合計 288,749 円が、この返還金から支払われている。

本来は、当該返還金は、県へ返還することが確定しているので「預り金」としてホールドしておくべき資金である。平成 24 年度契約は同 4 月 2 日に締結しているが、契約履行に伴う支出は「立替金」により賄うべきである。年度間の資金分離を行うよう、県の指導が必要である。

(2) 長崎県艇（ヨット等）管理運営業務委託について

① 概要

委託内容	長崎県艇（ヨット等）管理運営業務委託		
契約方法	一者見積もりによる随意契約		
契約金額	2,484,000 円		
過年度の推移（円）	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	2,484,000	2,484,000	2,484,000

当委託契約は、長崎サンセットマリーナにおいて県が所有するヨット等（小型艇 31 艇、救助艇 2 艇）の管理運営業務を委託するものである。業務内容としては、以下の通り。

- ・ 日常における、県艇の数量及び破損状況等の把握を 1 日 2 回午前と午後行うこと。
- ・ 県艇を損傷し、又は汚損する行為の監視
- ・ 日常点検時等により県艇の破損等が見つかった場合に遅延なく報告を行うこと。また、災害等による緊急連絡事項には、特に注意し、遅延のない報告を行うものとする。
- ・ 県艇の貸出に伴う搬入及び搬出の立会
- ・ その他検定の管理上、特に必要な業務

当契約は、県の所有施設であるサンセットマリーナの指定管理者となっており、長崎県等が出資を行い平成 5 年 6 月に設立した長崎サンセットマリーナ(株)との一者見積もりによる随意契約となっている。

② 利用状況の報告について（指摘）

当委託契約の業務内容については、「長崎県艇（ヨット等）管理運営業務」に明記されており、管理運営業務の業務委託完了報告書において提出書類として県艇貸し出し状況資料が挙げられている。

貸出状況を確認したところ、平成 23 年及び平成 24 年については、県有艇の貸出記録としては、貸出実績は 1 件も記載がなされていない状況となっている。

しかし、実際には、日常的に高校生や競技団体の選手、ジュニアスクールなどにより利用がなされており、かつ大会が長崎サンセットマリーナ以外である場合には、艇を輸送し利用がなされている。

現在は、このような県有艇の利用状況ではあるが、貸し出しに関する報告がなされていないため、利用状況については把握ができない状況となっている。

県有艇は長崎県の物品に当たるため、その管理については、長崎県物品取扱規則によるべきであり、貸付については、当規則 25 条による。このことから、県有艇の貸し出しにあたっては、長崎県物品取扱規則第 25 条に定める規定に従い、少なくとも借用書の提出、貸付簿等の整備は必要であると考えられる。

長崎県としては、管理運営の委託契約書を見直し、管理運営の委託者に対し、長崎県物品取扱規則に準じた対応を指導する必要がある。

③ 指定管理との関係について（意見）

長崎サンセットマリーナ㈱は、長崎県の公有財産である長崎サンセットマリーナの指定管理者として長崎サンセットマリーナの管理運営を行っていつつ、別途長崎県の県艇の管理運営を別契約で行っている。

県艇については競技力向上対策課、長崎サンセットマリーナの施設については土木部港湾課が管轄課となっていること、そしてその目的としても県艇の管理については、競技力向上の目的からなされているのに対し、施設の管理については施設の運営が目的となっているため、別の支出となっている。

しかしながら、例えば県艇の管理運営業務委託に含まれる日常の監視業務など指定管理者の業務と重なる部分もあることを考えると、指定管理との統合等の見直しについて横断的に取り組むべきである。

なお、平成 23 年度包括外部監査結果報告書 P225 において、以下の検出事項があった。

④ 委託契約と指定管理業務における分割発注の問題について（意見）

公園緑地協会と県との取引については、土木部都市計画課との当該指定管理業務と協会年会費負担金の他に、教育庁体育保健課との委託契約がある。

この委託契約は、長崎県立総合運動公園トレーニング室管理運営業務委託 345,000 円と長崎県立総合運動公園補助競技場物品管理業務委託 153,000 円であり、どちらも随意契約による委任契約である。これらの契約内容は、指定管理業務と同じ諫早の県立運動公園内での管理業務であり、所管が違うために契約がバラバラになってしまっている。指定管理業務の一項目にすることによってさらに経済性が発揮できるはずであるため早急に見直しが必要と考える。

これに対する体育保健課の措置は以下の通りである。

体育保健課の委託分については、平成 25 年度以降の指定管理者募集時に都市計画課の指定管理業務の中に組み入れることにしております。なお、平成 24 年度に期限が切れる県立総合運動公園の指定管理者については、平成 24 年 8 月 6 日に公募しています。

趣旨としては同じである。

II - 30 会計課

【第二テーマ】委託契約に関する財務事務の検証について

1. 検証結果

(1) 資格審査結果の転用の手続きについて（意見）

委託契約の入札にあたり、一般競争入札において行われた入札資格審査結果を、類似の委託契約の一般競争入札における入札資格審査において転用し、入札資格審査を行わない例がある。

同種の契約事務で資格審査を繰り返すことに合理性はなく、資格審査結果に有効期間がある以上、転用自体は是認するものであるが、その事務が、規程化・文書化されておらず、個々の契約事務によって処理内容が不統一な状態にある。

事務処理がまちまちである以上、事務処理の適切な履行に関する判断基準は必要である。今後の取扱いについて、例えば以下のような手続きが必要であると思われる。

① 当該入札の入札参加資格の告示に記載

(記載例)

〇〇の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について定める告示（平成〇〇年長崎県告示〇〇号）に基づき、入札参加資格を有すると決定され、かつ、〇号に掲げる競争入札に参加することができない者に該当しない者で、〇号に掲げる競争入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格申請内容確認書（様式〇号）に資格審査結果通知書の写し及び申請書のうち次の書類を添え、（〇番）に掲げる場所に持参すること。

② 業者の手続き

競争入札参加資格審査申請書に「資格審査結果通知書」の写しを添付し、県に提出する

③ 県の処理

内容を審査し、資格審査結果通知書により通知する

(2) 印鑑照合の履行の徹底について（意見）

一般競争入札の場合を例にあげると、入札資格審査の申請時、「県と取引上使用する書類に、すべてこの印鑑を使用する」として印鑑届が提出される。そして、この印影を基準として、入札書や委任状の印影によってこれらの書面の法的有効性（入札の有効性）を審査している。実際、委任状の印影相違により、入札結果を無効とした案件（つまり落札者が失効し、第二順位の入札者と契約している）も見られたところであった（観光振興課の項を参照のこと）。

本県の入札事務においては、届出印との相違は、重要な意味を持つとの位置づけである。

一方、印鑑照合が不十分で、契約書の印影が相違している例（水産振興課の契約で同一業者との2契約）

が今回の監査で検出されており、県の検証の品質が一定でないと言わざるを得ない。

また、上記(1)の資格審査結果を転用する場合でも、転用元の印鑑届と、転用先の入札書や委任状の印影との照合履行についての所管課の認識は極めて低い。

印鑑照合の履行を徹底するよう指導・周知が必要である。

(3) 入札書の封緘(ふうかん)がなされていない点について(意見)

今回、複数の部署における委託契約について、入札時使用した封筒が「原議(一連の契約事務文書を綴ったもの)」に綴られている例の中に、「封緘」の痕跡がないものが見られた。

財務規則第99条では「入札しようとする者は、入札書を作成し、封かんの上、自己の氏名を表記し、契約担当者の指定する書類及び入札保証金とともに指定の日時までに指定の場所に提出しなければならない」とあり、封緘が求められている。

通常は入札書を入れた封筒の封が糊付けされ、開札時、封筒の端をハサミで切り落としているはずである。

封緘の痕跡がないということは、規則で求められた入札時の動作が遵守されていないことを意味する。特に一者入札の一般競争入札の場合で封緘のない例が多く、一者入札であるがゆえ競争性もないため形ばかりの入札であった可能性も否定できない。

求められるアクションが一部でも崩れているとすれば、それは全体の入札事務に対する疑念を生じるものとなり、入札事務の形骸化も懸念されることとなる。

「封緘は、現在は強制されていない」との見解も一部で聞かれたが、本県事務において封緘を強制しない根拠(文書化されたもの)も存在せず、また財務規則に反していることに変わりはない。もし封緘が現実に適合しないのであれば、規則の改正が先であると考ええる。

また今後は、財務規則で求められている動作の遵守を証明するために、封緘・使用済みの封筒を原議に綴りこむべきと考える。

(4) 年度初日が休日の場合の契約事務について(意見)

システムの保守・運用業務や、県民の生命・財産の保全、種苗生産のような生命維持が求められる業務等、24時間常時委託業務の履行を求める必要がある委託契約がある。

しかし、平成24年度のように、4月1日が休日のため、4月2日付けで契約した契約については、契約の始期(履行義務の開始)は、あくまで4月2日からであって、前年度末の契約履行終期と年度当初の契約始期との間の委託業務の隙間を埋めることはできず、不履行責任を問うこともできない。結局、追認条項を設けても、それは委託先が行った業務に対する県からの追認でしかない。

入札・契約事務マニュアルにおいても4月1日が休日である場合の対応について、「実務上支障がなければ」という条件付きで「翌開庁日に契約を締結することもやむを得ないものと考えます」としているとおり(平成24年3月1日付け「平成24年度当初における財務会計事務処理について(23会第75号)」においても同様の注意喚起があり「真にやむを得ない場合の特例」という位置づけで一連の説明が解説されているにすぎない)、「業務上支障がある」常時継続が必須の委託業務は、債務負担行為等の手続きを経て3

月中に契約更新するか、4月1日に契約する必要がある。

しかしながら、常時継続の求められるはずの契約において、4月2日契約日（契約始期同日）で追認条項を付しているものが、多見される状態であり、契約のあり方として、県民（外部）に対して合理性を説明できない。

（なお、入札・契約事務マニュアルにおける上記記述の原典と思われる絶版書籍には、「ただし、この場合においても、追認の対象となる期間においては、相手方に履行の請求を行うことはできません。」と明記されている）

今後、同様の問題が発生する年度に備えて、マニュアルの記載内容の見直しや注意喚起文書の内容のありかた、及び文書発付のタイミングを見直す必要がある。